

令和6年度 第3回世田谷区男女共同参画推進部会 次第

令和7年1月20日（月）

午後6時～午後8時

保健医療福祉総合プラザ 研修室A

1 開会

2 議事

【協議事項】

- (1) 「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」クロス集計について

〔資料1-1〕

【報告事項】

- (1) 「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」集計結果（速報値）について

〔資料1-2、1-3、参考〕

- (2) 困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（案）について

〔資料2〕

- (3) 「第二次男女共同参画プラン後期計画に対するご意見・課題等」にかかる実施状況について〔資料3〕

3 閉会

◆今後の予定 令和7年2月26日 第3回世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会

◆配付資料

資料1-1 男女共同参画に関する区民意識・実態調査クロス集計について

資料1-2 男女共同参画に関する区民意識・実態調査の集計結果（速報値）について

資料1-3 男女共同参画に関する区民意識・実態調査集計結果（速報値）

参考 男女共同参画に関する区民意識・実態調査集計結果（速報値）※外国籍者のみ

資料2 困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（案）について

資料3 「第二次男女共同参画プラン後期計画に対するご意見・課題等」への実施状況

◆参考資料

資料① 男性相談チラシ

資料② 事業者向けリーフレット「Find Your Reiwa Model」

◆意見集約票

【事務局】

世田谷区生活文化政策部人権・男女共同参画課

電話 03-6304-3453

FAX 03-6304-3710

※SA＝シングルアンサー、MA＝マルチアンサー ※グラフの記載は「令和元年度調査報告書」に使用した種類を記載したものである。

経年項目に◎	変更設問に◎	今年度新規設問に★	目次(令和6年度)	S A / M A (令和6年度)	令和元年度報告書頁	クロス集計（令和元年報告書グラフ等）															
						性別	性・年代別	結婚状況別	性別・結婚状況別	性別・結婚状況および家族形態別	性別・共働き状況別	性別・役割分担意識別	就労状況別	性別・就労状況別	性別・就労状況別・結婚状況別	末子の成長段階別	性別・末子の成長段階別	性別・ライフステージ別	性別・常勤の勤め人別		
回答者属性																					
◎			F1 性別(性自認)	SA	34				帯												
◎			F2 年齢	SA	34				横棒												
	◎		F3 配偶者の有無	SA	35	36			帯	帯											
	◎		F3－1世帯の就労状況	SA	38				帯												
◎			F4 子どもの有無	SA	39	40					帯	帯									
◎			F4－1 末子の年齢	SA	40				横棒												
◎			F5 世帯構成	SA	41				縦棒												
◎			ライフステージ	SA	42				縦棒												
◎			就労状況	SA	43	44				折れ線											折れ線
1. 家庭生活と家族観について																					
◎			問1 家事の実施状況	SA	49	53	54		帯				数表	数表				数表			
◎			問2－1 収入の得られる労働の時間	SA	56	58	58		縦棒					数表				数表			
◎			問2－2 家庭内の家事・育児・介護などの時間・平日	SA	57	60	60		縦棒					数表				数表			
◎			問2－3 家庭内の家事・育児・介護などの時間・休日	SA	57	61	61	62	縦棒					数表				数表			
◎			問3 家族観・結婚観と男女の役割分担意識	SA	72	78				帯		帯								数表	
◎			問4 少子化の原因	MA	82	85	86		横棒	横棒								横棒			
◎			問5 望ましい大人と子どもの交流の機会・場	MA	87	89			横棒	横棒											
2. 労働・職場について																					
◎			問6 本人の職業	SA	90	92	93		横棒	横棒											横棒
◎			問6－1 就労理由	MA	94	96			横棒			横棒									
◎			問6－2 職場での女性差別	MA	97	99			横棒												縦棒
◎			問7 就労経験	SA	100				帯												
◎			問8 働いていない理由	MA	101	103			横棒												横棒
◎			問9 就労意向	MA	104	106			横棒	横棒											
◎			問10 望ましい女性の働き方	SA	107	108	109		帯	帯					帯						
◎			問11 女性が長く働きつづけることの障害	MA	111	113			横棒												横棒
3. 仕事と子育てについて																					
◎			問12 育児休業制度の利用意向	SA	114	115	115		帯	帯											帯
◎			問12－1 育児休業制度を利用しない理由	MA	116	118			横棒												横棒
◎			問13 育児休業制度を利用促進策	MA	119	121	122		横棒	横棒											横棒
◎			問14 職場に望む子育てと仕事の両立支援	MA	123	125			横棒												横棒
◎			問15 区に望む子育てと仕事の両立支援	MA	126	128			横棒												横棒
4. 介護について																					
◎			問16 介護をしてほしい相手	SA	129	131			横棒	横棒											
◎			問17 男性の介護への参加を進めるために	MA	132	134			横棒	横棒											
5. DV及び性暴力について																					
◎			問18 DV防止法の認知	SA	135	136			帯	帯											
◎			問19 ドメスティック・バイオレンスについての考え	SA	137	138	139		帯	帯					帯						
◎			問20 ドメスティック・バイオレンスだと思うもの	MA	140	143	144		横棒						横棒			数表			
◎			問21 充実すべきドメスティック・バイオレンス対策	MA	145				横棒												
◎			問22 ドメスティック・バイオレンスへの日本での対応状況	SA	148	149			帯	帯											
6. 社会参加・らぶらすについて																					
◎			問23 グループ・団体への参加状況	SA	152	153	153	154	帯	帯		帯					帯				
◎			問23－1 活動内容	MA	155	157			横棒	横棒											
◎			問23－2 参加していない理由	MA	158	160	161		横棒	横棒				横棒							
◎			問24 “らぶらす”の認知	SA	162	163			帯	帯											
◎			問25 “らぶらす”を中心とした区の事業展開について	MA	164	166			横棒	横棒											
7. 男女平等・男女共同参画社会の実現に向けて																					
◎			問26 男女平等観	SA	167	172			帯	帯											
◎			問27 行政への女性意見の反映度	SA	176	177			帯	帯											
◎			問27－1 女性の意見が反映されていない理由	MA	178				横棒												
◎			問28 男女共同参画のもたらす影響	MA	180	182			横棒	横棒											
◎			問29 行政への要望	MA	183	185			横棒	横棒											
8. 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)について																					
◎			問30 ワーク・ライフ・バランスの希望	SA	186	188			横棒	横棒											
◎			問31 ワーク・ライフ・バランスの現実	SA	190	192			横棒	横棒											
◎			問32 ワーク・ライフ・バランスに重要なこと	MA	194	196			横棒	横棒											
9. 防災について																					
	◎		問33 防災分野で男女共同参画の視点を生かすための施策	MA	197	199			横棒	横棒											
10. 男性特有の生きづらさについて																					
		★	問34 らしさによるいきづらさの感覚の有無	SA					(帯)	(帯)							(数表)				
		★	問35 男性特有のいきづらさを最も強く存在する点	MA					(帯)	(帯)										(横棒)	
		★	問35－1 その場面	SA					(帯)	(帯)											
11. 性的マイノリティ(性的少数者)																					
◎			問36 性別の悩みの有無	SA	200	201			帯	帯											
◎			問37 性的マイノリティという言葉の認知	SA	202	203			帯	帯											
◎			問38 性のあり方に関する意見	SA	204	205	206	206	帯	帯		帯			帯						
	◎		問39 性的マイノリティの方が暮らしやすい社会になるための必要なもの	MA	207	208			帯	帯											
	◎		問40 世田谷区“パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓”の認知	SA	209	210			帯	帯											
◎			問41 “世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例”の認知	SA	211	212			帯	帯											
12. コロナウイルス禍を経た環境変化について																					
		★	問42 新型コロナウイルス感染症拡大による日常生活や行動の変化	MA					(横棒)	(横棒)							(数表)				
13. 区の政策について																					
		★	問43 個人の尊厳が尊重され、多様性を認められながら、自分らしく安心して暮らせているか	SA					(帯)	(帯)											
		★	問44 ジェンダー主流化についての認知	SA					(帯)	(帯)											
		★	問45 区の政策においてジェンダー主流化の視点を取り入れる優先度の最も高い分野	SA					(横棒)	(横棒)											

※今年度新規設問は、「資料1-2 集計結果(速報値)」をご参照ください。

令和 7 年 1 月 2 0 日
生 活 文 化 政 策 部
人 権 ・ 男 女 共 同 参 画 課

男女共同参画に関する区民意識・実態調査の集計結果（速報値）について

1 主旨

区では、令和 4 年度から令和 8 年度までを計画期間とする「世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画」に基づき、一人ひとりの人権が尊重され、自らの意思で個性と能力を十分発揮できる男女共同参画社会の実現をめざし、施策の推進に取り組んでいる。

施策の推進にあたっては、5 年ごとに区民の意識や家庭や仕事、子育てなどの観点から実態調査を行い、具体的施策の検討や新たな男女共同参画プラン策定の基礎資料としている。

（前回調査実施：令和元年度）

次期プラン「（仮称）第三次男女共同参画プラン」については、令和 9 年度スタートを予定しており、本年 1 1 月に以下のとおり調査を実施した。

2 調査概要

（1）調査期間

令和 6 年 1 1 月 1 日～2 2 日

（2）調査方法

調査用紙郵送による調査（ウェブによる回答も可能）

返信用封筒も同封

（3）調査対象

住民基本台帳より無作為に抽出した 1 8 歳以上 7 0 歳未満の区民 3, 0 0 0 人

（内訳：日本国籍者 2, 9 1 0 人 外国籍者 9 0 人）

3 調査項目

（1）家庭生活と家族観について

（2）労働・職場について

（3）仕事と子育てについて

（4）介護について

（5）DV 及び性暴力について

（6）社会参加・「男女共同参画センターらぷらす」について

（7）男女平等・男女共同参画社会の実現に向けて

（8）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について

（9）防災について

（10）男性特有の生きづらさについて

（11）性的マイノリティ（性的少数者）について

（12）コロナウイルス禍を経た環境変化について

（13）区の政策について

4 回収結果

	全 体	女 性	男 性	その他	性別無回答
標 本 数	3, 000	1, 500	1, 500	-	-
(令和元年度)	(3, 000)	(1, 459)	(1, 461)	-	-
うち外国籍者	90	35	55	-	-
(令和元年度)	(80)	(49)	(31)	-	-
郵送有効回収数	436	276	155	1	4
(令和元年度)	(997)	(592)	(399)	(1)	(5)
うち外国籍者※1	12	8	4	0	0
(令和元年度)	(20)	(14)	(5)	(1)	(0)
ウェブ有効回収数	505	284	218	3	0
(令和元年度)	-	-	-	-	-
うち外国籍者	5	3	2	0	0
(令和元年度)	-	-	-	-	-
有効回収数	941	560	373	4	4
(令和元年度)	(997)	(592)	(399)	(1)	(5)
うち外国籍者	17	11	6	0	0
(令和元年度)	(20)	(14)	(5)	(1)	(0)
回 収 率	31. 4%	37. 3%	24. 9%	- %	- %
(令和元年度)	(33. 2%)	(40. 6%)	(27. 3%)	- %	- %
未 回 収 数※2	2, 059	940	1, 127	-	-
(令和元年度)	(2, 003)	(867)	(1, 062)	-	-
うち不明・辞退	20	6	12	-	2

※1 外国籍者の郵送有効回収数のうち、

- ・ルビ付き日本語調査票の回収数：5 件
- ・英語調査票の回収数：7 件

※2 男女別の未回収数については、標本数－有効回収数（紙、WEB）で算出。そのため、「その他」、「無回答」（8 件）を考慮していないので、男女別の合計値と全体数の値が合わない。

5 クロス集計対応表

資料 1 - 1 のとおり

6 集計結果（速報値）

資料 1 - 3 のとおり

7 今後のスケジュール（予定）

令和 7 年 2 月 2 6 日 第 3 回男女共同参画・多文化共生推進審議会（調査結果報告）

男女共同参画に関する区民意識・実態調査

集計結果（速報値）

※一部、前回調査結果あり

目次

1 単純集計結果（性別クロス集計あり）	2
項目 1【はじめに、あなた自身のことについておたずねします。】	2
項目 2【家庭生活と家族観について】	4
項目 3【労働・職場について】	19
項目 4【仕事と子育てについて】	23
項目 5【介護について】	26
項目 6【ドメスティック・バイオレンス（DV）及び性暴力について】	27
項目 7【社会参加・「男女共同参画センター“らぷらす”」について】	31
項目 8【男女平等・男女共同参画社会の実現に向けて】	33
項目 9【仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について】	38
項目 10【防災について】	40
項目 11【男性特有の生きづらさについて】	41
項目 12【性的マイノリティ（性的少数者）について】	43
項目 13【コロナウイルス禍を経た環境変化について】	46
項目 14【区の政策について】	47
2 自由意見.....	48

1 単純集計結果（性別クロス集計あり）

項目 1【はじめに、あなた自身のことについておたずねします。】

F1 あなたの性別（性自認）は。

選択肢	全体	男性	女性	その他	無回答・ 無効回答
全体	942	372	560	4	6
	100.0%	39.5%	59.4%	0.4%	0.6%

F2 あなたのお歳はおいくつですか。

選択肢	全体	18～24 歳	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳	40～44 歳	45～49 歳	50～54 歳	55～59 歳	60～64 歳	65～69 歳	無回答・ 無効回答
全体	942	60	61	73	94	83	135	142	148	74	65	7
	100.0%	6.4%	6.5%	7.7%	10.0%	8.8%	14.3%	15.1%	15.7%	7.9%	6.9%	0.7%
(性自認)	男性	366	26	24	28	37	34	50	52	53	35	27
		100.0%	7.1%	6.6%	7.7%	10.1%	9.3%	13.7%	14.2%	14.5%	9.6%	7.4%
	女性	529	33	36	42	55	44	77	84	88	37	32
		100.0%	6.2%	6.8%	7.9%	10.4%	8.3%	14.6%	15.9%	16.6%	7.0%	6.0%
	その他	4	1	0	2	1	0	0	0	0	0	0
		100.0%	25.0%	0.0%	50.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

F3 あなたに配偶者（事実婚およびパートナーを含む）はいますか。 ※設問内容変更

選択肢	全体	いる	いない	無回答・ 無効回答
全体	942	599	330	13
	100.0%	63.6%	35.0%	1.4%
(性自認)	男性	366	236	127
		100.0%	64.5%	34.7%
	女性	529	328	197
		100.0%	62.0%	37.2%
	その他	4	0	4
		100.0%	0.0%	100.0%

(参考：令和元年度調査) あなたは結婚していますか。

	全 体	している(事 実婚・パート ナーを含む)	していない (離別・死別 など)	していない (未婚)	無回答
全 体	997	683	75	236	3
	100.0	68.5	7.5	23.7	0.3
性 別	男性	399	270	24	105
		100.0	67.7	6.0	26.3
	女性	592	412	49	131
		100.0	69.6	8.3	22.1
	無回答	6	1	2	0
		100.0	16.7	33.3	0.0

○<F3で「1」とお答えの方に>

F3-1 あなたの世帯の就労状況は、次のどれにあてはまりますか。 ※設問内容変更

選択肢	全体	共働き	配偶者 (夫)だけ 働いてい る	配偶者 (妻)だけ 働いてい る	事実婚・ パートナー の片方だ け働いて いる	両方とも 無職	無回答・ 無効回答
全体	599	393	166	13	4	21	2
	100.0%	65.6%	27.7%	2.2%	0.7%	3.5%	0.3%
(性自認)	男性	236	161	64	4	0	7
		100.0%	68.2%	27.1%	1.7%	0.0%	3.0%
	女性	328	230	76	5	4	11
		100.0%	70.1%	23.2%	1.5%	1.2%	3.4%
	その他	0	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-

(参考：令和元年度調査) あなたの世帯は、共働きですか。

		全 体	共働き	夫だけ働いている	妻だけ働いている	パートナーの片方だけ働いている	夫婦・パートナーとも無職	無回答
全 体		683	426	212	13	3	25	4
		100.0	62.4	31.0	1.9	0.4	3.7	0.6
性 別	男性	270	161	95	6	0	8	0
		100.0	59.6	35.2	2.2	0.0	3.0	0.0
	女性	412	265	117	7	2	17	4
		100.0	64.3	28.4	1.7	0.5	4.1	1.0
	無回答	1	0	0	0	1	0	0
		100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0

F4 お子さんはいらっしゃいますか。

選択肢番号			1	2	
選択肢		全体	いる	いない	無回答・無効回答
全体		942	482	436	24
		100.0%	51.2%	46.3%	2.5%
(性 性別 自認)	男性	366	189	170	7
		100.0%	51.6%	46.4%	1.9%
	女性	529	262	257	10
		100.0%	49.5%	48.6%	1.9%
	その他	4	0	4	0
		100.0%	0.0%	100.0%	0.0%

○＜F4で「1」とお答えの方に＞

F4-1 一番下のお子さんは、おいくつですか。

選択肢		全体	1歳未満	1～2歳	3歳～小学校入学前	小学生	中学生	高校生	短大・各種学校・大学・大学院生	社会人	無回答・無効回答
全体		482	27	35	49	85	45	38	60	143	0
		100.0%	5.6%	7.3%	10.2%	17.6%	9.3%	7.9%	12.4%	29.7%	0.0%
(性 性別 自認)	男性	189	15	10	24	37	21	12	21	49	0
		100.0%	7.9%	5.3%	12.7%	19.6%	11.1%	6.3%	11.1%	25.9%	0.0%
	女性	262	11	25	22	44	16	25	36	83	0
		100.0%	4.2%	9.5%	8.4%	16.8%	6.1%	9.5%	13.7%	31.7%	0.0%
	その他	0									
		-									

F5 あなたの世帯は、このように分類した場合、どれにあたりますか。ご自分の立場（自分が親、自分が子ども）にかかわらず、世帯構成をお答えください。

選択肢		全体	ひとり暮らし	夫婦のみ（一世代家族）	親と子どものみ（二世代家族）	親と子どもと孫（三世代家族）	その他	無回答・無効回答
全体		942	192	193	476	52	23	6
		100.0%	20.4%	20.5%	50.5%	5.5%	2.4%	0.6%
(性 性別 自認)	男性	366	73	73	196	17	7	0
		100.0%	19.9%	19.9%	53.6%	4.6%	1.9%	0.0%
	女性	529	117	111	251	34	16	0
		100.0%	22.1%	21.0%	47.4%	6.4%	3.0%	0.0%
	その他	4	1	0	2	1	0	0
		100.0%	25.0%	0.0%	50.0%	25.0%	0.0%	0.0%

○＜参考：F5「その他」回答肢（原文ママ）＞

「寮生活親と子どもと子供のパートナー」「カップル(婚姻関係なし)」「親と子供と祖父母」「妹」「友人と同居」「姉妹」「同棲」「同棲」「ふたり暮らし(自分とパートナー)」「ルームシェア」「兄弟と姪」「両親と自分」「ルームシェア」「彼女と二人暮らし」「兄弟」「弟と同居」「夫妻・義母」「子供夫婦と孫」

項目2【家庭生活と家族観について】

問1 あなたは（ア）～（ク）にあげることをどの程度おこなっていますか。（○はそれぞれ1つつつ）

（ア）食事のしたくをどの程度おこなっていますか。

選択肢	全体	いつもして いる	ときどきす る	ほとんどし ない	まったくし ない	無回答・ 無効回答
全体	942	538	239	117	45	3
	100.0%	57.1%	25.4%	12.4%	4.8%	0.3%
（性 自 認）	男性	366	108	143	76	39
		100.0%	29.5%	39.1%	20.8%	10.7%
	女性	529	397	89	38	5
		100.0%	75.0%	16.8%	7.2%	0.9%
	その他	4	1	2	1	0
	100.0%	25.0%	50.0%	25.0%	0.0%	0.0%

（参考：令和元年度調査）（ア）食事のしたくをどの程度おこなっていますか。

	全 体	いつもして いる	わりとよくや る	ときどきする	ほとんどしな い	まったくしな い	無回答
全 体	997	470	149	168	131	72	7
	100.0	47.1	14.9	16.9	13.1	7.2	0.7
性 別	男性	399	65	59	112	100	2
		100.0	16.3	14.8	28.1	25.1	0.5
	女性	592	401	90	56	30	10
		100.0	67.7	15.2	9.5	5.1	1.7
	無回答	6	4	0	0	1	0
	100.0	66.7	0.0	0.0	16.7	16.7	0.0

（イ）食料品・日用品の買い物をどの程度おこなっていますか。

選択肢	全体	いつもして いる	ときどきす る	ほとんどし ない	まったくし ない	無回答・ 無効回答
全体	942	578	278	59	22	5
	100.0%	61.4%	29.5%	6.3%	2.3%	0.5%
（性 自 認）	男性	366	142	169	38	17
		100.0%	38.8%	46.2%	10.4%	4.6%
	女性	529	406	100	18	5
		100.0%	76.7%	18.9%	3.4%	0.9%
	その他	4	1	1	2	0
	100.0%	25.0%	25.0%	50.0%	0.0%	0.0%

（参考：令和元年度調査）（イ）食料品・日用品の買い物をどの程度おこなっていますか。

	全 体	いつもして いる	わりとよくや る	ときどきする	ほとんどしな い	まったくしな い	無回答
全 体	997	524	191	181	68	27	6
	100.0	52.6	19.2	18.2	6.8	2.7	0.6
性 別	男性	399	97	96	131	51	23
		100.0	24.3	24.1	32.8	12.8	5.8
	女性	592	424	93	49	17	4
		100.0	71.6	15.7	8.3	2.9	0.7
	無回答	6	3	2	1	0	0
	100.0	50.0	33.3	16.7	0.0	0.0	0.0

（ウ）洗濯をどの程度おこなっていますか。

選択肢	全体	いつもして いる	ときどきす る	ほとんどし ない	まったくし ない	無回答・ 無効回答
全体	942	599	184	82	73	4
	100.0%	63.6%	19.5%	8.7%	7.7%	0.4%
（性 自 認）	男性	366	148	104	59	54
		100.0%	40.4%	28.4%	16.1%	14.8%
	女性	529	418	74	21	16
		100.0%	79.0%	14.0%	4.0%	3.0%
	その他	4	1	1	1	0
	100.0%	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%	0.0%

（参考：令和元年度調査）（ウ）洗濯をどの程度おこなっていますか。

	全 体	いつもして いる	わりとよくや る	ときどきする	ほとんどしな い	まったくしな い	無回答
全 体	997	542	141	127	99	77	11
	100.0	54.4	14.1	12.7	9.9	7.7	1.1
性 別	男性	399	101	65	75	85	69
		100.0	25.3	16.3	18.8	21.3	17.3
	女性	592	438	73	52	14	8
		100.0	74.0	12.3	8.8	2.4	1.4
	無回答	6	3	3	0	0	0
	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0

(工) 部屋の掃除をどの程度おこなっていますか。

選択肢		全体	いつもして いる	ときどきす る	ほとんどし ない	まったくし ない	無回答・ 無効回答
全体		942	502	333	75	28	4
		100.0%	53.3%	35.4%	8.0%	3.0%	0.4%
(性 自 認 別)	男性	366	126	163	54	22	1
		100.0%	34.4%	44.5%	14.8%	6.0%	0.3%
	女性	529	348	158	18	5	0
		100.0%	65.8%	29.9%	3.4%	0.9%	0.0%
	その他	4	3	0	1	0	0
		100.0%	75.0%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%

(参考：令和元年度調査) (工) 部屋の掃除をどの程度おこなっていますか。

		全 体	いつもして いる	わりとよくや る	ときどきする	ほとんどし ない	まったくし ない	無回答
全 体		997	407	208	250	86	38	8
		100.0	40.8	20.9	25.1	8.6	3.8	0.8
性 別	男性	399	69	73	155	68	33	1
		100.0	17.3	18.3	38.8	17.0	8.3	0.3
	女性	592	334	134	94	18	5	7
		100.0	56.4	22.6	15.9	3.0	0.8	1.2
	無回答	6	4	1	1	0	0	0
		100.0	66.7	16.7	16.7	0.0	0.0	0.0

(オ) 風呂やトイレの掃除をどの程度おこなっていますか。

選択肢		全体	いつもして いる	ときどきす る	ほとんどし ない	まったくし ない	無回答・ 無効回答
全体		942	494	318	73	53	4
		100.0%	52.4%	33.8%	7.7%	5.6%	0.4%
(性 自 認 別)	男性	366	140	157	37	32	0
		100.0%	38.3%	42.9%	10.1%	8.7%	0.0%
	女性	529	328	150	31	19	1
		100.0%	62.0%	28.4%	5.9%	3.6%	0.2%
	その他	4	1	1	1	1	0
		100.0%	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%	0.0%

(参考：令和元年度調査) (オ) 風呂やトイレの掃除をどの程度おこなっていますか。

		全 体	いつもして いる	わりとよくや る	ときどきする	ほとんどし ない	まったくし ない	無回答
全 体		997	395	214	229	90	59	10
		100.0	39.6	21.5	23.0	9.0	5.9	1.0
性 別	男性	399	71	93	124	59	49	3
		100.0	17.8	23.3	31.1	14.8	12.3	0.8
	女性	592	321	119	105	30	10	7
		100.0	54.2	20.1	17.7	5.1	1.7	1.2
	無回答	6	3	2	0	1	0	0
		100.0	50.0	33.3	0.0	16.7	0.0	0.0

(カ) 庭や玄関回りの掃除をどの程度おこなっていますか。

選択肢		全体	いつもして いる	ときどきす る	ほとんどし ない	まったくし ない	無回答・ 無効回答
全体		942	294	328	186	126	8
		100.0%	31.2%	34.8%	19.7%	13.4%	0.8%
(性 自 認 別)	男性	366	86	122	90	66	2
		100.0%	23.5%	33.3%	24.6%	18.0%	0.5%
	女性	529	191	191	88	56	3
		100.0%	36.1%	36.1%	16.6%	10.6%	0.6%
	その他	4	0	0	3	1	0
		100.0%	0.0%	0.0%	75.0%	25.0%	0.0%

(参考：令和元年度調査) (カ) 庭や玄関回りの掃除をどの程度おこなっていますか。

		全 体	いつもして いる	わりとよくや る	ときどきする	ほとんどし ない	まったくし ない	無回答
全 体		997	238	132	280	194	143	10
		100.0	23.9	13.2	28.1	19.5	14.3	1.0
性 別	男性	399	42	51	106	101	96	3
		100.0	10.5	12.8	26.6	25.3	24.1	0.8
	女性	592	195	80	171	92	47	7
		100.0	32.9	13.5	28.9	15.5	7.9	1.2
	無回答	6	1	1	3	1	0	0
		100.0	16.7	16.7	50.0	16.7	0.0	0.0

(キ) ゴミ出しをどの程度おこなっていますか。

選択肢		全体	いつもして いる	ときどきす る	ほとんどし ない	まったくし ない	無回答・ 無効回答
全体		942	579	218	91	50	4
		100.0%	61.5%	23.1%	9.7%	5.3%	0.4%
(性別 自認)	男性	366	216	91	32	26	1
		100.0%	59.0%	24.9%	8.7%	7.1%	0.3%
	女性	529	334	120	53	22	0
		100.0%	63.1%	22.7%	10.0%	4.2%	0.0%
	その他	4	1	1	1	1	0
		100.0%	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%	0.0%

(参考：令和元年度調査) (キ) ゴミ出しをどの程度おこなっていますか。

		全 体	いつもして いる	わりとよくや る	ときどきする	ほとんどし ない	まったくし ない	無回答
全 体		997	532	167	136	106	45	11
		100.0	53.4	16.8	13.6	10.6	4.5	1.1
性 別	男性	399	170	77	71	52	27	2
		100.0	42.6	19.3	17.8	13.0	6.8	0.5
	女性	592	359	88	64	54	18	9
		100.0	60.6	14.9	10.8	9.1	3.0	1.5
	無回答	6	3	2	1	0	0	0
		100.0	50.0	33.3	16.7	0.0	0.0	0.0

(ク) 町内会や自治会への出席をどの程度おこなっていますか。

選択肢		全体	いつもして いる	ときどきす る	ほとんどし ない	まったくし ない	無回答・ 無効回答
全体		942	61	52	133	691	5
		100.0%	6.5%	5.5%	14.1%	73.4%	0.5%
(性別 自認)	男性	366	25	22	39	280	0
		100.0%	6.8%	6.0%	10.7%	76.5%	0.0%
	女性	529	33	26	86	382	2
		100.0%	6.2%	4.9%	16.3%	72.2%	0.4%
	その他	4	0	0	0	4	0
		100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%

(参考：令和元年度調査) (ク) 町内会や自治会への出席をどの程度おこなっていますか。

		全 体	いつもして いる	わりとよくや る	ときどきする	ほとんどし ない	まったくし ない	無回答
全 体		997	51	30	75	158	673	10
		100.0	5.1	3.0	7.5	15.8	67.5	1.0
性 別	男性	399	13	12	29	58	285	2
		100.0	3.3	3.0	7.3	14.5	71.4	0.5
	女性	592	38	18	45	97	386	8
		100.0	6.4	3.0	7.6	16.4	65.2	1.4
	無回答	6	0	0	1	3	2	0
		100.0	0.0	0.0	16.7	50.0	33.3	0.0

<既婚（事実婚・パートナーを含む）の方のみ回答>

問 2 あなたは、収入の得られる労働や、家庭内における家事・育児・介護などに1日平均どのくらい時間をあてていますか。それぞれについて、平日・休日に分けて該当する時間数の番号を□の中に記入してください。

【収入の得られる労働】

選択肢	全体	ほとんど しない	15分くら い	30分くら い	1時間くら い	2～3時間 くらい	4～5時間 くらい	6～7時間 くらい	8時間以 上	無回答・ 無効回答
全体	599	97	3	0	12	27	42	87	300	31
	100.0%	16.2%	0.5%	0.0%	2.0%	4.5%	7.0%	14.5%	50.1%	5.2%
(性別 自認)	男性	236	11	0	3	4	3	26	180	9
		100.0%	4.7%	0.0%	0.0%	1.3%	1.7%	1.3%	11.0%	3.8%
	女性	328	83	0	6	13	32	59	114	21
		100.0%	25.3%	0.0%	0.0%	1.8%	4.0%	9.8%	18.0%	6.4%
	その他	0								
	—									

(参考：令和元年度調査)【収入の得られる労働】

	全 体	ほとん どしな い	15分くら い	30分くら い	1時間くら い	2～3時間 くら い	4～5時間 くら い	6～7時間 くら い	8時間以上	無回答
全 体	683	107	2	3	16	35	68	88	320	44
	100.0	15.7	0.3	0.4	2.3	5.1	10.0	12.9	46.9	6.4
性 別	男性	270	15	0	1	5	5	21	216	6
		100.0	5.6	0.0	0.4	1.9	1.9	7.8	80.0	2.2
	女性	412	92	2	2	15	29	63	67	104
		100.0	22.3	0.5	0.5	3.6	7.0	15.3	16.3	25.2
	無回答	1	0	0	0	1	0	0	0	0
	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0

【家庭内の家事・育児・介護など】(平日の場合)

選択肢	全体	ほとん どしな い	15分くら い	30分くら い	1時間くら い	2～3時間 くら い	4～5時間 くら い	6～7時間 くら い	8時間以 上	無回答・ 無効回答
全体	599	43	31	47	98	167	104	36	49	24
	100.0%	7.2%	5.2%	7.8%	16.4%	27.9%	17.4%	6.0%	8.2%	4.0%
(性別 自認)	男性	236	36	26	41	58	54	8	2	3
		100.0%	15.3%	11.0%	17.4%	24.6%	22.9%	3.4%	0.8%	1.3%
	女性	328	6	5	6	37	103	88	30	38
		100.0%	1.8%	1.5%	1.8%	11.3%	31.4%	26.8%	9.1%	11.6%
	その他	0								
	—									

(参考：令和元年度調査) (平日の場合)

	全 体	ほとん どしな い	15分くら い	30分くら い	1時間くら い	2～3時間 くら い	4～5時間 くら い	6～7時間 くら い	8時間以上	無回答
全 体	683	67	39	49	114	170	101	42	76	25
	100.0	9.8	5.7	7.2	16.7	24.9	14.8	6.1	11.1	3.7
性 別	男性	270	64	34	40	72	40	5	1	3
		100.0	23.7	12.6	14.8	26.7	14.8	1.9	0.4	1.1
	女性	412	3	5	9	41	130	96	41	73
		100.0	0.7	1.2	2.2	10.0	31.6	23.3	10.0	17.7
	無回答	1	0	0	0	1	0	0	0	0
	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

(休日の場合)

選択肢	全体	ほとん どしな い	15分くら い	30分くら い	1時間くら い	2～3時間 くら い	4～5時間 くら い	6～7時間 くら い	8時間以 上	無回答・ 無効回答
全体	599	21	10	26	83	183	111	49	91	25
	100.0%	3.5%	1.7%	4.3%	13.9%	30.6%	18.5%	8.2%	15.2%	4.2%
(性別 自認)	男性	236	18	9	19	55	73	27	7	20
		100.0%	7.6%	3.8%	8.1%	23.3%	30.9%	11.4%	3.0%	8.5%
	女性	328	2	1	5	26	101	77	38	63
		100.0%	0.6%	0.3%	1.5%	7.9%	30.8%	23.5%	11.6%	19.2%
	その他	0								
	—									

(参考：令和元年度調査) (休日の場合)

	全 体	ほとん どしな い	15分くら い	30分くら い	1時間くら い	2～3時間 くら い	4～5時間 くら い	6～7時間 くら い	8時間以上	無回答
全 体	683	26	15	33	87	192	126	58	116	30
	100.0	3.8	2.2	4.8	12.7	28.1	18.4	8.5	17.0	4.4
性 別	男性	270	23	15	29	62	66	12	25	12
		100.0	8.5	5.6	10.7	23.0	24.4	9.6	4.4	9.3
	女性	412	3	0	4	25	125	100	46	91
		100.0	0.7	0.0	1.0	6.1	30.3	24.3	11.2	22.1
	無回答	1	0	0	0	0	1	0	0	0
	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0

問3 最近では、家族のあり方が大きく変化しており、結婚や出産、男女の役割などに対する考え方も多様化しています。次にあげる考えについて、あなたはどのように思いますか。（○はそれぞれ1ずつ）

（ア）結婚する、しないは個人の自由である

選択肢		全体	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	無回答・無効回答
全体		942	826	101	8	4	3
		100.0%	87.7%	10.7%	0.8%	0.4%	0.3%
（性別自認）	男性	366	311	45	7	3	0
		100.0%	85.0%	12.3%	1.9%	0.8%	0.0%
	女性	529	480	47	1	0	1
		100.0%	90.7%	8.9%	0.2%	0.0%	0.2%
	その他	4	4	0	0	0	0
		100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

（参考：令和元年度調査）（ア）結婚する、しないは個人の自由である

		全 体	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	無回答
全 体		997	782	169	30	11	5
		100.0	78.4	17.0	3.0	1.1	0.5
性 別	男性	399	305	69	14	10	1
		100.0	76.4	17.3	3.5	2.5	0.3
	女性	592	473	98	16	1	4
		100.0	79.9	16.6	2.7	0.2	0.7
	無回答	6	4	2	0	0	0
		100.0	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0

（イ）未婚の女性が子どもを産み育てるのもひとつの生き方だ

選択肢		全体	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	無回答・無効回答
全体		942	607	239	68	26	2
		100.0%	64.4%	25.4%	7.2%	2.8%	0.2%
（性別自認）	男性	366	212	104	32	18	0
		100.0%	57.9%	28.4%	8.7%	4.9%	0.0%
	女性	529	367	125	32	5	0
		100.0%	69.4%	23.6%	6.0%	0.9%	0.0%
	その他	4	3	0	0	1	0
		100.0%	75.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%

（参考：令和元年度調査）（イ）未婚の女性が子どもを産み育てるのもひとつの生き方だ

		全 体	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	無回答
全 体		997	564	270	112	46	5
		100.0	56.6	27.1	11.2	4.6	0.5
性 別	男性	399	228	99	46	24	2
		100.0	57.1	24.8	11.5	6.0	0.5
	女性	592	332	169	66	22	3
		100.0	56.1	28.5	11.1	3.7	0.5
	無回答	6	4	2	0	0	0
		100.0	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0

(ウ)「結婚しても、子どもは持たない」というのもひとつの生き方だ

選択肢		全体	そう思う	どちらかとい えばそう 思う	どちらかとい えばそう 思わない	そう思わ ない	無回答・ 無効回答
全体		942	710	175	43	12	2
		100.0%	75.4%	18.6%	4.6%	1.3%	0.2%
(性 自 認)	男性	366	244	87	27	8	0
		100.0%	66.7%	23.8%	7.4%	2.2%	0.0%
	女性	529	432	80	14	3	0
		100.0%	81.7%	15.1%	2.6%	0.6%	0.0%
	その他	4	4	0	0	0	0
		100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

(参考：令和元年度調査) (ウ)「結婚しても、子どもは持たない」というのもひとつの生き方だ

		全 体	そう思う	どちらかとい えばそう思う	どちらかとい えばそう思わ ない	そう思わない	無回答
全 体		997	645	230	86	29	7
		100.0	64.7	23.1	8.6	2.9	0.7
性 別	男性	399	240	94	45	16	4
		100.0	60.2	23.6	11.3	4.0	1.0
	女性	592	401	134	41	13	3
		100.0	67.7	22.6	6.9	2.2	0.5
	無回答	6	4	2	0	0	0
		100.0	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0

(エ) 話し合いを経た上で、最終的に子どもの数や出産間隔を決めるのは女性である

選択肢		全体	そう思う	どちらかとい えばそう 思う	どちらかとい えばそう 思わない	そう思わ ない	無回答・ 無効回答
全体		942	262	341	178	159	2
		100.0%	27.8%	36.2%	18.9%	16.9%	0.2%
(性 自 認)	男性	366	84	134	82	66	0
		100.0%	23.0%	36.6%	22.4%	18.0%	0.0%
	女性	529	163	193	88	85	0
		100.0%	30.8%	36.5%	16.6%	16.1%	0.0%
	その他	4	4	0	0	0	0
		100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

(参考：令和元年度調査) (エ) 話し合いを経た上で、最終的に子どもの数や出産間隔を決めるのは女性である

		全 体	そう思う	どちらかとい えばそう思う	どちらかとい えばそう思わ ない	そう思わない	無回答
全 体		997	199	397	227	166	8
		100.0	20.0	39.8	22.8	16.6	0.8
性 別	男性	399	68	129	100	97	5
		100.0	17.0	32.3	25.1	24.3	1.3
	女性	592	130	265	126	68	3
		100.0	22.0	44.8	21.3	11.5	0.5
	無回答	6	1	3	1	1	0
		100.0	16.7	50.0	16.7	16.7	0.0

(オ) 女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てるのがよい

選択肢		全体	そう思う	どちらかとい えばそう 思う	どちらかとい えばそう 思わない	そう思わ ない	無回答・ 無効回答
全体		942	80	254	253	353	2
		100.0%	8.5%	27.0%	26.9%	37.5%	0.2%
(性 自 認)	男性	366	53	143	78	92	0
		100.0%	14.5%	39.1%	21.3%	25.1%	0.0%
	女性	529	22	105	164	238	0
		100.0%	4.2%	19.8%	31.0%	45.0%	0.0%
	その他	4	0	0	1	3	0
		100.0%	0.0%	0.0%	25.0%	75.0%	0.0%

(参考：令和元年度調査) (オ) 女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てるのがよい

		全 体	そう思う	どちらかとい えばそう思う	どちらかとい えばそう思わ ない	そう思わない	無回答
全 体		997	102	332	277	279	7
		100.0	10.2	33.3	27.8	28.0	0.7
性 別	男性	399	67	160	73	96	3
		100.0	16.8	40.1	18.3	24.1	0.8
	女性	592	34	171	201	182	4
		100.0	5.7	28.9	34.0	30.7	0.7
	無回答	6	1	1	3	1	0
		100.0	16.7	16.7	50.0	16.7	0.0

(カ) 女の子も、経済的自立ができるように育てるのがよい

選択肢		全体	そう思う	どちらかとい えばそう 思う	どちらかとい えばそう 思わない	そう思わ ない	無回答・ 無効回答
全体		942	716	197	11	15	3
		100.0%	76.0%	20.9%	1.2%	1.6%	0.3%
(性 自 認)	男性	366	262	93	7	4	0
		100.0%	71.6%	25.4%	1.9%	1.1%	0.0%
	女性	529	426	90	4	8	1
		100.0%	80.5%	17.0%	0.8%	1.5%	0.2%
	その他	4	2	1	0	1	0
		100.0%	50.0%	25.0%	0.0%	25.0%	0.0%

(参考：令和元年度調査) (カ) 女の子も、経済的自立ができるように育てるのがよい

		全 体	そう思う	どちらかとい えばそう思う	どちらかとい えばそう思わ ない	そう思わない	無回答
全 体		997	692	279	15	7	4
		100.0	69.4	28.0	1.5	0.7	0.4
性 別	男性	399	246	139	7	5	2
		100.0	61.7	34.8	1.8	1.3	0.5
	女性	592	442	139	8	1	2
		100.0	74.7	23.5	1.4	0.2	0.3
	無回答	6	4	1	0	1	0
		100.0	66.7	16.7	0.0	16.7	0.0

(キ) 男の子も、家事ができるように育てるのがよい

選択肢		全体	そう思う	どちらかとい えばそう 思う	どちらかとい えばそう 思わない	そう思わ ない	無回答・ 無効回答
全体		942	737	178	11	13	3
		100.0%	78.2%	18.9%	1.2%	1.4%	0.3%
(性 自 認)	男性	366	269	85	8	4	0
		100.0%	73.5%	23.2%	2.2%	1.1%	0.0%
	女性	529	438	81	3	6	1
		100.0%	82.8%	15.3%	0.6%	1.1%	0.2%
	その他	4	2	1	0	1	0
		100.0%	50.0%	25.0%	0.0%	25.0%	0.0%

(参考：令和元年度調査) (キ) 男の子も、家事ができるように育てるのがよい

		全 体	そう思う	どちらかとい えばそう思う	どちらかとい えばそう思わ ない	そう思わない	無回答
全 体		997	690	272	23	9	3
		100.0	69.2	27.3	2.3	0.9	0.3
性 別	男性	399	240	141	11	6	1
		100.0	60.2	35.3	2.8	1.5	0.3
	女性	592	448	129	11	2	2
		100.0	75.7	21.8	1.9	0.3	0.3
	無回答	6	2	2	1	1	0
		100.0	33.3	33.3	16.7	16.7	0.0

(ク) 性別にかかわらず同じ程度の学歴を持つ方がよい

選択肢		全体	そう思う	どちらかとい えばそう 思う	どちらかとい えばそう 思わない	そう思わ ない	無回答・ 無効回答
全体		942	666	171	51	48	6
		100.0%	70.7%	18.2%	5.4%	5.1%	0.6%
(性 自 認)	男性	366	245	72	26	22	1
		100.0%	66.9%	19.7%	7.1%	6.0%	0.3%
	女性	529	395	87	22	22	3
		100.0%	74.7%	16.4%	4.2%	4.2%	0.6%
	その他	4	3	0	0	1	0
		100.0%	75.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%

(参考：令和元年度調査) (ク) 男の子も女の子も同じ程度の学歴を持つ方がよい

		全 体	そう思う	どちらかとい えばそう思う	どちらかとい えばそう思わ ない	そう思わない	無回答
全 体		997	649	245	69	30	4
		100.0	65.1	24.6	6.9	3.0	0.4
性 別	男性	399	243	108	28	18	2
		100.0	60.9	27.1	7.0	4.5	0.5
	女性	592	402	136	41	11	2
		100.0	67.9	23.0	6.9	1.9	0.3
	無回答	6	4	1	0	1	0
		100.0	66.7	16.7	0.0	16.7	0.0

(ケ) 父親はもっと子育てに関わる方がよい

選択肢		全体	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	無回答・無効回答
全体		942	627	275	21	14	5
		100.0%	66.6%	29.2%	2.2%	1.5%	0.5%
(性別自認)	男性	366	208	142	9	6	1
		100.0%	56.8%	38.8%	2.5%	1.6%	0.3%
	女性	529	391	120	10	6	2
		100.0%	73.9%	22.7%	1.9%	1.1%	0.4%
	その他	4	1	2	0	1	0
		100.0%	25.0%	50.0%	0.0%	25.0%	0.0%

(参考：令和元年度調査) (ケ) 父親はもっと子育てに関わる方がよい

		全 体	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	無回答
全 体		997	629	329	30	5	4
		100.0	63.1	33.0	3.0	0.5	0.4
性 別	男性	399	217	162	14	4	2
		100.0	54.4	40.6	3.5	1.0	0.5
	女性	592	408	166	16	0	2
		100.0	68.9	28.0	2.7	0.0	0.3
	無回答	6	4	1	0	1	0
		100.0	66.7	16.7	0.0	16.7	0.0

(コ) 子育てには地域社会の支援も必要である

選択肢		全体	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	無回答・無効回答
全体		942	646	260	26	8	2
		100.0%	68.6%	27.6%	2.8%	0.8%	0.2%
(性別自認)	男性	366	253	98	12	3	0
		100.0%	69.1%	26.8%	3.3%	0.8%	0.0%
	女性	529	369	145	11	4	0
		100.0%	69.8%	27.4%	2.1%	0.8%	0.0%
	その他	4	1	3	0	0	0
		100.0%	25.0%	75.0%	0.0%	0.0%	0.0%

(参考：令和元年度調査) (コ) 子育てには地域社会の支援も必要である

		全 体	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	無回答
全 体		997	631	325	29	8	4
		100.0	63.3	32.6	2.9	0.8	0.4
性 別	男性	399	223	154	16	5	1
		100.0	55.9	38.6	4.0	1.3	0.3
	女性	592	405	169	12	3	3
		100.0	68.4	28.5	2.0	0.5	0.5
	無回答	6	3	2	1	0	0
		100.0	50.0	33.3	16.7	0.0	0.0

(サ) 子どもや経済的な不安がなければ、結婚がうまくいかない場合、離婚してもかまわない

選択肢		全体	そう思う	どちらかとい えばそう 思う	どちらかとい えばそ う思わ ない	そう思わ ない	無回答・ 無効回答
全体		942	586	232	78	39	7
		100.0%	62.2%	24.6%	8.3%	4.1%	0.7%
(性 自 認 別)	男性	366	185	109	44	27	1
		100.0%	50.5%	29.8%	12.0%	7.4%	0.3%
	女性	529	375	109	32	9	4
		100.0%	70.9%	20.6%	6.0%	1.7%	0.8%
	その他	4	2	1	0	1	0
		100.0%	50.0%	25.0%	0.0%	25.0%	0.0%

(参考：令和元年度調査) (サ) 子どもや経済的な不安がなければ、結婚がうまくいかない場合、離婚してもかまわない

		全 体	そう思う	どちらかとい えばそう思う	どちらかとい えばそう思わ ない	そう思わない	無回答
全 体		997	507	318	109	55	8
		100.0	50.9	31.9	10.9	5.5	0.8
性 別	男性	399	160	135	66	35	3
		100.0	40.1	33.8	16.5	8.8	0.8
	女性	592	345	181	43	18	5
		100.0	58.3	30.6	7.3	3.0	0.8
	無回答	6	2	2	0	2	0
		100.0	33.3	33.3	0.0	33.3	0.0

(シ) 子どもや経済的な問題にかかわらず、結婚がうまくいかない場合、離婚してもかまわない

選択肢		全体	そう思う	どちらかとい えばそう 思う	どちらかとい えばそ う思わ ない	そう思わ ない	無回答・ 無効回答
全体		942	410	325	158	47	2
		100.0%	43.5%	34.5%	16.8%	5.0%	0.2%
(性 自 認 別)	男性	366	128	123	81	34	0
		100.0%	35.0%	33.6%	22.1%	9.3%	0.0%
	女性	529	264	183	71	11	0
		100.0%	49.9%	34.6%	13.4%	2.1%	0.0%
	その他	4	4	0	0	0	0
		100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

(参考：令和元年度調査) (シ) 子どもや経済的な問題にかかわらず、結婚がうまくいかない場合、離婚してもかまわない

		全 体	そう思う	どちらかとい えばそう思う	どちらかとい えばそう思わ ない	そう思わない	無回答
全 体		997	321	356	229	79	12
		100.0	32.2	35.7	23.0	7.9	1.2
性 別	男性	399	115	140	94	48	2
		100.0	28.8	35.1	23.6	12.0	0.5
	女性	592	202	214	135	31	10
		100.0	34.1	36.1	22.8	5.2	1.7
	無回答	6	4	2	0	0	0
		100.0	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0

(ス) 家族のために自分が犠牲になるのは耐えられない

選択肢		全体	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	無回答・無効回答
全体		942	176	314	319	127	6
		100.0%	18.7%	33.3%	33.9%	13.5%	0.6%
(性別自認)	男性	366	40	89	153	83	1
		100.0%	10.9%	24.3%	41.8%	22.7%	0.3%
	女性	529	128	206	155	37	3
		100.0%	24.2%	38.9%	29.3%	7.0%	0.6%
	その他	4	2	1	1	0	0
		100.0%	50.0%	25.0%	25.0%	0.0%	0.0%

(参考：令和元年度調査) (ス) 家族のために自分が犠牲になるのは耐えられない

		全 体	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	無回答
全 体		997	101	305	387	197	7
		100.0	10.1	30.6	38.8	19.8	0.7
性別	男性	399	29	77	168	123	2
		100.0	7.3	19.3	42.1	30.8	0.5
	女性	592	72	227	217	72	4
		100.0	12.2	38.3	36.7	12.2	0.7
	無回答	6	0	1	2	2	1
		100.0	0.0	16.7	33.3	33.3	16.7

(セ) 自分の仕事のために、女性が単身赴任するというのもひとつの生き方だ

選択肢		全体	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	無回答・無効回答
全体		942	503	300	102	34	3
		100.0%	53.4%	31.8%	10.8%	3.6%	0.3%
(性別自認)	男性	366	162	130	53	20	1
		100.0%	44.3%	35.5%	14.5%	5.5%	0.3%
	女性	529	318	157	43	11	0
		100.0%	60.1%	29.7%	8.1%	2.1%	0.0%
	その他	4	3	1	0	0	0
		100.0%	75.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%

(参考：令和元年度調査) (セ) 自分の仕事のために、女性が単身赴任するというのもひとつの生き方だ

		全 体	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	無回答
全 体		997	391	343	203	50	10
		100.0	39.2	34.4	20.4	5.0	1.0
性別	男性	399	151	138	88	20	2
		100.0	37.8	34.6	22.1	5.0	0.5
	女性	592	236	205	114	29	8
		100.0	39.9	34.6	19.3	4.9	1.4
	無回答	6	4	0	1	1	0
		100.0	66.7	0.0	16.7	16.7	0.0

(ソ) 家事は女性の仕事だから、共働きでも女性がする方がよい

選択肢		全体	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	無回答・無効回答
全体		942	12	51	233	643	3
		100.0%	1.3%	5.4%	24.7%	68.3%	0.3%
(性別自認)	男性	366	5	30	120	211	0
		100.0%	1.4%	8.2%	32.8%	57.7%	0.0%
	女性	529	6	18	102	402	1
		100.0%	1.1%	3.4%	19.3%	76.0%	0.2%
	その他	4	0	1	0	3	0
		100.0%	0.0%	25.0%	0.0%	75.0%	0.0%

(参考：令和元年度調査) (ソ) 家事は女性の仕事だから、共働きでも女性がする方がよい

		全 体	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	無回答
全 体		997	11	84	343	554	5
		100.0	1.1	8.4	34.4	55.6	0.5
性 別	男性	399	4	50	137	207	1
		100.0	1.0	12.5	34.3	51.9	0.3
	女性	592	7	33	204	344	4
		100.0	1.2	5.6	34.5	58.1	0.7
	無回答	6	0	1	2	3	0
		100.0	0.0	16.7	33.3	50.0	0.0

(タ) 家庭や職場において、男性は女性以上に責任を負っている

選択肢		全体	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	無回答・無効回答
全体		942	76	312	257	295	2
		100.0%	8.1%	33.1%	27.3%	31.3%	0.2%
(性別自認)	男性	366	42	137	95	92	0
		100.0%	11.5%	37.4%	26.0%	25.1%	0.0%
	女性	529	30	158	149	192	0
		100.0%	5.7%	29.9%	28.2%	36.3%	0.0%
	その他	4	0	0	3	1	0
		100.0%	0.0%	0.0%	75.0%	25.0%	0.0%

(参考：令和元年度調査) (タ) 家庭や職場において、男性は女性以上に責任を負っている

		全 体	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	無回答
全 体		997	114	377	247	252	7
		100.0	11.4	37.8	24.8	25.3	0.7
性 別	男性	399	54	156	87	99	3
		100.0	13.5	39.1	21.8	24.8	0.8
	女性	592	58	220	158	152	4
		100.0	9.8	37.2	26.7	25.7	0.7
	無回答	6	2	1	2	1	0
		100.0	33.3	16.7	33.3	16.7	0.0

(チ)「男は仕事、女は家庭」という考え方には共感する

※プラン数値目標（基本目標Ⅰ）に該当

選択肢		全体	そう思う	どちらかとい えばそう 思う	どちらかとい えばそう 思わない	そう思わ ない	無回答・ 無効回答
全体		942	27	93	240	579	3
		100.0%	2.9%	9.9%	25.5%	61.5%	0.3%
(性別 自認)	男性	366	18	48	115	184	1
		100.0%	4.9%	13.1%	31.4%	50.3%	0.3%
	女性	529	7	42	111	369	0
		100.0%	1.3%	7.9%	21.0%	69.8%	0.0%
	その他	4	0	0	0	4	0
		100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%

(参考：令和元年度調査) (チ)「男は仕事、女は家庭」という考え方には共感する

		全 体	そう思う	どちらかとい えばそう思う	どちらかとい えばそう思わ ない	そう思わない	無回答
全 体		997	12	170	294	518	3
		100.0	1.2	17.1	29.5	52.0	0.3
性 別	男性	399	8	84	118	188	1
		100.0	2.0	21.1	29.6	47.1	0.3
	女性	592	4	85	175	326	2
		100.0	0.7	14.4	29.6	55.1	0.3
	無回答	6	0	1	1	4	0
		100.0	0.0	16.7	16.7	66.7	0.0

問 4 一人の女性が生涯に産む子どもの平均数（合計特殊出生率）は、1.20 人（令和 5 年厚生労働省人口動態統計）と低水準に留まっています。少子化の原因は何だと思いますか。（○は 3 つまで）

選択肢		全体	将来の社会状況を考えると、明るい未来とはいえないから	出産・子育てが女性の自立の障害になっているから	子育てよりも自分たちの生活を楽しまたいと考える人が増えたから	結婚しても子どもは特に持たないという考えの人が増えたから	女性の結婚年齢が高くなったから	経済的負担が大きいため	子育てのための肉体的負担が大きいため	子どもを育てるべきなど、子育てのための精神的負担が大きいため	少ない人数で十分に手をかけて育てたいという人が増えたから	子どもを育てるということに魅力を感じていない人が増えたから	住宅事情がよくないから	保育施設、育児休業の制度などが十分整っていないから	育児に対する男性（夫）の理解や協力が足りないから	その他	わからない
全体		926	333	243	303	137	265	570	65	69	71	106	48	192	122	77	14
		100.0%	36.0%	26.2%	32.7%	14.8%	28.6%	61.6%	7.0%	7.5%	7.7%	11.4%	5.2%	20.7%	13.2%	8.3%	1.5%
（性別）	男性	362	132	72	144	66	95	247	28	23	16	39	29	65	17	42	3
		100.0%	36.5%	19.9%	39.8%	18.2%	26.2%	68.2%	7.7%	6.4%	4.4%	10.8%	8.0%	18.0%	4.7%	11.6%	0.8%
	女性	518	185	161	149	65	157	301	35	42	49	59	18	116	95	32	9
		100.0%	35.7%	31.1%	28.8%	12.5%	30.3%	58.1%	6.8%	8.1%	9.5%	11.4%	3.5%	22.4%	18.3%	6.2%	1.7%
	その他	4	4	0	0	1	0	3	0	1	0	2	0	1	0	0	0
		100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%	75.0%	0.0%	25.0%	0.0%	50.0%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%

（参考：令和元年度調査）一人の女性が生涯に産む子どもの平均数（合計特殊出生率）は、1.42 人（平成 30 年厚生労働省人口動態統計）と低水準に留まっています。少子化の原因は何だと思いますか。（○は 3 つまで）

		全 体	将来の社会状況を考えると、明るい未来とはいえないから	出産・子育てが女性の自立の障害になっているから	子育てよりも自分たちの生活をまじめに考えようという人が増えたから	結婚しても子どもは特に持たないという考えの人が増えたから	女性の結婚年齢が高くなったから	経済的負担が大きいため	子育てのための肉体的負担が大きいため	子どもを育てるべきなど、子育てのための精神的負担が大きいため	少ない人数で十分に手をかけて育てたいという人が増えたから	子どもを育てるということに魅力を感じていない人が増えたから	住宅事情がよくないから	保育施設、育児休業の制度などが十分整っていないから	育児に対する男性（夫）の理解や協力が足りないから	その他	わからない	無回答
全 体		997	287	244	255	112	410	554	65	80	110	103	49	359	123	86	10	2
		100.0	28.8	24.5	25.6	11.2	41.1	55.6	6.5	8.0	11.0	10.3	4.9	36.0	12.3	8.6	1.0	0.2
性別	男性	399	137	67	119	43	132	228	21	31	36	53	27	136	28	40	8	1
		100.0	34.3	16.8	29.8	10.8	33.1	57.1	5.3	7.8	9.0	13.3	6.8	34.1	7.0	10.0	2.0	0.3
	女性	592	147	175	136	69	275	322	44	49	73	50	22	222	95	45	2	1
		100.0	24.8	29.6	23.0	11.7	46.5	54.4	7.4	8.3	12.3	8.4	3.7	37.5	16.0	7.6	0.3	0.2
無回答		6	3	2	0	0	3	4	0	0	1	0	0	1	0	1	0	0
		100.0	50.0	33.3	0.0	0.0	50.0	66.7	0.0	0.0	16.7	0.0	0.0	16.7	0.0	16.7	0.0	0.0

○＜参考：問 4「その他」回答肢（原文ママ）＞

「子供を産んだら、自由がないから」「夫婦お互いに忙しいから」「会社、社会、親族等の共同体が両親揃っての育児に理解がない。」「三世同居が減ったから」「独身が増えたから」「核家族化」「時代の変化 人類の進化」「晩婚」「女性に全てしてもらいたいという、社会からの要求、圧力があるから。」「若者の精神力、胆力、思考力が低下しており、他者に尽くす、他者と共有するという感覚が薄れているから」「フェミニズムのせい、責任回避するから。結果責任を取る事が始めてみては?」「会社の子育てへの理解」「仕事に追われて育児に使う時間がとれないから」「増税ばかりで手取りが増えず、子供を持つ余裕がないため。SNSなどで他人と比べる機会が増えたため。」「子育て云々ではなく、結婚して相手の都合に合わせる生活を面倒に思う人が増え結果的に出産数が減っていると思う」「女性の社会進出が進み、所得が上がり、出産適齢期を労働に充てることが増えたため」「子供を持つのが難しい社会情勢なのに関わらず、政府が口先だけで本当に少子化が問題だと考えていないから」「子供のいる幸せな家庭像が欺瞞だと気付かされたから」「結婚したいと思えるパートナーを見つけられないから」「家庭・子どもを持つべき、持って一人前と言った常識が薄れ、周囲からの圧力がなくなったから」「このような選択肢になってる時点で、原因をろくに考えてないと思います」「子育てに優しくしない社会(子ども、赤ちゃんが嫌いという人間の発言も許されてしまう)」「核家族が増えているから」「出産子育てに協力する夫や職場の同僚への支援が圧倒的に不足」「不妊で悩んでいる人が多いから」「殆どのマンションの設計が 2 人以上の子供の家族を想定した設計ではないから」「女性の社会進出を労働力の確保の方便とし、若い年代でのゆとりがなくなったから」「物価に対する所得が増えないため」「仕事をしながら子どもを育てると考えたとき近くに頼れる親や知人がいないから」「結婚したくない人が増えたから」「社会で子育ては大変だという雰囲気が強すぎるから。実際以上に大変に感じてしまう。行政はよくやってくれている部分もある。」「男女平等社会」「時間的に余裕がないから(休みにくい、収入減、職務評価に影響)子どもより自分が生きることに精一杯だから」「労働人口の減少による現世代の労働時間が増え、共働きであるが為に家族の時間を持て無い不安」「12 のような制度はできているが、機能していないから」「政治家が、昔の考え方で昔と。変わらないこと」「中小企業に育児休暇の体制を整える余力がない」「多忙。時間がないから」「結婚しない人が増えているため。3 人目以上の産休は女性の職場復帰が難しくなるため。」「最大の原因は、婚姻率（有配偶率）の減少（なぜ選択肢にないのでしょうか?）」「子供がいる女性がうむ子供数は変わっていないと聞くため、婚姻数が減っているから。」「男女共に収入が少ないから 税金や支出が増えたから」「40 も目目前な自分すら人として未熟であるのに、子供を育てられるとは思わない」「日本人は子供に冷たいから」「経済的に結婚ができない男性が増えたから」「手取りが少ないから」「学生への学業奨学金返済の負担が重いから。」「結婚にいたるまでの出会いがない・子どもに接する機会がすくなく子どもを持つという発想が生まれにくいのかもしれないと思っている」「そもそも男女の出会いが少ない」「仕事と妊活の両立の難しさ」「ほしいができない人も多いと思う」「社会成熟度」「男女交際においての決定権を女性に与えてるから、男性が付き合いたくても女性が断る。男性が女性のご機嫌とりを強いられるから、それに嫌気が差した男性が草食化してその結果非婚化から少子化へと繋がった。」「婚姻率自体が下がっているため」「身近に手助けしてくれる人がいない」「結婚する人が減ったから。」「収入が小さいから」「子どもを育てるメリットや意義がわからない人が増えたから」「なかなか結婚までたどり着けないから」「出会いがない」「ライフワークバランス」「お金」「20 代から 30 代にかけて、仕事（キャリア形成）にとって、一般に重要な時期となっており、この期間にキャリアを優先してしまいがちとなる。結果として、出産・育児の機会を免れてしまう。」「結婚していない男女が多い」「夫婦共に仕事との両立が難しい」「不妊」「男性側の育休取得率の低さ。男性も育児、家事をすれば、2・3 人目出産が増えると思う。」「子を持つことが当然と思わない人が増えたから。」「女性の社会進出が進んだから」「周囲に子育てに対する温かいまなざし、サポートが足りないため」子育てや保育施設に対する否定的な意見を目にする機会が増えたから」「出産のメリットがない」「子供を産み育てるということが最も重要という意識がうすれたから」「不妊治療助成金制が少ない。時間の制約の社会的理解も全くない。」「戦

後の教育での洗脳・グローバリズム・マルクス主義・メディアの情報統制」「核家族化によって周囲からの子育ての協力が得られにくくなったから。」「男女の出会いの変化」「政府の援助がたりない」「国民の収入が低水準のため。」「若い人の所得の低さ、時間のなさ」「Cost of living is high! (仮訳) 生活費が高い!」

問5 身近な地域における大人と子どもの交流の機会・場として、どのようなものが望ましいと思いますか。

(○は3つまで)

選択肢		全体	大人と子どもが一緒に遊んだり、スポーツをしたりできる機会	大人と子どもが一緒に自主的な活動ができる機会	大人が子どもの宿題をみたり、勉強を教えたりする機会	様々な活動を通じて子どものしつけをしてくれる場	子どもが仕事場を見学したり、模擬体験できる機会	大人と子どもが、日常的に気の向いた時にお互いが立ち寄れる場所	大人と子どもが、思いきり体を動かすことができる場	子どもや親の話し相手になったり、気軽な相談のできる場	その他	特にない	わからない
全体		934	394	288	171	194	282	349	247	363	16	32	32
		100.0%	42.2%	30.8%	18.3%	20.8%	30.2%	37.4%	26.4%	38.9%	1.7%	3.4%	3.4%
(性性別自認)	男性	365	183	121	69	102	104	116	105	108	9	15	9
		100.0%	50.1%	33.2%	18.9%	27.9%	28.5%	31.8%	28.8%	29.6%	2.5%	4.1%	2.5%
	女性	522	190	155	94	84	164	214	131	235	7	16	20
		100.0%	36.4%	29.7%	18.0%	16.1%	31.4%	41.0%	25.1%	45.0%	1.3%	3.1%	3.8%
	その他	4	1	2	0	2	2	2	0	3	0	0	0
		100.0%	25.0%	50.0%	0.0%	50.0%	50.0%	50.0%	0.0%	75.0%	0.0%	0.0%	0.0%

○＜参考：問5「その他」回答肢（原文ママ）＞

「子育てに尽力したいなら金を増やせ」「高齢者世帯と若者世帯の区分け。若者世帯を嫌う高齢者の意識改革。」「政治政策について大人と子供が議論したり、実際に参加活動したりといった機会を設けて社会参加意識を培う「場」が欲しい。そういう場にこそ先生が生徒を連れて行ったりして社会学習をするべき。」「働く母親を助けるため、学童保育が上記のようなものであってほしい」「無理に大人と子供が関わる機会を持つ必要はないが、周囲で見守っていただけると嬉しい。」「古い世代の日常的な文化、スキル等を継承する場」「図書館の学習室とかシルバーな方や中高生でいっぱいすぎるので改善必要では?」「そもそも大人と子供とか、老若男女の区別をするのが問題ではないか? 全ての人が立ち寄りやすい場はないの?」「宿題等とは別に大人から何かテーマについて子供が学べる場、など」「公共のこども食堂」「大人も子供も共に自然（虫や植物）に触れたり自然（虫や植物）について一緒に学んだりすることのできる場」「文化祭、模擬店のようなもの等、できればご近所同士がつながれるようなイベント、子供のいない家庭（マンション住まい）は近所と知り合う機会がありません。お互いの得意なことを生かしてつながれる場」「イベントやお祭りなどに参加して交流」「一緒に選挙に行く機会をつくるなど、投票率向上につながる施策やマイナポイント制度があってもいい」「過剰なポリコレなどにしばられず、地域の大人が子どもにしっかりした価値観を教えられる環境」「子育ての終わった世代と子育て中の世代との交流→地域の中に街のじいじ、ばあばを作っていける機会。→知り合いが増えれば安心できる地域になる→地域に愛着がわく。」

項目3【労働・職場について】

問6 あなたの職業は次のどれですか。(○は1つだけ)

選択肢番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
選択肢	全体	自営業・ 経営者	自営業・ 家族従業者	自由業・ 個人事業	家庭内労働・ 内職	常勤の勤 め人・部課 長以上	常勤の勤 め人・一般	パート・ア ルバイト・ 臨時的勤 め人	派遣社員 (登録派遣)	家事専業	無職	学生	無回答・ 無効回答
全体	942	68	13	50	3	151	341	107	13	100	54	39	3
	100.0%	7.2%	1.4%	5.3%	0.3%	16.0%	36.2%	11.4%	1.4%	10.6%	5.7%	4.1%	0.3%
(性自認)	男性	366	38	1	27	0	108	130	13	2	1	24	22
		100.0%	10.4%	0.3%	7.4%	0.0%	29.5%	35.5%	3.6%	0.5%	0.3%	6.6%	6.0%
	女性	529	28	9	22	1	43	207	83	11	84	25	16
		100.0%	5.3%	1.7%	4.2%	0.2%	8.1%	39.1%	15.7%	2.1%	15.9%	4.7%	3.0%
(性自認)	その他	4	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	1
		100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	25.0%

○<問6で「1」～「8」とお答えの方に>

問6-1 あなたが、働いている理由はどのようなことでしょうか。(○は3つまで)

選択肢	全体	生計を維持するため	生活費補助のため	将来に備えて貯蓄するため	自分で自由になる収入がほしいため	自分の能力、技能、資格を生かすため	働くことが好きだから	視野を広めたり、友人を得るため	社会的な信用を得るため	働くのがあたりまえだと思うから	家業だから	時間的に余裕があるから	その他
全体	743	518	116	279	279	190	107	68	88	177	22	29	28
	100.0%	69.7%	15.6%	37.6%	37.6%	25.6%	14.4%	9.2%	11.8%	23.8%	3.0%	3.9%	3.8%
(性自認)	男性	319	268	30	119	86	70	41	28	50	83	8	7
		100.0%	84.0%	9.4%	37.3%	27.0%	21.9%	12.9%	8.8%	15.7%	26.0%	2.5%	2.2%
	女性	401	246	81	154	182	115	62	39	37	92	10	19
		100.0%	61.3%	20.2%	38.4%	45.4%	28.7%	15.5%	9.7%	9.2%	22.9%	2.5%	4.7%
(性自認)	その他	2	1	0	2	2	1	0	0	0	0	0	0
		100.0%	50.0%	0.0%	100.0%	100.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

○<参考：問6-1「その他」回答肢（原文ママ）>

「社会の役に立ちたいから」「教育費を払うため」「子供に良い教育を受けさせてやりたい」「社会参画している実感でメンタルを保つため」「社会に関わっているという自尊心のため、仕事していないと暇なため」「カッコいいから」「とりあえず続ける、本当にやりたいことのための経済的担保」「日本人だから」「趣味に使えるお金が欲しいから」「家族のためじゃなければもっと自分のペースで働きたいですね、、、」「海外旅行」「自分の仕事が好きだから。」「人手不足の為、知人よりお願いされた為」「育児にかかる費用のため」「若くいたい」「人手がたりないから」「社会に貢献したい」「地域貢献」「人の役に立つため」「教育費のため」「健康維持の為」「社会に貢献するため。」「自己実現」「健康維持のため」「生きていくため」「自分で決めた役割を果たす為」「生きる意味」「子供の学費のため」「社会に貢献するため」

○<問6で「1」～「8」とお答えの方に>

問6-2 あなたの職場では、仕事の内容や待遇面で、女性に対して次のようなことがありますか。

(○はあてはまるものすべて)

選択肢	全体	賃金に男女差がある	昇進、昇格に男女差がある	能力を正當に評価しない	配置場所が限られている	補助的な仕事しかやらせてもらえない	女性を幹部職員に登用しない	結婚や出産で退職しなければならないような雰囲気がある	中高年以上の女性に退職を勧奨するような雰囲気がある	教育・研修を受ける機会が少ない	その他	特にない
全体	746	77	122	80	66	16	65	20	14	50	28	476
	100.0%	10.3%	16.4%	10.7%	8.8%	2.1%	8.7%	2.7%	1.9%	6.7%	3.8%	63.8%
(性自認)	男性	319	20	39	21	33	5	20	6	0	7	13
		100.0%	6.3%	12.2%	6.6%	10.3%	1.6%	6.3%	1.9%	0.0%	2.2%	4.1%
	女性	404	56	81	57	30	11	45	13	14	41	14
		100.0%	13.9%	20.0%	14.1%	7.4%	2.7%	11.1%	3.2%	3.5%	10.1%	3.5%
(性自認)	その他	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
		100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%

○<参考：問6-2「その他」回答肢（原文ママ）>

「女性が多い職場なので女性に対する理解が少ないと感じることはない。」「女性上司をあまりにも言い過ぎで能力もないのに上司になる」「士業なので業務内容に男女差はない」「大して働かない人が多い。主婦のパートのが働く。女性が働いて主夫を養わない事が、もう時代遅れです。」「まだまだ、団塊世代の男世代が会社にいるため、女性平等にはなっていない感じがする。」「育児しながら働くのが難しい。(子供の看護などで有給等が足りない)」「フリーランス界限ということであれば、女性は自分の責任の中で仕事をできていると思います(社会保障は男女共に弱い世界です)」「保育園勤務で全員女性の職場のため」「女性を支援する同僚への支援は考慮されていない」「男女差別解消の名目で、同年代に限られた、女性への過度な優遇がある」「従業員はいないため、答えられません。」「女性でも希望すれば国内外に転勤となる可能性が生じる総合職になることは出来るが、現実的に不可能なため、転勤の発生しない職種や事務等、責任が比較的軽い仕事を選択せざるを得ない」「逆に女性を管理職に登用しなきゃいけないみたいな圧力を感じたりはします!」「女性であることを理由に特定の性質(気配り、物腰の柔らかさなど)を求められることがある」「以前は女性と、男性、最終学歴で賃金、昇格に差が有りその時の差が埋められていない」「結果的に当てはまるものはあるが、制度上はない」「男性と同等の仕事求められるにも関わらず、雑用的な仕事は女性の役割になっている」

「個人事業主のため」「わからない」「他に従業員はいない」「本人の希望や適性に関わらず女性登用を意識しすぎているため、単なる男女差だけではない不公平感や不合理な場面がある。」「そもそも非常勤の為、よく分からない。」「妥当な研修を受けることができない」「女性優過が多い。平等であるべき。」「職種が士業と事務員のため、男女差というよりは資格の有無で生まれる差が大きい。」「女性の方が昇進が優遇されている。女性の強みはいかされず、男性的な能力が強引に女性にもとめられている。」「誤ちやミスがあった時に個人の責任にしている雰囲気がある」

○＜現在働いていない方のみ回答＞

問 7 あなたは、今までに仕事についてありますか。(○は1つだけ)

選択肢	全体	仕事についていたことがある	仕事についていたことはない	無回答・無効回答
全体	196	157	29	10
	100.0%	80.1%	14.8%	5.1%
(性別自認)	男性	47	28	17
		100.0%	59.6%	36.2%
	女性	125	110	10
		100.0%	88.0%	8.0%
	その他	2	1	1
		100.0%	50.0%	50.0%

○＜現在働いていない方のみ回答＞

問 8 あなたが、現在働いていない理由は、次のどれにあたりますか。(○は3つまで)

選択肢	全体	働かなくても経済的に困らない	家事・育児に専念したい	家事・育児と両立できない	高齢者や病人の介護・看護と両立できない	健康に自信が持てない	職業能力に自信が持てない	希望や条件にあう仕事が見つからない	趣味や社会活動など他にやりたいことがある	家族の反対がある	家族の転居や転居がある	求職に年齢制限がある	高齢だから	求職活動中だから	扶養家族の方が有利だから	その他	特に理由はない
全体	196	56	34	17	20	36	12	20	27	2	4	11	17	14	3	40	7
	100.0%	28.6%	17.3%	8.7%	10.2%	18.4%	6.1%	10.2%	13.8%	1.0%	2.0%	5.6%	8.7%	7.1%	1.5%	20.4%	3.6%
(性別自認)	男性	47	11	0	1	5	2	3	7	0	1	2	5	4	2	16	2
		100.0%	23.4%	0.0%	2.1%	10.6%	4.3%	6.4%	14.9%	0.0%	2.1%	4.3%	10.6%	8.5%	4.3%	34.0%	4.3%
	女性	125	39	27	14	17	9	14	14	2	1	9	8	7	1	22	4
		100.0%	31.2%	21.6%	11.2%	13.6%	7.2%	11.2%	11.2%	1.6%	0.8%	7.2%	6.4%	5.6%	0.8%	17.6%	3.2%
	その他	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0
		100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%

＜参考：問 8「その他」回答肢（原文ママ）＞

「働いてる」「障害がある」「短期バイトにしたから」「発達障害を持つ自分の子供のサポート」「学生だがアルバイトをしている」「実家暮らし大学生でバイトをしています。」「自由な時間を楽しみたいから」「働いている」「問 7 を間違えて回答してしまいました。」「学業が大事だから」「受験勉強に専念するため」「障害があり、福祉の援助を受けています」「学生だから」「闘病中（選択肢にない事が理解出来ない。闘病され、働きたくても働けない人は多いはず）」「学生だから」「転職希望技能習得中」「育休中」「学生だから」「学生です」「病気療養中の為」「学生のため」「事業準備中」「学生だから」「学生だから」「学生だから」「働いている」「ボランティア活動をしているから」「株・投資」「資産運用」「コロナでアルコールを使うことで手の皮フ炎でドクターストップがかかった為（保育士補助）」「家族を介護している」「学生だから」「病気の為」「ケガをしたから」「夢を諦め切れないから」「学生」「癌の飼い犬の看病のため」「学生だから」「生きたいと思わない」「学生」「I need to get approval to wave in Japan first.（仮訳）日本での就労許可が必要のため。」

○＜現在働いていない方のみ回答＞

問 9 あなたは、今後どのように仕事をしたいと思いますか。(○はあてはまるものすべて)

選択肢	全体	常勤で働きたい	パートで働きたい	自分で事業をはじめたい(起業)	自宅や身近な場所などでインターネットを通じて仕事をする“SOHO”や“テレワーク”で働きたい	家業を手伝いたい	したいができないと思う	働きたいと思わない	その他
全体	196	43	54	18	36	2	39	36	15
	100.0%	21.9%	27.6%	9.2%	18.4%	1.0%	19.9%	18.4%	7.7%
(性別自認)	男性	47	21	7	4	4	0	4	10
		100.0%	44.7%	14.9%	8.5%	8.5%	0.0%	8.5%	21.3%
	女性	125	21	40	13	26	1	33	18
		100.0%	16.8%	32.0%	10.4%	20.8%	0.8%	26.4%	14.4%
	その他	2	0	0	0	0	0	2	0
		100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%

○＜参考：問 9「その他」回答肢（原文ママ）＞

「学生だがアルバイトをしている」「未定」「学生を終え、就職活動をして働く希望がある」「問 7 を間違えて回答してしまいました。」「流れのままに。」「ボランティア活動など」「ボランティアで役立てるものがあればしたい。」「他にしたい事がある」「資産運用」「今はわからない」「ボランティア中心（只し、有償）」「専業主婦ですが、高齢の母や孫たち、家族の幸せのために時間を使いたいと思う。」「できれば、人の役に立つことをしたい。」「好きな事を好きな人と好きなようにやりたい。」「育児を考えた上で、合う仕事に就きたいです。」

問 10 女性の働き方について、あなたが望ましいと思うのは次のどれですか。(〇は1つだけ)

選択肢		全体	仕事はも たない	結婚する までは仕 事をもつ が、結婚 後はもた ない	子どもが できるま では仕事 をもち、 その後 はもた ない	子育ての 時期だけ 一時やめ て、その 後はまた 仕事をも つ	結婚・出 産にか かわら ず、ず っと仕 事をも つ	その他	無回答・ 無効回答
全体		942	4	9	20	397	405	96	11
		100.0%	0.4%	1.0%	2.1%	42.1%	43.0%	10.2%	1.2%
(性 別 認)	男性	366	2	5	7	163	141	44	4
		100.0%	0.5%	1.4%	1.9%	44.5%	38.5%	12.0%	1.1%
	女性	529	1	4	12	211	249	50	2
		100.0%	0.2%	0.8%	2.3%	39.9%	47.1%	9.5%	0.4%
	その他	4	0	0	0	0	3	1	0
		100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	75.0%	25.0%	0.0%

(参考：令和元年度調査) 女性の働き方について、あなたが望ましいと思うのは次のどれですか。(〇は1つだけ)

		全 体	仕事はもた ない	結婚するま では仕事 をもち、 結婚後は もたない	子どもが できるま では仕事 をもち、 その後 はもたない	子育ての 時期だけ 一時やめ て、その 後はまた 仕事をも つ	結婚・出 産にか かわら ず、ず っと仕 事をも つ	その他	無回答
全 体		997	4	21	31	467	349	112	13
		100.0	0.4	2.1	3.1	46.8	35.0	11.2	1.3
性 別	男性	399	3	7	19	184	130	51	5
		100.0	0.8	1.8	4.8	46.1	32.6	12.8	1.3
	女性	592	1	14	12	280	218	59	8
		100.0	0.2	2.4	2.0	47.3	36.8	10.0	1.4
	無回答	6	0	0	0	3	1	2	0
		100.0	0.0	0.0	0.0	50.0	16.7	33.3	0.0

〇＜参考：問 10「その他」回答肢（原文ママ）＞

「ケースバイケース」「個人の自由だと思う」「本人の好きにする」「結婚出産にかかわらず、本人のしたいようにするべき。ずっと仕事をしている人がいてもよいし、辞める人がいてもよい。」「家族と相談して、自由にして良いと思う。」「個人の価値観なので上記回答項目では選べない」「人それぞれ」「働く期間、休む期間は自分が決めればよい」「個人が望むような働き方ができる」「個人の意思」「状況によって選択は異なると思う。」「片手間で働いて、労働市場の価値を下げるのは止めてください。」「個人が自由に選択できるのが望ましい」「自分のしたいようにすれば良い」「好きにすれば良い」「自分は母が専業主婦だったので女性が何をしたいか決めべきだと思います。」「自身が望む場合は「5.」」「どう働くか働かないかは個人の自由」「結婚や出産に関わらず、仕事をしたいのであればする。したくないのであれば、しない。」「その人の好きに選べる状態。人がとやかく言うことではなく、選択肢があることが重要。」「働き方選択の自由」「個人意思の尊重」「本人とパートナー次第では?」「本人の意思で選択する」「自分で仕事をするか、いつ辞めるか辞めないのかの選択ができるのが望ましい」「女性当人、または夫婦間で決められることで、答える立場にない。」「結婚・出産にかかわらず、個人の希望・必要に応じて仕事をもつ」「本人がどうしたいかを決めれば良いと思う。」「女性男性関係なく、また結婚出産に関わらず、本人が希望する働き方が選択できるようになるべき」「ケースバイケース」「人それぞれなので、自身で選択するべきだと思う」「個人の自由」「女性がどうしたいかによる」「女性本人がしたいと思うこと」「本人の自由だが、夫だけに働かせればよいみたいな負担もまだまだありますよ、、、、」「子育ての必要な時期だけ仕事を休み、元の職場に復帰する」「わからない」「質問の意味がわからない。性別関係なく個人が個人の事情で決めることで望むも望まないもない。」「それぞれの人が働きたいように働けばよいと思う」「自由に選択できる」「個人が決めればよいと思う」「その人それぞれの働き方があってよい」「働き方の選択や考え方は個人の自由や意思が尊重されるべきだと思う」「女性やその家族が選べるようにする」「男女問わず上記の選択ができる環境や可能性があること」「その人の立場によって違うので答えられない」「結婚までは自立のために仕事を持つ必要があるが、その後は話し合いを基に本人の意志で決めるべきである。」「その人のスキル、体力、その他環境や考えによると思うので一概に言えない」「育児か仕事かの二択ではなく、誰もが育児も仕事も緩やかに両立出来るような支援があれば良いと思う」「時短に加え、週休 3 日にする」「本人が望む形で仕事と向き合えればそれでいい」「何が望ましいかはケースバイケースであり、ひとつに決まるはずがない。1～5のような様々な形態から女性が自由に選択できるのが望ましい。」「本人の希望に合って働けること」「個人の自由。強要しないしされたくない。」「自由に働きたいときに働く（出産など関係なく）」「自分で好きなように選ぶ」「個人の事情によるので意見はありません」「個人の自由なので望ましい働き方はわからない」「一律に決められないと思う。家族の協力・理解があればどんな形でもいいと思う」「仕事に就くか就かないかは個人の自由。」「自由に仕事をし、自由に結婚・育事に関わればよい」「個人それぞれが自分で良いと思える働き方」「時間があるとき仕事したい」「本人が望むようにする」「働きたい人はずっと働ける」「本人が決断する事で他人は意見出来ません」「人により、夫婦により異なる働き方で良いと思う」「その時の事情に合わせて仕事に従事する」「出産後の仕事復帰を女性が自分で判断できる（しやすい）」「その時の状況で考えればよいと思う。どちらでも」「その人の状況による。」「自分の希望に合わせて決められるのが良いと思う」「女性の希望を優先、働く働かないは女性の意を尊重。」「妊娠や出産等自分が無理な時に休んでいられる仕事」「本人のやりたいようにやらせればよい」「自分で自分の生き方をえらべる」「ライフイベントに関わらず自分の意志で働きたいと思う時に働く」「考え方は人それぞれ。この間は統計に不適。」「結婚・出産にかかわらず、働きたい時に働き、休みたい時に休む」「上記のように「型」はめこまれず、各々が望ましい働き方や生き方を自由に選べる事、こそが望ましい。」「結婚・出産にかかわらず、ずっと仕事をもつことができる。」「個人の自由」「結婚・出産にかかわらず、仕事を継続したい人、継続せず家庭内に入りたい人それぞれが希望する働き方が選べる状況がよい。」「その人ののぞむ形でよい」「男女の収入によるし専業が向いてる人もいるし仕事したけりゃすればいいのでは?」「5＋支援の環境があると尚よし、毎日家政婦がいるとか。」「子育て中は家でも仕事ができる環境があれば理想です。仕事は良いと思います。」「家庭内で話し合い、女性が望む働き方、生き方をするのが理想。」「望ましいものは、ない」「自由で良い。本人が決

める」「好きなように上記1～5を選択できらいいと思う。」「いずれも個人の自由で良い」「子どもがいようがいまいがいつでもどこでも自由に選択できる環境を整えることを求めている」「個人の自由な働き方」「Women should be able to work until they feel that they would like to stop. For instance, some women want to be stay at home mothers, others want to continue working. It should be left up to them to decide. (仮訳) 女性がいつ仕事を辞めるのか、本人が決めるべきである。例えば専業主婦として生活したい女性もいるし、働き続けたい女性もいる。」

問 11 女性が長く働きつづけることを困難にしたり、障害になっている理由はどんなことだと思いますか。

(○はあてはまるものすべて)

選択肢	全体	育児	子どもを預けるところ(保育園)がない	高齢者や病人の介護・看護	子どもの教育	家事	夫の転勤	家族の無理解	職場での結婚・出産退職の慣行	育児休業や再就職など、長く働き続けるための職場の条件・制度が不十分	昇進・教育訓練などの男女の不公平な取り扱い	女性はすぐやめる、労働能力が劣るという考え方	その他	障害、困難になるものはない	わからない
全体	942	637	474	352	205	332	212	302	139	456	209	218	61	13	25
	100.0%	67.6%	50.3%	37.4%	21.8%	35.2%	22.5%	32.1%	14.8%	48.4%	22.2%	23.1%	6.5%	1.4%	2.7%
(性別)	男性	366	255	179	101	78	123	82	92	53	154	65	60	32	12
		100.0%	69.7%	48.9%	27.6%	21.3%	33.6%	22.4%	25.1%	14.5%	42.1%	17.8%	16.4%	8.7%	3.3%
	女性	529	359	282	237	119	194	124	190	78	277	129	143	26	11
		100.0%	67.9%	53.3%	44.8%	22.5%	36.7%	23.4%	35.9%	14.7%	52.4%	24.4%	27.0%	4.9%	2.1%
	その他	4	1	1	0	1	0	0	2	1	2	3	3	0	1
		100.0%	25.0%	25.0%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	50.0%	25.0%	50.0%	75.0%	75.0%	0.0%	25.0%

(参考：令和元年度調査) 女性が長く働きつづけることを困難にしたり、障害になっている理由はどんなことだと思いますか。

(○はあてはまるものすべて)

	全 体	育 児	子どもを預けるところ(保育園)がない	高齢者や病人の介護・看護	子どもの教育	家事	夫の転勤	家族の無理解	職場での結婚・出産退職の慣行	育児休業や再就職など、長く働き続けるための職場の条件・制度が不十分	昇進・教育訓練などの男女の不公平な取り扱い	女性はすぐやめる、労働能力が劣るという考え方	その他	障害、困難になるものはない	わからない	無回答
全 体	997	625	619	396	198	301	230	263	166	523	147	215	73	7	28	3
	100.0	62.7	62.1	39.7	19.9	30.2	23.1	26.4	16.6	52.5	14.7	21.6	7.3	0.7	2.8	0.3
性 別	男性	399	250	228	122	73	104	68	92	74	188	50	80	28	3	16
		100.0	62.7	56.6	30.6	18.3	26.1	17.0	23.1	18.5	46.6	12.5	20.1	7.0	0.8	4.0
	女性	592	372	389	271	125	195	161	170	91	333	96	133	44	4	12
		100.0	62.8	65.7	45.8	21.1	32.9	27.2	28.7	15.4	56.3	16.2	22.5	7.4	0.7	2.0
	無回答	6	3	4	3	0	2	1	1	1	4	1	2	1	0	0
		100.0	50.0	66.7	50.0	0.0	33.3	16.7	16.7	16.7	66.7	16.7	33.3	16.7	0.0	0.0

○＜参考：問 11「その他」回答肢（原文ママ）＞

「何でも家のことを女性に任せすぎ。男性も同じように家事育児をすれば社会は変わる」「子供を産むという、男性とは違う性。」「長時間拘束されること」「出産による心身の変調」「仕事に対する責任感」「ベビーシッター不足」「女性自身が差別されているというネガティブな思考に陥っているから」「結果の出ない女性支援。補助金搾取。的外れな甘やかし」「職場の理解が乏しい」「柔軟でない働き方のルール」「自営業の女性はどの手当や育休も取れないので出産すると全てが止まる」「社会制度 税金と社会保障は男女問わず個人に配分されるべき」「セカンドキャリアの構築が困難。育児のブランクは給与や本人の生活リズムを崩壊させ、持続して働くことが困難になります。リモートを活用してカジュアルに働ける仕事を増やすことが効果的だと思います。」「まだまだ男性中心社会で、意識制度ともに遅れているため。」「本人に長く働く意思がない」「アシスタントの仕事に女性が満足し、他の生き甲斐を求めている方も女性には多い」「学校教育において働く母親に対して配慮がたりない」「長時間労働」「育児による職場からの一時的な離脱」「経済的要素も含めて、社会全体に余裕がないこと」「育児と仕事の両方に十分時間を割くことが現実的には非常に難しいから」「夫の家事育児の分担が少ないこと」「子供が風邪を引いたときなどに休みづらい」「考え方ではなく実際に女性はすぐ辞める。小規模な職場では本当に困る。女性の能力が劣ることは無いが管理職は避ける傾向がある。」「性別上の性質」「自営業者に対する育休の支援が不足している」「まだまだ女性自身でも働きたくないという人も多いのは事実かと思います。」「就労時間が長く、休日が少ない」「体力的なもの」「人による。」「社会における仕事への考え方が古い。長時間労働など。」「女性本人のやる気、幼い頃から働くつもりで勉学に励んでいない女性が多い」「男性の仕事中止の考え方、長時間労働」「産休育休後に退社する女性の存在」「PTAや保護者会、面談など学校関係がオンライン化されていない」「親や協力者がいない場合」「労働慣行、思い込み」「子どもが病気の時など、保育園だけでは対応しきれない。仕事を続けられる人は高所得者が福利厚生の手厚い大企業の社員。近所に祖父母がいるなど恵まれた人のような気がします。」「女性自身の意識の低さ。←正社員やめてパートで働いてもどうせ結婚するからいいやという考え方」「職場での育児に対する無理解。」「小さい頃は一緒に子供とすごしたいと考えるからだと思う。」「結婚による転職時に出産希望が重なると不利になること」「女性側の強い意識の欠如」「出産後の体の不調、及び子供への愛由」「ムリな男女平等」「女性本人の問題」「女性は男性と体力がちがうので50才くらいになるとフルタイム勤務は体がもたなくなる。」「育児」というよりも、子どもが病気をした時に仕事を休みにくい」「本当は働くのをやめたいと思っている女性も多いと思う」「本人が働かなくてもいいと考えているから。」「女性ならではの更年期の体調不良も多く理解がほしい」「社会が1世帯構成のため。住居の問題など時間的な余裕の欠如。」「個人事業主には保障がない」「もとの仕事を出産後まかせてくれなくなる。仕事が減った時の保障がない」「男女の収入による。女性側もそれぞれなのでは？独立、起業すれば？」「困難や障害は感じない。その発想がわからない。」「女性のひかえめな姿勢とこれまでのそうした教育」「本人の気持ち。」「社会が子どもに対して過保護になっている。おじいちゃん、おばあちゃん、おじさん、おばさんと住んでいない。父母だけで育児している。」「現制度が男性と同じように働くことを基にされていることが根本的に長く働きつづけることを困難にしている。生物学的、性差特有の違いが加味されていないことが問題。」

項目4【仕事と子育てについて】

問 12 仮に、あなたやあなたの配偶者（事実婚やパートナーを含む）がこれから出産する場合、あなたは育児休業制度を利用しますか。（○は1つだけ）

選択肢		全体	利用する	利用しない	利用したいができない	わからない	無回答・無効回答
全体		942	688	54	53	136	11
		100.0%	73.0%	5.7%	5.6%	14.4%	1.2%
（性別自認）	男性	366	234	39	32	59	2
		100.0%	63.9%	10.7%	8.7%	16.1%	0.5%
	女性	529	424	12	20	68	5
		100.0%	80.2%	2.3%	3.8%	12.9%	0.9%
	その他	4	2	0	0	2	0
		100.0%	50.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%

○<問 12 で「2. 利用しない」とお答えの方に>

問 12-1 育児休業制度を利用しない理由は次のどれですか。（○は2つまで）

選択肢		全体	職場に迷惑がかかる	職場の環境が育児休業を取得できる雰囲気ではない	復帰後、職場に対応できるか不安がある	元の仕事（職場）に復帰できるとは限らない	昇進・昇格への影響が心配	収入が減少する	必要性を感じない	その他	特に理由はない
全体		54	17	9	4	5	7	16	13	10	1
		100.0%	31.5%	16.7%	7.4%	9.3%	13.0%	29.6%	24.1%	18.5%	1.9%
（性別自認）	男性	39	10	7	4	4	4	13	9	8	0
		100.0%	25.6%	17.9%	10.3%	10.3%	10.3%	33.3%	23.1%	20.5%	0.0%
	女性	12	5	1	0	1	2	2	4	2	1
		100.0%	41.7%	8.3%	0.0%	8.3%	16.7%	16.7%	33.3%	16.7%	8.3%
	その他	0									
		-									

○<参考：問 12-1「その他」回答肢（原文ママ）>

「男性としての性役割りを社会から強制されるため」「母が面倒を見てくれるだろう」「収入を得ることも育児一部である。」「育児は男性のやることでは無いから」「休業中の技術の進歩についていけなくなる」「普段の生活で対応出来る。」「仕事をしていないから」「昭和の時代は育休制度なんか無かったが、皆それぞれ上手くやっていた。本人の工夫次第で乗り切れ。」「出産ぎりぎりまで働かないといけなからむずかしい。体力的な仕事もたくさんあります。」「自営業なのでそのような制度がない」「ずっと一緒だとお互い息抜きが難しそうなので、3日に1度、時短勤務が理想です。」「その時にならないとわからない」

問 13 育児休業制度をさらに利用しやすくしていくためには、どんなことが必要だと思いますか。（○は2つまで）

選択肢		全体	事業主や上司の理解	職場内の理解を深めていくこと	休業中の経済的支援	休業期間の延長	短時間勤務制度等休業後、職場復帰しやすい体制の整備	休業中の情報提供、職場復帰研修の実施	代替職員の確保のための援助制度の充実	休業後、スムーズに保育所等に入所できる体制の整備	育児休業制度についての行政機関等の普及啓発	その他	特にな	わからない
全体		922	322	346	328	33	218	27	138	208	32	39	11	20
		100.0%	34.9%	37.5%	35.6%	3.6%	23.6%	2.9%	15.0%	22.6%	3.5%	4.2%	1.2%	2.2%
（性別自認）	男性	360	149	131	153	12	69	12	47	47	12	27	6	5
		100.0%	41.4%	36.4%	42.5%	3.3%	19.2%	3.3%	13.1%	13.1%	3.3%	7.5%	1.7%	1.4%
	女性	516	158	200	162	20	136	13	85	151	19	11	4	14
		100.0%	30.6%	38.8%	31.4%	3.9%	26.4%	2.5%	16.5%	29.3%	3.7%	2.1%	0.8%	2.7%
	その他	4	2	1	1	0	1	0	0	1	0	0	0	1
		100.0%	50.0%	25.0%	25.0%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%

○<参考：問 13「その他」回答肢（原文ママ）>

「育児休業という言葉を変えた方が良いと思う。」「金」「1 から 9 までの全ての施策が必要だと思います。」「保育士の待遇改善」「ベビーシッター不足の解消」「仕事が他の人にのしかからないようにする。」「出産前につわりや切迫早産で長期入院となり、11 ヶ月連続で職務につけなかったため、育休給付金を利用できなかった。そのような特別な事情のある妊婦には特例措置を設けてほしい。」「自営業の女性の保護」「育休の不正延長の排除。休業期間が長くなればなるほど復帰は難しくなる。」「育児休業を取得した場合の代替要員補充の柔軟性がないため、職場に迷惑をかけてしまう現状に対する抵抗感をなくすこと」「育児休業を特権だとして不遜な態度に出ないこと」「法人へのまとまった期間の育児休暇取得の義務付け」「最初から出産育児を織り込んだ職場部署単位の業務負担設定が必要。一時的な代替要員の確保では同僚の負担は軽減されない。それも不可能な場合は、追加手当の支給など、出産者を支援するものへの配慮」「職場の同僚への経済的支援（負担が増すから）」「取得制度の柔軟にすること」「個人の技量に依存せず代替がきく組織体制」「幹部層からのトップダウンを強力に行う」「代替職員に休業期間終了後辞めてもらうのも心苦しい。育児休業後、復職せず退職する人もいて利用する人のモラルも問われる。」「育児休暇で抜けた分の労力の補充がなければ職場の同僚の理解は得られない」「個別の事情による。職種にも家庭環境にもよる。」「社会の価値観の変化。ジョブ型への変化など。」「フリーランスの経済保障と復帰支援」「社会全体が家庭中心になる」「休業かフル勤務かの両極端ではなく、限定的な働き方という選択肢があってもよいのでは」「1～9 全部」「育休制度なんて大企業だけ、優良企業だけしか制立していない。中小零細企業では実質辞めるしかない。」「休業中に仕事を引き取る人へのサポート」「法制度改正による強制執行」「完全に休むのではなく、週 1～3 で働ける選択肢が必要」「会社の規模を問わず全ての会社で制度が整備できている。」「会社

への補助金」「復帰できるという約束・事前契約」「本人の意志」「復帰後の昇進昇格のハンディー」「人員不足」「取得する人の意識をかえること。」「繁忙、かんさんの時期による。育児参加と言うのが苦手な人もいる。強制はぎゃくたいにつながる。逆に反ばつする。行政、会社がどうこうと言うより不たんする現場しだいだ」「育児休業制度がわからない」「社内の人員算定の考えをかえる。」「夏期休暇や年末年始のように、育児休業を取得する事を制度として徹底させる。」「低収入によるメンタル不調、不安による制度利用控えの解消特に男性。」

問 14 子育てと仕事の両立を図るために、職場においてどのような制度や支援策の充実が必要だと思いますか。
(○は3つまで)

選択肢	全体	妊娠中や 育児期間 中の勤務 軽減(フレ ックス タイム制 度や短時 間勤務制 度など)	育児休業 制度や再 雇用制度 の普及促 進及び円 滑に利用 できる環 境づくり	子どもが 病気やけ がの時に 安心して 看護のた めの休 暇が取れ る制度	勤務先に 保育施設 を設置す る	男性も育 児休業制 度が利用 できるな ど、子育 てに男性 も参加で きる環境 づくり	子育てと 仕事の両 立に向け 、職場内 の理解を 深めてい くこと	女性の就 業継続に 対する企 業の理解 や支援	その他	特にな い	わから ない
全体	935	516	319	516	176	318	279	176	44	9	24
	100.0%	55.2%	34.1%	55.2%	18.8%	34.0%	29.8%	18.8%	4.7%	1.0%	2.6%
(性 別 自 認)	男性	366	203	145	168	71	128	102	51	27	5
		100.0%	55.5%	39.6%	45.9%	19.4%	35.0%	27.9%	13.9%	7.4%	1.4%
	女性	522	293	165	320	96	168	165	116	15	4
		100.0%	56.1%	31.6%	61.3%	18.4%	32.2%	31.6%	22.2%	2.9%	0.8%
	その他	4	2	1	2	0	3	0	1	0	1
		100.0%	50.0%	25.0%	50.0%	0.0%	75.0%	0.0%	25.0%	0.0%	25.0%

○＜参考：問 14「その他」回答肢（原文ママ）＞

「リモートワーク」「子育てで忙しい人のかわりに仕事を任された人への給与アップ」「1 から 7 までの全ての施策が必要だと思います。」「育休産休を取得しない社員への賃金補給など不公平感の軽減」「独身女性の理解」「突然の休業、早退の穴埋めをした周りの同僚への特別手当」「ベビーシッター不足の解消」「育児休暇→退職の流れをする女性には罰金。」「ODA や国連などにお金を拠出するのではなく、国民のために制度拡充のためにお金を使いなさい。そうすればすぐできる。」「子育てと仕事を両立させたい人がいる職場で就業する他の人員へのフォロー」「男女問わず労働時間の短縮（常時から）」「長時間労働の是正。子供が小さい時期だけでなく、また、子育て中の人に限定しない全員の長期的な労働時間の短縮。」「最初から出産育児を織り込んだ職場部署単位の業務負担設定が必要。一時的な代替要員の確保では同僚の負担は軽減されない。それも不可能な場合は、追加手当の支給など、出産者を支援するものへの配慮」「子どもが発熱等をして継続して預けることができる施設の確立」「男性が休業しても昇進昇格に影響しない社会、子供を生まない選択をした人間が損をしない制度」「理解や支援は限界。これ以上は行政では無く解雇規制の緩和などで雇用主側で裁量できるようにした方が労働者側も結果的に良くなる。」「両立をはかる必要が無い」「育児休暇やフレックス勤務をカバーする同僚の負担への理解と手当支給」「働き方改革。労働生産性をあげて働く時間を社会全体で減らす」「経済的支援。妻が専業主婦なので収入が減ると難しいです。」「テレワークの拡充」「どれもあるに越したことはない。」「処遇、待遇における措置。復帰しても変わらず働けること。」「フリーランスの休業中の経済保障の復帰支援」「1～7 全部」「働き手の貢献度に見合った就業条件の理解」「勤務先の●剩人員確保」「そもそも両立が不要。子供ができたなら女性が仕事辞めて子育てに専念できるように、夫の賃金を上げるようにすることが必要。」「国の制度への明確な後押しがなくては変わらない」「勤務軽減に対する職場対峙維持。」「会社の制度（産休、子育て休暇）を利用する女性（又は男性）は多くいます。」「子ども手当」「女性が急に休んだ時に、働いてくれているその他社員への手当て休暇制度等」「人員不足」「病後時保育所の増設」「会社が負担を負うのは無理でしょう。国や自治体の援助が必要かと」「女性の一人親サポートの更なる支援又、一人親は離婚してなくても実状が同様な場合のサポートを！」「業種によって違うもの。同じにしてできるのか？大と中小によっても違うし不たんする現場によると思う」「育休中、その人の分をまきとった方への+d給与」「両立を図る必要はない。」「テレワーク」「代替職員の確保」「行政が社会全体への理解を促進する発信」「育休中の人材サポート（国や自治体の制度作り）」

問 15 子育てと仕事の両立を図るために、区ではどのような施策が必要だと思いますか。(○は3つまで)

選択肢		全体	保育園の 多様な運 営(長時 間保育、 病後児保 育等)	地域の中 で子育て をする仕 組み	企業など に対する 啓発	相談場所 の開設	情報交換 できる場 所の提供	その他	わから ない
全体		940	768	422	357	213	249	65	26
		100.0%	81.7%	44.9%	38.0%	22.7%	26.5%	6.9%	2.8%
(性 別 自 認)	男性	365	295	171	139	73	95	37	8
		100.0%	80.8%	46.8%	38.1%	20.0%	26.0%	10.1%	2.2%
	女性	528	439	231	201	133	141	26	16
		100.0%	83.1%	43.8%	38.1%	25.2%	26.7%	4.9%	3.0%
	その他	4	3	1	3	2	2	0	0
		100.0%	75.0%	25.0%	75.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%

○＜参考：問 15「その他」回答肢（原文ママ）＞

「世田谷区の職場に勤務している区民はあまりいないので限定的かと思う。」「安全な遊び場」「育児休暇を必ず取るような条例」「やるべきことを机上でやっているだけで実効性を出すこと」「保育士の待遇改善、出産後の手当や支給品の充実」「習い事の送迎支援」「ベビーシッター不足の解消」「助成金」「現場のニーズに合わせた政策の立案」「男女共同参画センターとかを無闇に作らない。働く世代の税金をそういう無駄な所に投入しないで欲しい。弱者冷笑パーティーをやめてはいかがですか?」「代替職員を確保する企業への援助」「給付金や給付制度（子育て世代に有利な施策や減税など）」「保育士と教員の待遇改善、人員確保」「子育ては社会の負担にはならないと言う、啓蒙活動」「自営業の女性の出産、子育ての補助」「セカンドキャリアの構築支援。企業が負うのは数字目標だけなので人生の支援は区の役割になる気がします」「区民の経済的負担のないケア・サポートなどの人的援助。区の補助金で賄う。」「学童保育の充実」「宅食など家事支援、電動自転車など送迎に必須なものの補助」「産後だけではなく、妊娠中の就業がいかに困難なことであることに対する対策と啓蒙」「選択肢の少なさが、世田谷の担当者の無能さを感じる」「経済的支援」「企業などに対する代替社員（職員）の補助制度」「子どもが発熱等をしても継続して預けることができる施設の確立」「保育士の待遇改善」「時短勤務者に対する経済的支援」「区は良くやっている。」「必要が無い」「安心して休暇を取れるように、余裕をもった職場の人員配置」「経済的補助」「どれもあった方がいい。」「男性の育児参加を推奨する企業への、税の優遇など。」「子育てだけではなく高齢者など全体に人に優しいこと」「保育園以降の制度をもっと必要」「学校関係のオンライン化、教職員への補佐（時間外は民間に代替させる等）」「男性の育児に対する男性自身や社会への啓発啓蒙」「1～5 全部」「希望者は認可保育園に入れるようにする、小学校の授業終わりの預かり場所の時間の延長など」「保育園への送迎の拡充」「現在行われている施策をもっと広報、セールスする。SNS 活用。」「妊娠、出産、育児、保育園選びまで一貫してサポートしてくれるシステムがあると良いと思う」「既に実施されているが保護者会などのオンライン化の継続とプラットフォームの拡充」「企業への補助」「そもそも両立が不要。子供ができたなら女性に対し仕事辞めて子育てに専念するよう啓蒙活動してください。」「介護の支援による、ダブルケアの負担の軽減」「保育園だけではなく、子どもを預けられる場小学生になってもそのような場は必要」「金銭面の支援」「子供がいる人もいない人も全員が時短きんむできて、今の収入を維持できるような仕組みづくり」「専業主婦でももっと簡単に保育施設を利用できるようにしてほしい。その結果求職活動が出来たり、パートに出れるから。今はフルタイムの仕事を決めるための求職じゃないと認可保育園を利用出来ないの。」「延長保育の長期化」「(金)」「小学生、中学生へのフォロー」「お金」「子育てをすると仕事以上に得をする施策」「企業での人員不足なので「区」での対策より「国」「強制するよりまず考えさせてその上で対策でよいのでは。」「家政婦支援。家事が大変。家事がないだけで心おだやか」「両立を図る必要はない」「少子化のいちばんの理由はお金です。金銭面の補助を。子供ができたなら働けなくなりお金がなくなることを皆怖れています。」「経済的支援の充実、拡張、及びその発信。」「補助金の支給」「子育ては一番立派な仕事。育児・教育費を最大限に補助。子どもがもっと産まれる社会にする。」「支援制度は今もあると思うが、HPが見にくくて何の制度があるかわからない。制度の申請が複雑かつ不便である。」「全●共通で税金をとらない。(子を持ってないかいてもある)」「地域に安心できる人間関係を作る機会の創出。」

項目5【介護について】

問 16 あなたご自身が高齢になり介護が必要になったときは、誰に介護をしてほしいですか。（○は1つだけ）

選択肢	全体	配偶者 (事実婚 やパート ナーを含 む)	娘	息子	娘の配偶 者(事実 婚やパー トナーを含 む)	息子の配 偶者(事 実婚やパ ートナー を含む)	兄弟姉妹	孫	友人	隣人	公的・民 間サービ スを利用 する	その他	わから ない	無回答・ 無効回答
全体	942	180	31	14	0	1	9	0	0	1	584	13	95	14
	100.0%	19.1%	3.3%	1.5%	0.0%	0.1%	1.0%	0.0%	0.0%	0.1%	62.0%	1.4%	10.1%	1.5%
(性 性別 自認)	男性	366	102	6	11	0	2	0	0	1	189	5	46	4
		100.0%	27.9%	1.6%	3.0%	0.0%	0.5%	0.0%	0.0%	0.3%	51.6%	1.4%	12.6%	1.1%
	女性	529	73	20	1	0	7	0	0	0	370	6	45	6
		100.0%	13.8%	3.8%	0.2%	0.0%	1.3%	0.0%	0.0%	0.0%	69.9%	1.1%	8.5%	1.1%
	その他	4	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	0
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	50.0%	25.0%	0.0%

○＜参考：問 16「その他」回答肢（原文ママ）＞

「高齢になる前に自殺します」「娘と公的・民間サービス半々」「介護が必要になって長生きしようと思わない。今は。」「介護されたくない」「してほしい」「介護されてまで生きたいとは思わない」「A I」「おいしい」「F a m i l y」「介護不要。」「高齢になる予定は、ない」「その時の状況による」「子供」

問 17 これからは公的・民間サービスの整備とともに、男性も共に介護を担うことが求められます。男性の介護への参加を進めるためには、どのようなことが必要だと思われますか。（○は2つまで）

選択肢	全体	男性が取り やすいよ うな介護 休暇制度 を整備す る	男性が気 軽に参加 できるよ うな介護 講座を開 催する	男性の理 解と協力 を得るた めの啓発 活動を行 う	労働時間 を短くし たり、在宅 勤務、フレ ックスタイ ムの導入 などを企 業に働き かける	女性が男 性に介護 への参加 を強く要 望する	介護は今 まで通り、 女性が中 心となっ て行うべ きで、男 性の参加 は必要に ない	その他	わから ない
全体	932	623	183	213	525	20	7	33	39
	100.0%	66.8%	19.6%	22.9%	56.3%	2.1%	0.8%	3.5%	4.2%
(性 性別 自認)	男性	363	241	69	58	202	8	4	21
		100.0%	66.4%	19.0%	16.0%	55.6%	2.2%	1.1%	5.8%
	女性	522	353	103	141	307	12	1	16
		100.0%	67.6%	19.7%	27.0%	58.8%	2.3%	0.2%	3.1%
	その他	4	2	4	0	1	0	0	0
	100.0%	50.0%	100.0%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

○＜参考：問 17「その他」回答肢（原文ママ）＞

「民間の介護施設の賃金の引き上げ、利用者への十分な補助金。」「介護を受ける側の男性への不安感を払拭するためのアプローチ」「保険適用による介護職の給与アップ」「経済的援助」「女性も働くべき。女性は男性より稼ぎが低くても OK（は時代錯誤）」「学校や法人での「介護は男女問わない」という教育・啓発」「男性が男性に介護への参加を当たり前のことのように啓蒙する」「介護する男性およびその世帯を支援する諸制度とそれを可能にする社会の余裕」「介護のプロの充実拡充」「時短勤務者への経済的支援」「経営者の理解と社会全体の認識が変わっていくこと」「そもそも介護が生産的ではないので、どちらにしても家族に介護させるのはポジティブではないと考えている。」「給与」「必要になれば偏見が変わると思う。」「介護には男女関係なく参加すべきという社会的な風潮を形成していく」「社会全体が、変わること」「家事子育て介護は女性中心という思い込みを元にしてる設問に違和感を感じる。全て家族で共されその中で対応する課題なのに、。。」「一般職程度の給料であること」「啓発活動ではなく、必須参加とするプラン。（1回ではなく複数回で座学、実地含む）」「高い給料を払う」「すでに男性も介護している人が多くいると認識している」「リモートワークの推進」「介護で仕事休んでも解雇されない制度づくり」「男性本人の意識改革」「女性側が男性からの（介）を受け入れること」「企業トップや上司に女性を多くすること」「いつでもします」「女性だけがするものではないという意識改革」「介護は家族がやるのではなく介護サービス・事業プロフェッショナルに任せるべき。」「女性ばかりと言うが男性もしてと思うが。」「介護は公的・民間サービスを利用するべき」「男性が介護への参加を近める必要はない。平等であるべき」

項目6【ドメスティック・バイオレンス（DV）及び性暴力について】

問 18 あなたは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（＝DV防止法）をご存知ですか。

（○は1つだけ） ※プラン数値目標（基本目標Ⅲ）に該当

選択肢		全体	法律名も内容も知っている	聞いたことはあるが、内容は知らない	知らない	無回答・無効回答
全体		942	400	471	66	5
		100.0%	42.5%	50.0%	7.0%	0.5%
（性自認別）	男性	366	164	167	33	2
		100.0%	44.8%	45.6%	9.0%	0.5%
	女性	529	221	278	30	0
		100.0%	41.8%	52.6%	5.7%	0.0%
	その他	4	1	2	1	0
		100.0%	25.0%	50.0%	25.0%	0.0%

（参考：令和元年度調査）あなたは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（＝DV防止法）をご存知ですか。（○は1つだけ）

		全 体	法律名も内容も知っている	聞いたことはあるが、内容は知らない	知らない	無回答
全 体		997	306	557	127	7
		100.0	30.7	55.9	12.7	0.7
性 別	男性	399	141	205	50	3
		100.0	35.3	51.4	12.5	0.8
	女性	592	164	350	74	4
		100.0	27.7	59.1	12.5	0.7
	無回答	6	1	2	3	0
		100.0	16.7	33.3	50.0	0.0

問 19 あなたは、「ドメスティック・バイオレンス＝夫婦（事実婚・離婚後も含む）や恋人という親しい関係で生じる暴力、人権侵害」についてどのようにお考えですか。（○は1つだけ）

※プラン数値目標（基本目標Ⅲ）に該当

選択肢		全体	100%加害者に責任があり、許せないものである	加害者に責任があるとしても、被害者側にも原因があると思う	双方の関係の問題であり、周りがとやかく言うべきではない	その他	わからない	無回答・無効回答
全体		942	618	211	32	28	50	3
		100.0%	65.6%	22.4%	3.4%	3.0%	5.3%	0.3%
（性自認別）	男性	366	202	114	18	16	16	0
		100.0%	55.2%	31.1%	4.9%	4.4%	4.4%	0.0%
	女性	529	393	84	13	10	29	0
		100.0%	74.3%	15.9%	2.5%	1.9%	5.5%	0.0%
	その他	4	2	0	1	1	0	0
		100.0%	50.0%	0.0%	25.0%	25.0%	0.0%	0.0%

（参考：令和元年度調査）あなたは、「ドメスティック・バイオレンス＝夫婦（事実婚・離婚後も含む）や恋人という親しい関係で生じる暴力、人権侵害」についてどのようにお考えですか。（○は1つだけ）

		全 体	100%加害者に責任があり、許せないものである	加害者に責任があるとしても、被害者側にも原因があると思う	双方の関係の問題であり、周りがとやかく言うべきではない	その他	わからない	無回答
全 体		997	538	330	26	26	64	13
		100.0	54.0	33.1	2.6	2.6	6.4	1.3
性 別	男性	399	174	166	15	12	26	6
		100.0	43.6	41.6	3.8	3.0	6.5	1.5
	女性	592	359	164	11	13	38	7
		100.0	60.6	27.7	1.9	2.2	6.4	1.2
	無回答	6	5	0	0	1	0	0
		100.0	83.3	0.0	0.0	16.7	0.0	0.0

○＜参考：問 19「その他」回答肢（原文ママ）＞

「加害者に責任があるが、加害者自身が苦しんでいるケースもあると思う。」「加害者や被害者が明確でない場合も往々にしてあるので、一括りにどちらが悪いと言えるものではない」「双方の関係で生まれる問題であり、すべての有形力の行使が悪いとは言わないが、それが傷害や暴行を目的としたものであるならば断固として処罰すべきである。ただし、加害の原因が精神病などに由来する場合は適切に治療を行うべきである。」「子供に暴力を振るうのは母、継父。女性の話をして信じるのは時代錯誤の極み」「多様なケースがあるため、一概には言えない。」「理由によるが、基本的に加害者に責任がある」「双方の関係の問題であり、型にはめた判断を下すことはできない」「虚偽の訴えにより、真に困っている人が救えないケースがあると思っている。」「基本的には加害者の問題があると思うが、被害者以外の原因の可能性もあると思う。」「ケースバイケース」「内容による」「それぞれの関係性の中で発生する問題なので一概の言えない。暴力を振るうことは悪だが、その前後に振るわれた側から暴力的な言葉を浴びせていた事例もある。個々の案件にそれぞれの原因と責任があると思う。」「法的にどう捉えるか(刑事)と感情論(民事)が混ざった設問に感じる」「世代の連鎖が背景にある」「加害者に 100%責任がある場合がほとんどだと思うが、そうとは言い切れないケースも稀にあると思う」「男女平等教育のせいで女性(妻)が男性(夫)に口答えするようになったのが原因。」「ケースバイケースだと思う」「ケースバイケースがあるのでは。」「100%加害者に責任があり、許せないものだが、原因は色々あるので、責任の所在や法律 e t c ととても難しい問題であると思う。」「ケースバイケース」「ドメスティックバイオレンスの背景を認識せずして根本的な問題解決は出来ないのではないか? と考える。育った環境やストレス他」「原因は人それぞれなので、何が原因かをしっかり考えていくべきであると思います。」「1. 2. 3 すべて考えている」「一番は双方の関係の問題ではあるが、身近に相談できる方がいれば多少状況は変わると思う」「加害者もかつては被害者のケースが多いと聞く。連鎖を止める必要がある。」「双方の関係に問題があり、第三者による調停機関が必要だと思う。」「加害者にも被害者にもならないため、男女性別関係なく個人が自分と向き合う支援が必要。」「暴力・人権侵害は 100%悪いが、原因は別、冷静な判断が必要」

問 20 あなたがこの中で、ドメスティック・バイオレンスだと思うものはどれですか。(○はあてはまるものすべて)

選択肢	全体	命の危険を感じるような暴力行為	髪を引っ張る、物を投げつける等、身体を傷つけられたり、傷つけられる可能性のある行為	大声でどなる、無視する	人前でバカにする、「誰のお陰で暮らしてるんだ」と言う	大切にしているものを壊す	見たくないのにポルノビデオや雑誌を見せる	性行為を強要する	避妊に協力しない	わずかな生活費しか渡さない、仕事に就くことを禁止する	友人や実家との付き合いを禁止する	外出先を制限する、封書やメールを無断で見る	その他	特にない
全体	942	926	920	823	855	817	790	861	818	826	808	804	16	2
	100.0%	98.3%	97.7%	87.4%	90.8%	86.7%	83.9%	91.4%	86.8%	87.7%	85.8%	85.4%	1.7%	0.2%
(性・性別 自認)	男性	366	362	357	304	328	318	295	324	305	305	301	304	7
		100.0%	98.9%	97.5%	83.1%	89.6%	86.9%	80.6%	88.5%	83.3%	83.3%	82.2%	83.1%	1.9%
	女性	529	521	522	482	487	460	456	495	472	482	468	461	9
		100.0%	98.5%	98.7%	91.1%	92.1%	87.0%	86.2%	93.6%	89.2%	91.1%	88.5%	87.1%	1.7%
	その他	4	4	4	3	4	4	4	4	4	4	4	4	0
		100.0%	100.0%	100.0%	75.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%

○＜参考：問 20「その他」回答肢（原文ママ）＞

「gps 共有の強要」「尊厳を傷つける」「女性の意見ばかり肯定すること。こう言った事を男性にするのも、性役割の押し付け」「長期間にわたる接触の拒否」「着る洋服について指示を出す」「個性を否定する、物事全てに対して責任を転嫁する」「子供に配偶者の悪口を言う。」「相手が嫌がることをすること」「無視する、ペットや子など大切なものを傷つける」「〇していないのはパワハラ、モラハラ」「言葉の暴力。」「私は男性なので 6～8 は実施した事が無い。」「説問に問題あり。このような具体的・個別事例を挙げていくとキリがない。」「いきすぎているものは全てあてはまる。」「パートナーの人格を貶めるすべての行為!」「他者の尊重がない状態」

問 21 「ドメスティック・バイオレンス」に対する対策や支援として、特にどのようなものを充実すべきだと思いますか。(○は3つまで)

選択肢	全体	家庭内であれ暴力は犯罪であるという意識の啓発	いざという時に駆け込める緊急避難場所の整備	緊急時の相談体制の充実	住居や就労あつ旋、経済的援助など、生活支援の充実	カウンセリングや日常的な相談など、精神的援助の充実	関係機関やスタッフの充実	関連機関の紹介や暴力への対応方法など、いろいろな情報の提供	離婚調停への支援など、法的なサポートの充実	加害者に対する厳正な対処	カウンセリングなど、加害者の更生に関する対策の充実	裁判所、住居探し等への同行支援	その他	わからない
全体	931	402	605	248	296	176	76	76	199	365	97	90	18	10
	100.0%	43.2%	65.0%	26.6%	31.8%	18.9%	8.2%	8.2%	21.4%	39.2%	10.4%	9.7%	1.9%	1.1%
(性・性別 自認)	男性	364	166	232	125	79	75	29	31	58	147	30	29	13
		100.0%	45.6%	63.7%	34.3%	21.7%	20.6%	8.0%	8.5%	15.9%	40.4%	8.2%	8.0%	3.6%
	女性	520	217	343	113	201	93	44	39	132	201	66	58	5
		100.0%	41.7%	66.0%	21.7%	38.7%	17.9%	8.5%	7.5%	25.4%	38.7%	12.7%	11.2%	1.0%
	その他	4	1	4	1	2	0	0	1	1	0	1	0	0
		100.0%	25.0%	100.0%	25.0%	50.0%	0.0%	0.0%	25.0%	25.0%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%

○＜参考：問 21「その他」回答肢（原文ママ）＞

「重罰刑の創設」「1 から 11 までの全ての施策が必要だと思います。」「母、継父の子供への暴力を早く見つける。彼女らへの執行猶予のない重い罰。男性の冤罪を晴らす」「自分自身が現在、支援措置を受けています、この枠組みをもっと広く世間に伝えていくべきです。」「警察・裁判所の偏見のない対応マニュアル」「虚偽の DV を訴えた者への厳罰」「女性から男性への DV 対策を行うこと。並びに女性から男性への場合も DV であると周知を行うこと。」「3 つでは足りないくらい、周囲の認識や理解はまだ足りていないのでは」「困っている人やそういう方を見かけた時に助けになれる場所」「定期的に折込ちらしを各家庭に投函、

SNS でもわかりやすく PR する」「監視社会」「女性（妻）が男性（夫）に口答えしないような啓蒙活動。夫婦はお互い譲歩し合
って仲良くしなさいという教育。最初からDVを起こさせないようにする教育。」「教育」「通名の廃止」「3つにしぼるのがむず
かしい。」「まず入口からサポートすることで末期な状態に及ぶことがふせられるかもしれない。」「本質を見抜く力、自立を促す。」「
警察の積極的なかい入、事件としてしっかり扱うこと」「警察や行政、相談機関への介入権限の強化」

問 22 あなたは、次の(ア)～(キ)にあげる問題について、今の日本では、どの程度対応がなされていると思いますか。(○はそれぞれ1つずつ)

(ア) 性犯罪・性暴力、ストーカー被害に遭った人への支援体制

選択肢	全体	十分にな されている	ある程度 なされて いる	あまりなさ れていな い	なされて いない	わからな い	無回答・ 無効回答
全体	942	4	140	384	257	154	3
	100.0%	0.4%	14.9%	40.8%	27.3%	16.3%	0.3%
(性 自 認 別)	男性	366	3	70	141	77	75
		100.0%	0.8%	19.1%	38.5%	21.0%	20.5%
	女性	529	0	63	226	167	73
		100.0%	0.0%	11.9%	42.7%	31.6%	13.8%
	その他	4	0	0	2	2	0
	100.0%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%

(イ) 性犯罪・性暴力、ストーカー被害を起こさせないための対策

選択肢	全体	十分にな されている	ある程度 なされて いる	あまりなさ れていな い	なされて いない	わからな い	無回答・ 無効回答
全体	942	6	102	389	318	124	3
	100.0%	0.6%	10.8%	41.3%	33.8%	13.2%	0.3%
(性 自 認 別)	男性	366	5	62	149	94	56
		100.0%	1.4%	16.9%	40.7%	25.7%	15.3%
	女性	529	1	31	229	203	65
		100.0%	0.2%	5.9%	43.3%	38.4%	12.3%
	その他	4	0	0	1	3	0
	100.0%	0.0%	0.0%	25.0%	75.0%	0.0%	0.0%

(ウ) セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントへの防止策

選択肢	全体	十分にな されている	ある程度 なされて いる	あまりなさ れていな い	なされて いない	わからな い	無回答・ 無効回答
全体	942	11	283	370	181	94	3
	100.0%	1.2%	30.0%	39.3%	19.2%	10.0%	0.3%
(性 自 認 別)	男性	366	9	141	127	47	42
		100.0%	2.5%	38.5%	34.7%	12.8%	11.5%
	女性	529	2	131	223	126	47
		100.0%	0.4%	24.8%	42.2%	23.8%	8.9%
	その他	4	0	1	3	0	0
	100.0%	0.0%	25.0%	75.0%	0.0%	0.0%	0.0%

(エ) 児童ポルノやリベンジポルノ等の拡散被害への防止策

選択肢	全体	十分にな されている	ある程度 なされて いる	あまりなさ れていな い	なされて いない	わからな い	無回答・ 無効回答
全体	942	11	120	353	315	140	3
	100.0%	1.2%	12.7%	37.5%	33.4%	14.9%	0.3%
(性 自 認 別)	男性	366	10	75	127	96	58
		100.0%	2.7%	20.5%	34.7%	26.2%	15.8%
	女性	529	1	40	210	201	77
		100.0%	0.2%	7.6%	39.7%	38.0%	14.6%
	その他	4	0	0	2	2	0
	100.0%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%

(オ) 児童虐待に関する防止策

選択肢	全体	十分にな されている	ある程度 なされて いる	あまりなさ れていな い	なされて いない	わからな い	無回答・ 無効回答
全体	942	7	143	371	296	121	4
	100.0%	0.7%	15.2%	39.4%	31.4%	12.8%	0.4%
(性 自 認 別)	男性	366	6	72	140	93	55
		100.0%	1.6%	19.7%	38.3%	25.4%	15.0%
	女性	529	1	62	210	192	63
		100.0%	0.2%	11.7%	39.7%	36.3%	11.9%
	その他	4	0	2	1	0	1
	100.0%	0.0%	50.0%	25.0%	0.0%	25.0%	0.0%

(力) 性的指向や性自認に関する人権を尊重する制度の確立

選択肢		全体	十分にな されている	ある程度 なされて いる	あまりなさ れていな い	なされて いない	わからな い	無回答・ 無効回答
全体		942	27	205	333	221	153	3
		100.0%	2.9%	21.8%	35.4%	23.5%	16.2%	0.3%
(性 自 認 別)	男性	366	18	94	112	82	60	0
		100.0%	4.9%	25.7%	30.6%	22.4%	16.4%	0.0%
	女性	529	8	101	205	128	87	0
		100.0%	1.5%	19.1%	38.8%	24.2%	16.4%	0.0%
	その他	4	0	1	2	1	0	0
		100.0%	0.0%	25.0%	50.0%	25.0%	0.0%	0.0%

(キ) 性的指向や性自認に関する差別の禁止や防止策

選択肢		全体	十分にな されている	ある程度 なされて いる	あまりなさ れていな い	なされて いない	わからな い	無回答・ 無効回答
全体		942	29	187	332	235	156	3
		100.0%	3.1%	19.9%	35.2%	24.9%	16.6%	0.3%
(性 自 認 別)	男性	366	21	85	113	84	63	0
		100.0%	5.7%	23.2%	30.9%	23.0%	17.2%	0.0%
	女性	529	7	95	205	138	84	0
		100.0%	1.3%	18.0%	38.8%	26.1%	15.9%	0.0%
	その他	4	0	1	2	1	0	0
		100.0%	0.0%	25.0%	50.0%	25.0%	0.0%	0.0%

項目7【社会参加・「男女共同参画センター“らぷらす”」について】

問23 あなたは、日常的に交流の持てるグループやサークル、団体などの、自主的な活動に参加していますか。

(○は1つだけ)

選択肢番号			1	2	
選択肢		全体	参加している	参加していない	無回答・無効回答
全体		942	240	689	13
		100.0%	25.5%	73.1%	1.4%
(性別自認)	男性	366	92	273	1
		100.0%	25.1%	74.6%	0.3%
	女性	529	133	388	8
		100.0%	25.1%	73.3%	1.5%
	その他	4	1	3	0
		100.0%	25.0%	75.0%	0.0%

○<問23で「1. 参加している」とお答えの方に>

問23-1 参加されているのは、どのような活動内容ですか。(○はあてはまるものすべて)

選択肢		全体	スポーツ活動	趣味的活動	学習活動	ボランティア・福祉活動・NPO活動	自治会・町内会活動	PTA・子ども会活動	消費者活動	その他
全体		240	87	134	31	39	20	18	7	11
		100.0%	36.3%	55.8%	12.9%	16.3%	8.3%	7.5%	2.9%	4.6%
(性別自認)	男性	92	41	43	11	14	8	4	2	6
		100.0%	44.6%	46.7%	12.0%	15.2%	8.7%	4.3%	2.2%	6.5%
	女性	133	41	84	17	21	11	12	4	4
		100.0%	30.8%	63.2%	12.8%	15.8%	8.3%	9.0%	3.0%	3.0%
	その他	1	0	1	0	0	0	0	0	0
		100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

○<参考：問23-1「その他」回答肢（原文ママ）>

「子供のスポーツクラブ」「発達障害者の交流会」「同窓会組織の運営」「同窓会活動」「教会、信仰の場」「町内会の活動」「文化的活動、芸術的活動」「サークル（大学）」「山あるきの会」「業界団体活動」

○<問23で「2. 参加していない」とお答えの方に>

問23-2 参加されていないのは、どのような理由からですか。(○は3つまで)

選択肢		全体	時間に余裕がないから	情報がなから	子どもが小さいから	個人で活動する方が好きだから	仲間がいから	高齢者や病人の介護・看護があるから	経済的に余裕がないから	近くに活動する場所がないから	家族が反対するから	自分自身どんな活動がしたいかわからないから	関心がないから	その他
全体		702	322	236	55	133	78	31	62	56	2	159	197	25
		100.0%	45.9%	33.6%	7.8%	18.9%	11.1%	4.4%	8.8%	8.0%	0.3%	22.6%	28.1%	3.6%
(性別自認)	男性	274	120	106	18	48	39	7	25	16	1	62	85	13
		100.0%	43.8%	38.7%	6.6%	17.5%	14.2%	2.6%	9.1%	5.8%	0.4%	22.6%	31.0%	4.7%
	女性	396	191	121	34	79	34	20	35	36	1	89	108	11
		100.0%	48.2%	30.6%	8.6%	19.9%	8.6%	5.1%	8.8%	9.1%	0.3%	22.5%	27.3%	2.8%
	その他	3	2	1	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0
		100.0%	66.7%	33.3%	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

○<参考：問23-2「その他」回答肢（原文ママ）>

「障害がある」「何をするか迷い中」「都合の良いように使われるから、無料で。しかも態度も上からで。この文章を読んでもまともに取り合わないから。弱者を見て遊ぶから」「そもそも知らない」「そのために時間を割こうとは思わないから。」「参加の仕方や、どんなのがあるか分からない」「学生時代の友人やコミュニティがあるから」「平日も土日基本、仕事と勉強、家族の手伝いしか時間はないですね」「男女共同参画の主旨意図を知らないから」「健康的な理由から」「参加したい団体が近くに無い為」「知らない」「めんどくさいから。」「公的事業は老人向けのものばかり」「精神的に余裕がないから」「スポーツのグループに参加しているから」「単身赴任中のため」「引越したばかり」「存在を知らない」「コソワクで友人が死んだり体調不良」「外出が困難!」「越してきて間もなくまだこの地域についてよく知らないから。」「自分のしたい事がある」「健康に自信が持てなから」「よく分からないから。」

問24 あなたは、『男女共同参画センター“らぷらす”』をご存知ですか。(○は1つだけ)

選択肢		全体	知っている、利用したこともある	知っているが、利用したことはない	知らない	無回答・無効回答
全体		942	14	144	779	5
		100.0%	1.5%	15.3%	82.7%	0.5%
(性別自認)	男性	366	3	50	313	0
		100.0%	0.8%	13.7%	85.5%	0.0%
	女性	529	9	84	434	2
		100.0%	1.7%	15.9%	82.0%	0.4%
	その他	4	0	1	3	0
		100.0%	0.0%	25.0%	75.0%	0.0%

問 25 区では男女共同参画を推進するために、『男女共同参画センター“らぶらす”』などを通じて以下のような事業展開をしています。この中で、特に重点的に行うべきだと思われる事業はどれでしょうか。(○は3つまで)

選択肢		全体	男性の家事への参画、新しい生き方などを啓発する事業	女性の就業支援を目的とした事業	最新の社会問題を扱う事業（例 ストーカー、DV防止啓発物発行等）	情報誌“らぶらす”・FM世田谷などの媒体を利用した、情報提供・意識啓発	行政と区民・区民団体とが協働で実施する事業	地域での社会活動をはじめのきっかけづくりを目的とした事業	家庭、仕事、人間関係などで生じた問題を中心とした、相談事業の実施	男女共同参画に関する図書・資料の提供や、区民・区民団体の活動場所の提供	女性の地位向上等を啓発する事業（例 男女共同参画週間イベント等）	その他
全体		940	409	351	343	118	158	208	301	64	80	47
（性別自認）	男性	100.0%	43.5%	37.3%	36.5%	12.6%	16.8%	22.1%	32.0%	6.8%	8.5%	5.0%
		366	148	111	126	45	73	89	103	30	28	35
	女性	100.0%	40.4%	30.3%	34.4%	12.3%	19.9%	24.3%	28.1%	8.2%	7.7%	9.6%
		527	244	226	197	67	80	107	184	29	47	11
	その他	100.0%	46.3%	42.9%	37.4%	12.7%	15.2%	20.3%	34.9%	5.5%	8.9%	2.1%
		4	1	0	3	1	0	2	1	2	0	0
		100.0%	25.0%	0.0%	75.0%	25.0%	0.0%	50.0%	25.0%	50.0%	0.0%	0.0%

○＜参考：問 25「その他」回答肢（原文ママ）＞

「興味ない」「小さい子供がいても働ける場所の支援」「上記は効果があるとは思えません。申し訳ありません。」「全て重点策。机上整理でなく、できるものから即実行」「特にない」「意味のない活動の縮小」「特にない」「高齢者の意識改革 慣習因習の廃止」「わからない」「企業の協力」「必要ない」「ベビーシッター不足の解消」「無駄な金使わないで。結果も出さない、弱者なぶり、弱者パーティーはいらない」「わからない。判断できる材料を持っていない。」「男女共同参画センターという言葉が広すぎて意味がわかりにくい」「どれも実効性があるように思えない」「参加に対するインセンティブ提供（せたがや Pay500 円分支給等）」「その予算を他の支援事業に回した方がよい」「削減すべき。不要な事業。」「知らない」「男女共同参画を推進する必要は無い」「男性向け、女性向け、と分けなくていいと思います。」「そもそもあまり働きたいという意志がない層が結構いるのでは？（うちもそうですが）そういう人を啓発、そういう人でもできる仕事、支援なども底上げが必要では」「企業に対する啓発事業」「SNS」「わからない」「わかりません」「子育て世代のイベント(北沢タウンホールの上にあった時は、近かった為、よく利用した。子どもを遊ばせながら、スタッフの方々に色々話を聞いてもらえて癒やしの場所だったが、三茶へ移転してからは遠くて一度も行っていない。)」」「不明」「そんな事業に税金使わないでほしい。事業自体が不要。」「事業の有効性が分からないため不回答にします。」「闇バイトによる犯罪が区内で生じないような予防活動」「特になし」「情報の発進がどこにあるのか？」「わからない」「男性向け料理教室」「特にない。それより道路の段差をなくしてほしい。」「夫婦、家族のあり方を学ぶ、啓発する事業を期待したい。」「親のがっこう」みたいな。」「この事業そのものの広報活動」「男性の望まない孤独と孤立の解消を図る啓発事業」「子供を犯罪や性被害から守る方法。」「よく分からない」「男女に限らずとくいながやればいいのか？男女男女と騒ぎすぎ。子育てにしる仕事にしる」「このようなことを推進する必要性、本質のセミナー、活動。」「もっと分かりやすい広報④ではひろがらない」「わからない」「この調査で「らぶらす」を知ったので、どれを重点的に行うかまだ、理解ができていない」

項目8【男女平等・男女共同参画社会の実現に向けて】

問 26 あなたは、次のような面で男女の地位が平等になっていると思いますか。(ア)～(オ)のそれぞれについて、あなたの感じ方に近いものを選んでください。(○はそれぞれ1つずつ)

(ア) 家庭生活では

選択肢		全体	平等に なっている	ほぼ平等 になっている	あまり平 等になっ ていない	平等に なってい ない	わからな い	無回答・ 無効回答
全体		942	156	298	308	132	44	4
		100.0%	16.6%	31.6%	32.7%	14.0%	4.7%	0.4%
(性 自 認)	男性	366	92	125	99	28	21	1
		100.0%	25.1%	34.2%	27.0%	7.7%	5.7%	0.3%
	女性	529	57	155	195	101	20	1
		100.0%	10.8%	29.3%	36.9%	19.1%	3.8%	0.2%
	その他	4	0	2	1	0	1	0
		100.0%	0.0%	50.0%	25.0%	0.0%	25.0%	0.0%

(参考：令和元年度調査) (ア) 家庭生活では

		全 体	平等になっ ている	ほぼ平等に なっている	平等になっ ていない	わからない	無回答
全 体		997	132	397	394	60	14
		100.0	13.2	39.8	39.5	6.0	1.4
性 別	男性	399	66	174	127	27	5
		100.0	16.5	43.6	31.8	6.8	1.3
	女性	592	66	221	264	32	9
		100.0	11.1	37.3	44.6	5.4	1.5
	無回答	6	0	2	3	1	0
		100.0	0.0	33.3	50.0	16.7	0.0

(イ) 職場では

選択肢		全体	平等に なっている	ほぼ平等 になっている	あまり平 等になっ ていない	平等に なってい ない	わからな い	無回答・ 無効回答
全体		942	130	319	294	125	69	5
		100.0%	13.8%	33.9%	31.2%	13.3%	7.3%	0.5%
(性 自 認)	男性	366	74	136	95	35	24	2
		100.0%	20.2%	37.2%	26.0%	9.6%	6.6%	0.5%
	女性	529	51	172	184	82	39	1
		100.0%	9.6%	32.5%	34.8%	15.5%	7.4%	0.2%
	その他	4	0	2	1	0	1	0
		100.0%	0.0%	50.0%	25.0%	0.0%	25.0%	0.0%

(参考：令和元年度調査) (イ) 職場では

		全 体	平等になっ ている	ほぼ平等に なっている	平等になっ ていない	わからない	無回答
全 体		997	101	347	425	108	16
		100.0	10.1	34.8	42.6	10.8	1.6
性 別	男性	399	49	157	156	30	7
		100.0	12.3	39.3	39.1	7.5	1.8
	女性	592	52	188	267	76	9
		100.0	8.8	31.8	45.1	12.8	1.5
	無回答	6	0	2	2	2	0
		100.0	0.0	33.3	33.3	33.3	0.0

(ウ) 教育の場では

選択肢		全体	平等に なっている	ほぼ平等 になっている	あまり平 等になっ ていない	平等に なってい ない	わからな い	無回答・ 無効回答
全体		942	174	424	157	51	130	6
		100.0%	18.5%	45.0%	16.7%	5.4%	13.8%	0.6%
(性 自 認)	男性	366	88	170	41	17	49	1
		100.0%	24.0%	46.4%	11.2%	4.6%	13.4%	0.3%
	女性	529	81	234	106	32	74	2
		100.0%	15.3%	44.2%	20.0%	6.0%	14.0%	0.4%
	その他	4	0	2	0	0	2	0
		100.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%

(参考：令和元年度調査) (ウ) 教育の場では

		全 体	平等になっ ている	ほぼ平等に なっている	平等になっ ていない	わからない	無回答
全 体		997	152	440	213	176	16
		100.0	15.2	44.1	21.4	17.7	1.6
性 別	男性	399	92	168	74	58	7
		100.0	23.1	42.1	18.5	14.5	1.8
	女性	592	59	271	137	116	9
		100.0	10.0	45.8	23.1	19.6	1.5
	無回答	6	1	1	2	2	0
		100.0	16.7	16.7	33.3	33.3	0.0

(工) 社会参加の場では

選択肢	全体	平等に なっている	ほぼ平等 になっている	あまり平 等になっ ていない	平等に なってい ない	わからな い	無回答・ 無効回答
全体	942	71	301	323	112	128	7
	100.0%	7.5%	32.0%	34.3%	11.9%	13.6%	0.7%
(性 自認 別)	男性	366	44	142	101	31	47
		100.0%	12.0%	38.8%	27.6%	8.5%	12.8%
	女性	529	25	144	209	74	73
		100.0%	4.7%	27.2%	39.5%	14.0%	13.8%
	その他	4	0	1	1	0	2
		100.0%	0.0%	25.0%	25.0%	0.0%	50.0%

(参考：令和元年度調査) (工) 社会参加の場では

	全 体	平等になっ ている	ほぼ平等に なっている	平等になっ ていない	わからない	無回答
全 体	997	58	321	429	176	13
	100.0	5.8	32.2	43.0	17.7	1.3
性 別	男性	399	35	150	153	56
		100.0	8.8	37.6	38.3	14.0
	女性	592	22	170	273	119
		100.0	3.7	28.7	46.1	20.1
	無回答	6	1	1	3	1
		100.0	16.7	16.7	50.0	16.7

(オ) 全体として、現在の日本では

選択肢	全体	平等に なっている	ほぼ平等 になっている	あまり平 等になっ ていない	平等に なってい ない	わからな い	無回答・ 無効回答
全体	942	31	179	439	243	45	5
	100.0%	3.3%	19.0%	46.6%	25.8%	4.8%	0.5%
(性 自認 別)	男性	366	23	99	150	69	24
		100.0%	6.3%	27.0%	41.0%	18.9%	6.6%
	女性	529	5	74	270	159	19
		100.0%	0.9%	14.0%	51.0%	30.1%	3.6%
	その他	4	0	0	3	1	0
		100.0%	0.0%	0.0%	75.0%	25.0%	0.0%

(参考：令和元年度調査) (オ) 全体として、現在の日本では

	全 体	平等になっ ている	ほぼ平等に なっている	平等になっ ていない	わからない	無回答
全 体	997	12	236	655	81	13
	100.0	1.2	23.7	65.7	8.1	1.3
性 別	男性	399	9	125	234	26
		100.0	2.3	31.3	58.6	6.5
	女性	592	3	110	417	54
		100.0	0.5	18.6	70.4	9.1
	無回答	6	0	1	4	1
		100.0	0.0	16.7	66.7	16.7

問 27 あなたは、女性の意見が行政にどの程度反映されていると思いますか。(○は1つだけ)

選択肢番号		1	2	3	4	5	
選択肢	全体	十分反映 されている	ある程度 反映され ている	あまり反 映されて いない	ほとんど 反映され ていない	わからな い	無回答・ 無効回答
全体	942	45	322	331	107	130	7
	100.0%	4.8%	34.2%	35.1%	11.4%	13.8%	0.7%
(性 自認 別)	男性	366	36	167	93	17	52
		100.0%	9.8%	45.6%	25.4%	4.6%	14.2%
	女性	529	8	146	214	83	75
		100.0%	1.5%	27.6%	40.5%	15.7%	14.2%
	その他	4	0	0	3	0	1
		100.0%	0.0%	0.0%	75.0%	0.0%	25.0%

(参考：令和元年度調査) あなたは、女性の意見が行政にどの程度反映されていると思いますか。(○は1つだけ)

	全 体	十分反映さ れている	ある程度反 映されている	あまり反映さ れていない	ほとんど反 映されてい ない	わからない	無回答
全 体	997	27	307	379	95	164	25
	100.0	2.7	30.8	38.0	9.5	16.4	2.5
性 別	男性	399	19	153	120	28	71
		100.0	4.8	38.3	30.1	7.0	17.8
	女性	592	7	152	257	67	92
		100.0	1.2	25.7	43.4	11.3	15.5
	無回答	6	1	2	2	0	1
		100.0	16.7	33.3	33.3	0.0	16.7

○<問 27 で「3」か「4」を答えた方に>

問 27－1 反映されていない理由は何だと思いますか。(○は3つまで)

選択肢		全体	女性議員 が少ない	行政機関の 管理・監督者に 女性が少ない	政策決定にか かわる審議会 などへの女性 の参加が少な い	女性自身 が消極的	男性の意 識、理解 が足りな い	社会のしく みが女性 に不利	女性の能力に 対する偏見が ある	その他
全体		437	244	197	161	61	192	196	89	14
		100.0%	55.8%	45.1%	36.8%	14.0%	43.9%	44.9%	20.4%	3.2%
(性別 自認)	男性	110	61	43	30	22	46	46	20	8
		100.0%	55.5%	39.1%	27.3%	20.0%	41.8%	41.8%	18.2%	7.3%
	女性	296	165	142	119	38	129	134	63	5
		100.0%	55.7%	48.0%	40.2%	12.8%	43.6%	45.3%	21.3%	1.7%
	その他	3	2	1	2	0	1	0	1	0
		100.0%	66.7%	33.3%	66.7%	0.0%	33.3%	0.0%	33.3%	0.0%

(参考：令和元年度調査) 反映されていない理由は何だと思いますか。(○は3つまで)

		全 体	女性議員が少 ない	行政機関の管 理・監督者に 女性が少ない	政策決定にか かわる審議会 などへの女性 の参加が少な い	女性自身が消 極的	男性の意識、 理解が足りな い	社会のしくみ が女性に不利	女性の能力に 対する偏見が ある	その他	無回答
全 体		474	227	224	148	85	209	199	111	17	1
		100.0	47.9	47.3	31.2	17.9	44.1	42.0	23.4	3.6	0.2
性 別	男性	148	73	62	47	25	58	59	33	8	0
		100.0	49.3	41.9	31.8	16.9	39.2	39.9	22.3	5.4	0.0
	女性	324	154	160	101	60	150	140	76	9	1
		100.0	47.5	49.4	31.2	18.5	46.3	43.2	23.5	2.8	0.3
	無回答	2	0	2	0	0	1	0	2	0	0
		100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	50.0	0.0	100.0	0.0	0.0

○<参考：問 27－1「その他」回答肢（原文ママ）>

「高齢者の古い価値観が弊害になっている」「問題を把握していない、現状の分析、課題認識が希薄」「社会的な慣例、判例の少なさ」「女性が興味を持ってない、教育の不足」「決定権のある地位にある女性が少なすぎるため。」「理由は分かりませんが まだ不十分と思います」「意見が女性優遇で偏向的」「まとめられた女性の意見が何であるのか一般に知らされていない。」「男性の意見の反映率を示してないから」「女性の数をそろえても、勝ち組の女性の意見が中心で、そうではない女性の意見は反映されにくいように思う。」「誰の意見も（市民の）反映されていない」「行政が求めている。」「女性らしさに対しても偏見がある。（支援の対象が限定的）」「男性が独立する様に女性も起業しわたりあえばいいのでは?」「男女に関わらず、国民の考えている以外の問題ばかり国会等で話しあわれているから。」「区、行政、職員の感覚が区民とズレているのではないか。」

問 28 今後さらに、女性と男性が家庭や地域社会へ参画していくことで、どのような変化がもたらされると思いますか。(○はあてはまるものすべて)

選択肢		全体	仕事を優先する人が減り、日本経済の活力が衰える	企業が男性の家事などへの参画の重要性を認識することにより、労働時間短縮や休暇制度の整備が進む	仕事と家庭生活のバランスがとれた生き方ができる男性が増える	女性の家事負担が減り、女性の就労や社会参加が容易になる	男性の家庭や社会に対する理解が深まり、視野が広がる	子育てや介護が十分に行われなくなる	家庭における夫婦や親子の絆が深まる	企業内での昇進の遅れなどにより、収入が減る	人々の地域社会に対する親しみや連帯感が深まる	男らしさや女らしさが否定される	伝統的な家庭観が希薄になる	女性の負担が増える	その他	わからない
全体		942	97	486	579	453	403	78	296	80	196	105	152	52	30	57
		100.0%	10.3%	51.6%	61.5%	48.1%	42.8%	8.3%	31.4%	8.5%	20.8%	11.1%	16.1%	5.5%	3.2%	6.1%
(性 性別)	男性	366	55	181	218	165	146	33	108	48	86	45	70	19	20	28
		100.0%	15.0%	49.5%	59.6%	45.1%	39.9%	9.0%	29.5%	13.1%	23.5%	12.3%	19.1%	5.2%	5.5%	7.7%
	女性	529	39	282	339	266	239	38	176	32	99	56	76	27	9	26
		100.0%	7.4%	53.3%	64.1%	50.3%	45.2%	7.2%	33.3%	6.0%	18.7%	10.6%	14.4%	5.1%	1.7%	4.9%
	その他	4	1	3	0	2	2	0	0	0	1	2	1	0	0	0
		100.0%	25.0%	75.0%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	50.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%

(参考：令和元年度調査) 今後さらに、女性と男性が家庭や地域社会へ参画していくことで、どのような変化がもたらされると思いますか。(○はあてはまるものすべて)

		全 体	仕事を優先する人が減り、日本経済の活力が衰える	企業が男性の家事などへの参画の重要性を認識することにより、労働時間短縮や休暇制度の整備が進む	仕事と家庭生活のバランスがとれた生き方ができる男性が増える	女性の家事負担が減り、女性の就労や社会参加が容易になる	男性の家庭や社会に対する理解が深まり、視野が広がる	子育てや介護が十分に行われなくなる	家庭における夫婦や親子の絆が深まる	企業内での昇進の遅れなどにより、収入が減る	人々の地域社会に対する親しみや連帯感が深まる	男らしさや女らしさが否定される	伝統的な家庭観が希薄になる	女性の負担が増える	その他	わからない	無回答
全 体		997	77	501	544	467	446	61	335	84	224	73	144	57	45	65	12
		100.0	7.7	50.3	54.6	46.8	44.7	6.1	33.6	8.4	22.5	7.3	14.4	5.7	4.5	6.5	1.2
性 別	男性	399	37	184	212	190	165	25	117	38	95	33	63	20	22	25	6
		100.0	9.3	46.1	53.1	47.6	41.4	6.3	29.3	9.5	23.8	8.3	15.8	5.0	5.5	6.3	1.5
	女性	592	40	314	329	274	278	35	215	44	128	39	79	37	22	40	6
		100.0	6.8	53.0	55.6	46.3	47.0	5.9	36.3	7.4	21.6	6.6	13.3	6.3	3.7	6.8	1.0
	無回答	6	0	3	3	3	3	1	3	2	1	1	2	0	1	0	0
		100.0	0.0	50.0	50.0	50.0	50.0	16.7	50.0	33.3	16.7	16.7	33.3	0.0	16.7	0.0	0.0

○＜参考：問 28「その他」回答肢（原文ママ）＞

「そもそもの参画するようになった過程に変化の理由があると思うのでなんとも言えない」「自由な時間が減る」「皆平等」「ベビーシッター不足が解消されないと少子化がさらに進む」「参加してる振りの人が増えるが、実質何もしない人が増える。ただの少子高齢化」「過渡期には全体として男女問わず全員が苦痛を伴う社会生活が数十年続くと考える。それを乗り越える体力が日本人にあるかどうか分らない。」「権利の主張は金銭の活動にはマイナスを引き起こす要素も多いと考えます。」「新しい価値観と古い価値観の同性間の分断が進む。」「選択肢の文言なら安易さを感じてしまい、答えたくない。」「漠然とした内容からでは変化についてイメージしかねる、現実味があまりない」「人口減少が加速する」「男女は全く同じではない。それぞれの特性を踏まえた男女平等を模索すべき」「少子高齢化が加速する」「人口減少は食い止めたいですね」「昇進の遅れが無いようにしてほしい」「男女のどちらかだけが担っていた家事など、負担が軽減される」「家庭と地域社会を同視する設問に違和感がある」「質問の趣旨が不明。いまさら参画の是非を問うのか?」「結局は本人の意識による。」「人々の分断が深まる。」「男性の家事負担が増えると仕事も家事も要求されるという男性の不満が滞まって男女間で分断が生じる。」「政治、行政が本来取り組むべき事に集中できるように変わる」「余分な事が増えてわずらわしさが増える。」「それがわかれば良いのですが…」」「選択肢が誘導的で、あてはまるものはない。決めつけ的。」「互いの苦勞を知ることが出来るので良いと思います。」「「きたない・きつい・きけん」と言われる職業において男性の負担がさらに増える。」「やれる人がやればいいのか？男女に限らず」「より多角的で多様なビジネスチャンスが生まれ、地域の発展につながる」「職場内で仕事量の拡差が増え、不満を持つ人が増える」

問 29 女性の地位を向上させて男女共同参画社会の実現を図るために、今後、行政はどのようなことに力をいれるとよいと思いますか。(○は3つまで)

選択肢		全体	学校で平等意識を育てる教育の充実	男女平等への理解を深めるための学習機会の促進	女性問題に関する情報提供、交流会・相談・研究などの充実	女性の職業教育・訓練の機会の充実	就労機会や労働条件の男女格差を是正するための働きかけ	育児・保育施設の充実	あらゆる分野における女性の積極的な登用	行政の政策決定などへの女性の参画促進	高齢者や病人の在宅介護サービスや施設の充実	検診体制や相談などの健康管理システムの充実	女性問題に関する国際的な交流・情報収集の促進	男女平等に関する施策の国・都への働きかけ	その他	特にない
全体		930	365	197	79	90	280	366	236	164	224	31	59	137	48	37
		100.0%	39.2%	21.2%	8.5%	9.7%	30.1%	39.4%	25.4%	17.6%	24.1%	3.3%	6.3%	14.7%	5.2%	4.0%
(性別自認)	男性	364	132	81	43	38	94	141	80	56	68	14	17	42	30	26
		100.0%	36.3%	22.3%	11.8%	10.4%	25.8%	38.7%	22.0%	15.4%	18.7%	3.8%	4.7%	11.5%	8.2%	7.1%
	女性	519	218	105	32	48	168	211	145	102	143	14	37	90	17	9
		100.0%	42.0%	20.2%	6.2%	9.2%	32.4%	40.7%	27.9%	19.7%	27.6%	2.7%	7.1%	17.3%	3.3%	1.7%
	その他	4	1	1	1	0	1	1	2	0	0	1	1	1	0	0
		100.0%	25.0%	25.0%	25.0%	0.0%	25.0%	25.0%	50.0%	0.0%	0.0%	25.0%	25.0%	25.0%	0.0%	0.0%

(参考：令和元年度調査) 女性の地位を向上させて男女共同参画社会の実現を図るために、今後、行政はどのようなことに力をいれるとよいと思いますか。(○は3つまで)

		全 体	学校で平等意識を育てる教育の充実	男女平等への理解を深めるための学習機会の促進	女性問題に関する情報提供、交流会・相談・研究などの充実	女性の職業教育・訓練の機会の充実	就労機会や労働条件の男女格差を是正するための働きかけ	育児・保育施設の充実	あらゆる分野における女性の積極的な登用	行政の政策決定などへの女性の参画促進	高齢者や病人の在宅介護サービスや施設の充実	検診体制や相談などの健康管理システムの充実	女性問題に関する国際的な交流・情報収集の促進	男女平等に関する施策の国・都への働きかけ	その他	特にない	無回答
全 体		997	322	181	67	121	273	481	304	159	278	44	63	142	44	30	11
		100.0	32.3	18.2	6.7	12.1	27.4	48.2	30.5	15.9	27.9	4.4	6.3	14.2	4.4	3.0	1.1
性別	男性	399	131	89	32	39	106	187	101	65	82	16	13	52	21	19	4
		100.0	32.8	22.3	8.0	9.8	26.6	46.9	25.3	16.3	20.6	4.0	3.3	13.0	5.3	4.8	1.0
	女性	592	189	91	35	82	167	291	201	94	193	27	50	89	21	11	7
		100.0	31.9	15.4	5.9	13.9	28.2	49.2	34.0	15.9	32.6	4.6	8.4	15.0	3.5	1.9	1.2
無回答		6	2	1	0	0	0	3	2	0	3	1	0	1	2	0	0
		100.0	33.3	16.7	0.0	0.0	0.0	50.0	33.3	0.0	50.0	16.7	0.0	16.7	33.3	0.0	0.0

○＜参考：問 29「その他」回答肢（原文ママ）＞

「もう既に、できる女性は認められる社会になっていると認識しているので、これからは個人の能力で解決していくべき事だとは思いますが、強いて言うならば女性が男性の下であるという認識や主張(逆もまた然り)そのものの撲滅が大事になると思います」「変に意識をさせない」「机上整理でなく、即実行できる運営体制の構築」「余計なことをせず伝統的な「性差を認める考え」に立ち返る。」「1 から 12 までの全ての施策が必要だと思います。」「高齢者への再教育」「わからない」「男女分け隔てない考え方の定着」「ベビーシッター不足の解消」「男性並に働いて下さい。難しかったら給料は低く、出来るなら高く。STEM 系で男性より結果を出す。」「男女平等」というものを正確に理解する場を設ける（子どもへの教育機関、大人への指導の場）間違った男女平等を掲げている人が多すぎる。正しい理解が足りていない。」「男尊女卑の思考に囚われた老人の退場」「就労できない氷河期世代男性など多くいるのに、男女共同を呼び掛けている時点で行政のベクトルが間違っていて、30 年スパンで考えても何もうまくいかないと予想しています。この政策の根本を見直してから再出発するとよいと思います。」「行政はサポートにまわり、安易に旗を振るな。出過ぎるとうまくいかない。」「国政レベルでの妥当な経済、金融、財政、政策の実施による社会下部構造の改善をそれをベースとした総合的な社会の余裕を生むための意識改革」「男女という定義だけで考えずにジェンダーを幅広く考慮すべき（その視点においては女性は必ずしもマイノリティではない）」「男女平等を履き違えている男女の意識改革(女性を優遇すれば良い話ではない)」「現在の政策の再検証」「男女共同参画社会を実現するべきでは無い」「男性問題の研究と話し合い」「男性がもっと協力しなくてはという前提の質問が多いのに少し違和感。男性側の働き過ぎを抑止するような取り組みと同時に行った方がいいのでは?」「男女の議員数を平等にする法律の改正。男女ペアでの出馬選挙」「古い政治家の考え方を改めるべき」「教育の場でのオンライン化推進」「年配者の意識改革。結局この層が引退するまで変わらないと思うから」「能力の低い女性の登用は、女性が能力が低いように見えてしまうため、力量のない女性の積極的に登用すべきではない。」「女性をどこまで酷使する社会にしたいんだろうか?」「男性女性それぞれの性の持つ考えや特徴への理解を深める。他人も人間であることを理解する。」「平等というよりも尊重がキーワードではないか。」「女性の地位が低い、という前提の元の設問なので判断が難しい。女性全体がどれぐらいそう感じているか?を把握するところからではないか」「家事、育児、家庭を運営する尊さを学ぶ教育の充実」「女性の地位向上自体が不要。そんな活動に税金使わないでほしい。女性にばかり過度の配慮することは男女平等の理念に反します。」「女性の積極的な登用の際“女性だから”だけの理由で登用しない能力の高い女性の可能性をつぶさない登用」「わからない」「女性ばかり、男性は?男女共同とは…?」「特に必要ない。無理して向上させてほしいとも思わない。むしろめいわくに感じる女性も多い事を知って欲しい」「教育、研修などにおいてあらゆる世代で多様性への理解と深める機会の充実。」「高齢者や病人の在宅ではない介護施策やサービスの充実」「きたない・きつい・きけん」と言われる職業における女性の積極的な登用」「犯罪はよくない。列に並ぶ等のマナーを守る等の一般的な倫理観の啓発、教育」「女性、男性、それぞれの問題への理解、情報提供の充実」「様々やらせてみればいい。後は女性側」「女性の地位を向上させる必要性がわからない。子供を産み、育てる女性はすでに最高位であると思う」「男性と女性を同じにあつかう前提が間違っている。それぞれにしか出来ない事がある。自然の摂理を理解し、自然な生活をめざすべき。」「女性議員や重要ポストに女性をつけることを推進したいようだが、あくまで実力で見るのが大事であって女性だからと誰でもいいような人員を配置することで、決果が出ず引いては女性登用に逆効果であることに気付いてほしい力を入れても、知らないといみがない。分かりやすく、だれもがみる広報の方法。」「平等」という視点の前に、「互いへの感謝」と「困りごと」としての課題を広く認知させること。その上で、今後どうしていくのか考え合う機会を充実させる。」

項目9【仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について】

問 30 あなたの生活の中で「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度についておたずねします。あなたの希望に近いものはどれですか。現在仕事をしていない方もお答えください。（○は1つだけ）

選択肢	全体	「仕事」を優先したい	「家庭生活」を優先したい	「地域・個人の生活」を優先したい	「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい	「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先したい	「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい	「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい	わからない	無回答・無効回答
全体	942	41	191	56	297	52	109	172	17	7
	100.0%	4.4%	20.3%	5.9%	31.5%	5.5%	11.6%	18.3%	1.8%	0.7%
(性別自認)	男性	366	25	61	26	129	21	35	59	7
		100.0%	6.8%	16.7%	7.1%	35.2%	5.7%	9.6%	16.1%	1.9%
	女性	529	15	115	27	158	29	65	110	9
		100.0%	2.8%	21.7%	5.1%	29.9%	5.5%	12.3%	20.8%	1.7%
	その他	4	0	0	2	0	2	0	0	0
		100.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%

（参考：令和元年度調査）あなたの生活の中で「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度についておたずねします。あなたの希望に近いものはどれですか。現在仕事をしていない方もお答えください。（○は1つだけ）

	全 体	「仕事」を優先したい	「家庭生活」を優先したい	「地域・個人の生活」を優先したい	「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい	「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先したい	「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい	「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい	わからない	無回答
全 体	997	43	172	34	338	51	114	220	13	12
	100.0	4.3	17.3	3.4	33.9	5.1	11.4	22.1	1.3	1.2
性別	男性	399	28	50	14	164	17	35	74	11
		100.0	7.0	12.5	3.5	41.1	4.3	8.8	18.5	2.8
	女性	592	14	122	20	172	34	77	145	2
		100.0	2.4	20.6	3.4	29.1	5.7	13.0	24.5	0.3
	無回答	6	1	0	0	2	0	2	1	0
		100.0	16.7	0.0	0.0	33.3	0.0	33.3	16.7	0.0

問 31 問 30 の考え方に対して、あなたの現実（現状）に近いものはどれですか。（○は1つだけ）

※プラン数値目標（基本目標Ⅱ）に該当

選択肢	全体	「仕事」を優先している	「家庭生活」を優先している	「地域・個人の生活」を優先している	「仕事」と「家庭生活」をともに優先している	「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先している	「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している	「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している	わからない	無回答・無効回答
全体	942	261	237	48	224	42	48	49	26	7
	100.0%	27.7%	25.2%	5.1%	23.8%	4.5%	5.1%	5.2%	2.8%	0.7%
(性別自認)	男性	366	129	56	26	92	11	9	23	18
		100.0%	35.2%	15.3%	7.1%	25.1%	3.0%	2.5%	6.3%	4.9%
	女性	529	129	160	20	127	28	31	25	7
		100.0%	24.4%	30.2%	3.8%	24.0%	5.3%	5.9%	4.7%	1.3%
	その他	4	0	0	2	0	2	0	0	0
		100.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%

（参考：令和元年度調査）問 30 の考え方に対して、あなたの現実（現状）に近いものはどれですか。（○は1つだけ）

	全 体	「仕事」を優先している	「家庭生活」を優先している	「地域・個人の生活」を優先している	「仕事」と「家庭生活」をともに優先している	「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先している	「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している	「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している	わからない	無回答
全 体	997	291	225	30	243	49	58	61	28	12
	100.0	29.2	22.6	3.0	24.4	4.9	5.8	6.1	2.8	1.2
性別	男性	399	157	42	12	111	19	15	19	18
		100.0	39.3	10.5	3.0	27.8	4.8	3.8	4.8	4.5
	女性	592	131	183	18	129	30	43	42	10
		100.0	22.1	30.9	3.0	21.8	5.1	7.3	7.1	1.7
	無回答	6	3	0	0	3	0	0	0	0
		100.0	50.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0

問 32 今後、仕事と生活の調和を図る上で、何が重要だとお考えですか。(○は3つまで)

選択肢		全体	保育サービスや介護サービスなど、育児・介護に関する社会的サポートの充実	育児・介護休業取得に対する職場の上司・同僚の理解浸透	職場の両立支援制度の充実	両立支援制度の利用の促進	法律や制度の充実	長時間勤務の見直し	地域で、日常的に交流の持てるグループやサークル、団体などの自主的な活動に参加できる場の充実	家族のサポートや家族の意識改革	個人の意識改革や努力	在宅勤務等の多様な働き方の推進	その他
全体		938	368	193	253	124	212	343	72	142	147	363	40
		100.0%	39.2%	20.6%	27.0%	13.2%	22.6%	36.6%	7.7%	15.1%	15.7%	38.7%	4.3%
(性別)	男性	365	110	72	103	50	91	130	33	42	77	123	21
		100.0%	30.1%	19.7%	28.2%	13.7%	24.9%	35.6%	9.0%	11.5%	21.1%	33.7%	5.8%
	女性	526	239	107	143	66	113	196	36	90	63	227	15
		100.0%	45.4%	20.3%	27.2%	12.5%	21.5%	37.3%	6.8%	17.1%	12.0%	43.2%	2.9%
	その他	4	1	0	1	1	2	3	0	0	1	2	0
		100.0%	25.0%	0.0%	25.0%	25.0%	50.0%	75.0%	0.0%	0.0%	25.0%	50.0%	0.0%

○＜参考：問 32「その他」回答肢（原文ママ）＞

「1 から 10 までの全ての施策が必要だと思います。」「賃金の上昇」「良好な人間関係」「減税」「ベビーシッター不足の解消」「税や社会保険の負担軽減」「現在十分に調和されていると感じている」「行政のサポート」「わからない」「ワークシェアリング」「副業制度の推進」「減税」「税金額や税金の使われ方の見直し・変更、給与アップ」「仕事量の軽減」「若者に対し、早期から個人の資産形成に何か必要かを示す適切な教育と情報（長期の分散投資等）を提供する」「ベーシックインカムを導入または国全体での労働効率性と高付加価値化の徹底的な推進」「経済の発展」「収入の増加／少ない就労時間で生活に不安なく過ごせる日本」「副業を認める」「企業は生産性を高める為に社員個人の WLB を尊重する。この設問でいう WLB は具体的に何を目標しているのか？不明」「経済発展」「保育士、介護士の賃金引き上げ」「仕事の比率を減らしても収入が下がらないようにするしかない。」「経済が衰えてきて年金制度が不安な現在、仕事に固執せざるおえない。経済状態の改善が大切」「生活も充実できるよう経済的な支援、賃金の向上」「個人的に、今のままで十分。」「5 と似ますが賃金上昇と残業をさせない。その職場での働き手を増やして、仕事を増やさない。」「週休 3 日」「共働きた時の経済的メリット、又、デメリット」「本人の意識」「会社、行政、マスコミ等あらゆる場で社会全体での意識改革。」「フレックスなど、自由な働き方（時間に縛られたくないです）」「企業の人員不足（交通事業）」「女性管理職、女性取締役を現実的に増やす企業努力」「自分事のみでなく休みにしても繁忙期等考える事も大事」「昇給」「多世帯環境での子育て」「賃金の上昇」「給料の賃上げ」

項目 10【防災について】

問 33 近年、頻発化する震災の中で、防災のまちづくりの一層の推進が課題となっています。中でも、避難所の運営等、様々な意思決定過程への女性を含めた多様な性の参画が不十分であることが指摘されています。防災分野で男女共同参画の視点を活かすために、区に求めることは何ですか。（○はあてはまるものすべて）

※設問内容変更

選択肢		全体	防災に関する知識の普及や啓発を進める	防災分野の委員会や会議に、より多くの女性が参加できるようにする	災害対応や復興においてリーダーとなる女性を育成する	災害に関する各種対応マニュアルなどに男女共同参画の視点を入れる	避難所設備に女性の意見を反映させる	避難所運営に女性の視点を活かす	性的マイノリティの視点を取り入れる	その他	わからない
全体		942	467	359	289	380	571	577	267	27	45
		100.0%	49.6%	38.1%	30.7%	40.3%	60.6%	61.3%	28.3%	2.9%	4.8%
(性自認)	男性	366	176	146	125	148	185	200	91	20	27
		100.0%	48.1%	39.9%	34.2%	40.4%	50.5%	54.6%	24.9%	5.5%	7.4%
	女性	529	273	194	152	214	354	349	162	6	16
		100.0%	51.6%	36.7%	28.7%	40.5%	66.9%	66.0%	30.6%	1.1%	3.0%
	その他	4	2	3	0	1	2	3	1	0	0
		100.0%	50.0%	75.0%	0.0%	25.0%	50.0%	75.0%	25.0%	0.0%	0.0%

○＜参考：問 33「その他」回答肢（原文ママ）＞

「世田谷区は、他区から比べると実行性がない。」「余計な男女観を震災対策に持ち込まず、男女問わず震災経験者の意見を取り入れる。」「何もしなくていい」「必要性を感じない」「デマを流す女性が、全ての女性の地位を下げる事への懸念」「被災時は強いリーダーもしくは多数決で決まり、女性の権利の主張ができるような状況ではなくなります。災害後だと生きることが目的になり権利は機能しないため権利を守るものは事前に備蓄することが大事です。」「質問が多すぎて疲れた。まともに答えられない。」「男女共同参画と特に結びつけて考えるべき理由が不明」「必ず女性を活かすのではなく男女ともに優秀な人を活かすべきである」「災害時においては、緊急時であることから戸籍上の男女で整理しても良いと考える。」「災害時にまで共同幻想に付き合う必要は無い。災害時の避難所運営は男性によって行われるべき。」「7.の「性的マイノリティ」の定義が曖昧すぎて7は選びようがない。」「不十分ではない。女性に対してだけ過度に配慮する必要はない。被災したら男も女も同じ条件で避難所生活すればよい。お互い様だから男も女もない。女性に対する過度な配慮は不要。よって女性の参画は不要。」「女性を（の）」の考え方が、まさに性差別！「人間・区民」であるべき」「海外では避難所は1グループに1テントだと聞きました。日本は体育館にザコ寝で、そこでの2次災害（ストレスや環境に合わず亡くなる方や性犯罪など）が多いと聞きます。特に性犯罪は非常に多く「トイレは1人で行かないこと。」と聞きました。震災に合いツライ思いをしている中で更にツライ思いは誰しもしたくはありません。避難所では、誰しもがストレスなく安心して過ごせる環境にして欲しいと思います。」「緊急事態であり、最●●とは何か、その理解促進。性的マイノリティとかの快的さ、じゃないのよ。」「東京都との共同活動」「多様な性、子ども、高齢者…全ての人に目を配れる人を育成する。」「災害時における女性の得意分野、男性の得意分野の違いを否定しないこと。」「せっかくご努力して下さっている内容が区民に届かなくてはもったいないので、区民が意識を高め、行動にうつす為のある種義務化も必要かもしれません。」「防災・災害に女性も男性も平等で参加すべきであると思う。しかし体力差もふまえて考えるべきと思う。女性はきんきゅうじ、おもしろすぎるものはもてない。」「なぜかわからないのかをはあくすべき」「治水工事等の計画実施、対策。」「海外の事例を見ても、プライバシーの確保等参考になることは沢山あるので、資金のかくとかから避難所運営まで、もっとスピーディーに変えるところは変えてほしい。」「ペットのいる場合の事をもっと考える。」「上記、男性のことがかかれていない。男性をけいし?!」「男性意識の改革、避難時に女性子どもが何に困難さを感じるのか知り、学ぶ機会をつくる」

項目 11【男性特有の生きづらさについて】※新規項目

問 34 あなたは「男性らしさ」または「女性らしさ」によって、負担感や生きづらさを感じたことがありますか。
(どの性別の方もお答えください。)(○は1つまで) ※新規設問

選択肢		全体	ある	ない	わからない	無回答・無効回答
全体		942	349	456	125	12
		100.0%	37.0%	48.4%	13.3%	1.3%
(性別自認)	男性	366	109	205	49	3
		100.0%	29.8%	56.0%	13.4%	0.8%
	女性	529	225	230	69	5
		100.0%	42.5%	43.5%	13.0%	0.9%
	その他	4	2	1	1	0
		100.0%	50.0%	25.0%	25.0%	0.0%

問 35 日本社会において「男性である」がゆえに生じる、男性特有の負担感や生きづらさについて、次のうちどれが最も強く存在すると思いますか。(どの性別の方もお答えください。)(○はあてはまるものすべて) ※新規設問

選択肢		全体	弱音を吐いたり、悩みを打ち明けるのは恥ずかしいという考え方が存在する	力仕事や危険な仕事を任せられる	リーダーシップを求められる	家族を養う経済力を求められる	家事・介護・育児等により仕事を優先すべきだと求められる	「家」を背負っていかなければならない責任感を求められる	男性が行うと揶揄される趣味等がある	その他	わからない
全体		942	427	356	256	591	276	416	234	26	80
		100.0%	45.3%	37.8%	27.2%	62.7%	29.3%	44.2%	24.8%	2.8%	8.5%
(性別自認)	男性	366	156	108	115	203	80	142	69	24	40
		100.0%	42.6%	29.5%	31.4%	55.5%	21.9%	38.8%	18.9%	6.6%	10.9%
	女性	529	249	235	128	362	185	256	157	2	33
		100.0%	47.1%	44.4%	24.2%	68.4%	35.0%	48.4%	29.7%	0.4%	6.2%
	その他	4	3	1	0	1	0	0	2	0	0
		100.0%	75.0%	25.0%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%

○＜参考：問 35「その他」回答肢（原文ママ）＞

「エセフェミニストに目の敵にされる」「ナンパや合コンの強制、女性蔑視的な視点の押し付けなどホモソーシャルな環境における同調圧力」「特にない」「男性への質問事項が少ないこの画面からもわかります。申し訳程度にアンケートを取る事」「長男なのだから、毒親でも必ず、介護の際は受け持たなければならないという風潮」「傾向として男性のほうが寿命が短いため、女性を見るたび日々悲しいです(冗談ではなく本気です)。「選択肢のような生きづらさは現在ではだいぶ緩和されているように思う。」「女性から男性に対する心理的暴力の深刻さは、社会的に認識されていない。男性の参画不足に対する批判は多いが、参画を阻害する要因への指摘が不足。例えば、流し台の高さは女性の身長を基準に設計されているため、男性が使用すると腰への負担が深刻だが、そのようなことは殆ど問題にされない、など。」「個人の認識次第では?」「そういうことは男の人にしてもらった方が」という逃げ方をする女性が多いのも事実」「全て当たり前前で生きづらさは無い。また行政、自治体の皆様の普段のお仕事のお陰もあります生きやすです。」「特にない」「顔が良い男性以外は、男性はガサツに扱われる部分がある気がする」「女だから、は言いにくい空気があるけど、男だから、はまだ当たり前のように言われている。」「存在しない。」「男女平等でない社会が問題なのに、男性である自分個人が責められるような感覚になる」「男女交際のきっかけづくりにおいて女性はいつも受け身だから男性からアプローチしなければ男性はなかなか付き合えないこと。最近ではちょっとしたことでセクハラやストーカー扱いされる。男性にばかり負担をさせてるのはおかしい。」「女性の都合で“男らしさ”を求められる」「仕事と家事の両立(女性もしかり)」「ない」「男性特有の生きづらさについて」のアンケートの間が34, 35, 35-1しかないと分かった時」「性的経験の有無が人の価値の指標になる」「ただ、ある程度は仕方ない」「女性優位であるという考え方や価値感」「女性の権利主張が強まる一方、男性劣位となり、男性に対しての意見聴取等がなされていない。」「男女平等がいき過ぎて、逆差別がおきている。グローバリズムの危機から家族と国を守もれない。」

問 35－1 それは、どのような場面において強く現れていると思いますか。(○は1つまで) ※新規設問

選択肢	全体	家庭にお いて	職場にお いて	地域にお いて	学校にお いて	友人関係 において	親族関係 において	その他	わからな い	無回答・ 無効回答
全体	942	176	407	30	15	19	71	49	101	74
	100.0%	18.7%	43.2%	3.2%	1.6%	2.0%	7.5%	5.2%	10.7%	7.9%
(性 自 認 別)	男性	366	86	135	12	4	8	23	26	21
		100.0%	23.5%	36.9%	3.3%	1.1%	2.2%	6.3%	7.1%	5.7%
	女性	529	85	252	18	9	47	20	42	47
		100.0%	16.1%	47.6%	3.4%	1.7%	8.9%	3.8%	7.9%	8.9%
	その他	4	0	2	0	0	0	1	1	0
		100.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	25.0%	0.0%

○＜参考：問 35－1「その他」回答肢（原文ママ）＞

「社会的に」「社会生活全般」「ネット」「世間において」「世の中、世間、老害たち」「社会全体 メディアが好き勝手に面白がる」「特にない」「全てにおいて」「どんな場面でも。」「あらゆる場面で」「特定の場所、場面に限定されるものではない」「メディアや SNS において」「映画の中」「全般的に」「社会において」「SNS 上」「生きやすいです」「日本国において」「自己の認識において」「特にない」「世間一般的に」「社会において」「自他の潜在的なもの」「社会全体において」「世間一般的な見方として」「国のありようじゃないですか」「人生全てにおいて」「ない。」「社会全体」「恋愛関係において」「公共の場に出ていると」「社会全体」「日本」「結婚を考える時」「社会全体（日本という国そのもの）において」「日本社会において。」「親族関係において。」「全ての場面」「SNS 等のコミュニケーション」「社会の価値観としてとらえやすい過去の教育視点」「社会全体において」「社会の価値感」「社会」「本人の心の中」「とにかく他人からのみられ方」「行政において。」「すべての場面において」「社会全体」「国全体」「社会の雰囲気」

項目 12【性的マイノリティ（性的少数者）について】

問 36 あなたは、今まで自分の性のあり方（好きになる相手の性別や、自分自身の性別への違和感など）に悩んだことはありますか。（○は1つだけ）

選択肢		全体	ある	ない	無回答・無効回答
全体		942	38	898	6
		100.0%	4.0%	95.3%	0.6%
(性別自認)	男性	366	12	352	2
		100.0%	3.3%	96.2%	0.5%
	女性	529	23	505	1
		100.0%	4.3%	95.5%	0.2%
	その他	4	0	4	0
		100.0%	0.0%	100.0%	0.0%

問 37 あなたは、性的マイノリティという言葉をご存知ですか。（○は1つだけ）

※プラン数値目標（基本目標Ⅳ）に該当

選択肢		全体	知っている	初めて知った	その他	無回答・無効回答
全体		942	892	43	2	5
		100.0%	94.7%	4.6%	0.2%	0.5%
(性別自認)	男性	366	343	20	1	2
		100.0%	93.7%	5.5%	0.3%	0.5%
	女性	529	508	21	0	0
		100.0%	96.0%	4.0%	0.0%	0.0%
	その他	4	4	0	0	0
		100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%

(参考：令和元年度調査) あなたは、性的マイノリティという言葉をご存知ですか。（○は1つだけ）

		全 体	知っている	初めて知った	その他	無回答
全 体		997	885	96	3	13
		100.0	88.8	9.6	0.3	1.3
性 別	男性	399	353	39	1	6
		100.0	88.5	9.8	0.3	1.5
	女性	592	526	57	2	7
		100.0	88.9	9.6	0.3	1.2
	無回答	6	6	0	0	0
		100.0	100.0	0.0	0.0	0.0

○＜参考：問37「その他」回答肢（原文ママ）＞
「言葉だけ知っている。内容は？」「聞いたことある」

問 38 性のあり方に関する次の意見のうち、あなたの意見に近いのはどれですか。（○は1つだけ）

選択肢		全体	性のあり方は個人の趣味・嗜好によるものである	性のあり方は個人の趣味・嗜好によるものではない	その他	わからない	無回答・無効回答
全体		942	533	226	52	124	7
		100.0%	56.6%	24.0%	5.5%	13.2%	0.7%
(性別自認)	男性	366	199	88	26	51	2
		100.0%	54.4%	24.0%	7.1%	13.9%	0.5%
	女性	529	311	129	23	64	2
		100.0%	58.8%	24.4%	4.3%	12.1%	0.4%
	その他	4	0	2	2	0	0
		100.0%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%

○＜参考：問38「その他」回答肢（原文ママ）＞
「個人の認識により完結されるものであり、他者による擁護、理解を求めるものではない」「性のありかたは先天的なものである。」「趣味・嗜好というより、本人に決定権があると考えます」「趣味・嗜好とは思わないが、個人の自由である。性のあり方が趣味・嗜好というのは決めつけではないか？」「性のあり方を個人の振る舞いの範疇とするならば個人の自由、生物学的な区別の話であれば個人の自由であるわけがない」「持って生まれたもの、育った環境など」「性的マイノリティの考え方と生物学的性別の区別をつけた上で、妥協点を探すべきである。」「趣味嗜好というよりも、先天的なものも含まれる」「性的嗜好の問題であるLGBと性自認の問題であるTはまったくの別物であるため、「性的マイノリティ」と一括りにするのはナンセンスである」「行政がやることはない。放っておくべき」「心の性と身体の性は分けて考えるべき」「性の在り方は、個性によるものだと考える。」「生物学的男女は前提としてあり、その上でジェンダーを考えるべき。」「恋愛対象などに関しては個人の趣味・嗜好で

あるが、生物学的性別は個人の趣味・嗜好ではない区切りにすべき」「趣味嗜好ではなく生まれ持ったギフト」「自由であるべきだがそれを他へ押し付けるべきではない」「趣味嗜好によるものもあれば、ないものもあると思う」「1.と 2.両方のケースがある」「趣味嗜好である場合とそうでない場合がある」「性のあり方は個人の趣味・嗜好によるものであったり、そうでなかったりする」「生物学的には男女の区別を明確にすべきものと考えますが、趣味・嗜好というレベルではなく個人の信念・信条のレベルで本人の考え方に合ったあり方を尊重するべきだと思います」「生まれもったものなので否定するものではない」「個人の自由」「性の精神的なあり方は、個人の気持ちを尊重する。趣味嗜好は、身体的に尊重するには限度は必要と思う。」「質問の趣旨がわからない。」「一概には言えない」「認めはするが、マイノリティをマジョリティに昇華してはならない」「個人的なものであるが「趣味や嗜好」ではなく、脳機能も含めた生物学的現象である。」「1.のほか、胎児期の何らかの異常による場合もあると思う」「個人によってそれぞれ異なるものではあるが嗜好とは少し違う気がする」「科学に基づくもの」「お風呂や温泉は性転換手術は必要である（性別の違うお風呂に入る場合は）貸切風呂などを利用できると思う。子供達の性的ないやがらせも困るので」「本人がそう思うならそれで良いと思う。」「1、2の両方」「趣味、嗜好ではなく自認。」「基本的には、男は男らしく、女は女らしく。しかし、それに異和感を持つ人も、排除せずに、尊重すべき。」「それぞれの人生」「自認する性別は個人の自由だが、生物学的性別は変えられないと思う。」「個人が決めるもの」「性のあり方は、人としての本質によるものであると考える。」「その人自信の本来の姿である。特別なことでなく個性というか、その人を成り立たせるものである。」「個人による」「性的指向は個人の自由だが、性別は客観的に決まるもの。」「本来1.であるべきなのに色々な柵によって2.になってしまっている」「性的不適合で“あった”、に“なった”という意見」「個人の自由である反面、対象者への影響があることについては自由な行動をとることは問題となる場合がある。」「性のあり方は個人の趣味・嗜好だけでなくトランスジェンダーもある。」「1. 2 どちらでも、ない」「個人の趣味・嗜好によるものだけではなく複雑だと思う」「正真であればどれも問題ない。そうでないものはマルクス主義により家族を破壊するために武器化されている。本当の人への侮辱でもある。」「性自認については個人の自由だが、性自認を社会で主張、反映するには、精神科医や関係する医師の診断など一定の基準が必要。」「There are only two biological sexes: male+female. However, people should have the right to love either sex.（仮訳）生物学的な性別は男性と女性しかないが、それでも人はどちらの性別を愛する権利も持つべき。」

問 39 あなたは、性的マイノリティの方々暮らしやすい社会になるために何が必要だと思いますか。

（○はあてはまるものすべて）※設問内容変更

選択肢		全体	周囲の理解や偏見・差別の解消	教育現場での普及・啓発	医療・福祉現場での普及・啓発	企業・職場での普及・啓発	社会制度の見直し（同性婚の法的整備、社会保障等の平等）	トイレや更衣室等のハード面の整備	専門の相談機関の設置	その他	すでに暮らしやすい社会であると思う
全体		942	746	509	277	427	516	392	260	38	55
		100.0%	79.2%	54.0%	29.4%	45.3%	54.8%	41.6%	27.6%	4.0%	5.8%
（性自認）	男性	366	282	167	103	161	169	122	82	19	28
		100.0%	77.0%	45.6%	28.1%	44.0%	46.2%	33.3%	22.4%	5.2%	7.7%
	女性	529	426	315	159	248	324	249	163	18	24
		100.0%	80.5%	59.5%	30.1%	46.9%	61.2%	47.1%	30.8%	3.4%	4.5%
	その他	4	3	3	2	2	4	2	2	1	0
		100.0%	75.0%	75.0%	50.0%	50.0%	100.0%	50.0%	50.0%	25.0%	0.0%

○＜参考：問 39「その他」回答肢（原文ママ）＞

「生物学的性別と精神的性別をしっかりと分けて考えて欲しい」「男、女感情で性別を買えるのではなく人間として男女は正確に証明できるものが欲しい」「各家庭での教育」「性的嗜好と性自認の問題を切り離して考える枠組み作り」「状況や場所などによるところもあり難しく答えられない」「性的マイノリティを特別と思わない感覚、当たり前と思える感覚を養える環境」「支持する人達だけで支援すれば？我々の税金の乱用はやめてほしい。生活に苦しみ果てて弱者からその税金を取るのはどういった教育を受けているのか、疑問」「特別視しないこと。」「法整備と認定の明確化」「あまりその方々に寄せると、マジョリティの方々が悪しくなると考える。」「社会の心理的余裕とその背景としての経済的余裕」「カミングアウトしなくとも暮らせる社会」「性的マイノリティの人間が暮らしやすい社会である必要は無い。」「抑圧することはしてはいけないが、そうなってしまった原因を知ることは必要と思う。」「女性の安全を脅かさないようなハード面の整備」「彼らの存在を否定はしないが、暮らしやすくする必要はない。マジョリティが遠慮や苦勞をするのは間違っている」「性的マイノリティ当事者も含む人類全員が自分の御都合主義的思考を自省しフェアに議論できる知的基礎を養うこと」「何気ない会話の中で特別視しない」「そもそもマイノリティが暮らしやすくしたらダメだよ。多数派に迷惑がかかるから。両立はトレードオフの関係にある。マイノリティは自己主張しないでひっそりと謙虚に暮らすべき。（一例）おっさん同士が公園でイチイチチャしてたら気持ち悪いだろ？それを行政が認めたら、普通の人にとっては迷惑でしかない。」「必要ない」「特別扱いせず、個人を尊重すべき。」「性的マイノリティの方々（本人）の実際の生活を見たり聞いたりしたことがないのでわからない」「時間」「趣味と押しつけの理解の区別。」「マイノリティのためにマジョリティが気を遣うのはおかしい。・体が男性、心が女性の人のために女性トイレ、女風呂の利用許可をしないでほしい。・マイノリティが“言ったもん勝ち”になることはおかしい。・LGBTが生きやすいために、マジョリティが遠慮するのはおかしい。」「特にわからないのでありません」「マイノリティの知り合いは、わざわざさわがずに、いままでどおりにしてほしいと言っています。利権のダシに使われているようで気分が悪いと怒ってました。」「同様の性的指向を持つ人同士のコミュニティ」「わからない」「マイノリティの方がいるということを知る」「普及すべき啓発すべきものとして扱うのではなく、そもそもそういう人もいて当たり前の社会として特別視しない教育なり意識改革があらゆる場で必要」「生物学的性別（身体的性別）によってトイレや銭湯などはしっかりと分けるという区別」「日本では古来から受け入れられている。ヤマトタケル、空海も隠すこと

なく、尊敬されている。」「マイノリティばかりに目を向けずそれによってマジョリティがこうむるマイナス面もしっかりと考えてほしい（例：公衆浴場への身体男性の女湯への入場や女性トイレ等、女子スポーツへの身体男性の参加など）」「性的マイノリティと自ら枠を作ってカラにこもる必要はない。プラスして☆男女以外の性に対する抵抗感への向き合い方の啓発。」

問 40 世田谷区では、平成 27 年度から、同性パートナーの方の気持ちを受け止める取組みとして「パートナーシップの宣誓」を行っています。また、令和 4 年度には対象者を拡大し「パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓」へ制度を新たにしています。この取組みをご存知ですか。（○は 1 つだけ）※設問内容変更

選択肢		全体	「パート ナーシ ップ・ファミ リーシ ップ の宣誓」に ついて内 容を知っ ている	「パート ナーシ ップ の宣誓」 のみ内容 を知ってい る	名前は聞 いたことが あるが、内 容は知ら ない	知らない	無回答・ 無効回答
全体		942	77	102	315	442	6
		100.0%	8.2%	10.8%	33.4%	46.9%	0.6%
(性 自 認)	男性	366	25	31	111	196	3
		100.0%	6.8%	8.5%	30.3%	53.6%	0.8%
	女性	529	49	66	189	225	0
		100.0%	9.3%	12.5%	35.7%	42.5%	0.0%
	その他	4	0	2	0	2	0
		100.0%	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%

（参考：令和元年度調査）世田谷区では、平成 27 年度から、同性カップルの方の気持ちを受け止める取組みとして「パートナーシップの宣誓」を行っています。この取組みをご存知ですか。（○は 1 つだけ）

		全 体	内容を知っ ている	名前は聞 いたことが あるが、内 容は知ら ない	知らない	無回答
全 体		997	303	325	356	13
		100.0	30.4	32.6	35.7	1.3
性 別	男性	399	97	128	168	6
		100.0	24.3	32.1	42.1	1.5
	女性	592	204	196	185	7
		100.0	34.5	33.1	31.3	1.2
	無回答	6	2	1	3	0
		100.0	33.3	16.7	50.0	0.0

問 41 あなたは、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」をご存知ですか。（○は 1 つだけ）

選択肢		全体	条例も大 まかな内 容も知っ ている	聞いたこと があるが、 内容は知 らない	知らない	無回答・ 無効回答
全体		942	37	196	704	5
		100.0%	3.9%	20.8%	74.7%	0.5%
(性 自 認)	男性	366	17	71	276	2
		100.0%	4.6%	19.4%	75.4%	0.5%
	女性	529	18	115	396	0
		100.0%	3.4%	21.7%	74.9%	0.0%
	その他	4	0	1	3	0
		100.0%	0.0%	25.0%	75.0%	0.0%

（参考：令和元年度調査）あなたは、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」をご存知ですか。（○は 1 つだけ）

		全 体	条例も大ま かな内容も 知っている	聞いたことが あるが、内容 は知らない	知らない	無回答
全 体		997	31	188	761	17
		100.0	3.1	18.9	76.3	1.7
性 別	男性	399	8	69	316	6
		100.0	2.0	17.3	79.2	1.5
	女性	592	23	118	440	11
		100.0	3.9	19.9	74.3	1.9
	無回答	6	0	1	5	0
		100.0	0.0	16.7	83.3	0.0

項目 13【コロナウイルス禍を経た環境変化について】※新規項目

問 42 新型コロナウイルス感染症拡大により、日常生活や行動に次のような変化がありましたか。(○は3つまで)

※新規設問

選択肢		全体	仕事量が 増えた	仕事量が 減った (「なくなっ た」を含 む)	ワークライ フバランス が実現で きた	ワークライ フバランス が実現で きなくなっ た	精神的に 安定する ことが増え た	精神的に 不安にな ることが増 えた	家族との 仲が良く なった	家族との 関係が悪 化した	食事の支 度や掃除 等、家事 が増えた	食事の支 度や掃除 等、家事 が減った	その他
全体		940	126	131	233	46	81	255	150	29	210	10	160
性別 (性自認)		100.0%	13.4%	13.9%	24.8%	4.9%	8.6%	27.1%	16.0%	3.1%	22.3%	1.1%	17.0%
	男性	365	47	64	106	16	30	90	57	15	73	2	68
		100.0%	12.9%	17.5%	29.0%	4.4%	8.2%	24.7%	15.6%	4.1%	20.0%	0.5%	18.6%
	女性	528	74	63	123	26	48	154	83	11	118	8	86
		100.0%	14.0%	11.9%	23.3%	4.9%	9.1%	29.2%	15.7%	2.1%	22.3%	1.5%	16.3%
	その他	4	0	1	1	0	0	1	1	0	1	0	1
	100.0%	0.0%	25.0%	25.0%	0.0%	0.0%	25.0%	25.0%	0.0%	25.0%	0.0%	25.0%	

○＜参考：問 42「その他」回答肢（原文ママ）＞

「なし」「特になし」「そこまでの影響はない」「これといった変化はない」「特に変化なし」「特になし」「特にない」「家から出る機会が減った。」「元々リモート中心だったがリモート対応の企業が増えた」「地元 地域の良さを再確認できた」「オンラインによる会議・研修が増えた」「中学の学生生活はコロナで中止になった行事等もあり、やるせなさを感じていたが、規制が無くなった事で以前の生活に戻ったと感じている」「現時点ではコロナ前に戻った」「とくにない」「変わらない」「全く仕事が出来なくなり経済的に大変。借りる必要のない融資を借りる事にもなった。」「学校における活動に制限がかかった」「後遺症に悩まされている」「人との交流が減った」「勤め先の在宅勤務の考え方が生まれ、現在も継続している。」「特に変化はない」「変化なし」「何も変わってません」「とくになし」「自他のことをより考えるようになった。」「特にない」「在宅勤務ができるようになった」「疲れやすくなった」「家族との時間が増えた」「リモートワークが可能になった」「リモートワークができるようになった」「変化なし」「当時海外駐在中だったが、日本からの支援的配慮は全くなく、むしろ様々な制約・不利を課された」「人と会うことが減った」「オフィスクローズドの時間が、早くなった」「特に変化なし」「元に戻った」「日常の具体的な行動に変化はさほどなかったが、マスクや手洗いなど感染予防が身につく、体調を崩す事がほぼなくなった」「ムダな慣行が減った」「外出が減った」「特になし」「変わらない」「交友が減った」「特に変化はなし」「変化なし」「きっかけに在宅勤務制度が職場で取り入れられたので、働き方の改善につながった」「とくにない」「特にない」「特にない」「上記のような変化はなかったかもしれない。」「変わらない」「自分の人生を考え直すことができた」「会社ではテレワークが許可されたが自分には関係ない」「特別何もない」「特にないが葬式や法事などどうでもいい行事が簡略化されて嬉しかった。」「質問の意図がわからない」「特にない」「就職活動の時期とコロナ禍が被っていたため、選択肢が減ってしまったと感じた」「特に変わらない」「特にない」「すでにコロナ前と変わらない状況に戻っている」「仕事のやり方が変わった。選択肢が増えた。」「元に戻った」「とくになし」「特になし」「在宅勤務等、柔軟な働き方が出来るようになった。」「特に変化がなかった」「特になし」「そんなに変わらなかった」「現状、コロナの影響もなく、特に変化はない。」「リモートワークが増えた」「コロナ禍で一時的に仕事が減り家事をすることが増えたりもしたが現在は特にコロナ禍による変化はない」「コロナ対応に疲れた」「在宅勤務制度と環境が整備された」「1 から 10 については、特にない」「変化なし」「在学中の時、数か月リモートの環境で学ぶことになった。」「コロナ中に育児休業を取得して社会と離れていたため、いずれの選択肢も実感が無い。」「在宅勤務となり、学校活動に積極的に参加できるようになった。学校側もオンライン化を拡充してくれたため、在宅勤務しながらオンラインで保護者会や合唱コンクールに参加できた。職場の理解もあり Flex 勤務を活用し一時的に仕事をぬけて学校に出向くことも出来 PTA 活動にも積極的参加できた。コロナ禍で生活が佳き方向に変化した」「夫の在宅ワークが増えて、夫婦で子育ての分担ができるようになった」「変化なし」「変わらない」「社会交流がリモート型へ移行されることが多かった」「特にない」「飲み会が減った。」「特にない」「とくにない」「男女交際が制立しにくくなった」「マスクをするようになった」「あまり変化なし」「変化なし」「会食機会減少により周囲との絆が薄れた」「夜、寝るのが遅くなった。」「変化無し」「働き方が多様化した。」「公共機関に人が少なく快適でした。インバウンドが減り旅行しやすかった。日経が暴落して大変だった。」「特に無し」「特になし」「特にない」「特に変わってない気がする」「変化した事柄はない」「変わらない」「かわらない」「変化なし」「なし。」「飲み会が減った」「マスクをし続けるなど生活面でわずらわしさが増えた」「特になし」「変化なし」「なし」「変化なし」「あまり変わらない」「仕事上、福祉関係で何も変わらなかった。」「特に変化なし」「特にない」「(世間周り)の目」「変化はない」「変化なし」「かわらない」「ワクチン接種で知人が死んだり体調不良になりほとんど人と会えなくなった。」「夫の在宅が増えた」「特になし」「特になし」「在宅きんむが可能になった」「アルコール消毒、マスク、を心がけた位」「変化なし」「かわらない」「変化なし」「デジタル化がすすんだ」「オンラインの活動が増えた」「特に変化なし」「リモートワークが定着した」「友人との付き合いが減った。(飲み会などの)」「変化なし」「ない。」「家族との時間が増えた」「特に無し」「特に変化が無い」「特になし」「変化は無い。」「ワークライフバランスの理想は持てたが実現がむずかしい」「特に変化なし」「特になし」「人混みでのマスク着用」「変化なし」「特にナシ」「運動量が減り、健康不安になった」「特に変化なし」「特になし」「イベントが収縮され楽しみが減っている」「特になし」「変化は、ない」「変わらない」「グローバルズム・情報統制の恐ろしさを身をもって感じた。」「特にない」「変化なし」「特に変化はない」「Nothing has really changed for me. (仮訳) 特に変わっていたことはない。」

項目 14【区の政策について】※新規項目

問 43 あなたは、個人の尊厳が尊重され、多様性を認められながら、自分らしく安心して暮らせていると感じていますか。(○は1つだけ) ※新規設問

選択肢	全体	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	無回答・無効回答
全体	942	276	487	122	48	9
	100.0%	29.3%	51.7%	13.0%	5.1%	1.0%
(性自認別)	男性	366	116	177	49	22
		100.0%	31.7%	48.4%	13.4%	6.0%
	女性	529	152	283	68	24
		100.0%	28.7%	53.5%	12.9%	4.5%
	その他	4	1	2	1	0
		100.0%	25.0%	50.0%	25.0%	0.0%

問 44 あなたは、ジェンダー主流化についてご存知ですか。(○は1つだけ) ※新規設問

選択肢	全体	知っている	聞いたことはあるが、よく知らない	知らない	無回答・無効回答
全体	942	149	247	540	6
	100.0%	15.8%	26.2%	57.3%	0.6%
(性自認別)	男性	366	53	86	225
		100.0%	14.5%	23.5%	61.5%
	女性	529	89	149	291
		100.0%	16.8%	28.2%	55.0%
	その他	4	2	0	2
		100.0%	50.0%	0.0%	50.0%

問 45 このことを踏まえ、あなたが考える、区の政策においてジェンダー主流化の視点を取り入れる優先度が、最も高い分野は次のうちどれに当てはまりますか。 ※新規設問

選択肢	全体	子育て	教育	医療	福祉	災害対策	環境	街づくり	産業	文化	スポーツ	その他	無回答・無効回答
全体	942	165	341	42	59	54	99	40	28	27	13	44	30
	100.0%	17.5%	36.2%	4.5%	6.3%	5.7%	10.5%	4.2%	3.0%	2.9%	1.4%	4.7%	3.2%
(性自認別)	男性	366	74	119	13	31	15	24	17	20	12	5	27
		100.0%	20.2%	32.5%	3.6%	8.5%	4.1%	6.6%	4.6%	5.5%	3.3%	1.4%	7.4%
	女性	529	82	203	28	27	38	72	19	8	14	8	16
		100.0%	15.5%	38.4%	5.3%	5.1%	7.2%	13.6%	3.6%	1.5%	2.6%	1.5%	3.0%
	その他	4	1	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0
		100.0%	25.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

○＜参考：問 45「その他」回答肢（原文ママ）＞

「特にありません。」「生物学的な性によって必要となる支援は異なるため、ジェンダーにおいては平等よりも公平の方が求められると思う」「不要」「社会」「全てに参入してほしくない」「余計なことはしなくてよい」「活動家たちの運動」「わからない」「ない」「わからない。」「わからない」「特にない」「わからない」「ない」「不要な取り組み。より重要な政策に集中してほしい」「結婚やそれに伴って得られる権利」「ジェンダー主流化の視点とやらを取り入れる必要は無い」「働き方」「外国籍人材採用、区行政への配置」「この施策自体が不要。なぜなら女性は自分たちが不利なことだけ平等にしろと主張するが、自分たちが優遇されていることはダンマリだから。ジェンダー平等にすると建て前にすぎず、区がやろうとしているのは女性優遇だから反対です。」「必要ない」「特にない」「わからない」「どこかに特化するのではなく全てにおいて同時に進めるからこそ意義があると思います」「質問が分からない」「日常生活」「全てにおいて、逆差別感を持たせないで欲しい。」「ない」「道路の段差を無くしてほしい」「施設、男性トイレにおむつ替えベッドが無い所は困る。」「よくわからない」「区にまかせます」「必要ない」「社会全体」「家庭運営※子育てに特化しない選択肢がない（子供のいない家庭には何の配慮もない）」「トイレ利用はしっかり考えるべき。何でもありとは思わない」「家庭、生活。」「必要ない。ジェンダー主流化はグローバリスト・西洋左翼のプロパガンダである。」「特にない」「過度なジェンダー主流化は不要と考える」「結婚・相続」

2 自由意見

【自由意見】分類・回答数

項目		件数
1	家庭生活と家族観について	3 件
2	労働・職場について	3 件
3	仕事と子育てについて	17 件
4	介護について	0 件
5	ドメスティック・バイオレンス及び性暴力について	2 件
6	社会参加・「男女共同参画センター“らぷらす”」について	5 件
7	男女平等・男女共同参画社会の実現に向けて	52 件
8	仕事と生活の調和について	3 件
9	防災について	3 件
10	男性特有の生きづらさについて	5 件
11	性的マイノリティ（性的少数者）について	21 件
12	コロナウイルス禍を経た環境変化について	0 件
13	区の政策について	27 件
14	アンケートについて	21 件
15	その他	16 件
合計		178 件

1【家庭生活と家族観について：3件】	
1	●綺麗ごとで解決できない問題をきちんと見つめていかねばならないと思う。事実として子供を産んで育てる(母親の愛、授乳などの女性が絶対に必要である局面)役割は、生物学的にも女性が担っており、このことは覆らない。男性も女性も、お互いに自分が遂行している行為に経緯をもって接することがまず大前提として求められる。専業主婦であれば、経済的には夫の収入に頼っているわけであり、自身が家庭に対して行う家事はその収入の上に成り立っていることから、当然夫に対するリスペクトは存在するべきである。しかしながら、夫も金を稼ぐだけでは生活はできず、家を守ってくれる妻の存在があってこそ家庭生活を送ることができるわけである。したがって、そのことに対する妻へのリスペクトも存在するべきである。この点については男性も女性も改善点がある。「男が金を稼いでいるんだから」という考えは、少なくとも経済的な家庭への貢献度から見れば誤っていないが、相対的に見れば家庭への貢献度はどちらかが優位性を主張できるほど差は開いていない。つまり、そこには上も下もなく、あるのは役割の違いだということである。また、女性が社会に出ていきづらいなどという言説があるが、これも捉えられ方が誤っていると考える。少なくとも家庭において生物学的にも求められる役割がある女性は、これを勘案すれば時間的リソースを踏まえても男性に比べて社会に出ていく時間は少ない。社会では長時間安定的に働くことが求められる場面があり、それに適していないという理由は男女差別には該当しない。きわめて論理的で現実的なロジックである。つまるところ、男性も女性も自分が「男性である、女性である」というステータスにとらわれて自己暗示にかかり、自ら行動に制限を掛けたり、受け取った言葉や行動をうがった見方をしていることは事実である。これはフラットな思考を持たないすべての人間に共通した問題である。
2	●令和5年9月9日に開催された女性向け離婚講座において講師が不法行為を堂々と指南していたと聞きました。世田谷区としてこのような事を推奨していくのでしょうか？男女共同参画社会というのは欺瞞では無いでしょうか。一部の法律職が離婚や親権を食物にして行政司法が加担するような構図もあります。女性の保護も大事ですが、モラルハザードも起きており非婚化少子化の原因の一部になっています。不要なNPO団体に男女共同参画予算を流すなら真に困っているDV被害者の保護などお願いしたいです。また少子化対策は行政や制度の支援では限界があると思います。既に充分に行われています。しかし効果は出ていません。根本的に若い世代の気持ちや「雰囲気」の部分改善しないと難しいと思います。
3	●全体的に女性のためという視点の質問が多かった印象ですが、「働きに行ってくれた方が助かるし、家事なら手伝うのにパートナーが外に出て働きたがらない」という方はまだまだ多いのではないのでしょうか？その時点で経済的な負担が大きくなるので、あまりたくさん子供を持つといった選択肢が少なくなる気がします。男性へのサポートや支援も忘れないで欲しいなと思います。

2【労働・職場について：3件】	
1	●私の働いている職場は世田谷区では無いですが、それでも職場内でのハラスメントやそれに満たない嫌なことを住んでいる区の相談窓口で相談しに行ってもいいのでしょうか。今は区切りがついた問題ですが、会社に相談窓口があっても社内から相談しにくい、外部だとどこに頼ったらいいかわからないということがありました。このアンケートを進めてらるすのことで、今後利用したいことがあれば伺いたいと思いました。カウンセリング施設など気軽に相談できる窓口がもっと増えたり、平日会社に勤めていても利用できる時間に開かれていたらいいなと思います。また、ジェンダー主流化を進めることはとても大切だと思いますが、それを悪用した性被害を出さない取り組みも進めてほしいです。被害を恐れて生きづらさを感じることが少しでも減ったら生活しやすいと思います。災害時などは特に不安でストレスも溜まりやすいので、女性だけの避難場所や女性用の災害用品の補充なども検討して欲しいです。
2	●世田谷区に最近引っ越してきました。まずは女性が家庭に閉じ込められる原因である男性や社会の長時間労働をなくし、男女とも安定して収入を得られる世界を作ることが大切と考えます。2馬力であることが当たり前の世界に早くなってほしいです。2人でバランスの良い家庭をマネジメントすることが大切かと思えます。
3	●以前パートの職場で感じたのですが、正社員の方々への産休、復職の理解は昔と比べて桁外れに理解があったのですが、その分の負担になる仕事を非正規の方に振り分けられているのを、他部署でありながら見ていたのでそういうところも含めて良くなればよいと思いました。

3【仕事と子育てについて：17件】	
1	●育児に関して、生活の為、両親そろって働くのは、そうだと思うが、保育園に子供を入れて働けばいいというものではないと思っている。小さい子供が、1日中毎日朝から夕方まで、保育園で過ごすのがあたり前というのはちがう気がする。月よう日に保育園にくる子供たちはつかれているようだ。ゆとりをもって仕事と子育てをできる社会にしてほしい。15時までに仕事をおえておむかえにできれば、親子ともゆとりをもって生活できるのではないかな。日本の教育に、不安を感じている。
2	●子育てと仕事の両立において、保育園の多様な運営をもとめすぎるあまり、保育の質を下げている現実を、どこまで周知されていますか。保育のプロである、保育士や教諭の仕事を、国・各自治体は軽視している様に思えます。現場の大変さ、子どもを健全に育てるにはお金が掛かるのは当たり前です。無償化にする事で利用者は助かるが現場はその分高い質を求められるのに対応しきれず、給料も見合わずマイナス方向へ向かっていきます。大変な仕事なのに給料が安いので、男性職員も増えません。本当は、男女MIXの職場が保育現場の理想かと思えます。

3	●保育園の有り方として、育休中において、保育の時間帯が短縮される（e x 18：00→16：00）2人目、3人目となると、短縮されるのは不都合である。「家に居るのであれば早くおむかえをして下さい」ということであれば、逆行していると感じます。平等で良いのでは？
4	●主人と中小企業を営んでいます。ぎりぎりの人数で仕事をしています。男女共に育児休業で何ヶ月も従業員が休んでしまったら、会社は回らなくなるし、休んでいる人にお給料を払っていたら倒産してしまいます。働きながら育児が出来る様、保育施設・保母さんが増えると良いと思います。又、経験から、お役所の複雑な手続きは、不親切な窓口対応と合わせて、かなりの労力を使います。子育て世帯が安心して、男女共同参画社会を実現するためにわかりやすい、相談しやすい、簡素化された手続き、窓口が欲しいです。
5	●理解をしようとしなければ分からない、生活や性別、差別などがある、ということにまず目を向けて、施策や政策がすすめられていくと良い。子育ては尊いものだという社会の風潮が作られるようにして欲しい。そもそも仕事と子育てを両立しなければいけないという考え方がおかしい。
6	●我が家は共働きで、夫は家事・育児にとっても協力的であるが、それでもどうしても女性の方に負担が傾いていると思う。（保育園の送迎など）経済的な不安なしに、子育てに専念したい人や仕事と両立したい人、自由に選べる環境が理想的。夫は育休を取りたかったが、休暇を取ることでボーナスの査定に響く懸念などから働き続けることを選んだ。そのため職場の理解はもちろん、育休や看護（→夫の会社は無給）休暇を取る人が不利にならないような制度作りが不可欠に感じる。
7	●長時間保育や病児・病後児保育が、保護者が子どもと過ごす時間を減らしている一面がある。育休中であっても上の子たちは保育園に通うことがあたり前になって家庭で兄弟姉妹で過ごすことが減っている。保育園の多様な運営は現状では難しい。保護者と子どもが共に過ごせる時間を充実させていく方法を考えることも必要だと思う。
8	●全てにおいて、教育が大切だと考えます。早ければいいとは思いますが、真面目に子供達に分かり易く、教育し、どんな世代でも、分かちあえる世の中になることが望ましく思います。
9	●私自身子育て世代ですが、子どもを出産、育児をすることにあたり、保育施設の増設等…というよりも、男性の育休取得率が増えれば…と考えます。（休業時の経済面の安定も含め）長時間保育園に我が子を預けたいと思う親は周囲にはいません。「我が子と一緒にいたいけれど、職場復帰しないといけない…」というのが私を含め、多くの親が考えていることだと思います。男女と区別することなく、男性も女性も育休取得や、短時間勤務の取得が増えれば、育児し易くなり、2人目、3人目も考えられるのではないかと…と思いました。
10	●保育園にどんな職業の人でも入れるようにしてほしい。のぞんだら入れるように厳しい審査や複雑な書類を出さずとも働きたいので保育を頼みたいという家庭の願いをもらさず受けてほしい
11	●男女の役割、子育てにしろとくいな方がやれば良い時代なんでは？家庭のあり方も様々子供を産む産まないも価値感、経済的な物を見てたり、子育て、いじめ等見れば不安にはなるだろう。人による環境しだいだから行政が…と言ってもむずかしいだろう。実家離れやら…育休、女性の職場復帰、女性の働き方、育休強制は反対で、女性のグチは出るだろうが、その家庭ごとに違うというのにもんしきすべき。男性が家事で女性が働らく、どちらでもいいし、厳しい親がいるより仕事してくれてた方が…という子供もいるはず。シフト管理してた者からすれば、繁忙期に抜かれるのが一番厳しい事で、要は不都合する周りしだい。職場認識と言うけど、人間様々だからこればかりは…考えろ！ってなってしまうよね。だから男にたよる、女性の管理職は別にいわかんないが、逆に女性側ができるのかと、コロコロ抜かれたら下はどうなの？男性目線と言うより、年収の壁にしる、女性目線どうですか？ジェンダーも特にだけど、先日のトイレ裁判にしる、男側と言うより女性の方が被害にあう事だし、どうなの？女性も起業してみても？男性は独立からする訳だし立場による。
12	●ベビーシッター不足の解消
13	●民間の法人が自由経済の中で下している業務や賃金等に関して行政が必要以上に制限をかけることは経済を衰退させる行為としか感じない。また NPO に予算を与え活動させることは非効率だと感じている。
14	●核家族、共働き世帯の子育てにもっと寛容なサポートがほしい。シルバーサービスにおいて、世田谷区民が目黒区内の習い事送迎を受けられない、というのはおかしい。
15	●体外受精や卵子凍結などの保険適応をもっと広くしてほしいです。子供を持ちたくても経済が不安定で難しくなっていると思います。40代を超えてくるとお金に少し余裕が出てきますが、老後のことも考えなければならない歳でもあります。寿命が伸びている以上昔よりも金がかかります。子供を増やす事で消費は必ず増えます。日本が破綻しないためにお願い致します。
16	●アンケートでもその他項目に記載しましたが、特に母親の負担として・学校関係の会でいちいち呼び出される（面談、保護者会等）・行かない場合の情報共有がないため、行かざるを得ない・大抵、母親が行っているという点で、そこから変えていかないと変わらないと思います。小学校6年間+中学3年間+高校3年間 ※公立も私立も同様学校は長期に接触がある公的機関と思っているので、その意識がこのままだとずっと変わらないかなと。職場に働き掛けたとしても、学校側がこの意識のままなので説得力がありません。・無駄なリアルな集まりは辞めてオンラインでどこでも参加できるようにする・資料はすべてクラウドにあげて共有してもらおう・PTAの廃止このあたりを進めてほしいです。よろしくお願いたします。

17	●子どもが欲しいと思っていますが、出産から子どもを育てる上で給料や昇進の面で不安しかありません産休育休で昇給がとまります。復帰後に子供の熱が出たとかで不在が多くなり職場に申し訳なくなり辞める人もいます。しかしそうすると夫と離婚したくなった時に経済的に離婚できなくなります。ただ独身側からしたら、仕事しない人が同レベルの給料もらってるのも嫌かと思えます子どもの保育時間、熱出した時などの対応が良くなればいいと思えますお金がないからこそ自由度が低く感じます働く子持ちが余裕が持てるくらい、独身も子持ちも全体的に手取りが増えればいいと思えます。
----	--

4【介護について：0件】

5【ドメスティック・バイオレンス及び性暴力について：2件】

1	●性犯罪やストーカー被害にあっても支援する場が少なく、心のケア、身体のケアができないまま、外出できず、社会人として生きていけなくなっている方もいます。区のサポート体制を整えて欲しいです。防犯カメラを駐輪場につけて欲しいです。法にふれないギリギリの悪行で精神的に嫌がらせ等をする大人への注意喚起を、目立つように書いて欲しいです。「チカン捕まります」等…。夜道でも安心して歩ける世田谷区にして欲しいです。
2	●女性の家事、育児の負担割合が高くその中で男性(夫)のパワハラや不貞にも悩まされている方が周囲にたくさんおられます。しかしながら経済的な理由(子どもの教育費など)その他様々なしがらみにより離婚に踏み切れず精神的苦痛を抱えながらも前向きに頑張っている女性がたくさんいます。そのような現状におかれている女性が気軽に相談できる窓口や離婚も含め、自立して新たな一歩が踏み出せるような行政のしくみができる事を要望いたします。そして、男性が家庭をもつ事とはどういう事なのかを良い面も含めて教育現場でも取り上げていく事も大切なのではと思います。

6【社会参加・「男女共同参画センター“らぷらす”」について：5件】

1	●らぷらすはじめ、区のお知らせの紙が多すぎる。無駄になっていることが多い。この調査もWebでできるが、用紙を使わないと我が家ではゴミになってしまう。SDGsの時代に紙の配布物のあり方を考えてほしい。
2	●らぷらすを知らなかったの、知れて良かったと思います。・新聞を取らなくなつてから、広報を知る機会も減り、駅等に置いてあったような気もしますが、自転車通勤だと駅利用もしないので…私用の外出時では、気に止める事もなく急いでいるので、広報ってどうだったか思い出せない位です。
3	●3つしか選べない質問と、好きなだけ選べる質問の違いがよく分からなかった。世田谷区というより日本が男女共同参画が実現出来るようになる時が来る気があまりしない。自分が年金をもらう年齢になるまでにたぶん実現出来てないだろうなと予想している。
4	●参画したいという意欲のある女性がまだ少ないのではないかと。ただ、20年くらいでタバコがここまで嫌悪される社会になったので、法律である程度強制的に、議員、企業幹部、テレビ放送に至るまで女性を半数程度参画させないと国民意識が変わらないのではないかと思います。
5	●区長によるSNSでの発信やこのアンケートの内容から、世田谷区がマイノリティのための取り組みを行っていることを知り、嬉しく思っています。しかし、区による取り組みの情報を得られる機会は多くない(自分から積極的に得なければならぬ)と感じます。男女平等や差別解消のためにも行政からの情報発信や啓発(オンラインおよびオフライン)が増えてほしいです。例えば通学中や買い物に出た際に目に留まるとよいと思います。

7【男女平等・男女共同参画社会の実現に向けて：52件】

1	●近年間違った認識、過激な考え方が多く広まっているように思います。「男女平等」というのは間違いで、正しくは「男女公平」にしなくてはいいと思います。この「公平」については全てにおいて言えることです。平等という考え方はもう十分に広まりました。次は公平を広めていくべきです。そしてその「公平」を履き違えている男性の割合が非常に多いのが事実です。男、女、というのは生物学的に異なります。優れている部分も劣っている部分も、平均的な体の形や大きさも全く違います。これは生まれ落ちた瞬間から自らに与えられているもので、変えようがありません。それを「平等」という言葉を振りかざして同じように扱おうとする人が多すぎます。気持ちは理解できますが、生物学的にはそんなものは無理です。できないものはできない。同じものとしてカウントしてはいけません。性自認についても昨今いろんな問題がありますが、厳しいようですが「心」が大事なのは100も承知ですが、ある程度の線引きはすべきだと思います。どこまで行っても生物学上の性別は2つしかないんです。LGBTQ+を批判しているわけでは決してありません。むしろ好きにすればいいと私は思います。ただその問題を取り扱うべき領域と、そうでない領域が存在するのは確かだと言いたい。生物学の視点、心理学上の視点、そのどちらをも踏まえた上で、然るべき場で然るべきタイミングで正しく発揮すべきだと思います。その判断を正しくするためにも、世の声にしっかり耳を傾けていただきたいです。勘違いされると勿体無いので少し踏み込んだことを書くとなると、性自認なんていくつあったっていいんです。誰がどう思ってたっていいと思います。ただそれを、病院なり温泉なりにまで引っ張り出してはいけなく思っています。踏み込んではいけなく領域は必ずあると思っています。全ての人間を平等に扱うのは無理です。公平に扱うためにも、線引きが必要です。医療においては性別は2つしかありません。命が関わっている訳ですから。温泉についてもそうです。男湯と女湯に入れないなら、入らなければいい。もしくはジェンダー用のお風呂を作ればいい。今あるものに無理やり混ぜようとしなくてください。次は性認識が正常な男性や女性が嫌な思いをするようになります。悪循環です。なんでも混ぜるのが公平
---	--

	だと思わないでほしいです。なぜここまで言うのかというと、性自認を理由に、体も性転換していない人間が性的暴行を加えるケースが多すぎるからです。オリンピックで男性が女性競技に出て問題になっていますが、結局はそういうことです。「自称」を理由に誰でも暴られる状態は困るんです。法の抜け穴があるようでは困ります。その皺寄せが来るのは男性や女性で、ただの擦り付け合いになります。男性同士が結婚してもいいとおもいます。ただその男性二人に育てられた子どもはどう育つのか。どこかの常識的な認知がおかしいまま、大きくなってから問題を起こすのでは遅いんです。できること、できないこと、していいこと、してはいけないこと、その線引きを心苦しくても心を鬼にしても決めなければいけないと思います。それをするのがルールを作る人たちで、そのルールに最後まで責任を持つべきです。すべての人間の要望を叶えるなんて無理な話です。みんなの人生がかかっているからこそ、慎重かつ懸命な判断をしていただきたいです。
2	●男女という概念をなくし、皆平等な「人」とであると認識し合える社会が望ましいと考えます
3	●男女共同参画社会とは建て前にすぎず、実際は女性優遇社会になる。だから今のままでよい。こんなくだらない事業に税金を使わないでほしい。ちゃんと男女の性差を意識して男は男の、女は女の役割を果たす方が健全な社会ですよ。フェミニストやリベラル左派の主張することの逆をやっておけば大体正解です。今回の衆院総選挙で参政党と日本保守党がそれぞれ3議席獲得したのもその表れです。男女共同参画社会には反対です。もうやめてください。
4	●女性を(の)、女性を登用…これまさに性差別である。何かに参画するのは、性別ではなく、能力とやる気がある人がやること。
5	●「一人でも生きていける社会」の実現こそが、目標にすべきだと感じる。これまで育児や家事、介護の役割を女性に押しつけてきたのが、女性の社会的地位が向上しない主な原因だと思う。育児や介護を家族の女性に押しつけることなく、行政または業者が担当する仕組みを作れば、女性も収入の高い仕事につけるようになり、生活のために離婚できないという状況を回避できる。もう一つ強調したいのは、病院や介護施設において、家族による保証人や、キーパーソンが義務付けられる慣行を廃止させることだ。この制度がある限り、家族の女性がキーパーソンにならざるを得なく、女性に大きな負担がかかる。また、高齢化、少子化で、キーパーソンとなれる家族がいらない人もいると聞く。高齢化の先進自治体である世田谷区から、キーパーソン機能及び保証人機能を担いうる組織を組成し、死別・離別・非婚の一人暮らしの人でも、安心して医療サービス・介護サービスを受けられるようにしてほしい。
6	●基本的に「種の保存」が生物としての存在目的であり、そのためには、男は男らしく、女は女らしく。しかし、昨今の社会環境の変化に応じ、男女平等を追求し、お互い社会社会における満足度を高めていくべきことには大賛成。LGBTの人について、決して否定するわけではないが、ただ逆差別が過ぎると、社会の基本的構造がゆがんでしまい、「種の保存」に危機が訪れるので、ほどほどにして欲しい。
7	●女性の登用率を上げるために無能な女性を役職につけるのは、やめてほしい。・児童手当について、数年間所得制限でもらえなかった分の補てんをしてほしい。世田谷で子供3人で年収980万は決して余裕ない。子供3人～の家庭へ手当や教育無償化をしてほしい。
8	●男女共同参画社会は社会主義の思想である。
9	●宇宙飛行士や社長やCEOが女性の時「3児のママの〇〇」や「美人ママ〇〇」などそれが男性なら、わざわざ「3児のパパの〇〇」や「イケメンパパの〇〇」などは紹介されないような紹介のされ方がいつもTVなどを見ながら気になっています。まるで「女性なのに」「子育てしてる女性なのに」地位がある」と言われてるみたいです。子供がいて地位があっても男性ならありえるけど、女性は「女性のくせに凄い！」と言われてるみたいで、それを聞かたびに違和感を感じます。また、既婚者だと言うと必ず子供がいるのかを聞く習慣も凄く嫌です。自分が女だからなのか、男性も同じ質問はされるのか知りませんがただ子供を持たないだけでなく、そうってしまった状況は人それぞれです。今の日本はまだ子供が出来ないのは女が悪いみたいな雰囲気が残っていて子供がいない事を言う、そのような事をよく言われます。性に関する事だし、本人の体のこともある(産めない体とか)し、女性だけが責任をおうことでもないのに、夫が長男で子供がいないと特に女性のせいにされがちです。その時点で男女平等とはいえないと思います。また同性者が子育てをすることを反対する人がいますが反対する理由が分かりません。同性同士だと別かれやすいので、マンションなども借りれないと聞きますがそれは異性同士でも同じことだし、子育てでも施設で育つのも悪くはないと思いますが(里)親に愛されて育つ方が子供も愛情をたくさん受けるし、子供が欲しいというのも解消され、施設側も人手不足が解消され理にかなっていると思います。女性だから。という偏見や男性だからこうあるべき等がなくLGBTQの方など皆がそれぞれ性別や概念に提われず自分らしく生活できれば良いなと思います。
10	●いわゆる「Z世代」の間では、男女同権がかなり浸透しているように感じる。ただ、今の高齢者の間ではまだ不十分であるように感じる。
11	●働きたい女性は極わずかで、実際は金銭的不安がなければ専業主婦で子育てしたい方が多いと思います。子育て期間中、働かなくても生活でき、家事や子育てに専念できる社会にしてほしい。多様性に関しては、現在認める流れではありますが、個人的には反対です。マイノリティの人のために日本人や健康者が不安や我慢を強いられるのは違うと思います。多様性というのであれば、拒否することもまた多様性なのでは無いでしょうか。権利ばかりを主張し、マジョリティ側の権利を侵害していると思っています。マジョリティ側に溶け込む政策ではなく、棲み分けをしてほしいです。

12	●行政にも女性のリーダーを増やして、女性目線からも様々な改善案を出して欲しい。・性的マイノリティの人々が差別を受けずに暮らせるように、個々人は尊重されるべきだとは思いますが、男らしさ、女らしさを失うのは良くないと思う。押しつけるのは良くないけど、男らしさ女らしさを失わせる教育はして欲しくない。
13	●“平等”であることが理想とされているのはわかりますが男性と女性では根本的に体のつくりが違う為、必ずしも全てが平等になれるとは思えません。それよりもお互いを尊重しつつ（性別関わらず）相手を大切に助け合い受け入れ合えれば、スムーズになることも多々あるのでは…と思います。
14	●古い考え方をひきずるのではなく、新しい考え方へと我々が書き換える努力をしていかないと、苦しい思いをする若者がいることでしょう。生産性は落ちて、皆が時間に余裕を持って、生きやすい世となつてほしいものです。
15	●全ての組織において、女性の登用とリーダー化の増加が急務ではないでしょうか。また県議会議員等の男女比率を、構成比に近くなるよう努めていただきたい。そして、少子化に共ない議員数も減らしていただきたい。よろしくお願いいたします。
16	●日本では歴史的に男女差があり、その考えが根づいている為、教育（家庭及び幼児期教育から）における意識づくりが重要であると考えます。しかし、教育導入より困難なのは、世代や地域性によってこの変革が大変な場合の方が多いのではないかと感じています。世田谷で生まれ育った自分自身と夫の出身地とも大きな差を感じているのですが、まずは都心の世田谷で実現出来ると拡大につながるのではないかと考えます。
17	●男女平等であることと男女の体力の差などを考慮しないことはまた別であると考えています。そのあたりがもっと社会に理解してもらえるといいかな…。
18	●女性の社会進出が進んでいない要因のひとつに、女性自身が自分の持つポテンシャルや能力を低く評価し過ぎているということがあると思います。例えば会社で昇進したくないと思っている人が多いなど。そういう教育を受けて来たからなのか、家庭の状況がそう思わせるのか原因は様々かと思いますが、また、小児化と女性の社会進出、両方を解決することは重要かと思いますが、一見矛盾していて難しい問題であると感じます。
19	●女性が男性と同じように評価され活躍できる社会になってほしい。子育て後、社会活動に復帰しやすい職場環境の充実や支援を整えてほしい。学校の教育で学習する機会を増やして理解し環境を整えてほしい
20	●男性が家事や育児を担う場面が昔に比べて増えてはきたものの、まだまだ物足りない感じは否めない。これは、家事や育児より仕事の方が大変なので慣習的に女性が主体となるべきという男性社会の意識が根底にあるためだと思う。実際に家事や育児に主体的に取り組むと仕事より軽いタスクでないことは十分理解できるとし、育児はこの国の将来を担う人材を育てるというある意味夫の仕事などよりもはるかに重要な役割でもあるが、なかなかそういう状況になっていないのが現状かと思う。また子どもがある程度成長したのち、共働きに戻って保育園などに預けられた子と、引き続き家でどちらかの親と一緒に過ごした子では、どちらの方がより幸せなのか、子どもの発達にどのような影響があるのかということを考えることがあるが、子どもへの影響だけを考えると少なくとも後者より前者が優れている面はほとんどないのではないかと思う。以上を踏まえて、少なくとも小学校に進学するくらいまでは、母親に限定せずともどちらかの親が子どもと一緒にいられる時間をなるべく多く持てるような社会の実現が理想かと思うので、そのための社会的コンセンサスを形成できるよう地道に取り組んでもらいたいと思っている。
21	●お仕事お疲れ様です。人間は性差以上に各個体毎の個人差が大きい生き物だと私は思っているので、今の社会におけるジェンダー思想に本当に必要なのは、個人個人を人種や性別や所属でくくらず、個人として認識できるようになることではないでしょうか？～～だからこの人は良い/悪いという思想を少しでも無くすことができればと思っています。長文失礼いたしました。
22	●平等性には気をつけて推進していただきたい
23	●男女関わらず賃金が上がらないと、男女共同参画社会の実現は難しいと思う。
24	●男女は平等であるべきと考えますが、そもそもの生物学的な差がある限り平等とならないこともあるわけで、どうすることが正解なのか正直わからない。
25	●性差より個人差のほうが大きいと思います。
26	●公共施設の整備につき住民説明会に参加したことがありますが、国・東京都・世田谷区・有識者・コーディネータまですべて男性で、住民側で質問や意見を述べるのは9割女性、1割男性という状況でした。行政側は女性が質問すると説明するというより、論点をずらしてなだめるという姿勢が見られ、男性が質問するとともに応えるという態度で、平等意識が低いと感じました。また、ストーカー被害の経験の有する方が、当該公共施設に関する危機感を述べたのに対し、問題としてまったく取り上げませんでした。行政を担う人材ひとりひとりが平等意識と、個人の人権を守る意識を無意識下で持てるようにならないと、男女共同参画社会は実現しないのではないのでしょうか。
27	●私は女性として生まれ、女性として生きています。自分の性に対して違和感を持った事はありません。男性間のやりとりを羨ましく思ったり、男子だったらなーと安易に思う事はあっても、強く願う程のものではありません。また、性による差別に関しては、あまり感じた事はありません。親や先生から、男らしく、とか、女らしく、とかを言われたりしたことは記憶にはありません。自分自身の考えも、特にこだわりはなく、男が好きだとか女が好きだとか、生まれた性別と心の性別が違うとか、同性婚とか、正直何でも良くて、好きな様に生きて、幸せって思える生き方で生きて、って思っています。最近になって、国がジェンダーについて意識し出して、男性に育児休暇を！とか女性に政治参加を！とか言い出して、別に求めてないな、と個人的には思っていました。勿論、当事者の方は性別による差別に苦しんだ経験があったのかも知れませんが、あまりに男性、女性、と立場を分けてしまう様な事を言うと、逆に男女差別なのではと思って

	しまいます。会社の制度や法律を変えても、人の意識が変わらない限りは、男女差別は無くならないのかなと思います。ただ、法律を変えても良いと思う部分もあって、同性婚に関しては、なぜ認められていないのかが甚だ不思議で仕方ありません。なぜ他人の結婚を同性というだけの理由で認められないのか、誰と結構しようが、国や政治に係るのかなと思っています。誰もが幸せに心地よく生きられる世の中になれば良いなと願っています。
28	●喫緊の問題として、防災分野での男女共同参画が重要と考えています。災害時の避難所運営に女性の視点を取り入れることで、子ども、高齢者、性的マイノリティなどすべての人の立場にたった運営が可能になると思います。また将来的に男女がより対等に社会に関わるために、子どもの教育現場で平等意識を育てることも重要だと考えます。東京都や全国の中で世田谷区が率先して啓発してくださることを期待しています。
29	●自分の身近ではあまり「女性の立場が弱い」と感じることはないのですが、男女平等なのは良いことですが、一方で、ただ「『男』もどんどん家庭に入れ」「『女』も前に出てこい」ではなく、性別を超えて「人間」としての個人の能力が評価され、活かされる社会になっていくといいなと思います。(それが本当の「ジェンダー主流化」てやつなんでしょうね。)
30	●世田谷区が日本をリードして男女共同参画社会を実現してパイオニア的存在になってほしい。
31	●個人の意識が一番強いのではないかと思います。我が家は夫が一切家事育児をしません。小中高校生の子供がいますが、男尊女卑の意識が高いです。そのような人に行政主催の講演会があるからなどと言っても絶対参加してくれません。また、保育士など福祉職を何故か下に見ます。大変な割には収入が多くない。収入が低い職業を下に見ます。例えば、女性が多く働く福祉職の収入を一般上場企業並に上げれば、夫のように下に見る人の見る目は変わるのでしょうか。国家資格を持っているのに専門職として尊敬されにくいのは不憫に思います。
32	●完ぺきな男女平等は身体的な違いにより、実現はムリだと考えています。分かり合う、違いを認める、ことが必要かと思っています。人として(人権?)は、平等であるべきだと思っています。
33	●同棲相手が医療費の負担など、区から助けてもらっております。手続きなども私のフォローの下で実施しましたが区の担当者の方々は親切でした(こうした事情もあり、我が家は家事、仕事、病院への同行などの介護とほとんどすべてが私の負担で大変です)世田谷区に対して感謝しています。男女共同参画に関して申し上げると男女共同参画は予算に占める割合が多い印象です(※調べたら世田谷区単体ではそんなに多くなく国家予算だと多いと感じました。)生活ありきで権利です。日本の貧しさは加速しており今後さらにスマートな権利の平等化が叫ばれていくと思います、是非コスパの良い男女共同参画を目指していただければと思います!今の教育の現場を存じ上げませんが子どもの時から男女平等に触れることは時間はかかりますがじっくりと効果は出ると思います。また、男性目線で恐縮ですが、女性自身は社会進出や責任の増大、高等教育(理系)を望んでないように見受けられます。平等は大切ですが権利を行使したいかはその女性各々が決めることになるのかなと思っています。そういうことを望む女性が増えると良いですね。(最近は男性も避けがちですが…)男女共同参画は必要なことだとは認識しておりますアンケートの集計等大変かとは存じますが、よろしく願いいたします。
34	●男女共同参画社会に反対の意見や現実問題もあると思うので、その実現に向けた強引な取り組みは「そうでないとおかしい」「受け入れない人はおかしい」という別の固定観念や社会通念をもたらすため、SDGsがあってもそれに準拠していかなければならない、ということを基にせず、本来の日本人らしさ＝調和を大事にする文化を醸成していくように進めてもらいたいと思っています。また、画一的な視点だけでなく、内閣府が掲げるムーンショット目標のような、取り組みも組み込んでいくことが大事なことなのではと今回のアンケートの質問内容を通して思いました。
35	●娘を育てている身としては、公共のトイレは男女共同やジェンダーレスにするのだけはやめてほしいです。(性犯罪が心配なので)共働きが推進されていますが、個人的には子どもが小さいうち、親を必要としてくれているうちは働かずとも子どもと一緒に過ごせるような制度づくりを国にしていだきたいなと思っています。
36	●男女共同参画を推進するにあたり、結果(男女の割合やパーセンテージ)のみから方向性や施策を求めるのは誤りだと思います。具体的には、ともすると女性の昇格や登用が少ないからとの理由のみでその割合を増やそうとの意見が出ることがありますが、その数字はあくまで結果であって、能力とやる気のあるものが男女問わず登用されるのが、真の男女共同参画社会と考えます。ですから世田谷区として方向性を見誤る事なく、男女共同参画社会の実現に向け施策を実現していただきたいと思っています。
37	●男女賃金格差の無い社会の実現と、普段生活していて、地域社会において、年配男性の方の女性に対しての言葉の暴力や偏見にさらされる機会が多い気がします。力の弱い女性へ、日頃の鬱憤を当てつけるような感覚を覚えます。難しいとは思いますが、その年齢層への意識改革の啓発をお願いしたい。政治や行政、職場においても、きっとその年齢層の男性の意識が弊害となっている気がします。職場でも家庭でも、男女平等でお互いを尊重しながら話し合いが出来る時代がくることを願います。また、男性も女性も、自分の人生の為に時間を使えるような世の中になって欲しいと願います。男性だから自分の時間よりも仕事を、女性だから家事をする事が当たり前、そう努力しなくても不自由のない社会の実現を願います。
38	●個々の価値観が尊重されつつ、男女共同参画社会の理解が深まっていけるといいなと思います(私自身も含めて)
39	●女性の社会進出の鍵は男性の意識にかかっています。男性が家事育児を平等に分担すること、それを可能にする職場の環境、制度が必要です。それを可能にするのも全て男性の意識の問題です。育児休暇は女性も男性も同じ期間取得すべきです。女性が家事育児の負担を負っている為、男性と同じように仕事ができず昇進も阻まれます。家庭内の男女平等が実現しない限り社会での男女平等も実現しないと考えます。

40	●女性の喫煙者が前よりも増えたように感じる。それは良くも悪くも男女平等と叫ばれているからというのも関係すると思います。ただ、道端で喫煙することはマナー違反だと思うので、禁煙者に対しての配慮を考えるように促して欲しいです。
41	●男女の役割／評価の固定は、収入の差に収束されていると思っているので、企業の対応が大きなウエイトを占めていると思っている。社会的に目立つ組織（政府や区など）の女性の人数割合が男性を越えると、社会も変わってくると思います。
42	●男女とも性別による偏見が減らせることを望みます。
43	●意思決定の場に女性の参加が進むようお願いしたい。また、世田谷区内でも利用できる施設や制度に中心部とそうでない地域の格差があるように思うので、確認をしてもらいたい。
44	●お疲れ様です。一女性としてこのようなアンケートに回答する機会を頂き、嬉しく思います。個人的に、男女の不平等は先に社会の制度や個々の経験があって、その後に価値観が形成されたことによるものだと考えています。現在の男女平等に向けての改革も、関心があり意識している人と、そうでない人の間には容易に埋まらない溝があるのではないかと思いますそのため、行政においては普及・啓発などといった方面はそこそこに、先に男女の共同参画を意識した制度や設備を整備していただきたいです。制度や設備が先にあり、それを当たり前に使えるようになった時に、後から価値観の転換が付いてくるのではないのでしょうか。また、今回のアンケートを拝見し、防犯についての記述が無かったことが気になりました。女性は生き物として体格や筋力といった面で男性に劣ります。そのため、どれほど男女の平等が促進されても、夜道の一人歩きが安易にできなかつたり、住居を選ぶときに一階を選択しづらかつたりと、男性に比べれば犯罪に巻き込まれるリスクが高いうえ、選択肢が狭まっていることが当たり前となり続けてしまうと思います。ですので、区には地域の治安維持に努めていただくほか、「犯罪が起きにくい街づくり」を目指していただきたいです。私の近所にも電柱に防犯カメラが付いていたり、既にある程度事業を進めてくださっていると感じられ、有難く思っています。今後は更なる男女共同参画社会の実現に向けて、女性の防犯、女性への犯罪の抑止という観点も取り入れていただき、設備・環境面の一層の充実を期待しています。
45	●いろいろと困難なことがあるかと思いますが、男女共同参画社会の実現に向け、引き続きご尽力いただければと思います。
46	●多様性は必要だが、日本において日本人や女性が安心して暮らせるのか疑問に思うときがあります。また、法律や条例の制定について、国民や区民がその情報を知る機会があまりにも少ないと思います。
47	●男女の在り方について、全て変える必要は無いと思います。男性も生きにくくなるのが怖いです。逆に、おぼさんが「女性だから何やってもいい」と思われるのが一番懸念点です。先週おぼさんに、セクハラ(スカートをめくられて、お尻を触れた)のですが、女性なので誰も責めなかったのです。。男性なら周囲が注意して警察に通報できたのですが、変態のおぼさんが一番厄介です。とても気持ち悪かったのに、周りも注意しにくい環境が辛かったので、シンプルに男性、女性と平等に暮らせる日本になってほしいです。
48	●男尊女卑は是正するべきだが、女尊男卑にまでなってしまうては行き過ぎであると考えます。どちらかが優遇されるというようなことはない、真の男女平等を目指して行って頂きたいです。
49	●男性だから、女性だから、という固定概念を持つ世代ですがどんな価値観の人でも安全で、楽しく暮らし、男女ではなく「あなた」を主軸に思いやりを持てる社会になることを願っております。また、その環境にどこよりも世田谷区に早く訪れることを望みます。
50	●この計画に多額の税金が投じられているが、あまりにも税金の無駄遣いだと思う。全部が無駄ではないかもしれないが、ある程度減らすことによって、国民全体の手取りが増え、国民全体が豊かになると思う。男女共同参画予算 9 兆円がもし本当なら、その分を減税してもらいたい。後、共同参画社会で行われている講座の精査は厳密に行うべきだと思う。いくつか無駄な講座があるように見える。
51	●男女平等と言っても、身体的には歴然とした違いがある訳だから、そうした違いを前提として女性の社会的立場や家庭におけるの地位向上が実現できればと思う。社会進出したい女性もいれば、夫と妻で社会と家庭と分業して協力しあいたい夫婦もいると思う。どちらの生き方も尊重され、チャンスが与えられる社会が望ましい。
52	●女性が参画できていない具体的な状況や事柄にスポットを当てて解消していくことが現実的な成果に繋がると思います。

8【仕事と生活の調和について：3 件】

1	●問 10 について、男性の働き方についても問うべき。男性にも結婚やパートナーの出産を機に仕事を辞める選択肢があるはず。男女差を感じるし、男性は結婚後も働くべきという考えがあるように感じる。男女共同参画社会の実現に向けて教育と制度の充実、同時に進められなければならないと思う。働く為に保育園に入れたくても働いていないから、と断られ、保育園に入れたくて仕事を探すと保育園に入っていないから、と断られると聞く。（他の自治体）これでは女性は働けない。問 29 について、女性が社会進出する為に女性問題や悩みを男性に知ってもらう必要があるが、女性も男性がかかえる問題や悩みを知る必要がある。
2	●会社員は育休などで保護されるが、独立して働く女性が出産する環境は厳しい。産前産後や 1 歳未満の子育てのために派遣などのサポートが使えるようにしてほしい。

3	●現役でバリバリ働いている世代にとって地域社会貢献や自治会の活動への参加など、強要されていると感じられることが多々あり精神的な負担が大きい。地域社会貢献や自治会の活動への参加が出来ないと悪でしょうか。仕事に追われてやっとの休みに溜まっている家事や、やりたいこと、休養に時間を割いたら悪でしょうか。自主的な参加が出来ないと悪でしょうか。ジェンダー問題もですが、時代と共に地域の関係性も変わってきているので、時代錯誤にならないように、今とこれからの未来の流れをしっかり掴んで施策に活かしてほしいです。
---	--

9【防災について：3件】

1	●わざわざ税金を使って行う必要性を感じません。それより、近所では外国人風の犯罪の話題や街のゴミのポイ捨て、路上で飲酒など風紀が悪くなっています。道路も歩道に自転車が出して走っていたり、キックボードの子供が年寄にぶつかっても親子でしら顔して立ち去ったり、住人が安心して住らせるよう治安の改善の方に予算を使って欲しいです。道路も段差が多く、高齢者は歩きにくいと皆が言っています。
2	●防災について。災害のときは性的マイノリティの視点や多様性などは不要ではないかと考える。それよりも、男性もだが、特に女性や子どもが安心して過ごせるような避難所の仕組みを検討してほしい。（災害時の避難所では女性、子どもへの性被害が特に多くなると聞くため）災害時こそ、差別ではなく、区別が重要では？（通常時であれば、性的マイノリティの視点もあってはいいと思う）
3	●世田谷区の図書館について、犯罪がおきにくい仕組みを検討してほしい。子供のスペースの確保、出入り口は図書館員の見える場所のみにする。図書館内を見通しよくする。警備員の循環。目黒区を参考にしてほしい。

10【男性特有の生きづらさについて：5件】

1	●従来型の仕事に対する期待と、家事・育児に対する新しい期待が重なり、かつてより男性の負担が増しているように感じます。一方で、女性に対する優遇は、逆差別になりかねず、納得感のある状態になっていない傾向があります。（昇進、チャンスの面）・世田谷区には、女性優遇による逆差別（女性の方が昇進や育休の充実等）の側面があることにもっと思いを寄せて、バランスのとれた社会の実現に向け、企業への働きかけ、e x）男性の育休等、女性管理職をいたずらに増やさない、実力評価で平等に）、公共（施設）への投資（例えば男性パバがおむつをかえるスペースや教育・啓発等）をお願いしたいです。
2	●男女共同参画に関するアンケートを拝見し、女性や性的マイノリティーへの配慮に多くの質問がある一方で、男性の生きづらさに関する問いはわずか2、5問に過ぎず、男性特有の生きづらさについて触れられることがほとんどなかった点については、残念に思いました。社会的に男性が抱える問題はしばしば見過ごされがちで、例えば自殺率の高さや過酷な職業への偏った役割分担など、深刻な課題が多く存在しています。男女平等を目指すのであれば、そろそろ男性の問題にもきちんと目を向け、女性の問題と同じように真剣に取り組むべきだと強く感じます。
3	●女性・性的マイノリティに対して、“配慮しなければならない存在”として扱われることも間違っていると思う。あくまで性別問わず社会参画等の機会が平等に与えられていれば、そこから先は個人の問題。かえって男性がその他マイノリティの人たちが生きづらくなる世の中にならないことを願っています。
4	●私は過去に男女別の自殺率では男性が高いと聞いたことがありますが、男性の生きづらさなどの理解を深めたくても中々男性から意見を行くことは容易ではないのでアンケートで何か意見があった場合回答の開示により理解を深めさせてもらいたいのですが可能でしょうか。また、男女共同参画を目指して区が行事など行っているとしても調べる時間もそのような事を考える余裕もない人いると思うので郵便をしないにしても区民に届くように駅などの掲示板で分かりやすく広めるなど、世田谷線における東急のSDGsの働き の 宣 伝 の よ う に 目 で 見 て 伝 わ る よ う な 事 を し て い た だ け る と と て も 助 かり ます。長々と失礼しました。
5	●女性 ジェンダーに力を入れてると言ったら評判がいいのかもしれませんが今1番苦しい立場に追いやられているのは現実には中高年男性だという事をどれほど国は理解しているのか疑問です。

11【性的マイノリティ（性的少数者）について：21件】

1	●マイノリティへ配慮することは必要だが、バランスが重要。マジョリティへの適度な負担を求めることにつながる施策とならないか、施策内容は十分な検証をもって進めるべき。
2	●世田谷区は「パートナーシップの宣誓」や「ファミリーシップ…」の件など、多様性を認め合うことに、区としてもきちんと姿勢を示していてとても良いと思います。区から変わっていくことで国も変わっていくと思います。他者との違いを認め合える、国になっていくことを願っていますし、自分も変える力になりたいと思います。
3	●全ての政策において、“納税等の義務を果たした上”の前提で成立していることを明確に示すことが必要。・ダブルスタンダード、逆差別イデオロギー化にも注意を払うことを望みます。
4	●トイレでつきまといに何回もあったことがあるので（通常のトイレ）←新宿などで。ジェンダーレストイレ設置は反対です。貧困で離婚できないなど（女性側）自立といえどもなかなか難しい問題だと思います。社会全体的で小さい頃から、貯金よりも投資を勉強するように働きかけ自立できるようになれば困らなくなると思います。
5	●多様性についてもっと区、国が努力するべき。外国から労働者が沢山ふえるなか、もっと理解をしてマスコミなどにとらわれずリスペクトしていくべき。差別についても日本はかなり考えが低い。外国ではあたりまえの事がまったくで

	きていない。地いき一緒に考えていくべきだと思います。女性が能力がどうかではなく学校教育もみなおすべきです。世田谷区がよりすみやすい区になる様にもっとリードして欲しい。
6	●小学生、中学生のジェンダー対策もすすめてほしい。学校の男女比は出生に比例するものでいいと思う。
7	●大人になってから教育することは難しいとは感じる。柔軟な頭をもった大人が増える必要があるとは思っており、大人に対する働きかけは必要。一方で、教育として、多様性を前提に子供を育てることは必要だと感じている。多様性が当たり前を前提に世の中が動くことで寛容な社会を作っていくことが重要であると考えています。
8	●男女の差なく社会進出し活躍できる社会になっていると現時点でも思っています。逆に、性的マイノリティの方、子育て中の方への配慮がやや過剰にも感じられます。それぞれの志向や立場、特性、環境を認め合い、性的マイノリティ、子育て中ではない方にも配慮が必要と感じます。例えば、子供がいなくても、高齢者、病人はいて、お金はあっても在宅では看れない方もいると思います。“持っている人”も取り残さない、置き去りにしない考え方を推進いただきたいです。
9	●男女平等・ジェンダー平等を推進するあまり生物学的な性差が否定されたり、目をそむけられたりしてかえって女性が生きづらくなる。トランスジェンダーの方がいわれのない非難を受けたりする列もまいてるので、生物学的な性差を加味した議論をしてほしいです。（（他の自治体、国の政策などで）そういった例をききます）
10	●個人的には肉体的には女性と認識しますが、精神的な性別を固定していない人間が意見させていただきます。・肉体的性別への認識と、精神的性別への認識が混乱している人があまりにも多い印象です。・医療関係者としてはいかに精神的性別認知が強くても、肉体的性別を優先しなければならないことがあります。（薬の投与量等）そういったことも視野に入れて頂きたいです。・社会参加においては精神的性別を重視しても良いと思いますが、それに対する権利主張をわざわざする必要は無いと考えます。・今までの凝り固まった認識を緩めるだけでジェンダー対策は充分であると思います。・男性、女性、両性という文言を無くすだけでジェンダー制度は整って来るのではないのでしょうか。
11	●男女、といった分別ではなく、「人」として世田谷区としてどうあるべきかを議論して欲しい。その方が男女とかジェンダー、セクシャルマイノリティ等で議論がつかずくまに大筋な世田谷区の在り方が見えて来ると思う
12	●トイレや公共施設の利用には、トランスジェンダーなどの心の性別より肉体的性別を優先するべきだと思う。同様に医療の場でも肉体的性別を優先するべきだと思う。また、女性は仕事に参加すべき、男性は育児をするべきという考え方を強要しすぎるのもよくないと思う。やりたい人がやれる、やりたくなくても助けを欲している人がいるなら手伝える。そういう社会であって欲しい。
13	●私は「性的マイノリティ」に分類される「バイセクシャル」ですが、まず、「性的マイノリティ」という言葉だけで性的少数者を取り巻く問題を包括することは非常に危険な考えであるという認識を持っていただきたいと思います。近年では「LGBTQ+」という言い方も使われますが、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、アセクシャルは性的嗜好がヘテロ的でない人達を指すのに対し、トランスジェンダー、クエスチョニングは自身の性自認に違和を抱える人のことを指します。この両者が社会に受け入れられるためには、確かにマジョリティの方々からの理解が必要なのは大前提ですが、必要とされる法整備、アプローチが全く異なります。その問題を無視して、「性的マイノリティの人々が暮らしやすくするためにはどうしたらいいですか？」という質問は、マジョリティの側にあるヘテロセクシャルの方から、とくに身体女性の方からはとても答えにくい質問であると思います。現に、最近ではトランスジェンダーを名乗る男性が女湯や女性トイレに侵入する事件が度々起こっており、マジョリティの身体女性たちはトランス女性に対してとても強い警戒心を抱いています。一方で同性婚については賛成の声もとても多く、世論調査では60%を超える方々が賛成してくださっていたと記憶しています。次回このようなアンケートを実施されることがあれば、LGBの問題とトランスの問題は分けて考えていただくと、性的マジョリティの方にもわかりやすいのではないかと感じました。また、子育てや介護に関する質問の項でも「施設や設備の充実」という選択肢はあっても、それを支えてくださっている保育士さん、介護士さんを取り巻く現状には一切言及されていないのが気になりました。待機児童や施設不足の問題は、保育士、介護士不足にその原因のほとんどが集約され、その過酷さに見合わない安い賃金で働いている保育士や介護士の方々をあまりにも透明化しているのではと感じました。子育て世帯や高齢者を支援する言うなら、それを支えてくださっている方々のことも同じように支援しなければ平等とはいえないのではないのでしょうか。
14	●ジェンダーレストイレみたいなものだったり女性が不安に思うような施設はぜったいに作ってほしくないです。
15	●世田谷区はジェンダーやマイノリティについて積極的に向き合う姿勢で取り組まれていると感じており、それがここで生活する上での安心感や希望に繋がっていると思っています
16	●トランスジェンダーの方が生活しやすく、かつシス男性、シス女性が何かを我慢したり被害を受けたりしないよう、ハード面の整備に力を入れていただきたいです。
17	●男女という概念だけで定義せず、LGBTQ も含めた定義にすべき。女性の社会進出という議論ではなく、社会が多様性と寛容性を活力にするという議論にすべきだと思う？
18	●そもそも男女平等という観念はキリスト教を基本とする西欧の価値観であり、日本を中心とした東アジア地域（儒教文化圏）においては不必要な観念である。加えて、日本は欧米諸国と異なり男色や女色を否定してきていない。このことは歴史を紐解けば明らかであるため、西欧の贖罪的な多様性論に付き合う必要もない。また、現在唱えられている多様性は本来の多様性の持つ柔軟性を失い、全体主義的な遊びの無い多様性になっている。（LGBTQなどを否定する人間がいるということも多様性の一部であるにも関わらずそのような意見を否定していることから明らかである）そのため、本来の意味を失った多様性となっており、そんなものに国の政策を左右されるなど馬鹿げたことであり、亡国の道である。よって今すぐにもこのような馬鹿げた「多様性」などというものに配慮した政策をとることを辞めていただ

	きたい。（そもそも多様性社会などは共産主義社会と同じような共同幻想に過ぎないものであり、机上にしか存在し得ないものである。）
19	●性同一性障害とかいうが、性転換などおかしいと思う。まずは生まれて来た性を受け入れるべき。
20	●議会のクォーター制という仕組みを最近知りました。区議会にもぜひ取り入れて欲しいと思います。PTA 活動も男女いた方がスムーズだと感じます。
21	●ジェンダーの項目について、本当に自身のジェンダーで困っている人とそれを自称して女性スペースに入りたい変態の見分けがつかないので、悪用される可能性を考えると迂闊にこうしたらいいの回答ができません。女性の身体的特徴を持つ方の権利が脅かされないように社会整備していければいいと思います。 今回のような調査の一人として選ばれたこと、光栄に思います。どのような立場の人も生きやすい社会になれば良いと思います。

12【コロナウイルス禍を経た環境変化について：0件】

13【区の政策について：27件】

1	●より住みやすい世田谷区になることを望みます。今後ともご尽力くださいませ。
2	●こういう調査などで集めた情報をまとめたら、webや情報誌などですぐに発表して、こういう意見からこのような事業などを進めていったということを発表して、即行動に移してほしいです。
3	●行政が、現状以上の予算・職員を増やしても、急に当該社会は実現しない。長期熟成の観点から、地道にやって下さい。
4	●具体的に、何から始めていけば、実現できるかの、アナウンスが、頂けたらと思います。普通に生活している上で、実感できていない。情報の受け取りが、年代によって様々な昨今、情報が伝わりにくい層（スマホを持っていない等）にも届くよう、お願い致します。
5	●このようなアンケートをやるよりももっと先にすべきことがたくさんある気がします。
6	●教育制度、義務、権利、個人の意識を変化させたいなら国、自治体から変わらなくては古い考えは「正」とされることから逃れられませんか
7	●魅力的な世田谷区になるように頑張ってください。
8	●まだまだあまり知られていないことが多い様に思います。教育のレベルで変えてゆかないとなかなか進まないと思います。
9	●世田谷区がこのような取り組みを行っている事を知らなかったのが、今後注目していきたいと思いました。又、もっと周知できると尚良いと思いました。
10	●「教育」「情報提供」はよいので（個人々々がWEBで調べる）制度・条例の制定を優先させるべき。
11	●世田谷区に住む利点を！
12	●区の取り組みをあまり知りませんでした。仕事が忙しくあまり時間は取れませんが区の情報誌など目を通すようにしてみようと思いました。
13	●世田谷区行政と区民との関係が希薄になっていると感じる。区民全てにとって行政が身近になるべきである。そうでなければ、上記社会の実現も含め、全て空虚に感じる。議会、行政の本気の奮闘に期待します。
14	●The police as well as Setagaya Ward Office officials should warn and charge penalties against men who assault young women, smoke on the streets, take anogant behaveol agaenst women and children, and ride the cars, bikes and bucycles without following the traffic and safety rueles, We need more protection for women, children as well as pets who are open put in danger on the streets. (仮訳) 警察および世田谷区役所職員は、男性による若い女性に対する暴行、路上喫煙、女性や子供に対する横柄な態度、交通・安全規則を守らない自動車・オートバイ・自転車の運転などに対して警告および罰則を科すべきである。路上での危険にさらされている女性、子供、ペットに対して、より多くの保護が必要である。
15	●このように郵便で届くと、色々分かりますが、FMや、区のホームページはなかなかききませんし見ません。政策をもっと分かりやすくはっしんすれば関心が高まると思います。
16	●子どもたちに余計で軟弱な考えを教える無駄なことに税金使うのではなく、ただ民間へ金銭的に支援するだけでよい。

17	●大人になってからの意識改革は難しいので、子どもの教育、環境が極めて重要だと思います。出席名簿のあいうえお順への変更には、素晴らしい効果を感じました。さらに素晴らしい施策を期待します。
18	●アンケートを取る前に、世田谷区として、何が問題なのか？現状をどのようにとらえ、どうしたいのか？区民法などではわかりかねます。情報発信が非常に希薄だと感じています。
19	●世田谷区はいろいろな面で先進的な取り組みをしており、制度は整備しきれていなくても区の意識があることで安心して住んでいられる。
20	●こういった政策は必要だと思いますが、今の日本の不景気を緩和するような区の対応策をもっと考えて頂きたいです。国でやってくれないような区単位の減税、免税措置、支援など。現状男女の不平等を改善しても、それを実感出来る収入の増加や心のゆとりがないといけないと思います。
21	●個々が正当に評価され、意見をのべれる環境になる事を願っています。
22	●わからないことが多いので、広報やパンフレットわかりやすく提示してほしい。
23	●世田谷区の職員の中には質の良くない世間知らずが多数います、老いも若きも。役人根性に若いうちから染まらないように区意外の職業体験を行い「普通の人々」が何を考え何を欲しているかを学ぶべきだと。今回の向上的取り組みの姿勢は素晴らしいと思いますが前述のような状況が開開されないのであれば意味のある結果は出ないのでいわゆる税金の無駄遣いとなることを懸念しています。
24	●施策レベルではなく、法律、条例、制度など形からはめ込まないと、今の社会状況は変わらないとおもう。
25	●率先垂範での行動をお願いします。特に外国人採用を可能にされては如何でしょうか？公務員は日本国籍がないと応募出来ないのを変えれば良いと思います。(会計年度職員でもよいと思います)
26	●世田谷区に住みたいと思えるシステムや雰囲気を作って、どんどん受け入れて欲しい。
27	●女性議員が増えれば行政での地位や発言が重要視されると思う。ジェンダーは地域づくりから、トイレや更衣室温泉などの公共設備の充実が必要かと思う。

14【アンケートについて：21件】

1	●男女共同参画、予算、10万円？必要ないのでは？男女共同参画偽善、必要なし！赤い世田谷最低、こんなアンケート自体無駄な予算でし！
2	●質問が多過ぎます。多忙な人にはとても時間が取れないでしょう。半分程度が適当！
3	●アンケートの作成ありがとうございました。日々の生活でこういった内容を深く考えることがなく、改めて、今の社会では必要になってきていると実感しました。男性だから、女性だからといった隔りなく、皆が気持ちよく過ごせる日々であつたらと願います。また、困ってる方がいたら手をさし伸ばせるような人で在りたいです。
4	●このようなアンケート形式だと回答が2つ、3つと個数の制限があり、かつ、その内容を良く読んで解釈しないと回答しづらい質問は、回答欄の1、2、3、…の先に記載された順から①②③…と丸付けをする傾向があります。今回も、内容が難しかったので、そのように回答した傾向があります。申し訳ありません。
5	●私自身の生活環境では正確な判断が難しい実態調査でしたが、私なりに回答させていただきました
6	●アンケート、答えたいと思ったが、長い。もう少しコンパクトだといえると思う。そもそも男女は平等なのに、これほど、男尊女卑前提のアンケートはちょっと気分が悪かった。
7	●あてはまる文章が少ない！
8	●多様性に関する質問のキーワードや対象者が理解しづらい。
9	●いろいろわからない事がありアンケートに協力できたのかなとの思いはあります。
10	●今回のアンケート、すでに会社の仕事を退いている自分には回答しにくい内容が多々あった。ランダムとはいえ、もっと現役についている人々の意識や意見を求めるべきではと感じた。また1Pについての問いは少ないがページ数があり、3日に渡って時間の空いた時に回答するボリュームだった
11	●このような調査で税金を無駄使いすることなく、全うな取り組みをお願いします。もし、調査をするのであれば、過去データのような、エビデンスを提示の上、現状の課題（実状）を踏まえたアンケートのような、意味のあるものにして下さい。以上。
12	●ID、パスワードで多様化している考えと言いながら選択肢が区民でも考えられるものばかりでがっかりした。また、固定概念的である。設問の前提もあいまいなものや、逆に広くとらえられすぎてしまって区が何をとらえようとしているのか課題や問題点がぼやけている。制度のことが主だが、根本的な解決するための区の考えが見えてこない。また区が考える政策に添うような選択肢になって誘導されているような内容になっていると感じた。区は、すべての区民が納得（できる）できるような政策となるよう努力すべきだし、その為には、目先の課題を解決するだけでなくその背景や要因をきちんと分析してその上で、実現に向けて頑張って欲しい。
13	●アンケートが長過ぎるようになってしまった。分量は1/4程度（回答時間を5分以内）にするとより多くの多様な意見が集まると思います。
14	●いろんなことに気づかせてくれたアンケートでした。

15	●アンケートは紙ではなくデジタルに統一し、経費削減につとめてほしい
16	●主旨と外れるかもしれませんが web でアンケート回答できるのは手軽だと思いました。政策に女性をはじめ多様な意見を取り入れるために、web フォームを用いた意見収集が増えるといいかもしれません。
17	●勤務先が外資系なことも影響していると思うが、福利厚生も含む制度が充実しており、男女差による差別を感じたことがないためこのアンケートの内容にあまりピンとくる内容がなかったが、現実社会においてはこのようなことに困っている方が多くいるのだなと改めて認識することができました。
18	●今後アンケートの強制は遠慮したいです。
19	●政治家が、変わったほうが良い。、子育て支援ばかり重きを、置いているように感じる。誰もが生きやすくなるのが大切だと思う。
20	●自分自身が参加したいが、方法がわからない。
21	●このアンケートが、意図的なのだと思いますが、設計者の男女の役割の固定観念が強く出すぎていて、バイアス誘導されすぎていて不快でした。

15【その他：16件】

1	●外国人として以前差別を経験したことがある。「ここは日本、外国人出て」あるおじいさんが私の目の前で大声で言った。お年寄りが昔の考え／古い考えを変えるのは難しいと思う。
2	●少しずつでも前に進んでいけるとよいと思います。
3	●どんな悩みも個人のレベルで苦しんでいる人が多いが日本では専門職によるカウンセリングが受けづらい状況にあるため、手を打ってほしい。ex) カウンセリングの費用が高い(自費) カウンセラーの給与が安い→高いスキルが求められる割に社会的地位が低い。カウンセリングはすぐ良くなれないといってすぐやめてしまう人がいる→正しい理解の啓発が必要(目に見えないものがどれほど大事かということを知ってほしい=精神的安定の重要性)
4	●いろいろ考えて下さりありがとうございます。頑張ってください！！
5	●よろしくお願いします。
6	●平等であることの本質を考えて実現してほしい
7	●すべて平等にすることは難しいと思いますが、今より選択肢が増え、考え方がより柔軟になれば良いのではないかと思います。～すべき、～でなければいけないという固定概念も大切ですが、心に余裕がちょっとずつでも増えていけば、幸せによりなれるかと考えます。
8	●グローバリズム・マルクス主義に加担しないでほしい。私たちの祖先を無知・愚か者のように邪険に扱わないでほしい。ご先祖様は永遠の昔から全ての危機を奇跡的にくぐり抜けて自分たちに命を繋いでくれました。自分たちの命は奇跡そのもので、また自分たちも祖先になり未来へ繋ぐ宿命があります。たかが数十年の間に思いついた浅い考えで見下さないでほしい。「人権」や「平等」と、薄っぺらい個のためのファッションにし、ご先祖様が命をかけて守ってくださった国と文化と生命を傲慢に安売りし破壊しないでほしい。グローバリスト・マルクス主義者は女性とマイノリティの味方ではありません。それどころか逆に女性とマイノリティを武器化し使い捨てにします。逆に女性とマイノリティに対する最悪の侮辱行為です。これに女性とマイノリティは気づき怒りを感じるべきです。これらは情報戦争です。加担せずに対抗しなければなりません。人間として怠らずに歴史など本当に大事なことはしっかり学び続けて理解し、家族、国、文化と未来を守らなければなりません。愚かというのは、傲慢か怠惰であることです。皆様、愚かな事はやめませんか？
9	●色、色勉強になりました。役に立ちましたか？自分自身は微力です。世田谷区41年住みました。よがったとお思います。台湾から日本44年。いい人生でした。
10	●WEB
11	●極端な左翼的思想に基づいたグローバル化の強要を感じるようになってきました。日本は日本らしく歴史と文化に戻った価値観を大切にすることがまるで、時代遅れや反社会的なように取られる風潮に全体主義的な脅威を感じることも多いです。ある種の洗脳に行政が加担しているようにも感じています。
12	●世田谷区だけでなく日本の政治施策全体に言えることですが、政治家がどんな政策を考え実行しているのかをもっと積極的に発信して欲しいです。テレビやネットニュースなどのメディアに流れてくる政治関連の話題は、政治家の不祥事か失敗した政策の話ばかりで、政治への期待感は下がる一方です。達成した公約や役に立った施策など、政治に期待を持てるような話題も取り上げて欲しいです。
13	●弱者から奪った税金で、遊ぶ感覚に違和感を感じる。結果も出さないのに。
14	●一挙に回答してきたので、これ以上答える余裕がない。
15	●誰もが生まれてきたことを喜べる社会になったら良いなと思います。
16	●経済的な支援を希望します。

<補足資料>

資料1－3 「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」集計結果(速報値)

●項目2【家族生活と家族観について】

<問1> 主に家族生活に関することについて、全体的に男性の家事に対する意識の高まりが見える。

<問2> 特に収入に得られる労働について、8 時間以上と回答した女性の割合が25. 2%から34. 8%に上昇している。

<問3> 家族のあり方についての質問では、

(ア)「結婚する、しないは個人の自由」

(イ)「未婚の女性が子どもを産み育てるのもひとつの生き方だ」

(ウ)「結婚しても、子どもは持たないというのもひとつの生き方だ」という問等について、そう思う人の割合が増えており、

(オ)「女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てるのがよい」ということに関しては、そう思わない人の割合が増えていることから、家族観が多様化している傾向が見える。

また、(チ)「男は仕事、女は家庭」という考えには共感する(男女共同参画プラン基本目標1の数値目標に該当)では、どちらかといえばそう思わない、そう思わない人の割合が、前回調査時 81.5%から 87%に上昇しており、本調査では性別役割分担意識が解消の方向に進んでいる。

<問4> 少子化の原因についての質問では、「保育施設、育児休業の制度などが十分整っていないから」の選択率が減少した一方で、「経済的負担が大きいから」が特に大きく上昇している。

●項目3【労働・職場について】

<問 10> 女性の働き方について、望ましいと思うものはどれかという質問では、特に女性の回答で「結婚・出産にかかわらず、ずっと仕事をもつ」という回答が上昇した。現在は单身生活をする人が増えており、女性は経済的自立なしでは生活できない状態になっていることも要因の一つか。

<問 11> 女性が長く働きつづけることを困難にしたり、障害になっている理由につての質問では、依然として女性に高齢者や病人の介護・看護を要因としている割合が高く。また、男女で意識の差も大きい。

●項目4【仕事と子育てについて】

主に育休の取得に関する質問では、育休を取得したいという割合は高まっており、また、職場が育休を取得できる雰囲気でないという割合も減ってきており、特に男性の育休取得に対しての気運の高まりがうかがえる。

●項目6【DV及び性暴力について】

<問 18> DV防止法の認知度(男女共同参画プラン基本目標3の数値目標に該当)の質問では、法律名も内容も知っているという人の割合が30.7%から42.5%と大きく認知度が上昇している。
令和6年4月に改正DV防止法が施行されたことにより、社会的関心の高まりの影響もあるのではないか。

<問 19> 問18同様にDVが100%加害者に責任があるという人の割合(男女共同参画プラン基本目標3の数値目標に該当)についても10%以上割合が高まっている。

●項目7【社会参加・「男女共同参画センターらぷらす」について】

<問 24>らぷらすの認知度では、前回と同程度の認知度でしたので、引き続き、区の男女共同参画の拠点施設である「らぷらす」を知っていただくよう周知啓発が必要である。一方で、<問 25>男女センターで重点的に行うべき事業に関しては、「家庭、仕事、人間関係などで生じた問題を中心とした、相談事業の実施」が前回調査よりも高まってきているため、この結果も踏まえながら、今後のらぷらすの事業運営を検討していく。

●項目8【男女平等・男女共同参画社会の実現に向けて】

<問 26> 前回までの調査では、ポジティブな選択肢として2つ(平等になっている、ほぼ平等になっている)、ネガティブな選択肢として1つ(平等になっていない)から、選択肢に「あまり平等になっていない」というネガティブな選択肢を加え、選択肢を均等にしたことで、より正確な意識調査結果を得ることができたと考える。

その結果、(ア)家庭生活では、女性が特に男女平等ではないと感じており、(イ)職場では、女性の意識変化はそれほど動きはないが、男性では男女平等になっているという意識が高まっているという結果であった。全体的にみても、男性は男女平等が進んでいるという意識であるが、その反面女性は男女平等にはなっていないという割合が高まっており、男性女性で意識の乖離が見られる。

<問 29> 女性の地位を向上させて男女共同参画社会の実現を図るために、行政が力をいれるとよいかという質問では、選択肢の「育児・保育施設の充実」が前回より割合が減少しており、変わって、「学校で平等意識を育てる教育の充実」の割合が高まっている。

●項目9【仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)について】

<問 31> 選択肢の中の「仕事」と「家庭生活」をともに優先している人の割合(男女共同参画プラン基本目標2の数値目標に該当)は、前回調査と大きな変化はないが、若干数値が下がっている。
(内訳は男性が下降、女性は上昇)

<問 32> ワーク・ライフ・バランスを図る上で重要なことについては、新規の選択肢である在宅勤務の充実が高い数値となっており、社会的サポートの充実や長時間勤務の見直しが必要という声が多い結果であった。

●項目11【男性特有の生きづらさについて】※新規項目

<問 34> 「男性らしさ」「女性らしさ」によって、負担感やいきづらさを感じたことがありますかという質問については、あると答えた人の割合は、男性が29.8%、女性が42.5%で女性の方が「らしさ」によって、負担感や生きづらさを感じている。
一方でわからないと回答した人もそれぞれ10%以上いる結果となった。

<問 35> 「男性である」がゆえに生じる、男性特有の負担感やいきづらさについては、男女ともに「家族を養う経済力を求められる」という数値が高い。一方で、「力仕事や危険な仕事を任せられる」ことについては、男女間で最も数値の乖離がある。

<問 35-1> 男性特有の負担感やいきづらさについて、どのような場面で強く現れているかについては、女性をみると「家庭において」が16.1%、「職場において」が47.6%と、特に職場において強く現れていると感じている。

●項目12【性的マイノリティ(性的少数者)について】

<問 37> 性的マイノリティという言葉の認知度(男女共同参画プラン基本目標4の数値目標に該当)については、前回調査88.8%から94.7%に上昇しており、ほぼすべての人が言葉の認知している状態。

<問 39> 性的マイノリティの方々が暮らしやすい社会になるために何が必要だと思うかについては、男女ともに周囲の理解や偏見・差別の解消が最も高く80%近い数値となっている。

<問 40> パートナーシップの認知度については、知らないと回答した人の数値が全体で10%上昇した結果となった。来年度は制度開始から、節目となる10周年なのでリレーイベントや記念誌の作成等、積極的な普及啓発に努める必要がある。

<問 41> 多様性条例の認知度については前回に比べ微増という状況である。

●項目13【コロナウイルス禍を経た環境変化について】※新規項目

<問 42> 男女ともにほぼ同様な回答結果となった。「精神的に不安になることが増えた」「ワーク・ライフ・バランスが実現できた」「食事の支度や掃除等、家事が増えた」の順に数値が高くなっている。また、家にいる時間が増えた影響が「家族との仲が良くなった」数値も高かった。その他の回答も高く、リモートワークや在宅勤務等働き方の変化についてのコメントが目立つ。

●項目14【区の政策について】※新規項目

<問 43> 今年度から施行された世田谷区基本計画の分野別政策の成果指標となっている質問項目。最新の数値(R5年度)である 80.3%(そう思う、どちらかといえばそう思うを足した数値)から、今回調査では 81%と微増した。

<問 44> ジェンダー主流化の認知度については、想定よりも「知っている」の回答が多かった。

<問 45> 区の政策において、ジェンダー主流化に取り入れる優先度が、高い分野は「教育」分野が最も高く、次いで「子育て」分野が高いという結果になった。

男女共同参画に関する区民意識・実態調査

集計結果（速報値）

※外国籍者のみ（自由記述欄なし）

目次

1 単純集計結果（性別クロス集計あり）	2
項目 1【はじめに、あなた自身のことについておたずねします。】	2
項目 2【家庭生活と家族観について】	4
項目 3【労働・職場について】	10
項目 4【仕事と子育てについて】	12
項目 5【介護について】	14
項目 6【ドメスティック・バイオレンス（DV）及び性暴力について】	15
項目 7【社会参加・「男女共同参画センター“らぷらす”」について】	18
項目 8【男女平等・男女共同参画社会の実現に向けて】	20
項目 9【仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について】	22
項目 10【防災について】	23
項目 11【男性特有の生きづらさについて】	24
項目 12【性的マイノリティ（性的少数者）について】	25
項目 13【コロナウイルス禍を経た環境変化について】	27
項目 14【区の政策について】	28

1 単純集計結果（性別クロス集計あり）

項目1【はじめに、あなた自身のことについておたずねします。】

F1 あなたの性別（性自認）は。

選択肢		全体	男性	女性	その他	無回答・無効回答
全体		17	7	10	0	0
		100.0%	41.2%	58.8%	0.0%	0.0%
外国籍 性別 ×	外国籍 男性	7	7	0	0	0
		100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	外国籍 女性	10	0	10	0	0
		100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
	外国籍 その他	0				
		—				

F2 あなたのお歳はおいくつですか。

選択肢		全体	18～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	無回答・無効回答
全体		17	1	4	0	1	3	2	2	2	2	0	0
		100.0%	5.9%	23.5%	0.0%	5.9%	17.6%	11.8%	11.8%	11.8%	11.8%	0.0%	0.0%
外国籍 性別 ×	外国籍 男性	7	0	2	0	1	1	1	1	1	0	0	0
		100.0%	0.0%	28.6%	0.0%	14.3%	14.3%	14.3%	14.3%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%
	外国籍 女性	10	1	2	0	0	2	1	1	1	2	0	0
		100.0%	10.0%	20.0%	0.0%	0.0%	20.0%	10.0%	10.0%	10.0%	20.0%	0.0%	0.0%
	外国籍 その他	0											
		—											

F3 あなたに配偶者（事実婚およびパートナーを含む）はいますか。

選択肢番号			1	2	
選択肢		全体	いる	いない	無回答・無効回答
全体		17	10	6	1
		100.0%	58.8%	35.3%	5.9%
外国籍 性別 ×	外国籍 男性	7	5	2	0
		100.0%	71.4%	28.6%	0.0%
	外国籍 女性	10	5	4	1
		100.0%	50.0%	40.0%	10.0%
	外国籍 その他	0			
		—			

○<F3で「1」とお答えの方に>

F3-1 あなたの世帯の就労状況は、次のどれにあてはまりますか。

選択肢		全体	共働き	配偶者（夫）だけ働いている	配偶者（妻）だけ働いている	事実婚・パートナーの片方だけ働いている	両方とも無職	無回答・無効回答
全体		10	6	1	2	0	1	0
		100.0%	60.0%	10.0%	20.0%	0.0%	10.0%	0.0%
外国籍 性別 ×	外国籍 男性	5	4	0	1	0	0	0
		100.0%	80.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	外国籍 女性	5	2	1	1	0	1	0
		100.0%	40.0%	20.0%	20.0%	0.0%	20.0%	0.0%
	外国籍 その他	0						
		—						

F4 お子さんはいらっしゃいますか。

選択肢番号			1	2	
選択肢		全体	いる	いない	無回答・無効回答
全体		17	9	7	1
		100.0%	52.9%	41.2%	5.9%
外国籍 性別 ×	外国籍 男性	7	3	4	0
		100.0%	42.9%	57.1%	0.0%
	外国籍 女性	10	6	3	1
		100.0%	60.0%	30.0%	10.0%
	外国籍 その他	0			
		—			

○＜F4で「1」とお答えの方に＞

F4-1 一番下のお子さんは、おいくつですか。

選択肢		全体	1歳未満	1～2歳	3歳～小学校入学前	小学生	中学生	高校生	短大・各種学校・大学・大学院生	社会人	無回答・無効回答
全体		9	2	0	0	1	1	1	0	4	0
		100.0%	22.2%	0.0%	0.0%	11.1%	11.1%	11.1%	0.0%	44.4%	0.0%
外国籍 性別 ×	外国籍 男性	3	1	0	0	0	1	1	0	0	0
		100.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%
	外国籍 女性	6	1	0	0	1	0	0	0	4	0
		100.0%	16.7%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	66.7%	0.0%
	外国籍 その他	0									
		—									

F5 あなたの世帯は、このように分類した場合、どれにあたりますか。

ご自分の立場（自分が親、自分が子ども）にかかわらず、世帯構成をお答えください。

選択肢		全体	ひとり暮らし	夫婦のみ（一世帯家族）	親と子どものみ（二世帯家族）	親と子どもと孫（三世帯家族）	その他	無回答・無効回答
全体		17	4	4	7	1	1	0
		100.0%	23.5%	23.5%	41.2%	5.9%	5.9%	0.0%
外国籍 性別 ×	外国籍 男性	7	2	2	3	0	0	0
		100.0%	28.6%	28.6%	42.9%	0.0%	0.0%	0.0%
	外国籍 女性	10	2	2	4	1	1	0
		100.0%	20.0%	20.0%	40.0%	10.0%	10.0%	0.0%
	外国籍 その他	0						
		—						

項目2【家庭生活と家族観について】

問1 あなたは（ア）～（ク）にあげることをごどの程度おこなっていますか。（○はそれぞれ1つつ）

（ア）食事のしたくをごどの程度おこなっていますか。

選択肢		全体	いつもして いる	ときどきす る	ほとんどし ない	まったくし ない	無回答・ 無効回答
全体		17	8	7	2	0	0
		100.0%	47.1%	41.2%	11.8%	0.0%	0.0%
外国籍 性別 ×	外国籍 男性	7	1	5	1	0	0
		100.0%	14.3%	71.4%	14.3%	0.0%	0.0%
	外国籍 女性	10	7	2	1	0	0
		100.0%	70.0%	20.0%	10.0%	0.0%	0.0%
外国籍 その他		0					
		-					

（イ）食料品・日用品の買い物をどの程度おこなっていますか。

選択肢		全体	いつもして いる	ときどきす る	ほとんどし ない	まったくし ない	無回答・ 無効回答
全体		17	7	9	1	0	0
		100.0%	41.2%	52.9%	5.9%	0.0%	0.0%
外国籍 性別 ×	外国籍 男性	7	2	4	1	0	0
		100.0%	28.6%	57.1%	14.3%	0.0%	0.0%
	外国籍 女性	10	5	5	0	0	0
		100.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%
外国籍 その他		0					
		-					

（ウ）洗濯をごどの程度おこなっていますか。

選択肢		全体	いつもして いる	ときどきす る	ほとんどし ない	まったくし ない	無回答・ 無効回答
全体		17	9	7	1	0	0
		100.0%	52.9%	41.2%	5.9%	0.0%	0.0%
外国籍 性別 ×	外国籍 男性	7	3	3	1	0	0
		100.0%	42.9%	42.9%	14.3%	0.0%	0.0%
	外国籍 女性	10	6	4	0	0	0
		100.0%	60.0%	40.0%	0.0%	0.0%	0.0%
外国籍 その他		0					
		-					

（エ）部屋の掃除をごどの程度おこなっていますか。

選択肢		全体	いつもして いる	ときどきす る	ほとんどし ない	まったくし ない	無回答・ 無効回答
全体		17	10	7	0	0	0
		100.0%	58.8%	41.2%	0.0%	0.0%	0.0%
外国籍 性別 ×	外国籍 男性	7	5	2	0	0	0
		100.0%	71.4%	28.6%	0.0%	0.0%	0.0%
	外国籍 女性	10	5	5	0	0	0
		100.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%
外国籍 その他		0					
		-					

（オ）風呂やトイレの掃除をごどの程度おこなっていますか。

選択肢		全体	いつもして いる	ときどきす る	ほとんどし ない	まったくし ない	無回答・ 無効回答
全体		17	8	6	2	1	0
		100.0%	47.1%	35.3%	11.8%	5.9%	0.0%
外国籍 性別 ×	外国籍 男性	7	3	3	1	0	0
		100.0%	42.9%	42.9%	14.3%	0.0%	0.0%
	外国籍 女性	10	5	3	1	1	0
		100.0%	50.0%	30.0%	10.0%	10.0%	0.0%
外国籍 その他		0					
		-					

(カ) 庭や玄関回りの掃除をどの程度おこなっていますか。

選択肢		全体	いつもして いる	ときどきす る	ほとんどし ない	まったくし ない	無回答・ 無効回答
全体		17	6	6	3	2	0
		100.0%	35.3%	35.3%	17.6%	11.8%	0.0%
外国籍 性別 ×	外国籍 男性	7	2	3	1	1	0
		100.0%	28.6%	42.9%	14.3%	14.3%	0.0%
	外国籍 女性	10	4	3	2	1	0
		100.0%	40.0%	30.0%	20.0%	10.0%	0.0%
	外国籍 その他	0					
		-					

(キ) ゴミ出しをどの程度おこなっていますか。

選択肢		全体	いつもして いる	ときどきす る	ほとんどし ない	まったくし ない	無回答・ 無効回答
全体		17	11	5	1	0	0
		100.0%	64.7%	29.4%	5.9%	0.0%	0.0%
外国籍 性別 ×	外国籍 男性	7	5	2	0	0	0
		100.0%	71.4%	28.6%	0.0%	0.0%	0.0%
	外国籍 女性	10	6	3	1	0	0
		100.0%	60.0%	30.0%	10.0%	0.0%	0.0%
	外国籍 その他	0					
		-					

(ク) 町内会や自治会への出席をどの程度おこなっていますか。

選択肢		全体	いつもして いる	ときどきす る	ほとんどし ない	まったくし ない	無回答・ 無効回答
全体		17	1	3	4	9	0
		100.0%	5.9%	17.6%	23.5%	52.9%	0.0%
外国籍 性別 ×	外国籍 男性	7	0	1	1	5	0
		100.0%	0.0%	14.3%	14.3%	71.4%	0.0%
	外国籍 女性	10	1	2	3	4	0
		100.0%	10.0%	20.0%	30.0%	40.0%	0.0%
	外国籍 その他	0					
		-					

<既婚（事実婚・パートナーを含む）の方のみ回答>

問2 あなたは、収入の得られる労働や、家庭内における家事・育児・介護などに1日平均どのくらい時間をあてていますか。それぞれについて、平日・休日に分けて該当する時間数の番号を□の中に記入してください。

【収入の得られる労働】

選択肢		全体	ほとんどし ない	15分くら い	30分くら い	1時間くら い	2～3時間 くらい	4～5時間 くらい	6～7時間 くらい	8時間以 上	無回答・ 無効回答
全体		10	2	0	0	0	0	0	2	5	1
		100.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	50.0%	10.0%
外国籍 性別 ×	外国籍 男性	5	1	0	0	0	0	0	1	3	0
		100.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	60.0%	0.0%
	外国籍 女性	5	1	0	0	0	0	0	1	2	1
		100.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	40.0%	20.0%
	外国籍 その他	0									
		-									

【家庭内の家事・育児・介護など】

(平日の場合)

選択肢		全体	ほとんどし ない	15分くら い	30分くら い	1時間くら い	2～3時間 くらい	4～5時間 くらい	6～7時間 くらい	8時間以 上	無回答・ 無効回答
全体		10	0	0	1	3	4	1	0	0	1
		100.0%	0.0%	0.0%	10.0%	30.0%	40.0%	10.0%	0.0%	0.0%	10.0%
外国籍 性別 ×	外国籍 男性	5	0	0	1	3	1	0	0	0	0
		100.0%	0.0%	0.0%	20.0%	60.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	外国籍 女性	5	0	0	0	0	3	1	0	0	1
		100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	60.0%	20.0%	0.0%	0.0%	20.0%
	外国籍 その他	0									
		-									

(休日の場合)

選択肢		全体	ほとんど ない	15分くら い	30分くら い	1時間くら い	2～3時間 くらい	4～5時間 くらい	6～7時間 くらい	8時間以 上	無回答・ 無効回答
全体		10	1	0	0	3	3	1	0	1	1
		100.0%	10.0%	0.0%	0.0%	30.0%	30.0%	10.0%	0.0%	10.0%	10.0%
外国籍 ×	外国籍 男性	5	1	0	0	3	1	0	0	0	0
		100.0%	20.0%	0.0%	0.0%	60.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	外国籍 女性	5	0	0	0	0	2	1	0	1	1
		100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	40.0%	20.0%	0.0%	20.0%	20.0%
外国籍 その他		0									
		-									

問 3 最近では、家族のあり方が大きく変化しており、結婚や出産、男女の役割などに対する考え方も多様化してきています。次にあげる考えについて、あなたはどのように思いますか。(○はそれぞれ1つずつ)

(ア) 結婚する、しないは個人の自由である

選択肢		全体	そう思う	どちらかとい えばそう 思う	どちらかとい えばそう 思わない	そう思わ ない	無回答・ 無効回答
全体		17	15	2	0	0	0
		100.0%	88.2%	11.8%	0.0%	0.0%	0.0%
外国籍 ×	外国籍 男性	7	7	0	0	0	0
		100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	外国籍 女性	10	8	2	0	0	0
		100.0%	80.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%
外国籍 その他		0					
		-					

(イ) 未婚の女性が子どもを産み育てるのもひとつの生き方だ

選択肢		全体	そう思う	どちらかとい えばそう 思う	どちらかとい えばそう 思わない	そう思わ ない	無回答・ 無効回答
全体		17	9	6	1	1	0
		100.0%	52.9%	35.3%	5.9%	5.9%	0.0%
外国籍 ×	外国籍 男性	7	4	3	0	0	0
		100.0%	57.1%	42.9%	0.0%	0.0%	0.0%
	外国籍 女性	10	5	3	1	1	0
		100.0%	50.0%	30.0%	10.0%	10.0%	0.0%
外国籍 その他		0					
		-					

(ウ) 「結婚しても、子どもは持たない」というのもひとつの生き方だ

選択肢		全体	そう思う	どちらかとい えばそう 思う	どちらかとい えばそう 思わない	そう思わ ない	無回答・ 無効回答
全体		17	11	3	2	1	0
		100.0%	64.7%	17.6%	11.8%	5.9%	0.0%
外国籍 ×	外国籍 男性	7	6	0	1	0	0
		100.0%	85.7%	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%
	外国籍 女性	10	5	3	1	1	0
		100.0%	50.0%	30.0%	10.0%	10.0%	0.0%
外国籍 その他		0					
		-					

(エ) 話し合いを経た上で、最終的に子どもの数や出産間隔を決めるのは女性である

選択肢		全体	そう思う	どちらかとい えばそう 思う	どちらかとい えばそう 思わない	そう思わ ない	無回答・ 無効回答
全体		17	8	3	5	1	0
		100.0%	47.1%	17.6%	29.4%	5.9%	0.0%
外国籍 ×	外国籍 男性	7	2	2	3	0	0
		100.0%	28.6%	28.6%	42.9%	0.0%	0.0%
	外国籍 女性	10	6	1	2	1	0
		100.0%	60.0%	10.0%	20.0%	10.0%	0.0%
外国籍 その他		0					
		-					

(オ) 女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てるのがよい

選択肢		全体	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	無回答・無効回答
全体		17	4	6	2	5	0
		100.0%	23.5%	35.3%	11.8%	29.4%	0.0%
外国籍 ×	外国籍 男性	7	2	3	1	1	0
		100.0%	28.6%	42.9%	14.3%	14.3%	0.0%
	外国籍 女性	10	2	3	1	4	0
		100.0%	20.0%	30.0%	10.0%	40.0%	0.0%
外国籍 ×	外国籍 その他	0					
		-					

(カ) 女の子も、経済的自立ができるように育てるのがよい

選択肢		全体	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	無回答・無効回答
全体		17	12	4	0	0	1
		100.0%	70.6%	23.5%	0.0%	0.0%	5.9%
外国籍 ×	外国籍 男性	7	5	2	0	0	0
		100.0%	71.4%	28.6%	0.0%	0.0%	0.0%
	外国籍 女性	10	7	2	0	0	1
		100.0%	70.0%	20.0%	0.0%	0.0%	10.0%
外国籍 ×	外国籍 その他	0					
		-					

(キ) 男の子も、家事ができるように育てるのがよい

選択肢		全体	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	無回答・無効回答
全体		17	11	4	1	0	1
		100.0%	64.7%	23.5%	5.9%	0.0%	5.9%
外国籍 ×	外国籍 男性	7	6	1	0	0	0
		100.0%	85.7%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%
	外国籍 女性	10	5	3	1	0	1
		100.0%	50.0%	30.0%	10.0%	0.0%	10.0%
外国籍 ×	外国籍 その他	0					
		-					

(ク) 性別にかかわらず同じ程度の学歴を持つ方がよい

選択肢		全体	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	無回答・無効回答
全体		17	12	4	1	0	0
		100.0%	70.6%	23.5%	5.9%	0.0%	0.0%
外国籍 ×	外国籍 男性	7	5	2	0	0	0
		100.0%	71.4%	28.6%	0.0%	0.0%	0.0%
	外国籍 女性	10	7	2	1	0	0
		100.0%	70.0%	20.0%	10.0%	0.0%	0.0%
外国籍 ×	外国籍 その他	0					
		-					

(ケ) 父親はもっと子育てに関わる方がよい

選択肢		全体	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	無回答・無効回答
全体		17	8	6	2	1	0
		100.0%	47.1%	35.3%	11.8%	5.9%	0.0%
外国籍 ×	外国籍 男性	7	2	4	1	0	0
		100.0%	28.6%	57.1%	14.3%	0.0%	0.0%
	外国籍 女性	10	6	2	1	1	0
		100.0%	60.0%	20.0%	10.0%	10.0%	0.0%
外国籍 ×	外国籍 その他	0					
		-					

(コ) 子育てには地域社会の支援も必要である

選択肢		全体	そう思う	どちらかといえ ばそう思う	どちらかといえ ばそう思わない	そう思わ ない	無回答・ 無効回答
全体		17	8	7	2	0	0
		100.0%	47.1%	41.2%	11.8%	0.0%	0.0%
外国籍 × 性別別	外国籍 男性	7	2	3	2	0	0
		100.0%	28.6%	42.9%	28.6%	0.0%	0.0%
	外国籍 女性	10	6	4	0	0	0
		100.0%	60.0%	40.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	外国籍 その他	0	-				

(サ) 子どもや経済的な不安がなければ、結婚がうまくいかない場合、離婚してもかまわない

選択肢		全体	そう思う	どちらかといえ ばそう思う	どちらかといえ ばそう思わない	そう思わ ない	無回答・ 無効回答
全体		17	8	3	5	1	0
		100.0%	47.1%	17.6%	29.4%	5.9%	0.0%
外国籍 × 性別別	外国籍 男性	7	1	2	3	1	0
		100.0%	14.3%	28.6%	42.9%	14.3%	0.0%
	外国籍 女性	10	7	1	2	0	0
		100.0%	70.0%	10.0%	20.0%	0.0%	0.0%
	外国籍 その他	0	-				

(シ) 子どもや経済的な問題にかかわらず、結婚がうまくいかない場合、離婚してもかまわない

選択肢		全体	そう思う	どちらかといえ ばそう思う	どちらかといえ ばそう思わない	そう思わ ない	無回答・ 無効回答
全体		17	5	4	7	1	0
		100.0%	29.4%	23.5%	41.2%	5.9%	0.0%
外国籍 × 性別別	外国籍 男性	7	1	1	4	1	0
		100.0%	14.3%	14.3%	57.1%	14.3%	0.0%
	外国籍 女性	10	4	3	3	0	0
		100.0%	40.0%	30.0%	30.0%	0.0%	0.0%
	外国籍 その他	0	-				

(ス) 家族のために自分が犠牲になるのは耐えられない

選択肢		全体	そう思う	どちらかといえ ばそう思う	どちらかといえ ばそう思わない	そう思わ ない	無回答・ 無効回答
全体		17	1	6	6	3	1
		100.0%	5.9%	35.3%	35.3%	17.6%	5.9%
外国籍 × 性別別	外国籍 男性	7	0	3	2	2	0
		100.0%	0.0%	42.9%	28.6%	28.6%	0.0%
	外国籍 女性	10	1	3	4	1	1
		100.0%	10.0%	30.0%	40.0%	10.0%	10.0%
	外国籍 その他	0	-				

(セ) 自分の仕事のために、女性が単身赴任するというのもひとつの生き方だ

選択肢		全体	そう思う	どちらかといえ ばそう思う	どちらかといえ ばそう思わない	そう思わ ない	無回答・ 無効回答
全体		17	11	2	3	1	0
		100.0%	64.7%	11.8%	17.6%	5.9%	0.0%
外国籍 × 性別別	外国籍 男性	7	6	0	1	0	0
		100.0%	85.7%	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%
	外国籍 女性	10	5	2	2	1	0
		100.0%	50.0%	20.0%	20.0%	10.0%	0.0%
	外国籍 その他	0	-				

(ソ) 家事は女性の仕事だから、共働きでも女性がする方がよい

選択肢		全体	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	無回答・無効回答
全体		17	0	0	6	11	0
		100.0%	0.0%	0.0%	35.3%	64.7%	0.0%
外国籍 ×	外国籍 男性	7	0	0	1	6	0
		100.0%	0.0%	0.0%	14.3%	85.7%	0.0%
	外国籍 女性	10	0	0	5	5	0
		100.0%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%
外国籍 その他		0					
		-					

(タ) 家庭や職場において、男性は女性以上に責任を負っている

選択肢		全体	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	無回答・無効回答
全体		17	1	3	6	7	0
		100.0%	5.9%	17.6%	35.3%	41.2%	0.0%
外国籍 ×	外国籍 男性	7	0	2	3	2	0
		100.0%	0.0%	28.6%	42.9%	28.6%	0.0%
	外国籍 女性	10	1	1	3	5	0
		100.0%	10.0%	10.0%	30.0%	50.0%	0.0%
外国籍 その他		0					
		-					

(チ) 「男は仕事、女は家庭」という考え方には共感する

選択肢		全体	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	無回答・無効回答
全体		17	1	0	7	9	0
		100.0%	5.9%	0.0%	41.2%	52.9%	0.0%
外国籍 ×	外国籍 男性	7	0	0	3	4	0
		100.0%	0.0%	0.0%	42.9%	57.1%	0.0%
	外国籍 女性	10	1	0	4	5	0
		100.0%	10.0%	0.0%	40.0%	50.0%	0.0%
外国籍 その他		0					
		-					

問 4 一人の女性が生涯に産む子どもの平均数（合計特殊出生率）は、1.20人（令和5年厚生労働省人口動態統計）と低水準に留まっています。少子化の原因は何だと思いませんか。（○は3つまで）

選択肢	全体	将来の社会状況を考えると、明るい未来とはいえないから	出産・子育てが女性の自立の障害になっているから	子育てで自分たちの生活を楽しまないと考える人が増えたから	結婚しても子どもは特になんかという考えの人が増えたから	女性の結婚年齢が高くなったから	経済的負担が大きいため	子育てのための肉体的負担が大きいため	子どもを育てるための精神的負担が大きいため	子どもを育てるのに数人で育てるべきかなど、子育てのための精神的負担が大きいため	少ない人数で十分に手をかけて育てたいという人が増えたから	子どもを育てるといって魅力を感じていない人が増えたから	住宅事情がよくなるから	保育施設、育児休業の制度などが十分整っていないから	育児に対する男性（夫）の理解や協力が足りないから	その他	わからない
全体	15	5	5	7	3	3	10	0	0	0	0	4	0	4	2	0	0
	100.0%	33.3%	33.3%	46.7%	20.0%	20.0%	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	26.7%	0.0%	26.7%	13.3%	0.0%	0.0%
外国籍 ×	外国籍 男性	6	2	2	3	1	2	4	0	0	0	2	0	1	1	0	0
		100.0%	33.3%	33.3%	50.0%	16.7%	33.3%	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	16.7%	16.7%	0.0%	0.0%
	外国籍 女性	9	3	3	4	2	1	6	0	0	0	2	0	3	1	0	0
		100.0%	33.3%	33.3%	44.4%	22.2%	11.1%	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	22.2%	0.0%	33.3%	11.1%	0.0%	0.0%
外国籍 その他		0															
		-															

問 5 身近な地域における大人と子どもの交流の機会・場として、どのようなものが望ましいと思いませんか。（○は3つまで）

選択肢	全体	大人と子どもが一緒に遊んだり、スポーツをしたりできる機会	大人と子どもが一緒に遊んで自主的な活動ができる機会	大人が子どもの宿題をみたり、勉強を教えたりする機会	様々な活動を通じて子どものしつけをしてくれる場	子どもが仕事を体験したり、模擬体験できる機会	大人と子どもが、日常的に気配りし合ったり、お互いが立ち寄れる場所	大人と子どもが、思いやりを動かすことができる場	子どもや親の話し相手になったり、気軽な相談のできる場	その他	特にな	わからない
全体	15	7	6	4	3	4	5	3	5	0	0	0
	100.0%	46.7%	40.0%	26.7%	20.0%	26.7%	33.3%	20.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%
外国籍 ×	外国籍 男性	7	3	2	2	1	3	2	2	0	0	0
		100.0%	42.9%	28.6%	28.6%	14.3%	42.9%	28.6%	42.9%	0.0%	0.0%	0.0%
	外国籍 女性	8	4	4	2	2	3	0	3	0	0	0
		100.0%	50.0%	50.0%	25.0%	25.0%	37.5%	0.0%	37.5%	0.0%	0.0%	0.0%
外国籍 その他		0										
		-										

項目3【労働・職場について】

問6 あなたの職業は次のどれですか。(○は1つだけ)

選択肢番号			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
選択肢		全体	自営業・ 経営者	自営業・ 家族従業 者	自由業・ 個人事業	家庭内労 働・内職	常勤の勤 め人・部課 長以上	常勤の勤 め人・一般	パート・ア ルバイト・ 臨時の勤 め人	派遣社員 (登録派 遣)	家事専業	無職	学生	無回答・ 無効回答
全体		17	5	0	0	0	1	5	1	0	2	2	1	0
		100.0%	29.4%	0.0%	0.0%	0.0%	5.9%	29.4%	5.9%	0.0%	11.8%	11.8%	5.9%	0.0%
外国籍 ×	外国籍 男性	7	3	0	0	0	1	2	0	0	0	1	0	0
		100.0%	42.9%	0.0%	0.0%	0.0%	14.3%	28.6%	0.0%	0.0%	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%
	外国籍 女性	10	2	0	0	0	0	3	1	0	2	1	1	0
		100.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	30.0%	10.0%	0.0%	20.0%	10.0%	10.0%	0.0%
	外国籍 その他	0												
		0												
		0												

○<問6で「1」～「8」とお答えの方に>

問6-1 あなたが、働いている理由はどのようなことでしょうか。(○は3つまで)

選択肢		生計を維持する ため	生活費補助 のため	将来に備えて貯蓄 するため	自分で自由になる 収入がほしいため	自分の能力、技能、 資格を生かすため	働くことが好きだから	視野を広めたり、友人 を得るため	社会的な信用を得る ため	働くのがあたりまえ だと思うから	家業だから	時間的に余裕がある から	その他
全体		11 100.0%	8 72.7%	2 18.2%	6 54.5%	8 72.7%	3 27.3%	1 9.1%	1 9.1%	1 9.1%	2 18.2%	1 9.1%	0 0.0%
外国籍 ×	外国籍 男性	6 100.0%	5 83.3%	0 0.0%	3 50.0%	4 66.7%	2 33.3%	1 16.7%	0 0.0%	1 16.7%	1 16.7%	1 16.7%	0 0.0%
	外国籍 女性	5 100.0%	3 60.0%	2 40.0%	3 60.0%	4 80.0%	1 20.0%	0 0.0%	1 20.0%	0 0.0%	1 20.0%	0 0.0%	0 0.0%
	外国籍 その他	0 -											

○<問6で「1」～「8」とお答えの方に>

問6-2 あなたの職場では、仕事の内容や待遇面で、女性に対して次のようなことがありますか。

(○はあてはまるものすべて)

選択肢		賃金に男女差がある	昇進、昇格に男女差がある	能力を正 当に評価 しない	配置場所 に限られて いる	補助的な 仕事しか やらせて もらえない	女性を幹 部職員に 登用しない	結婚や出 産で退職 しなければ ならない ような雰 囲気がある	中高年以 上の女性 に退職を 勧奨する ような雰 囲気がある	教育・研 修を受け る機会が 少ない	その他	特にな
全体		12 100.0%	3 25.0%	3 25.0%	1 8.3%	2 16.7%	0 0.0%	2 16.7%	0 0.0%	0 0.0%	1 8.3%	0 0.0%
外国籍 ×	外国籍 男性	6 100.0%	2 33.3%	1 16.7%	0 0.0%	1 16.7%	0 0.0%	2 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 66.7%
	外国籍 女性	6 100.0%	1 16.7%	2 33.3%	1 16.7%	1 16.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 16.7%	3 50.0%
	外国籍 その他	0 -										

○<現在働いていない方のみ回答>

問7 あなたは、今までに仕事についてことがありますか。(○は1つだけ)

選択肢		仕事につ いたこと がある	仕事につ いたこと はない	無回答・ 無効回答
全体		5 100.0%	3 60.0%	2 40.0%
外国籍 ×	外国籍 男性	1 100.0%	1 100.0%	0 0.0%
	外国籍 女性	4 100.0%	2 50.0%	2 50.0%
	外国籍 その他	0 -		

○＜現在働いていない方のみ回答＞

問 8 あなたが、現在働いていない理由は、次のどれに当たりますか。（○は3つまで）

選択肢	全体	働かなくても経済的に困らない	家事・育児に専念したい	家事・育児と両立できない	高齢者や病人の介護・看護と両立できない	健康に自信が持てない	職業能力に自信が持てない	希望や条件にあう仕事が見つからない	趣味や社会活動などにやりたいことがある	家族の反対がある	家族の転動や転居がある	求職に年齢制限がある	高齢だから	求職活動中だから	扶養家族の方が有利だから	その他	特に理由はない
全体	5	0	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	2	0
	100.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%	40.0%	0.0%
外国籍 男性	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
外国籍 女性	4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
	100.0%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%
外国籍 その他	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

○＜現在働いていない方のみ回答＞

問 9 あなたは、今後どのように仕事をしたいと思いますか。（○はあてはまるものすべて）

選択肢	全体	常勤で働きたい	パートで働きたい	自分で事業をはじめたい(起業)	自宅や身近な場所などでインターネットを通じて仕事をする“SOHO”や“テレワーク”で働きたい	家業を手伝いたい	したいができないと思う	働きたいと思わない	その他
全体	5	0	2	2	1	0	1	0	0
	100.0%	0.0%	40.0%	40.0%	20.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%
外国籍 男性	1	0	0	1	0	0	0	0	0
	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
外国籍 女性	4	0	2	1	1	0	1	0	0
	100.0%	0.0%	50.0%	25.0%	25.0%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%
外国籍 その他	0	-	-	-	-	-	-	-	-

問 10 女性の働き方について、あなたが望ましいと思うのは次のどれですか。（○は1つだけ）

選択肢	全体	仕事はもたない	結婚するまでは仕事をもつが、結婚後はもたない	子どもができるまでは仕事をもち、その後はもたない	子育ての時期だけ一時やめて、その後はまた仕事をもつ	結婚・出産にかかわらず、ずっと仕事をもつ	その他	無回答・無効回答
全体	17	0	1	0	6	7	3	0
	100.0%	0.0%	5.9%	0.0%	35.3%	41.2%	17.6%	0.0%
外国籍 男性	7	0	0	0	3	3	1	0
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	42.9%	42.9%	14.3%	0.0%
外国籍 女性	10	0	1	0	3	4	2	0
	100.0%	0.0%	10.0%	0.0%	30.0%	40.0%	20.0%	0.0%
外国籍 その他	0	-	-	-	-	-	-	-

問 11 女性が長く働きつづけることを困難にしたり、障害になっている理由は何だと思いますか。（○はあてはまるものすべて）

選択肢	全体	育児	子どもを預けるところ(保育園)がない	高齢者や病人の介護・看護	子どもの教育	家事	夫の転勤	家族の無理解	職場での結婚・出産退職の慣行	育児休業や再就職など、長く働き続けるための職場の条件・制度が不十分	昇進・教育訓練などでの男女の不公平な取り扱い	女性はすぐやめる、労働能力が劣るといった考え方	その他	障害、困難になるものはない	わからない
全体	17	13	9	5	8	9	3	3	5	8	3	3	0	1	0
	100.0%	76.5%	52.9%	29.4%	47.1%	52.9%	17.6%	17.6%	29.4%	47.1%	17.6%	17.6%	0.0%	5.9%	0.0%
外国籍 男性	7	5	4	1	3	3	1	1	2	4	2	2	0	1	0
	100.0%	71.4%	57.1%	14.3%	42.9%	42.9%	14.3%	14.3%	28.6%	57.1%	28.6%	28.6%	0.0%	14.3%	0.0%
外国籍 女性	10	8	5	4	5	6	2	2	3	4	1	1	0	0	0
	100.0%	80.0%	50.0%	40.0%	50.0%	60.0%	20.0%	20.0%	30.0%	40.0%	10.0%	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%
外国籍 その他	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目4【仕事と子育てについて】

問 12 仮に、あなたやあなたの配偶者（事実婚やパートナーを含む）がこれから出産する場合、あなたは育児休業制度を利用しますか。（○は1つだけ）

選択肢番号			1	2	3	4	
選択肢		全体	利用する	利用しない	利用したいができない	わからない	無回答・無効回答
全体		17 100.0%	13 76.5%	1 5.9%	1 5.9%	2 11.8%	0 0.0%
外国籍 ×	外国籍 男性	7 100.0%	5 71.4%	0 0.0%	1 14.3%	1 14.3%	0 0.0%
	外国籍 女性	10 100.0%	8 80.0%	1 10.0%	0 0.0%	1 10.0%	0 0.0%
	外国籍 その他	0 -					

○＜問 12 で「2. 利用しない」とお答えの方に＞

問 12-1 育児休業制度を利用しない理由は次のどれですか。（○は2つまで）

選択肢		全体	職場に迷惑がかかる	職場の環境が育児休業を取得できる雰囲気ではない	復帰後、職場に対応できるか不安がある	元の仕事（職場）に復帰できるとは限らない	昇進・昇格への影響が心配	収入が減少する	必要性を感じない	その他	特に理由はない
全体		1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%
外国籍 ×	外国籍 男性	0 -									
	外国籍 女性	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%
	外国籍 その他	0 -									

問 13 育児休業制度をさらに利用しやすくしていくためには、どんなことが必要だと思いますか。

（○は2つまで）

選択肢		全体	事業主や上司の理解	職場内の理解を深めていくこと	休業中の経済的支援	休業期間の延長	短時間勤務制度等休業後、職場復帰しやすい体制の整備	休業中の情報提供、職場復帰研修の実施	代替職員の確保のための援助制度の充実	休業後、スムーズに保育所等に入室できる体制の整備	育児休業制度についての行政機関等の普及啓発	その他	特にない	わからない
全体		14 100.0%	10 71.4%	5 35.7%	8 57.1%	0 0.0%	1 7.1%	0 0.0%	2 14.3%	1 7.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
外国籍 ×	外国籍 男性	6 100.0%	5 83.3%	2 33.3%	3 50.0%	0 0.0%	1 16.7%	0 0.0%	1 16.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	外国籍 女性	8 100.0%	5 62.5%	3 37.5%	5 62.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 12.5%	1 12.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	外国籍 その他	0 -												

問 14 子育てと仕事の両立を図るために、職場においてどのような制度や支援策の充実が必要だと思いますか。

（○は3つまで）

選択肢		全体	妊娠中や育児期間中の勤務軽減（フレックスタイム制度や短時間勤務制度など）	育児休業制度や再雇用制度の普及促進及び円滑に利用できる環境づくり	子どもが病気やけがの時に安心して看護のための休暇が取れる制度	勤務先に保育施設を設置する	男性も育児休業制度が利用できるなど、子育てに男性も参加できる環境づくり	子育てと仕事の両立に向け、職場内の理解を深めていくこと	女性の就労継続に対する企業の理解や支援	その他	特にない	わからない
全体		15 100.0%	8 53.3%	10 66.7%	10 66.7%	3 20.0%	6 40.0%	3 20.0%	2 13.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
外国籍 ×	外国籍 男性	7 100.0%	5 71.4%	3 42.9%	5 71.4%	0 0.0%	5 71.4%	1 14.3%	1 14.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	外国籍 女性	8 100.0%	3 37.5%	7 87.5%	5 62.5%	3 37.5%	1 12.5%	2 25.0%	1 12.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	外国籍 その他	0 -										

問 15 子育てと仕事の両立を図るために、区ではどのような施策が必要だと思いますか。(○は3つまで)

選択肢		全体	保育園の 多様な運 営(長時 間保育、 病後児保 育等)	地域の中 で子育て をする仕 組み	企業など に対する 啓発	相談場所 の開設	情報交換 できる場 所の提供	その他	わからな い
全体		17	14	8	8	4	6	0	1
		100.0%	82.4%	47.1%	47.1%	23.5%	35.3%	0.0%	5.9%
外国籍 ×	外国籍 男性	7	6	4	3	1	4	0	0
		100.0%	85.7%	57.1%	42.9%	14.3%	57.1%	0.0%	0.0%
	外国籍 女性	10	8	4	5	3	2	0	1
		100.0%	80.0%	40.0%	50.0%	30.0%	20.0%	0.0%	10.0%
	外国籍 その他	0							
		-							

項目5【介護について】

問 16 あなたご自身が高齢になり介護が必要になったときは、誰に介護をしてほしいですか。(○は1つだけ)

選択肢	全体	配偶者 (事実婚 やパート ナーを含む)	娘	息子	娘の配偶 者(事実 婚やパート ナーを含む)	息子の配 偶者(事 実婚やパ ートナー を含む)	兄弟姉妹	孫	友人	隣人	公的・民 間サービ スを利用 する	その他	わからな い	無回答・ 無効回答
全体	17	5	0	1	0	0	0	0	0	0	9	1	1	0
	100.0%	29.4%	0.0%	5.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	52.9%	5.9%	5.9%	0.0%
外国籍 男性	7	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0	0
	100.0%	42.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	42.9%	14.3%	0.0%	0.0%
外国籍 女性	10	2	0	1	0	0	0	0	0	0	6	0	1	0
	100.0%	20.0%	0.0%	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	60.0%	0.0%	10.0%	0.0%
外国籍 その他	0													
	-													

問 17 これからは公的・民間サービスの整備とともに、男性も共に介護を担うことが求められます。男性の介護への参加を進めるためには、どのようなことが必要だと思われますか。(○は2つまで)

選択肢	全体	男性が取り やすいよ うな介護 休暇制度 を整備す る	男性が気軽 に参加 できるよ うな介護 講座を開 催する	男性の理 解と協力 を得るた めの啓発 活動を行 う	労働時間 を短くし たり、在宅 勤務、フレ ックスタイ ムの導入な どを企業 に働きか ける	女性が男 性に介護 への参加 を強く要 望する	介護は今 まで通り、 女性が中 心となっ て行うべ きで、男 性の参加 は必要ない	その他	わからな い
全体	15	10	5	4	8	0	0	0	0
	100.0%	66.7%	33.3%	26.7%	53.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
外国籍 男性	7	6	3	2	3	0	0	0	0
	100.0%	85.7%	42.9%	28.6%	42.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
外国籍 女性	8	4	2	2	5	0	0	0	0
	100.0%	50.0%	25.0%	25.0%	62.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
外国籍 その他	0								
	-								

項目6【ドメスティック・バイオレンス（DV）及び性暴力について】

問 18 あなたは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（＝DV防止法）をご存知ですか。（○は1つだけ）

選択肢		全体	法律名も内容も知っている	聞いたことはあるが、内容は知らない	知らない	無回答・無効回答
全体		17 100.0%	3 17.6%	9 52.9%	5 29.4%	0 0.0%
外国籍 性別別 ×	外国籍 男性	7 100.0%	1 14.3%	4 57.1%	2 28.6%	0 0.0%
	外国籍 女性	10 100.0%	2 20.0%	5 50.0%	3 30.0%	0 0.0%
	外国籍 その他	0 -				

問 19 あなたは、「ドメスティック・バイオレンス＝夫婦（事実婚・離婚後も含む）や恋人という親しい関係で生じる暴力、人権侵害」についてどのようにお考えですか。（○は1つだけ）

選択肢		全体	100%加害者に責任があり、許せないものである	加害者に責任があるとしても、被害者側にも原因があると思う	双方の関係の問題であり、周りがとやかく言うべきではない	その他	わからない	無回答・無効回答
全体		17 100.0%	11 64.7%	4 23.5%	1 5.9%	1 5.9%	0 0.0%	0 0.0%
外国籍 性別別 ×	外国籍 男性	7 100.0%	5 71.4%	1 14.3%	0 0.0%	1 14.3%	0 0.0%	0 0.0%
	外国籍 女性	10 100.0%	6 60.0%	3 30.0%	1 10.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	外国籍 その他	0 -						

問 20 あなたがこの中で、ドメスティック・バイオレンスだと思うものはどれですか。（○はあてはまるものすべて）

選択肢		全体	命の危険を感じるような暴力行為	髪を引っ張る、物を投げつける等、身体を傷つけられる可能性のある行為	大声でどなる、無視する	人前でバカにする、「誰のお陰で暮らせるんだ」と言う	大切にしているものを壊す	見たくないのにポルノビデオや雑誌を見せる	性行為を強要する	避妊に協力しない	わずかな生活費しか渡さない、仕事に就くことを禁止する	友人や実家との付き合いを禁止する	外出先を制限する、封書やメールを無断で見る	その他	特になし
全体		17 100.0%	16 94.1%	17 100.0%	12 70.6%	14 82.4%	14 82.4%	13 76.5%	16 94.1%	11 64.7%	15 88.2%	15 88.2%	13 76.5%	0 0.0%	0 0.0%
外国籍 性別別 ×	外国籍 男性	7 100.0%	7 100.0%	7 100.0%	3 42.9%	5 71.4%	6 85.7%	6 85.7%	7 100.0%	5 71.4%	6 85.7%	6 85.7%	5 71.4%	0 0.0%	0 0.0%
	外国籍 女性	10 100.0%	9 90.0%	10 100.0%	9 90.0%	9 90.0%	8 80.0%	7 70.0%	9 90.0%	6 60.0%	9 90.0%	9 90.0%	8 80.0%	0 0.0%	0 0.0%
	外国籍 その他	0 -													

問 21 「ドメスティック・バイオレンス」に対する対策や支援として、特にどのようなものを充実すべきだと思いますか。（○は3つまで）

選択肢		全体	家庭内では暴力は犯罪であるという意識の啓発	いざという時に駆け込める緊急避難場所の整備	緊急時の相談体制の充実	住居や就労あっ旋、経済的援助など、生活支援の充実	カウンセリングや日常的な相談など、精神的援助の充実	関係機関やスタッフの充実	関連機関の紹介や暴力への対応方法など、いろいろな情報の提供	離婚調停への支援など、法的なサポートの充実	加害者に対する厳正な対応	カウンセリングなど、被害者の更生に関する対策の充実	裁判所、病院、住居探し等への同行支援	その他	わからない
全体		15 100.0%	5 33.3%	7 46.7%	4 26.7%	5 33.3%	3 20.0%	2 13.3%	0 0.0%	4 26.7%	6 40.0%	0 0.0%	5 33.3%	0 0.0%	0 0.0%
外国籍 性別別 ×	外国籍 男性	7 100.0%	2 28.6%	4 57.1%	2 28.6%	1 14.3%	3 42.9%	1 14.3%	0 0.0%	2 28.6%	4 57.1%	0 0.0%	2 28.6%	0 0.0%	0 0.0%
	外国籍 女性	8 100.0%	3 37.5%	3 37.5%	2 25.0%	4 50.0%	0 0.0%	1 12.5%	0 0.0%	2 25.0%	2 25.0%	0 0.0%	3 37.5%	0 0.0%	0 0.0%
	外国籍 その他	0 -													

問 22 あなたは、次の(ア)～(キ)にあげる問題について、今の日本では、どの程度対応がなされていると思いますか。(○はそれぞれ1つずつ)

(ア) 性犯罪・性暴力、ストーカー被害に遭った人への支援体制

選択肢	全体	十分にな されている	ある程度 なされて いる	あまりなさ れていな い	なされて いない	わからな い	無回答・ 無効回答
全体	17 100.0%	1 5.9%	3 17.6%	7 41.2%	1 5.9%	5 29.4%	0 0.0%
外国籍 ×	外国籍 男性	7 100.0%	1 14.3%	0 0.0%	4 57.1%	0 0.0%	2 28.6%
	外国籍 女性	10 100.0%	0 0.0%	3 30.0%	3 30.0%	1 10.0%	3 30.0%
	外国籍 その他	0 -					

(イ) 性犯罪・性暴力、ストーカー被害を起こさせないための対策

選択肢	全体	十分にな されている	ある程度 なされて いる	あまりなさ れていな い	なされて いない	わからな い	無回答・ 無効回答
全体	17 100.0%	1 5.9%	1 5.9%	7 41.2%	1 5.9%	7 41.2%	0 0.0%
外国籍 ×	外国籍 男性	7 100.0%	1 14.3%	0 0.0%	3 42.9%	0 0.0%	3 42.9%
	外国籍 女性	10 100.0%	0 0.0%	1 10.0%	4 40.0%	1 10.0%	4 40.0%
	外国籍 その他	0 -					

(ウ) セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントへの防止策

選択肢	全体	十分にな されている	ある程度 なされて いる	あまりなさ れていな い	なされて いない	わからな い	無回答・ 無効回答
全体	17 100.0%	1 5.9%	2 11.8%	5 29.4%	1 5.9%	8 47.1%	0 0.0%
外国籍 ×	外国籍 男性	7 100.0%	1 14.3%	0 0.0%	3 42.9%	1 14.3%	2 28.6%
	外国籍 女性	10 100.0%	0 0.0%	2 20.0%	2 20.0%	0 0.0%	6 60.0%
	外国籍 その他	0 -					

(エ) 児童ポルノやリベンジポルノ等の拡散被害への防止策

選択肢	全体	十分にな されている	ある程度 なされて いる	あまりなさ れていな い	なされて いない	わからな い	無回答・ 無効回答
全体	17 100.0%	2 11.8%	2 11.8%	4 23.5%	2 11.8%	7 41.2%	0 0.0%
外国籍 ×	外国籍 男性	7 100.0%	1 14.3%	1 14.3%	2 28.6%	0 0.0%	3 42.9%
	外国籍 女性	10 100.0%	1 10.0%	1 10.0%	2 20.0%	2 20.0%	4 40.0%
	外国籍 その他	0 -					

(オ) 児童虐待に関する防止策

選択肢	全体	十分にな されている	ある程度 なされて いる	あまりなさ れていな い	なされて いない	わからな い	無回答・ 無効回答
全体	17 100.0%	2 11.8%	2 11.8%	4 23.5%	3 17.6%	6 35.3%	0 0.0%
外国籍 ×	外国籍 男性	7 100.0%	1 14.3%	0 0.0%	2 28.6%	1 14.3%	3 42.9%
	外国籍 女性	10 100.0%	1 10.0%	2 20.0%	2 20.0%	2 20.0%	3 30.0%
	外国籍 その他	0 -					

(カ) 性的指向や性自認に関する人権を尊重する制度の確立

選択肢		全体	十分にな されている	ある程度 なされて いる	あまりなさ れていな い	なされて いない	わからな い	無回答・ 無効回答
全体		17 100.0%	1 5.9%	3 17.6%	3 17.6%	4 23.5%	6 35.3%	0 0.0%
外国籍 × 性別	外国籍 男性	7 100.0%	1 14.3%	0 0.0%	2 28.6%	2 28.6%	2 28.6%	0 0.0%
		10 100.0%	0 0.0%	3 30.0%	1 10.0%	2 20.0%	4 40.0%	0 0.0%
	外国籍 女性	0 -						
	外国籍 その他							

(キ) 性的指向や性自認に関する差別の禁止や防止策

選択肢		全体	十分にな されている	ある程度 なされて いる	あまりなさ れていな い	なされて いない	わからな い	無回答・ 無効回答
全体		17 100.0%	2 11.8%	3 17.6%	4 23.5%	3 17.6%	5 29.4%	0 0.0%
外国籍 × 性別	外国籍 男性	7 100.0%	2 28.6%	0 0.0%	2 28.6%	2 28.6%	1 14.3%	0 0.0%
		10 100.0%	0 0.0%	3 30.0%	2 20.0%	1 10.0%	4 40.0%	0 0.0%
	外国籍 女性	0 -						
	外国籍 その他							

項目7【社会参加・「男女共同参画センター“らぷらす”」について】

問 23 あなたは、日常的に交流の持てるグループやサークル、団体などの、自主的な活動に参加していますか。

(○は1つだけ)

選択肢番号			1	2	
選択肢		全体	参加している	参加していない	無回答・無効回答
全体		17	3	14	0
		100.0%	17.6%	82.4%	0.0%
外国籍 ×	外国籍 男性	7	0	7	0
		100.0%	0.0%	100.0%	0.0%
	外国籍 女性	10	3	7	0
		100.0%	30.0%	70.0%	0.0%
外国籍 その他		0			
		-			

○<問 23 で「1. 参加している」とお答えの方に>

問 23-1 参加されているのは、どのような活動内容ですか。(○はあてはまるものすべて)

選択肢		全体	スポーツ活動	趣味的活動	学習活動	ボランティア・福祉活動・NPO活動	自治会・町内会活動	PTA・子ども会活動	消費者活動	その他
全体		3	1	2	0	0	1	1	0	0
		100.0%	33.3%	66.7%	0.0%	0.0%	33.3%	33.3%	0.0%	0.0%
外国籍 ×	外国籍 男性	0								
		-								
	外国籍 女性	3	1	2	0	0	1	1	0	0
		100.0%	33.3%	66.7%	0.0%	0.0%	33.3%	33.3%	0.0%	0.0%
外国籍 その他		0								
		-								

○<問 23 で「2. 参加していない」とお答えの方に>

問 23-2 参加されていないのは、どのような理由からですか。(○は3つまで)

選択肢		全体	時間に余裕がないから	情報がなから	子どもが小さいから	個人で活動する方が好きだから	仲間がいないから	高齢者や病人の介護・看護があるから	経済的に余裕がないから	近くに活動する場所がないから	家族が反対するから	自分自身どんな活動がしたいかわからないから	関心がないから	その他
全体		14	6	7	0	3	2	0	3	2	0	2	4	0
		100.0%	42.9%	50.0%	0.0%	21.4%	14.3%	0.0%	21.4%	14.3%	0.0%	14.3%	28.6%	0.0%
外国籍 ×	外国籍 男性	7	2	3	0	2	2	0	2	1	0	1	3	0
		100.0%	28.6%	42.9%	0.0%	28.6%	28.6%	0.0%	28.6%	14.3%	0.0%	14.3%	42.9%	0.0%
	外国籍 女性	7	4	4	0	1	0	0	1	1	0	1	1	0
		100.0%	57.1%	57.1%	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%	14.3%	14.3%	0.0%	14.3%	14.3%	0.0%
外国籍 その他		0												
		-												

問 24 あなたは、『男女共同参画センター“らぷらす”』をご存知ですか。(○は1つだけ)

選択肢		全体	知っている、利用したこともある	知っているが、利用したことはない	知らない	無回答・無効回答
全体		17	0	0	17	0
		100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
外国籍 ×	外国籍 男性	7	0	0	7	0
		100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
	外国籍 女性	10	0	0	10	0
		100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
外国籍 その他		0				
		-				

問 25 区では男女共同参画を推進するために、『男女共同参画センター“らぷらす”』などを通じて以下のような事業展開をしています。この中で、特に重点的に行うべきだと思われる事業はどれでしょうか。

(○は3つまで)

選択肢		全体	男性の家事への参画、新しい生き方などを啓発する事業	女性の就業支援を目的とした事業	最新の社会問題を扱う事業(例 ストーリー、DV防止啓発物発行等)	情報誌“らぷらす”・FM世田谷などの媒体を利用した、情報提供・意識啓発	行政と区民・区民団体とが協働で実施する事業	地域での社会活動をはじめるきっかけづくりを目的とした事業	家庭、仕事、人間関係などで生じた問題を中心とした、相談事業の実施	男女共同参画に関する図書・資料の提供や、区民・区民団体の活動場所の提供	女性の地位向上等を啓発する事業(例 男女共同参画週間イベント等)	その他
全体		16	9	8	7	3	1	3	4	1	3	0
		100.0%	56.3%	50.0%	43.8%	18.8%	6.3%	18.8%	25.0%	6.3%	18.8%	0.0%
外 性 国 別 籍 ×	外国籍 男性	7	6	3	4	0	1	2	2	0	1	0
		100.0%	85.7%	42.9%	57.1%	0.0%	14.3%	28.6%	28.6%	0.0%	14.3%	0.0%
	外国籍 女性	9	3	5	3	3	0	1	2	1	2	0
		100.0%	33.3%	55.6%	33.3%	33.3%	0.0%	11.1%	22.2%	11.1%	22.2%	0.0%
	外国籍 その他	0										
		—										

項目8【男女平等・男女共同参画社会の実現に向けて】

問 26 あなたは、次のような面で男女の地位が平等になっていると思いますか。(ア)～(オ)のそれぞれについて、あなたの感じ方に近いものを選んでください。(○はそれぞれ1つずつ)

(ア) 家庭生活では

選択肢		全体	平等に なっている	ほぼ平等 になっている	あまり平 等になっ ていない	平等に なってい ない	わからな い	無回答・ 無効回答
全体		17 100.0%	3 17.6%	4 23.5%	2 11.8%	8 47.1%	0 0.0%	0 0.0%
外国籍 × 性別別	外国籍 男性	7 100.0%	1 14.3%	1 14.3%	2 28.6%	3 42.9%	0 0.0%	0 0.0%
	外国籍 女性	10 100.0%	2 20.0%	3 30.0%	0 0.0%	5 50.0%	0 0.0%	0 0.0%
	外国籍 その他	0 -						

(イ) 職場では

選択肢		全体	平等に なっている	ほぼ平等 になっている	あまり平 等になっ ていない	平等に なってい ない	わからな い	無回答・ 無効回答
全体		17 100.0%	1 5.9%	4 23.5%	5 29.4%	6 35.3%	1 5.9%	0 0.0%
外国籍 × 性別別	外国籍 男性	7 100.0%	1 14.3%	2 28.6%	3 42.9%	1 14.3%	0 0.0%	0 0.0%
	外国籍 女性	10 100.0%	0 0.0%	2 20.0%	2 20.0%	5 50.0%	1 10.0%	0 0.0%
	外国籍 その他	0 -						

(ウ) 教育の場では

選択肢		全体	平等に なっている	ほぼ平等 になっている	あまり平 等になっ ていない	平等に なってい ない	わからな い	無回答・ 無効回答
全体		17 100.0%	4 23.5%	8 47.1%	3 17.6%	2 11.8%	0 0.0%	0 0.0%
外国籍 × 性別別	外国籍 男性	7 100.0%	3 42.9%	3 42.9%	0 0.0%	1 14.3%	0 0.0%	0 0.0%
	外国籍 女性	10 100.0%	1 10.0%	5 50.0%	3 30.0%	1 10.0%	0 0.0%	0 0.0%
	外国籍 その他	0 -						

(エ) 社会参加の場では

選択肢		全体	平等に なっている	ほぼ平等 になっている	あまり平 等になっ ていない	平等に なってい ない	わからな い	無回答・ 無効回答
全体		17 100.0%	3 17.6%	7 41.2%	2 11.8%	3 17.6%	2 11.8%	0 0.0%
外国籍 × 性別別	外国籍 男性	7 100.0%	2 28.6%	2 28.6%	1 14.3%	0 0.0%	2 28.6%	0 0.0%
	外国籍 女性	10 100.0%	1 10.0%	5 50.0%	1 10.0%	3 30.0%	0 0.0%	0 0.0%
	外国籍 その他	0 -						

(オ) 全体として

選択肢		全体	平等に なっている	ほぼ平等 になっている	あまり平 等になっ ていない	平等に なってい ない	わからな い	無回答・ 無効回答
全体		17 100.0%	3 17.6%	3 17.6%	5 29.4%	4 23.5%	2 11.8%	0 0.0%
外国籍 × 性別別	外国籍 男性	7 100.0%	1 14.3%	1 14.3%	2 28.6%	1 14.3%	2 28.6%	0 0.0%
	外国籍 女性	10 100.0%	2 20.0%	2 20.0%	3 30.0%	3 30.0%	0 0.0%	0 0.0%
	外国籍 その他	0 -						

問 27 あなたは、女性の意見が行政にどの程度反映されていると思いますか。(○は1つだけ)

選択肢番号			1	2	3	4	5	
選択肢		全体	十分反映 されている	ある程度 反映され ている	あまり反 映されて いない	ほとんど反 映されて いない	わからな い	無回答・ 無効回答
全体		17 100.0%	0 0.0%	6 35.3%	5 29.4%	0 0.0%	6 35.3%	0 0.0%
外国籍 × 性別	外国籍 男性	7 100.0%	0 0.0%	4 57.1%	1 14.3%	0 0.0%	2 28.6%	0 0.0%
	外国籍 女性	10 100.0%	0 0.0%	2 20.0%	4 40.0%	0 0.0%	4 40.0%	0 0.0%
	外国籍 その他	0 -						

○<問 27 で「3」か「4」を答えた方に>

問 27-1 反映されていない理由は何だと思えますか。(○は3つまで)

選択肢		全体	女性議員 が少ない	行政機関 の管理・ 監督者に 女性が少 ない	政策決定 にかかわ る審議会 などへの 女性の参 加が少ない	女性自身 が消極的	男性の意 識、理解 が足りない	社会のし みが女性 に不利	女性の能 力に対する 偏見があ る	その他
全体		5 100.0%	3 60.0%	3 60.0%	2 40.0%	1 20.0%	1 20.0%	2 40.0%	1 20.0%	0 0.0%
外国籍 × 性別	外国籍 男性	1 100.0%	1 100.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%
	外国籍 女性	4 100.0%	2 50.0%	3 75.0%	1 25.0%	1 25.0%	1 25.0%	1 25.0%	1 25.0%	0 0.0%
	外国籍 その他	0 -								

問 28 今後さらに、女性と男性が家庭や地域社会へ参画していくことで、どのような変化がもたらされると思えますか。(○はあてはまるものすべて)

選択肢		全体	仕事を優先する人が減り、日本経済の活力が衰える	企業が男性の家事などへの参画の重要性を認識することにより、労働時間短縮や休暇制度の整備が進む	仕事と家庭生活のバランスがとれた生き方ができる男性が増える	女性の家事負担が減り、女性の就労や社会参加が容易になる	男性の家庭や社会に対する理解が深まり、視野が広がる	子育てや介護が十分に行われなくなる	家庭における夫婦や親子の絆が深まる	企業内での昇進の遅れなどにより、収入が減る	人々の地域社会に対する親しみや連帯感が深まる	男らしさや女らしさが否定される	伝統的な家庭観が希薄になる	女性の負担が増える	その他	わからない
全体		17 100.0%	2 11.8%	8 47.1%	10 58.8%	11 64.7%	7 41.2%	2 11.8%	9 52.9%	0 0.0%	5 29.4%	4 23.5%	2 11.8%	1 5.9%	0 0.0%	1 5.9%
外国籍 × 性別	外国籍 男性	7 100.0%	1 14.3%	3 42.9%	4 57.1%	6 85.7%	3 42.9%	1 14.3%	4 57.1%	0 0.0%	3 42.9%	1 14.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 14.3%
	外国籍 女性	10 100.0%	1 10.0%	5 50.0%	5 60.0%	6 60.0%	4 40.0%	1 10.0%	5 50.0%	0 0.0%	2 20.0%	3 30.0%	2 20.0%	1 10.0%	0 0.0%	0 0.0%
	外国籍 その他	0 -														

問 29 女性の地位を向上させて男女共同参画社会の実現を図るために、今後、行政はどのようなことに力を入れるとよいと思えますか。(○は3つまで)

選択肢		全体	学校で平等意識を育てる教育の充実	男女平等への理解を深めるための学習機会の促進	女性問題に関する情報提供、交流会・相談・研究などの充実	女性の職業教育・訓練の機会の充実	就労機会や労働条件の男女格差を是正するための働きかけ	育児・保育施設の充実	あらゆる分野における女性の積極的な登用	行政の政策決定などへの女性の参画促進	高齢者や病人の在宅介護サービスや施設の充実	検診体制や相談などの健康管理システムの充実	女性問題に関する国際的な交流・情報収集の促進	男女平等に関する施策の国・都への働きかけ	その他	特にない
全体		14 100.0%	9 64.3%	4 28.6%	1 7.1%	7 50.0%	4 28.6%	3 21.4%	3 21.4%	2 14.3%	2 14.3%	0 0.0%	1 7.1%	2 14.3%	0 0.0%	0 0.0%
外国籍 × 性別	外国籍 男性	6 100.0%	3 50.0%	1 16.7%	1 16.7%	4 66.7%	0 0.0%	2 33.3%	2 33.3%	1 16.7%	2 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	外国籍 女性	8 100.0%	6 75.0%	3 37.5%	0 0.0%	3 37.5%	4 50.0%	1 12.5%	1 12.5%	1 12.5%	0 0.0%	0 0.0%	1 12.5%	2 25.0%	0 0.0%	0 0.0%
	外国籍 その他	0 -														

項目9【仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について】

問 30 あなたの生活の中で「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度についておたずねします。あなたの希望に近いものはどれですか。現在仕事をしていない方もお答えください。（○は1つだけ）

選択肢	全体	「仕事」を優先したい	「家庭生活」を優先したい	「地域・個人の生活」を優先したい	「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい	「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先したい	「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい	「仕事」と「家庭生活」と「地域生活」をともに優先したい	わからない	無回答・無効回答
全体	17	1	4	1	8	0	2	1	0	0
	100.0%	5.9%	23.5%	5.9%	47.1%	0.0%	11.8%	5.9%	0.0%	0.0%
外国籍 ×	外国籍 男性	7	1	0	1	3	0	1	1	0
		100.0%	14.3%	0.0%	14.3%	42.9%	0.0%	14.3%	14.3%	0.0%
	外国籍 女性	10	0	4	0	5	0	1	0	0
		100.0%	0.0%	40.0%	0.0%	50.0%	0.0%	10.0%	0.0%	0.0%
	外国籍 その他	0								
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

問 31 問 30 の考え方に対して、あなたの現実（現状）に近いものはどれですか。（○は1つだけ）

選択肢	全体	「仕事」を優先している	「家庭生活」を優先している	「地域・個人の生活」を優先している	「仕事」と「家庭生活」をともに優先している	「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先している	「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している	「仕事」と「家庭生活」と「地域生活」をともに優先している	わからない	無回答・無効回答
全体	17	2	7	0	6	1	0	0	1	0
	100.0%	11.8%	41.2%	0.0%	35.3%	5.9%	0.0%	0.0%	5.9%	0.0%
外国籍 ×	外国籍 男性	7	2	2	0	2	0	0	1	0
		100.0%	28.6%	28.6%	0.0%	28.6%	0.0%	0.0%	14.3%	0.0%
	外国籍 女性	10	0	5	0	4	1	0	0	0
		100.0%	0.0%	50.0%	0.0%	40.0%	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	外国籍 その他	0								
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

問 32 今後、仕事と生活の調和を図る上で、何が重要だとお考えですか。（○は3つまで）

選択肢	全体	保育サービスや介護サービスなど、育児・介護に関する社会的サポートの充実	育児・介護休業取得に対する職場の上司・同僚の理解浸透	職場の両立支援制度の充実	両立支援制度の利用の促進	法律や制度の充実	長時間勤務の見直し	地域で、日常的に交流の持てるグループやサークル、団体などの自主的な活動に参加できる場の充実	家族のサポートや家族の意識改革	個人の意識改革や努力	在宅勤務等の多様な働き方の推進	その他
全体	16	8	6	5	3	7	4	1	2	1	6	0
	100.0%	50.0%	37.5%	31.3%	18.8%	43.8%	25.0%	6.3%	12.5%	6.3%	37.5%	0.0%
外国籍 ×	外国籍 男性	7	2	2	4	2	4	3	0	1	0	2
		100.0%	28.6%	28.6%	57.1%	28.6%	57.1%	42.9%	0.0%	14.3%	0.0%	28.6%
	外国籍 女性	9	6	4	1	1	3	1	1	1	4	0
		100.0%	66.7%	44.4%	11.1%	11.1%	33.3%	11.1%	11.1%	11.1%	44.4%	0.0%
	外国籍 その他	0										
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目 10【防災について】

問 33 近年、頻発化する震災の中で、防災のまちづくりの一層の推進が課題となっています。

中でも、避難所の運営等、様々な意思決定過程への女性を含めた多様な性の参画が不十分であることが指摘されています。防災分野で男女共同参画の視点を活かすために、区に求めることは何ですか。

(○はあてはまるものすべて)

選択肢		全体	防災に関する知識の普及や啓発を進める	防災分野の委員会や会議に、より多くの女性が参加できるようにする	災害対応や復興においてリーダーとなる女性を育成する	災害に関する各種対応マニュアルなどに男女共同参画の視点を入れる	避難所設備に女性の意見を反映させる	避難所運営に女性の視点を活かす	性的マイノリティの視点を取り入れる	その他	わからない
全体		17	9	6	4	6	6	8	4	0	3
		100.0%	52.9%	35.3%	23.5%	35.3%	35.3%	47.1%	23.5%	0.0%	17.6%
外国籍 ×	外国籍 男性	7	3	3	2	3	1	2	1	0	2
		100.0%	42.9%	42.9%	28.6%	42.9%	14.3%	28.6%	14.3%	0.0%	28.6%
	外国籍 女性	10	6	3	2	3	5	6	3	0	1
		100.0%	60.0%	30.0%	20.0%	30.0%	50.0%	60.0%	30.0%	0.0%	10.0%
	外国籍 その他	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目 11【男性特有の生きづらさについて】

問 34 あなたは「男性らしさ」または「女性らしさ」によって、負担感や生きづらさを感じたことがありますか。（どの性別の方もお答えください。）（○は1つまで）

選択肢		全体	ある	ない	わからない	無回答・無効回答
全体		17	7	9	0	1
		100.0%	41.2%	52.9%	0.0%	5.9%
外国籍 ×	外国籍 男性	7	3	4	0	0
		100.0%	42.9%	57.1%	0.0%	0.0%
	外国籍 女性	10	4	5	0	1
		100.0%	40.0%	50.0%	0.0%	10.0%
	外国籍 その他	0				
		—				

問 35 日本社会において「男性である」がゆえに生じる、男性特有の負担感や生きづらさについて、次のうちどれが最も強く存在すると思いますか。（どの性別の方もお答えください。）（○はあてはまるものすべて）

選択肢		全体	弱音を吐いたり、悩みを打ち明けるのは恥ずかしいという考え方が存在する	力仕事や危険な仕事を任せられる	リーダーシップを求められる	家族を養う経済力を求められる	家事・介護・育児等により仕事を優先するべきだと求められる	「家」を背負っていかねばならない責任感を求められる	男性が行うと揶揄される趣味等がある	その他	わからない
全体		17	10	3	4	15	8	5	3	0	0
		100.0%	58.8%	17.6%	23.5%	88.2%	47.1%	29.4%	17.6%	0.0%	0.0%
外国籍 ×	外国籍 男性	7	3	2	2	6	2	3	1	0	0
		100.0%	42.9%	28.6%	28.6%	85.7%	28.6%	42.9%	14.3%	0.0%	0.0%
	外国籍 女性	10	7	1	2	9	6	2	2	0	0
		100.0%	70.0%	10.0%	20.0%	90.0%	60.0%	20.0%	20.0%	0.0%	0.0%
	外国籍 その他	0									
		—									

問 35-1 それは、どのような場面において強く現れていると思いますか。（○は1つまで）

選択肢		全体	家庭において	職場において	地域において	学校において	友人関係において	親族関係において	その他	わからない	無回答・無効回答
全体		17	6	7	1	0	1	0	1	1	0
		100.0%	35.3%	41.2%	5.9%	0.0%	5.9%	0.0%	5.9%	5.9%	0.0%
外国籍 ×	外国籍 男性	7	2	4	0	0	0	0	0	0	0
		100.0%	28.6%	57.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%
	外国籍 女性	10	4	3	1	0	1	0	0	1	0
		100.0%	40.0%	30.0%	10.0%	0.0%	10.0%	0.0%	0.0%	10.0%	0.0%
	外国籍 その他	0									
		—									

項目 12【性的マイノリティ（性的少数者）について】

問 36 あなたは、今まで自分の性のあり方（好きになる相手の性別や、自分自身の性別への違和感など）に悩んだことはありますか。（○は1つだけ）

選択肢		全体	ある	ない	無回答・無効回答
全体		17	0	17	0
		100.0%	0.0%	100.0%	0.0%
外国籍 性別 ×	外国籍 男性	7	0	7	0
		100.0%	0.0%	100.0%	0.0%
	外国籍 女性	10	0	10	0
		100.0%	0.0%	100.0%	0.0%
	外国籍 その他	0			
		-			

問 37 あなたは、性的マイノリティという言葉をご存知ですか。（○は1つだけ）

選択肢		全体	知っている	初めて知った	その他	無回答・無効回答
全体		17	14	3	0	0
		100.0%	82.4%	17.6%	0.0%	0.0%
外国籍 性別 ×	外国籍 男性	7	6	1	0	0
		100.0%	85.7%	14.3%	0.0%	0.0%
	外国籍 女性	10	8	2	0	0
		100.0%	80.0%	20.0%	0.0%	0.0%
	外国籍 その他	0				
		-				

問 38 性のあり方に関する次の意見のうち、あなたの意見に近いのはどれですか。（○は1つだけ）

選択肢		全体	性のあり方は個人の趣味・嗜好によるものである	性のあり方は個人の趣味・嗜好によるものではない	その他	わからない	無回答・無効回答
全体		17	11	3	1	2	0
		100.0%	64.7%	17.6%	5.9%	11.8%	0.0%
外国籍 性別 ×	外国籍 男性	7	3	2	1	1	0
		100.0%	42.9%	28.6%	14.3%	14.3%	0.0%
	外国籍 女性	10	8	1	0	1	0
		100.0%	80.0%	10.0%	0.0%	10.0%	0.0%
	外国籍 その他	0					
		-					

問 39 あなたは、性的マイノリティの方々が暮らしやすい社会になるために何が必要だと思いますか。（○はあてはまるものすべて）

選択肢		全体	周囲の理解や偏見・差別の解消	教育現場での普及・啓発	医療・福祉現場での普及・啓発	企業・職場での普及・啓発	社会制度の見直し（同性婚の法的整備、社会保障等の平等）	トイレや更衣室等のハード面の整備	専門の相談機関の設置	その他	すでに暮らしやすい社会であると思う
全体		17	13	7	4	10	9	5	3	0	4
		100.0%	76.5%	41.2%	23.5%	58.8%	52.9%	29.4%	17.6%	0.0%	23.5%
外国籍 性別 ×	外国籍 男性	7	4	4	2	4	4	3	2	0	2
		100.0%	57.1%	57.1%	28.6%	57.1%	57.1%	42.9%	28.6%	0.0%	28.6%
	外国籍 女性	10	9	3	2	6	5	2	1	0	2
		100.0%	90.0%	30.0%	20.0%	60.0%	50.0%	20.0%	10.0%	0.0%	20.0%
	外国籍 その他	0									
		-									

問 40 世田谷区では、平成 27 年度から、同性パートナーの方の気持ちを受け止める取組みとして「パートナーシップの宣誓」を行っています。また、令和 4 年度には対象者等を拡大し「パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓」へ制度を新たにしています。この取組みをご存知ですか。(○は1つだけ)

選択肢		全体	「パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓」について内容を知っている	「パートナーシップの宣誓」のみ内容を知っている	名前は聞いたことがあるが、内容は知らない	知らない	無回答・無効回答
全体		17	2	1	4	10	0
		100.0%	11.8%	5.9%	23.5%	58.8%	0.0%
外国籍 ×	外国籍 男性	7	1	0	1	5	0
		100.0%	14.3%	0.0%	14.3%	71.4%	0.0%
	外国籍 女性	10	1	1	3	5	0
		100.0%	10.0%	10.0%	30.0%	50.0%	0.0%
	外国籍 その他	0					
		-					

問 41 あなたは、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」をご存知ですか。(○は1つだけ)

選択肢		全体	条例も大まかな内容も知っている	聞いたことがあるが、内容は知らない	知らない	無回答・無効回答
全体		17	0	4	13	0
		100.0%	0.0%	23.5%	76.5%	0.0%
外国籍 ×	外国籍 男性	7	0	2	5	0
		100.0%	0.0%	28.6%	71.4%	0.0%
	外国籍 女性	10	0	2	8	0
		100.0%	0.0%	20.0%	80.0%	0.0%
	外国籍 その他	0				
		-				

項目 13【コロナウイルス禍を経た環境変化について】

問 42 新型コロナウイルス感染症拡大により、日常生活や行動に次のような変化がありましたか。

(○は3つまで)

選択肢		全体	仕事量が 増えた	仕事量が 減った (「なくなった」を含む)	ワークライ フバランス が実現で きた	ワークライ フバランス が実現で きなくなっ た	精神的に 安定する ことが増え た	精神的に 不安にな ることが増 えた	家族との 仲が良くな った	家族との 関係が悪 化した	食事の支 度や掃除 等、家事 が増えた	食事の支 度や掃除 等、家事 が減った	その他
全体		16	3	4	3	2	3	4	3	0	5	0	1
		100.0%	18.8%	25.0%	18.8%	12.5%	18.8%	25.0%	18.8%	0.0%	31.3%	0.0%	6.3%
外 性 国 別 籍 ×	外国籍 男性	6	1	2	3	0	0	1	2	0	3	0	0
		100.0%	16.7%	33.3%	50.0%	0.0%	0.0%	16.7%	33.3%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%
	外国籍 女性	10	2	2	0	2	3	3	1	0	2	0	1
		100.0%	20.0%	20.0%	0.0%	20.0%	30.0%	30.0%	10.0%	0.0%	20.0%	0.0%	10.0%
	外国籍 その他	0											
		-											

項目 14【区の政策について】

問 43 あなたは、個人の尊厳が尊重され、多様性を認められながら、自分らしく安心して暮らしていると感じていますか。(○は1つだけ)

選択肢		全体	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	無回答・無効回答
全体		17	11	6	0	0	0
		100.0%	64.7%	35.3%	0.0%	0.0%	0.0%
外国籍 ×	外国籍 男性	7	3	4	0	0	0
		100.0%	42.9%	57.1%	0.0%	0.0%	0.0%
	外国籍 女性	10	8	2	0	0	0
		100.0%	80.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%
外国籍 その他		0					
		-					

問 44 あなたは、ジェンダー主流化についてご存知ですか。(○は1つだけ)

選択肢		全体	知っている	聞いたことはあるが、よく知らない	知らない	無回答・無効回答
全体		17	1	6	10	0
		100.0%	5.9%	35.3%	58.8%	0.0%
外国籍 ×	外国籍 男性	7	0	0	7	0
		100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
	外国籍 女性	10	1	6	3	0
		100.0%	10.0%	60.0%	30.0%	0.0%
外国籍 その他		0				
		-				

問 45 このことを踏まえ、あなたが考える、区の政策においてジェンダー主流化の視点を取り入れる優先度が、最も高い分野は次のうちどれに当てはまりますか。

選択肢		全体	子育て	教育	医療	福祉	災害対策	環境	街づくり	産業	文化	スポーツ	その他	無回答・無効回答
全体		17	4	5	1	2	0	0	1	2	1	0	0	1
		100.0%	23.5%	29.4%	5.9%	11.8%	0.0%	0.0%	5.9%	11.8%	5.9%	0.0%	0.0%	5.9%
外国籍 ×	外国籍 男性	7	1	2	0	1	0	0	1	1	1	0	0	0
		100.0%	14.3%	28.6%	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%	14.3%	14.3%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%
	外国籍 女性	10	3	3	1	1	0	0	0	1	0	0	0	1
		100.0%	30.0%	30.0%	10.0%	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.0%
外国籍 その他		0												
		-												

令和 7 年 1 月 8 日
総 合 支 所
生 活 文 化 政 策 部
子 ど も ・ 若 者 部

世田谷区困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する
基本的な方針（案）について

（付議の要旨）

困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（案）を取りまとめたので決定する。

1 主旨

令和 6 年 4 月から施行された、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「女性支援新法」という。）に伴う今後の区の対応については、令和 6 年 5 月、関係所管に学識経験者を交えた委員から構成する「困難な問題を抱える女性への支援あり方検討会」（以下「あり方検討会」という。）を設置し、検討を行ってきた。この度、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（案）を取りまとめたので決定する。

2 これまでの経緯

- | | | |
|--------|------|---|
| 令和 4 年 | 6 月 | 女性支援新法制定 |
| 令和 5 年 | 3 月 | 国「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」策定 |
| 令和 6 年 | 3 月 | 東京都「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する東京都基本計画」策定 |
| | 4 月 | 女性支援新法施行 |
| | 5 月 | 区民生活常任委員会 報告（女性支援新法の施行に伴う対応について）
第 1 回あり方検討会 |
| | 6 月 | 第 1 回男女共同参画・多文化共生推進審議会 報告 |
| | 7 月 | 第 2 回あり方検討会
DV防止ネットワーク代表者会議 報告 |
| | 8 月 | 第 1 回男女共同参画推進部会 報告 |
| | 9 月 | 区民生活常任委員会 報告（女性支援新法の施行に伴う検討状況について）
第 3 回あり方検討会 |
| | 10 月 | 第 2 回男女共同参画・多文化共生推進審議会 報告 |
| | 11 月 | 区民生活常任委員会 報告（困難な問題を抱える女性への支援に関する |

る基本的な方針素案)

第4回あり方検討会

※6月～12月 女性支援に関する先進的な取組みを行う自治体や民間団体等、計10か所への視察やヒアリング等を行った。

3 あり方検討会での主な意見（第1～4回）

（1）女性特有の困難さについて

- ①性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害に遭遇しやすい状況にあることや、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題が存在する。それらが言語化され、男女ともに知ることが重要。
- ②依然として、女性是不安的な就労状況にあり、経済的困窮、孤立などの社会的経済的困難等に陥る恐れがあることを認識することが重要。
- ③法の趣旨の一つとして、女性が抱える困難は一つではなく、生活困難と家庭環境（家族問題）や仕事、病気、障害など、複合的な問題があることから、関係各課がそろって一緒に検討する意味がある。

（2）区の支援の現状について

- ①男女問わず実施している各種施策についても、各所管において女性支援に関する理解を深め、女性特有の困難さに着目し、支援を行うことが重要。
- ②課題やニーズが明確な相談については、既存の相談機関等で対応しているが、相談につながっていない女性をどうするかが課題。特に、若年女性や中年層単身女性は、自分が支援の対象であるとの意識や行政に支援を求めようとはしないのではないかな。

（3）女性相談支援員について

- ①女性相談支援員は、DV相談も行っていることから、相談員や相談者の安全確保のため積極的な案内をしてこなかったこともあり、庁内や区民からの認知度が低いと考えられる。
- ②女性相談支援員は「子ども家庭支援課」に所属することから、子どものいない単身女性が相談しにくく、支援につながりにくいのではないかな。
- ③常勤職員の定期的な異動がある中で、女性相談支援員の安定的な人材確保や育成、質の担保が課題。

（4）今後の取組みについて

本法の対象が非常に幅広い。従来の視点でなく女性の困難さで見直した時に、今まで見落としがちだった課題別に、順次、取り上げ検討を続けていけるとよい。

4 基本的な方針における今後の取組み

（1）基本的な考え方

①本人の意思を尊重した支援

法の基本理念に沿って、困難な問題を抱える女性の人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とし、「本人の意思を尊重した支援」を行う。

②様々な状況にある困難な問題を抱える女性を支援

法が定義する状況（性的な被害、家庭の状況、地域社会生活との関係性その他の様々な事情により日常生活または社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（その恐れのある女性を含む。））に当てはまる女性であれば、年齢、障害の有無、国籍等を問わず、関係各課と連携して支援を行う。

③庁内各課・関係機関・民間団体等の連携強化

様々な困難を抱えた女性に必要な支援を包括的に提供できるよう、庁内連携はもとより、関係機関や、専門性や柔軟性をもって先駆的に女性の支援を実践してきた民間団体等との連携をより強化する。

④支援につながりにくい層への早期支援

これまで支援につながりにくかった若年女性や40代～50代の中年単身層などの層も含め困難な問題を抱えた女性が早期に相談や支援につながれるよう、居場所等の創出や相談窓口の改善を図る。

⑤相談機能の強化

女性相談支援員は引き続き、困難な問題を抱える女性にとって最も身近な、支援の端緒なる相談機能を果たすとともに、支援に必要となりうる児童福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活保護など保健福祉センター各課及び関係各課、機関と連携し、各総合支所で支援を実施する。女性相談支援員の職員育成に努め、女性相談支援員のあり方を、専門職としての会計年度任用職員の配置等を含め検討していく。

⑥基本的な方針から基本計画の策定へ

令和7年4月より令和9年3月末までの2か年は、本基本的な方針に基づき支援に取り組むとともに、課題別の新たな取り組みや残された課題について検討を継続し、令和9年3月策定予定の第三次男女共同参画プランにおいて計画として内包して取り組みを推進していく。

（2）全庁的推進体制の構築

①支援調整会議(法15条)の設置

法15条に定める「支援調整会議」を新たに設置し、庁内関係所管及び関係機関、民間団体等との連携を強化する。

②女性相談支援員と区立男女共同参画センター「らぶらす」の連携

DV相談の方だけでなく、相談者の多様化するニーズに応えていくため、相談員同士の連絡会を開催するなど連携を強化する。

③福祉関係各課・庁内関係所管との連携

相談の入口となる窓口がどこであっても、女性特有の悩み等を把握した場合は、女性相談の窓口につなげるよう庁内各課に周知し、支援につながるようにしていく。

④関係機関等との連携

支援調整会議等の機会を活かし、警察署や医師会、東京都等関係機関等との情報共有や課題共有を行い、連携を強化する。

⑤民間団体等との連携

女性の抱える困難さは多岐にわたり、専門性や柔軟性をもって先駆的に実践している民間団体等と連携して包括的な支援を実施する。

⑥人材育成

女性相談支援員は常勤職員と会計年度任用職員が配置されており、常勤職員は異動による配置換えがあるため、相談の質の担保のための人材育成が必要である。また、対象者が抱える課題は複雑化・多様化・複合化しているため、支援者には、多様な分野の幅広い知識が求められている。そのために、国や都が実施する専門的な研修に積極的に参加するほか、区の実情にそった実践的な研修を実施する。

(3) 課題別の新たな取組み

①女性相談窓口の改善と周知

すべての支所の窓口に、女性相談のサインを設置する。また、若い世代に情報が届くよう、定期的に女性相談について区公式SNSで配信するとともに、若年女性が集う場にいる支援員や相談員等に女性相談について周知し、困難な状況にある若年女性を早期支援につなげる。

②女性性に起因する女性の困難さへの対応

予期せぬ妊娠や性暴力など、女性性に起因する女性の困難さについて、先駆的に活動している専門性、柔軟性をもった民間団体との協働も視野に入れ、周知啓発の強化など具体的な取組みを実施する。

③居場所や住まい等の創出と連携による支援

予防的な対応を強化するため、今まで支援が届きにくかった若年女性や中年層単身女性について、情報や相談支援につながることで孤立や孤独を予防することを目的に、身近な居場所等の創出などに取り組む。

④民間団体等との協働した支援

ケースワークや支援調整会議を通して連携体制を深め、それぞれの特性を生かしつつ補完し合いながら支援を実施する。包括的な支援のために、更に必要な支援ニーズのほか、民間団体の実施する支援メニューや運営体制を把握し、民間団体との協働方法について引き続き検討していきます。特に、若年女性の支援においては、先駆的に、民間団体と協働で事業を進めている他自治体との情報共有なども、積極的に進めていく。

5 困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（案） 別添のとおり

6 今後のスケジュール（予定）

令和7年2月	区民生活常任委員会、福祉保健常任委員会、子ども・若者施策推進特別委員会報告（困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針（案））
3月	困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針策定
4月～	困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針に基づく取組みの実施
令和9年3月	第三次男女共同参画プラン策定（困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本計画を内包）

別添

世田谷区困難な問題を抱える女性への
支援のための施策に関する基本的な方針
(案)

令和7年3月

はじめに

令和4年、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立し、世田谷区にも「区の役割」を担うことが求められました。

世田谷区では、この法律の成立や東京における「若年女性の生きづらさ」に関する知見を受けて、特別区長会調査研究機構に「特別区における女性を取り巻く状況と自治体支援の方策」という研究テーマを提案し、令和5年度調査研究事業6テーマのうちの一つに採択されました。提案区の世田谷区を中心に、豊島区や文京区、荒川区などの自治体からもご参加いただき、複数の学識研究者とともに、自治体アンケート調査や支援団体ヒアリング調査等、調査研究を行うことが出来ました(※)。

そして、令和6年5月、区は、「困難な問題を抱える女性への支援のあり方検討会」(以下「あり方検討会」と略記)を設置し、生活文化政策部人権・男女共同参画課と北沢総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課が事務局となり、このテーマに関連する各課の課長等多くの職員が参加して、検討を重ねてまいりました。

その際、特別区長会調査研究事業にご参加の学識経験者の方々にもご参加頂くことができたのは幸いでした。当該調査研究は主に「若年女性」を調査対象にしておりましたが、それは、「若年世代の女性が抱える困難な問題」のあり方が非常に複合的で、従来の自治体が行う支援策にうまく適合できない性格をもつのではないかと考えたからです。このような調査研究事業の成果は、「あり方検討会」において、十分に生かすことができました。

また、「あり方検討会」では、区民に対する様々な支援を行っている現場の職員から多くの参加と意見をいただき、また、事務局が視察した数多くの民間団体等の特色ある取組みを共有できたことで、若年世代に特化しない、より広い年代の「困難な問題を抱える女性」を視野に入れた「支援のあり方の検討」を行えたのではと考えております。

このたび策定した「基本的な方針」は、国から求められている支援の内容等に基づき、区の女性相談支援の窓口はもとより、各部署で行っている事業について、女性への支援の視点から初めて現状や課題をまとめるとともに、今後の女性支援の方向性を示したものです。

この方針が、より良くよりきめ細やかな「困難な問題を抱える女性への支援」の実現にむすびつき、「困難な問題を抱えている」にもかかわらずどこにも相談することができない女性がひとりもない世田谷区になりますことを、強く願っています。

困難な問題を抱える女性への支援のあり方検討会

座長 江原 由美子

※特別区長会調査研究機構令和5年度調査研究報告書をぜひお読みください。
<https://www.tokyo23-kuchokai-kiko.jp/>

【目次】

女性特有の困難さとは	・・・4
1 基本的な方針の背景	・・・6
(1)「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」について	・・・6
①法制定の背景と経緯	・・・6
②法の趣旨と基本理念	・・・6
(2)国の基本方針 ～国・東京都・区の役割分担と連携	・・・7
①国の役割	・・・7
②東京都の役割	・・・7
③区の役割～基礎的自治体に求められること	・・・8
2 困難な問題を抱える女性への支援の現状と課題	・・・9
(1)支援の中核機関の現状と課題	・・・9
①女性相談支援センター(東京都設置)	・・・9
②女性自立支援施設(東京都設置)	・・・10
③女性相談支援員(区)	・・・11
事例1 【逆境的小児期体験(ACEs)が背景にある若年女性】	・・・15
事例2 【不法滞在のまま飛び込み出産をした外国籍女性】	・・・16
事例3 【夫からのDVを訴える統合失調症の女性】	・・・17
(2)世田谷区立男女共同参画センター「らぶらす」における女性相談の現状と課題	・・・18
コラム1 男女共同参画センター「らぶらす」のDV相談から	・・・20
コラム2 女性相談支援員による女性相談と「らぶらす」の女性相談ってどう違う？	・・・21
(3)庁内関係所管の支援の現状と課題	・・・22
①国の基本方針において求められている支援の内容・体制等における区の現状	・・・22
②関係各課等における女性支援事例の状況	・・・32
事例4 【軽度の知的障害を持つ女性の支援】	・・・34
事例5 【自殺未遂によりつながった若年女性】	・・・35
(4)民間団体等の活動状況	・・・36
①民間団体等視察先	・・・36

②視察等状況まとめ	・・・36
③今後について	・・・37
コラム 3 自助グループ「わくわくシニアシングルス」の活動	・・・38
3 今後の取組み	・・・39
(1)基本的な考え方	・・・39
(2)全庁的推進体制の構築と強化	・・・40
①支援調整会議(法 15 条)の設置	・・・40
コラム4 個別ケース検討会議で変わること	・・・42
②女性相談支援員と区立男女共同参画センター「らぶらす」の連携	・・・42
③福祉関係各課・庁内関係所管との連携	・・・42
④関係機関等との連携	・・・43
⑤民間団体との連携	・・・43
⑥人材育成	・・・44
(3)課題別の新たな取組み	・・・45
①女性相談窓口の改善と周知	・・・45
②女性性に起因する女性の困難さへの対応	・・・45
③居場所や住まい等の創出と連携による支援	・・・45
④民間団体等との協働した支援	・・・46
4 主な相談窓口	・・・47
コラム5 性犯罪・性暴力被害を相談されたら～世田谷区犯罪被害者等相談員から	・・・49
資料	・・・50
・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	
・世田谷区困難な問題を抱える女性への支援のあり方検討会設置要綱	
・困難な問題を抱える女性への支援のあり方検討会名簿	
・基本的な方針策定にかかる経過等	
コラム6 なぜ、困難な「女性」への支援なのか	・・・60

女性特有の困難さとは

困難な問題を抱える女性への支援のあり方検討会

副座長 杉田 真衣

女性は依然として困難な状況におかれています。

労働について見ると、同じ正社員・正職員であっても女性の給与は男性の 8 割に届かず、国際的に見ても日本における男女の賃金格差は大きくなっています(『男女共同参画白書 令和 6 年版』)。また、社会が不安定化してきた要因の一つが非正規雇用労働者の増加ですが、男女別で見ると、男性の 5 人に 1 人(22.6%)が非正規雇用であるのに対して、女性では 2 人に 1 人(53.2%)と、はるかに多くなっています(『労働力調査』2023 年平均)。

こうした状況が生み出された背景には、女性は結婚するまでは親が、結婚してからは夫が経済的に支える存在であり、働いてもそれはあくまでも家計を補助するためであるとみなされてきたことがあります。このことによって、若年の単身女性が働けない状態にあっても「家事手伝い」の存在とみなされて支援の対象とは認識されず、非正規労働は家計補助だと扱われてその賃金は低い水準に留め置かれ、シングルマザーの多くが生活の困窮を強いられてきました。労働における格差は低年金、低貯蓄をも引き起こし、高齢の単身女性の相対的貧困率は、同じく高齢で単身の男性よりも高くなっています(*)。「就職氷河期世代」と呼ばれる 40～50 代の単身女性は若い頃から不安定な状況に置かれており、現在は何とか生活できている場合でも、今後その多くが困窮状態へと追い込まれることが推測されます。

身体的な側面から見ても、女性には月経、妊娠や出産に伴う困難が生じやすい状況があります。こうした身体的な困難がそのまま労働や生活における支障となることがないように、社会的な支援を構築することが求められます。たとえば、生理休暇が取得しやすく、妊娠中や出産後も働きやすい職場づくりがそれにあたります。予期せぬ妊娠による社会的孤立に対する支援も必要ですが、同時に、予期せぬ妊娠を回避する手段を拡充し、リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する知識を広めることも重要です。「生理の貧困」が社会問題となることで経済的な負担がようやく可視化されましたが、見過ごされてきた社会的課題の解決をいっそう進めていかなければなりません。

DV、性暴力、性的虐待については、男性も、同性間でも被害に遭いますが、女性が多く遭っていることが指摘されてきました。これまで見てきた男女の格差とそれを生み出している差別的な社会構造が、そうした暴力を起きやすくし、また加害者から逃れにくくさせています。

これまで見てきた女性の困難は、互いに関わり合っています。たとえば、DV 加害者から逃れた女性や、出産後の就業継続が難しい職場をやむなく離れた女性が、しばしば安定した職に就きづらいといったことです。暴力被害は心身に深刻な影響を及ぼすため、就労自体をも困難にさせます。さらには、女性と一口に言っても、障害、外国籍・外国ルーツ、性的マイノリティなど、いくつもの背景とそれに由来する困難があります。このように困難はしばしば折り重なっているため、それに対する支援体制は横断的にならざるを得ません。

困難な状況にあればあるほど、支援は求めにくくなります。未だ気づかれていない女性たちの困難を見つけ、支えていくことが、自治体、ひいては社会全体に求められています。

* 阿部彩 (2024)「相対的貧困率の動向 (2022 調整 update)」JSPS22H05098,<https://www.hinkonstat.jp/>

1 基本的な方針の背景

(1) 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」について

① 法制定の背景と経緯

- ・日本において「女性であることに起因する生活困難」に対する福祉施策は、昭和 31(1956)年制定の「売春防止法」に基づく「婦人保護事業」を中心に展開されてきました。
- ・売春防止法は、戦後の混乱期に「売春をなすおそれのある女子」を「要保護女子」と定義し、彼女らを保護・更生することを目的としていました。しかし、この法律は売春に焦点を当てており、多様な背景を持つ女性が抱える困難に十分対応できず、人権や福祉、自立支援等の視点は不十分なものでした。また、売春防止法は支援対象を「売春を行うおそれのある女子」に限定され、支援が威圧的・懲罰的な要素が含まれている点も問題視されてきました。
- ・その後、女性支援のニーズが多様化し、平成13(2001)年に DV 防止法、平成12(2000)年にストーカー規制法が制定されるなど支援範囲が広がったが、売春防止法自体は抜本的に改正されず、生活困窮や障害によって売春を強いられる女性たちに対して適切な支援が届きにくい状況が続いてきました。
- ・近年では、社会経済の変化や価値観の多様化に伴い、家庭関係の破綻、経済的困窮、暴力や DV など、女性が直面する問題がさらに多様かつ複雑化しています。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響は、女性の貧困問題を顕在化させ、シングルマザーの失業や DV の増加、女性の自殺といった問題が浮き彫りになりました。
- ・これらに対し、支援体制の整備は依然として不十分でした。こうした背景を受け、与野党の女性議員を中心に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(以下「法」という。)の必要性が議論され、令和 4(2022)年に議員立法として提出されました。この法律案は第 208 回国会で全会一致で可決・成立し、現代の女性が抱える多様な困難に対応する支援法として新たな一歩を踏み出しました。

② 法の趣旨と基本理念

- ・法は、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的」として、売春防止法に代わる新たな法律として成立しました。
- ・法では、基本理念として、以下の3点を掲げています。
 - 1) 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
 - 2) 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。

3)人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

- ・法は、売春防止法の枠組みから脱却し、「女性が抱える多様な問題」に対応するために制定されました。具体的には、「性的被害」「家庭状況の問題」「地域社会との関係」といった困難に直面する女性を支援対象としており、年齢、障害の有無、国籍を問わず支援の手が差し伸べられる仕組みを提供していくものです。
- ・女性が自らの意思を尊重され、生活再建を目指すための支援体制が強化され、社会全体として女性が安心して自立できる環境の整備が進むことが期待されています。

(2)国の基本方針 ～ 国・東京都・区の役割分担と連携

令和5(2023)年3月、厚生労働省が有識者会議を開催し、法に基づく「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」が策定・告示されました。各都道府県が地域特性に応じた施策実施計画を策定し、市区町村にも施策推進の努力義務が課され、都道府県と協働しながら地域内で女性が必要とする支援が提供される体制の構築が求められています。

① 国の役割

国の役割は全国に公平な支援の基盤を整え、支援の質を高めるとともに、都道府県および市区町村における取組みの一貫性を確保することにあります。

- ・法に基づき、国は各自治体が円滑に支援を行うため、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」(以下「国の基本方針」とする。)を策定し、全国的に統一した支援の枠組みと方向性を提示しました。
- ・この方針では、女性の自立支援、医療支援、カウンセリング、住居支援、法的サポートといった包括的な支援内容や、自治体や民間との連携方法を示しています。
- ・国は各自治体の実施体制を支えるための財政支援や、人材育成プログラムの提供なども担います。

② 東京都の役割

東京都は、国の基本方針に基づき「基本計画」を策定し、地域の実情を踏まえた支援策を以下のように計画的に展開します。

- ・「基本計画」では、積極的な支援の実施と周知、支援者同士の連携と調整を図る方針を示しています。
- ・都の支援体制には、段階的かつ重層的な支援体制が求められることから、行政機関と民間団体のそれぞれの特性を活かし、各支援機関が持つ強みを活かした支援体制を検討します。
- ・都は、地域内の支援状況と実施体制を把握し、必要に応じて女性相談支援センターの設置や女性相談支援員の配置、女性自立支援施設の設置状況を検証します。
- ・都は、困難な問題を抱える女性への支援を行う民間団体と協働し、女性の意思を尊重した支援体制や、女性が抱える問題とその背景、心身の状況に応じて最適な支援を受けられるよう、体制を整備していきます。

- ・広域的な観点から、都は区市町村の支援施策が円滑に進むよう、区市町村が策定する基本計画や各施策の取組状況について情報提供を行い、区市町村のニーズに応じた包括的な支援の展開等、区市町村への支援を行うとともに、取組み状況を把握し、地域間で支援格差が生じないように、必要な取組みを働きかけます。

③ 区の役割～基礎的自治体に求められること

区は、住民にとって最も身近な行政機関として、支援の端緒となる相談機能の役割を担います。

- ・困難な問題を抱える女性への支援を実施する上で、児童福祉、ひとり親支援、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護など、複数の福祉制度を所管し、実施主体として包括的に対応します。
- ・支援に必要な制度を所管する庁内関係部署はもとより、幅広い部署がそれぞれ主体性を発揮し、相互に連携の上、支援対象者が必要とする支援を提供します。
- ・庁内での情報連携及び支援方針の決定が円滑に行われるよう、関係部署が参加する会議の定期的な開催等の工夫に努めます。
- ・都の「基本計画」に基づき、区市町村の基本計画策定、女性相談支援員の配置、地域住民への支援窓口の周知、地域における民間団体との協働による積極的な支援等に努めます。

法ではそれぞれの役割を定めた上で、共通の役割と連携について定めています。

東京都と区は、単独または共同で「支援調整会議」を組織し、困難な問題を抱える女性への支援が適切かつ円滑に実施されるよう努めます。この会議では、支援に携わる関係者が集まり、情報の共有や支援方針の検討を行い、支援活動の調整や改善を図ります。

また、国が提供する調査研究や研修、予算なども活用し、支援施策の普及・啓発、効果的な支援手法の調査研究、人材の確保・育成、支援スタッフの資質向上に努めるとともに、女性支援を行う民間団体に対しても、安全で安定的な運営ができるよう援助に努めます。

このように、国・都・区が相互に連携を図り、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の活動を支援し、地域特性やニーズに応じた適切な支援が行われる体制の構築に努め、都内全域で困難な問題を抱える女性が安心して支援を受けられる環境が整備され、女性の自立や生活の安定を促進することが求められています。

2 困難な問題を抱える女性への支援の現状と課題

(1) 支援の中核機関の現状と課題

法第 9 条において、女性相談支援センターについて都道府県に設置義務を設け、法第 12 条において、女性自立支援施設について都道府県が設置できるとしています。法第 11 条では、女性相談支援員について都道府県に設置義務、市町村に努力義務を設けています。

国の基本方針では、支援体制として、①女性相談支援センター、②女性自立支援施設、③女性相談支援員 の三機関は、支援の中核機関であり、定期的な意見交換により日常的な連携関係を深めることが望ましい、としています。

① 女性相談支援センター（東京都設置）

【現状】

- ・東京都女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性支援の中核機関として、対象者に支援を提供するだけでなく、女性相談支援員や女性自立支援施設及び民間団体などに対して、支援が難しいケースへの助言を行うとともに、支援力向上のための研修を実施するなど、支援者側を援助する役割も担っています。
- ・東京都女性相談支援センターは、大きく分けて「相談業務」と「一時保護業務」を実施しています。一時保護は年間を通じて、日中、夜間を問わずに福祉事務所、警察からの依頼により、DV 等の暴力被害者や支援の必要な女性の保護の他、「人身取引対策行動計画」による人身取引被害者の保護も行っています。

【主な支援内容】

- 支援対象者の立場に立って相談に応じ、相談を行う機関を紹介
- 支援対象者及び同伴家族の安全確保及び一時保護の実施
- 支援対象者の抱える問題やその背景、心身の状況等を適切に把握するためのアセスメントを行い、本人の意向を把握しながら最適な支援を実施
- 支援対象者の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助等を実施
- 同伴児童に対して、児童の状況に応じて、学習支援を実施
- 女性自立支援施設への入所・退所を決定

東京都女性相談支援センターの事業の内、区が、主に関わるのは「一時保護業務」となります。東京都の、一時保護は年間を通じて、日中、夜間を問わずに福祉事務所、警察からの依頼により、DV 等の暴力被害者や支援の必要な女性の保護の他、「人身取引対策行動計画」による人身取引被害者の保護も行われています。

区が、一時保護委託をした件数については以下の通りです。

令和 3 年度 24件（一時保護所 21件・保護委託 3 件）

令和 4 年度 30件（一時保護所 27件・保護委託 3 件）

参考：令和4年度：東京都一時保護実績 保護件数 500件（単身339件母子 161 件）

【課題】

- ・現在の、一時保護施設は二人部屋で、トイレや風呂は共有となります。そのことから、「プライバシーが保護されない」「他者との関わりにストレスを感じる」などの理由から、相談者が一時保護事業の利用をためらう事があります。
- ・中学生以上の男子を同伴する方については、一時保護事業の利用が不可となっています。中学生以上の男子を受け入れられる一時保護委託の施設が限られているため、緊急性や秘匿性の高い相談者が、やむを得ず一般の宿泊所などを利用するしかない状況にあります。
- ・DV 被害者と、困難さを抱える女性とが、同じ一時保護施設を利用している現状があります。そのため、外出制限(通勤・同伴児童の通学など)や、通信制限などの施設の利用上の規則があり、その秘匿性を守る事が障壁となり、結果入所に結びつかない現状があります。

② 女性自立支援施設(東京都設置)

【現状】

- ・女性自立支援施設については、都道府県が設置できるとしており、現在、東京都では、特別区内に3か所、多摩地区に2か所の女性自立支援施設を有しています。
- ・保護を必要とする女性が入所し、自立に向けた就労および生活に関する指導・支援が行われており、女性相談支援センター所長が入退所の決定を行います。
- ・入所期間については、特に定めはありませんが、妊産婦を主な支援対象としている女性自立支援施設については、概ね妊娠36週以降の妊婦または産後6カ月以内の乳児を同伴する母親を対象としています。

【主な支援内容】

- 困難な問題をかかえる女性の入所を受け入れて、その保護の実施
- 入所者の心身の健康の回復を図るための医学的または心理的な援助を実施
- 自立の促進のための生活支援や自分らしく生活できるようなプログラムの提供
- 同伴した児童に対する生活及び遊び・発達に関する支援や、母子関係安定の為の支援を実施(妊産婦を主な支援対象とする施設)
- 退所者への相談その他の援助を実施

都内全体の女性自立支援施設の定員は230名ですが、4年度末の在籍者数は、99名で、入所利用率は約4割となります。(このうち、支援内容が妊産婦を主な支援対象とする施設については、ほぼ満床状況にあります)

区の利用状況は、以下の通りです。

	女性自立支援施設在籍者数	(左のうち:妊産婦対象施設入所者数:再掲)
令和4年度	5名	1名
令和5年度	8名	3名

【課題】

- ・女性自立支援施設の入所時は、女性相談支援センターの一時保護事業を利用しアセスメントの上で、東京都が入所を判断することとなっていますが、一時保護施設の規則(携帯等が使える

ない、外出不可である)に対しての拒否感から、「居所が無い」等の主訴があっても女性自立支援施設への入所に結びつきづらい現状があります。

- ・女性自立支援施設の入所中は、経済的支援(現金給付など)がありません。そのため手もちのお金が無い相談者の中には、その事が理由で入所を避ける傾向があります。特に、若年女性の場合は、携帯電話の費用等の支払いが困難になるという理由で、他の施設での生活を希望される方もいます。
- ・妊産婦を主な支援対象としている女性自立支援施設については、絶えず満床で、予期せぬ妊娠や特定妊婦の場合など、妊娠36週以前の入所による支援を希望していても、なかなか入れない状況があります。

③ 女性相談支援員(区)

【現状】

- ・女性相談支援員は、都道府県(指定都市を含む)に配置義務があり、市町村は努力義務となっています。
- ・区では、令和6年4月1日現在、21名の女性相談支援員を各総合支所の子ども家庭支援センターに配置し、女性相談もしくはDV相談として、支援対象者の相談に応じています。
- ・区は、支援対象者にとって最も身近な、支援の端緒となる相談機能を果たすとともに、困難な問題を抱える女性の支援に必要となりうる児童福祉、ひとり親福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活保護などの制度の実施主体であり、支援の主体ともなっています。
- ・DV相談や親族(親・兄弟など)からの虐待などの場合は、その危険度や緊急度に応じて一時保護の対応のため、東京都女性相談支援センターと連携し支援をしています。その他、複合的な課題がある場合は、保健福祉センター各課への繋ぎや、関係機関との連携のもと、支援対象者本人の意向を尊重した支援をしています。

【主な支援内容】

- ・女性相談・DV相談における、支援対象者との面接などの相談対応
- ・支援対象者が自己決定できるよう、必要な情報提供と課題整理
- ・要保護性・緊急性のある相談者への一時保護事業の利用手続き(連絡調整)及び同行
- ・警察署・学校・保育園・医療機関・NPO法人等との連絡調整及び連携
- ・法テラスなどの公費負担ができる制度の情報提供
- ・保護命令・支援措置等の手続き支援や代理人弁護士との連絡調整
- ・支援対象者との面接相談の継続による支援(DVサバイバー*¹・ACEs*²への支援)
- ・新たな生活の再建に向けて、基盤づくりの情報提供及び同行・連絡調整

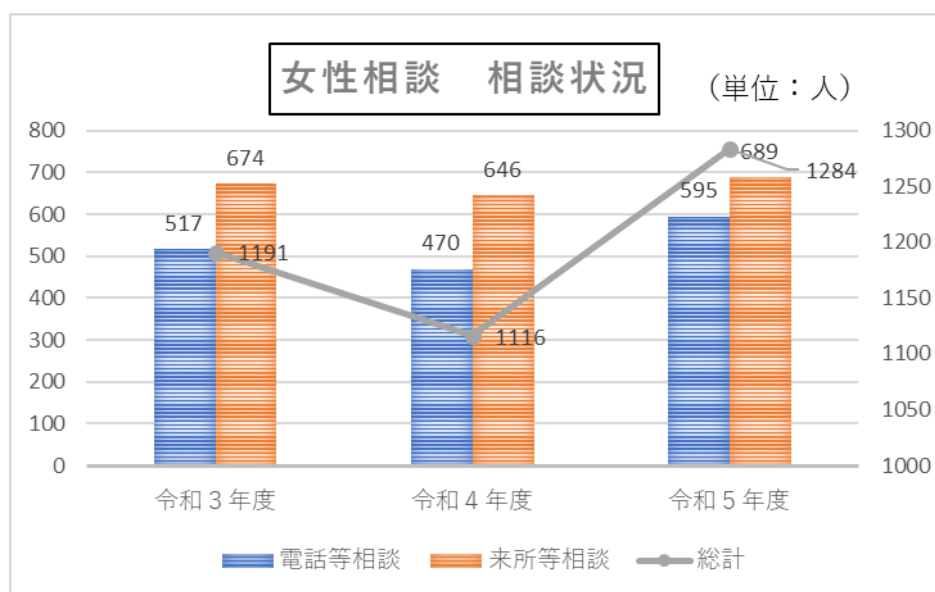
*¹ DVサバイバー DVの被害を受けた／受けている人たちが、その試練の中で生き続けている状況をいう。

*² ACEs 逆境的な子ども時代の体験(虐待・親との離別・機能不全家族・家族の薬物中毒など)

【区の相談支援の現状】

■女性相談の受付人数(実人員)

- ・令和5年度では、来所等相談が689人、電話・手紙などによる相談が595人、総計1284人の相談に対応しました。相談対応実人数の全体数は、増加傾向にあります。



■令和5年度 来所相談者：年齢と主訴

- ・来所による相談のうち、約 7 割を占めるのが下表の「DV／離婚」うちのDV、「子ども、親・親族・交際相手・その他の者」からの暴力となっています。

(単位：人)

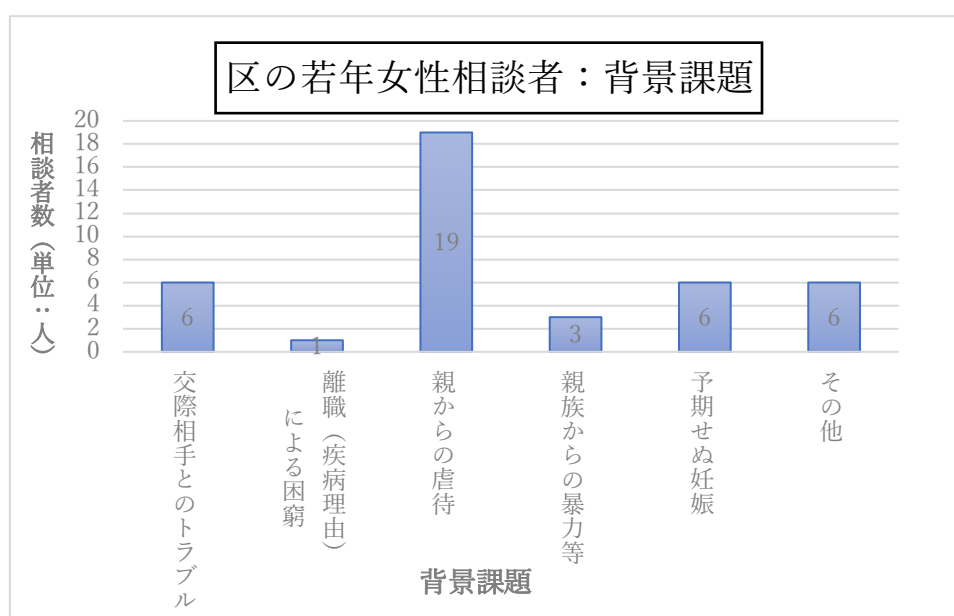
主訴 年齢	DV/離婚	子ども からの暴力	親・親族 からの暴力	交際相手 からの暴力	その他の者 からの暴力	男女 問題	ストーカー 被害	その他	経済	医療 関係	住居 問題	帰住先 なし	計
15~18歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18~20歳未満	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
20~30歳未満	39	0	34	7	0	0	0	3	1	9	6	0	99
30~40歳未満	141	0	15	2	1	0	0	1	4	6	15	0	185
40~50歳未満	181	0	5	5	0	0	0	4	6	3	9	0	213
50~60歳未満	83	0	1	1	0	0	1	0	7	2	6	0	101
60~65歳未満	14	0	6	4	0	0	1	0	1	0	0	0	26
65~75歳未満	2	7	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	12
75歳以上	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
不明	23	1	2	0	0	2	0	11	2	6	0	1	48
合計	485	8	67	19	1	2	2	20	21	27	36	1	689

- ・年代別では、30代から40代の子育て中の女性からの相談が多くなっています。一方で、若年女性(18歳から20代)の主訴は、DV 相談者を除くと、「親・親族からの暴力」の相談の多さが目立っています。
- ・性暴力被害については、民間の相談機関や人権・男女共同参画課の犯罪被害等支援相談員と連携を取りながら対応しています。
- ・母子からのDV相談等の場合は、同伴児童への虐待(面前 DV)という課題もあるため、多く

の場合、早急に対応をする必要があります。相談当日に、東京都女性相談支援センターの一時保護事業が利用できない場合もあることから、緊急一時保護事業などを活用し、相談者と同伴児童の安全・安心を確保することを第一優先に対応しています。

- ・令和4年度以降*³に、区へ相談に訪れた若年女性の相談者(注:DV 相談等をのぞく)の約半数のケースが、過去に「親からの虐待」を受けており、兄や祖父などからの「親族からの暴力」を含めると、約半数以上となっています。「家を出たい」「生活に困っている」という主訴で来所する若年女性の半数以上は、逆境的小児期体験(ACEs)を背景にもち、結果、成人後に多様化する課題を抱えて相談に訪れている現状があります。

*³ 令和4年4月～令和6年9月までの、18歳以上30歳未満の来所相談者のうち、DV相談者を除くもの(全41件)を対象とする。



- ・外国人の方の相談には、母語での相談ができるよう、事前にNPOの通訳サービスの利用を調整するようにし、急な相談の場合も、オンライン通訳が使用できるタブレットを用いて、相談対応しています。その他、離婚手続きなど法的な相談ができる先として、「外国人在留支援センター(FRESC)」とも連携し、FRESC内法テラスへ繋ぐようにしております。

【課題】

- ・区の相談傾向として、相談者がそれまでの生活を捨てて避難するという考えがもてないまま、ハラスメントや暴力の加害者がいる環境での生活を継続する事を選択し、DVサバイバーやACEsサバイバー*⁵となる方がいます。結果、女性相談やDV相談が途絶える相談者が一定数います。再び危機的状況になる前に、日ごろの辛い思いを構えずに話せる場所が不足しています。
- ・相談者が抱える困難さや課題が、複合的かつ多様化していく現状があり、専門的かつ新しい知識と技術の習得や、他分野・他機関との調整が必要となるなど、女性相談支援員に求められる専門性・業務に関する難易度が上がってきている状況にあります。

- ・若年女性世代の支援などについては、児童相談所での一時保護歴などの過去の経験から、公的な機関に対する構えや抵抗感がある方も少なくありません。また、支援に繋がっても、相談者のニーズに対して行政から提供できる内容が受け入れられず、1・2回の面接で支援終了となる場合もあります。若年女性支援を継続している民間支援団体とのつながりを持つことで、公的機関としての課題を補う必要があります。
- ・若年女性の中には、「予期せぬ妊娠」から妊娠・出産という問題に対処することができず、民間の支援団体に相談したことをきっかけとして行政に繋がる相談者もいます。若年女性を支援していく上で、民間支援団体との連携が支援の継続性や繋ぎの中では重要になると同時に、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの予防的な取組みも今後の課題となります。
- ・令和6年4月1日現在、区の女性相談支援員21名のうち、福祉職は18名・事務職は3名であり、福祉職の中でも社会福祉士等の有資格者は8名となっています。女性相談支援員に求められる専門性について、研修等による専門性向上支援のほか、困難事例等に関する業務支援が行える推進体制の強化が必要です。

*5 ACEs サバイバー 逆境的な子ども時代の体験を受け、その試練の中で生き続けている状況をいう。

事例Ⅰ 【逆境的小児期体験（ACEs）が背景にある若年女性】

20代単身女性。

小学生の頃に両親が離婚し、母親の夜間放置などネグレクトの環境で育ち、高校卒業を機に上京して風俗の仕事に就く。

当初は、海外旅行やブランド品を買う等生活を楽しんでいたが、徐々に不眠症状が始まり、働けなくなる。消費者金融からの借金・家賃滞納と負債が嵩み住む場所が無くなったことから、NPO法人にSNSで相談し行政につながる。

本人の状況から公的なシェルターや生活保護制度の施設への入所を提案するが、集団生活や携帯電話が使えないことを理由に拒否する。

さらに女性相談支援員は、女性自立支援施設への直接入所の方法を情報提供する。

「（施設を）見ないとわからない」と話すため、施設の見学に同行したが、その場でも即決はできなかった。見学後、NPO法人職員の助言も受け、相談者自ら考える時間を十分にとったところ、ようやく入所を決断できた。

施設入所後は、中断していた精神科の受診を再開し睡眠導入剤の服用を始め不眠が少しずつ解消された。その後も、一日中居室のベッドの上で動画ばかり見て過ごしていたため、施設内作業を（週2、3回2時間程度）開始するよう支援する。

また、住民票の職権消除・番号通知カードの紛失・国民年金の未加入など未解決の行政手続きがあり、女性相談支援員が同行してひとつずつ手続きを進めていく。当初は、手続きの同行を「子どもじゃないんだから、うざい」と煙たがっていたが、最後の手続きでは「一緒だとなんでも出きるから楽だった」と笑って話す。

支援の中で大切にしていること

女性相談に来所する若年女性の半数近くは、※逆境的小児期体験（ACEs）を抱えており、他者との関係や思うことを言葉にすることに課題がある人が多い。

介入や指導ではなく、寄り添い型の支援で本人が決断できる事や少しずつ成功体験を増やすことが重要と考えている。

※小児期に被虐待や機能不全家族との生活などによって経験する困難な体験

（総合支所 子ども家庭支援課 女性相談支援員による支援）

事例2 【不法滞在のまま飛び込み出産をした外国籍女性】

外国籍の30歳単身女性。

就労目的で来日するが、同棲相手からのDVを受け、居所が無くなり在留資格の更新ができず不法滞在となる。その後、別のパートナーと知りあい妊娠する。当初は、自国に戻り出産予定だったので、日本での健診等を受けていなかった。妊娠29週で容体が急変し、(パートナーは一時帰国中であった)母子手帳未交付・健診未受診の状態で病院に救急搬送され、緊急帝王切開にて未熟児を出産する。

出産病院から相談機関につながり、子は医療機関に一時保護委託され心疾患の手術を受ける。相談者も一時期は多臓器不全の状態だったが、元々両親との関係性は良好で、出産後の母子のサポートの申し出があり、相談者も帰国を希望する。テレビ電話でやり取りをし、入院や施術等にかかった多額の医療費用も両親が負担する事となった。母子共に退院の際の帰国までの支援について、女性相談支援員が対応の依頼を受ける。

女性相談支援員は、各種関係機関(区児童相談所、子ども相談担当、病院、大使館、東京出入国在留管理庁、NPO法人)と連携、調整等を行う。

自国の大使館にて、ビザ・子のパスポートの取得、東京出入国在留管理庁にて在留期間の更新手続き、資格延長等の各種手続き、また、帰国に伴い育児物品の買い物への同行など、母子が安全に帰国するために必要な支援を行い、最後は大使館職員と共に空港で出国を見送った。

＊支援の中で大切にしていること＊

外国籍の女性相談を受ける際は、言語の問題のほか、在留資格やビザの問題・ハーグ条約など、法的な対応も含めた知識も必要となる。関係機関との連携、調整等も多くなることから、よりケースワーク力が求められる。

(総合支所 子ども家庭支援課 女性相談支援員による支援)

事例3 【夫からのDVを訴える統合失調症の女性】

相談者40代、夫、子どもとの3人世帯。

半年ほど前から奇異な言動が多くなり、突然家から失踪する。他自治体で保護され、区の女性相談支援員に連絡があり面接につながる。

相談者は、「夫からのDV」があり帰宅はできないという一方で、「悪魔が見える」「霊にとりつかれている」など、終始妄想的なエピソードを繰り返す。精神科への受診を働きかけるが拒否され、「シェルターに入りたい」「安全なところで生活したい」と繰り返す。夜間になった事もあり、警察官も同行の上、都の一時保護施設へ移送する。翌朝、「ここにはお化けが沢山いる」と自主退所し、警察に相談に行ったため、再度、女性相談支援員につながる。

相談者は、「夫が怖くて帰れない」「霊のいないシェルターに入りたい」「頼れる親族はいない」と語るのを、別の緊急一時保護施設に入所手続きをし、女性相談支援員と保健師が相談者へ受診勧奨をし、精神科の受診につなげた。「統合失調症」の診断を受け、即日医療保護入院となった。

入院中、少しずつ症状は回復し、夫と連絡を取り合えるようになり、相談者の希望から帰宅した。

＊支援の中で大切にしていること＊

本事例の精神疾患を抱えているケースの場合は、相談者の不安や主訴を丁寧に受けとめつつ、必要な医療につながるよう努めている。

また、女性相談支援員はDV被害の訴えがある場合、相談者（や同伴児童）の安全・安心を第一に考えた支援を心がけている。

（総合支所 子ども家庭支援課 女性相談支援員による支援）

(2)世田谷区立男女共同参画センター「らぷらす」における女性相談の現状と課題

【現状】

区では女性相談支援員による女性相談の他、男女共同参画センターである「らぷらす」における女性を対象とした相談事業を実施しています。相談事業としては、「女性のための悩みごと・DV相談」の他、「女性のための働き方サポート相談」「女性のための企業・経営相談」があります。

また、相談事業の他、女性のためのサポートグループの運営、さまざまな講座やイベントの実施、情報提供などが一体となった女性の支援を実施しています。

■利用状況の年度推移

令和 5 年度は相談事業全般において相談件数に増加傾向がみられましたが、中でも「女性のための悩みごと・DV相談」では、LINE 相談の件数増加がみられています。(延べ件数)

年度	電話相談	面接相談	メール相談 ※1	LINE相談※ 2	合計
令和元年度	675	110	—	—	785
令和2年度	1,088	104	30	—	1,222
令和3年度	1,050	150	54	—	1,254
令和4年度	1,073	149	26	247	1,495
令和5年度	1,097	109	16	358	1,580

※1 メール相談:令和2年7月より開始 LINE相談:令和4年5月より開始

相談時間帯

令和元年度 週4回(平日3日 土 3時間～5時間/1日)

令和2年度 週5回(平日3日 土日 3時間～5時間/1日)

令和3年度～週5回(平日3日 土日 平日 7時間 土日 5時間/1日)

■令和5年度相談形態と年代

いずれの相談形態でも 40代～50代が主流となっています。LINE 相談を開始したことにより 10～30代からの相談が増加しました。

いずれの相談においても既婚(同居)の割合が多くなっています。

(延べ件数)

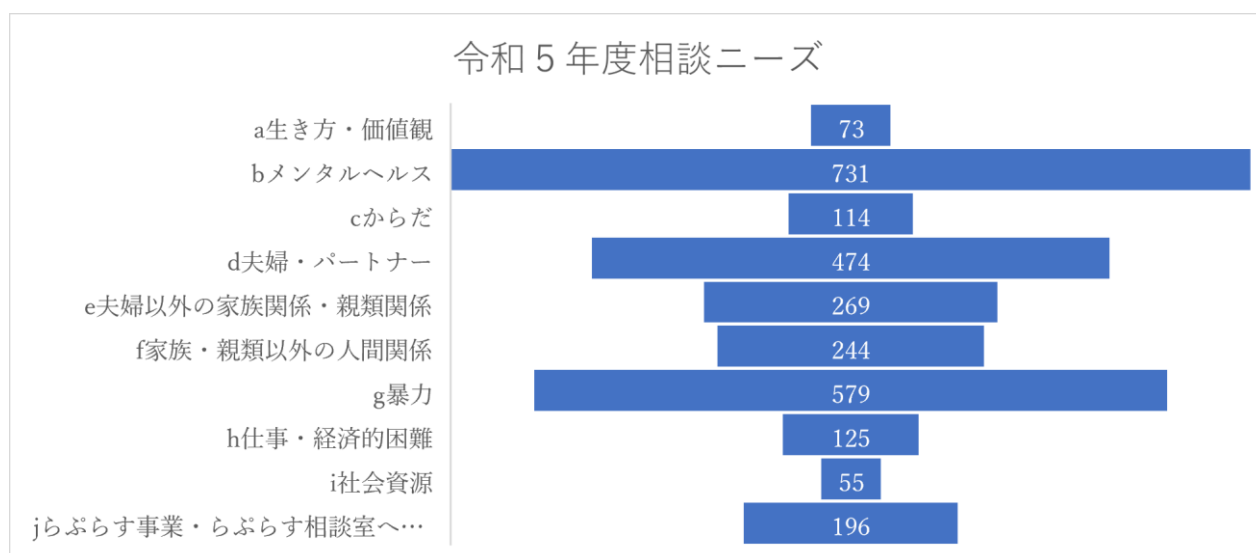
	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	不明	合計
電話	1	15	123	<u>429</u>	<u>373</u>	56	20	80	1097
面接	0	0	21	<u>45</u>	<u>33</u>	9	1	0	109
LINE	8	15	54	<u>58</u>	<u>187</u>	7	1	28	358
メール	0	2	3	2	<u>6</u>	0	0	3	16
合計	9	32	201	<u>534</u>	<u>599</u>	72	22	111	1580

■令和 5 年度相談形態と相談ニーズ

電話・LINE などの対面でない相談では、メンタルヘルスの割合が一番高くなっており、いずれの相談も①暴力（(夫・パートナー及び、デートDV、親族からの虐待、ストーカー及び元恋人からの身体的精神的等の暴力)②夫婦・パートナーとの関係が上位を示しています。

*延べ件数(複数選択)

分類	電話	面接	LINE	メール	合計
a 生き方・価値観	49	6	18	1	74
b メンタルヘルス	608	21	102	1	731
c からだ	106	3	5	0	114
d 夫婦・パートナー	276	107	91	4	474
e 夫婦以外の家族関係・親類関係	213	17	39	1	269
f 家族・親類以外の人間関係	197	4	43	2	244
g 暴力	347	117	115	16	579
h 仕事・経済的困難	84	7	34	2	125
i 社会資源	44	5	6	2	55
j らぶらす事業・らぶらす相談室への問合せ	91	0	105	7	196
合計	2015	287	558	36	5752



【課題】

相談内容の中で、「暴力」や「夫婦・パートナー」との関係に悩んでいる相談は多く寄せられます。内容によっては、相談者の安全を一番に確保するために、適切な関係機関につながなければなりません。そのためにも一時保護の支援を実施する区の女性相談支援員等との連携を一層強化する必要があります。

また、メンタルヘルスや体の相談、就労、経済的困難など、専門機関での相談が必要な場合には、適切な関係機関を案内することが重要になります。

そこで、相談員のスキルアップのために、年数回専門家による研修や東京ウィメンズプラザのSV研修の受講や、相談員が一人で抱え込まないよう週に1回全員出席のカンファレンスを行っていますが、今後もよりよい相談を目指し、チームで研鑽を続けていく必要があります。

コラムⅠ 男女共同参画センター「らぷらす」のDV相談から

「らぷらす」への相談は、「DVを受けているのですが」とか、「DVの相談をしたいのですが」…といった、かかってくるものもありますが、多くの相談者は、生活する中で、なにかもやもやする、不安になる、家族という時間がつらい、子育ての方針でパートナーを意見が合わないなど、DVとは一見関係なさそうな話から始まります。

相談者自身、自分がDV被害者なのかどうか認識していない場合、相談員は、相談者に寄り添い、傾聴「聴く」に加え、DVに関する情報や知識を伝えながら、相談者の自己決定を尊重し、DVを受けていることの認識を促します。

また、経済的な不安や、子どものために家を離れられない、また、離婚は考えていないという場合は、家庭の中で、暴力を振るわれなかったための安全計画やパートナーとのコミュニケーションの取り方等、安全を担保するのに必要な、且つ、役に立つ知識や情報を伝え、相談者ができることを一緒に考えていきます。

本人が、家を出た、帰る場所がない等緊急避難が必要な場合は、相談者の了解を得たうえで、子ども家庭支援課等関係機関につなげています。また、夜間・休日など行政窓口が閉庁している場合は、警察につなげています。

「らぷらす」の相談の対象は、生きづらい、つらい…、もしかしてDVかも…という人から、課題の整理、解決方法を探したい人、心とからだの回復を目指す人、生活再建、経済的自立をめざす人まで、様々です。離婚後、支援も受けながら生活が始まったが、一人になってさびしいと、再び「らぷらす」に相談する人もいます。

ご自身が抱える課題をなんとかしたいと相談してきた人に寄り添いながら、解決に向けて支援すること、そして、相談者と相談員の対等な関係の中で、次の行動に移せるように、「相談者へエンパワーメント」をしていくことが「らぷらす」の相談の役割と考えています。

エンパワーメントとは、抑圧されていた人がもともと持っている力に気づき、それを発揮していけるようになること、そして、相談者自身が問題解決の主体となるとともに、他者となつながら、新しい価値や関係性を身につけていくことです。

「らぷらす」では、相談以外にも、居場所事業や講座事業、情報収集・提供事業等必要に応じた支援を行っており、相談者の方に必要な支援を組み合わせ支援しています。

悩みごとDV相談に相談していた女性が、相談が進む中で、居場所に興味を持たれ、参加しました。彼女にとって、とても心地よく、気に入ったようでした。その影響からか、次に、働いてみたいということで、働き方サポート相談につながりました。

これまで、周囲とうまくいかず、契約更新されないことが多かったという経験があり、今回は短期のバイトを探し、働き始めることができました。数か月後、ご本人から、最後まで務めることができた、うれしかったという電話が入りました。相談に加え、居場所に参加することで生き方の選択肢が広がり、自己信頼感を回復できた事例です。

コラム2 女性相談支援員による女性相談と「らぶらす」の女性相談ってどう違う？

○女性相談支援員による女性相談

子ども家庭支援課は、配偶者暴力防止法による配偶者防止センターの機能の一部を担っており、女性相談支援員によるDV相談では、避難を要する方の一時保護等の支援も行い、必要に応じて同行支援をおこなっています。主に緊急度や危険度が高く緊急対応や安全確保が必要な支援を担っています。

同様に親族からの暴力や居所のない女性の相談を受けた場合も一時保護等の支援を行っています。また、予期せぬ妊娠や経済的困窮、居住に関する困難を抱えた相談者に関係部署と連携して支援を行っています。

○区立男女共同参画センター「らぶらす」による女性のための悩みごと・DV相談

男女共同参画センター「らぶらす」でのDV相談では、DVに対する理解や自分の考えを整理するための自己決定支援を行うなど、カウンセリング機能を担っています。

相談を継続しながら、状況に応じて男女共同参画センター「らぶらす」で行う各種男女共同参画事業につなげるなど、相談者の気づきやエンパワーメントにつながるよう支援しています。

女性のための悩みごと相談では、家族の問題や人間関係、職場の問題など、女性ならではの生きづらさについての相談が多く寄せられています。

また、状況に応じて男女共同参画センター「らぶらす」で行う各種男女共同参画事業の案内や生活困窮や精神保健、障害や高齢のサービスが必要な場合などは、行政機関につないでいます。

(3) 庁内関係所管の支援の現状と課題

【現状】

これまでも、区では、各総合支所子ども家庭支援課に女性相談支援員を配置し女性相談を実施し、男女共同参画センター「らぷらす」においても「女性のための悩みごと・DV 相談」により、困難な問題を抱えた女性への相談に対応してきました。

また、国の基本方針において求められている支援の内容等について、庁内関係各課で男女問わず実施している施策を洗い出すと、ほぼ支援内容を網羅している状況があります。国が示す基本方針に基づき、区における支援の現状を関係各課に確認した状況を下記に整理しました。

① 国の基本方針において求められている支援の内容・体制等における区の現状

支援の内容

i) アウトリーチ等による早期の把握

(求められる具体的な支援内容)

支援を求められる相談先を広く周知すること、SNS 等を活用したアウトリーチを含む多様な相談支援に取り組む。

(各課の取組み)

【人権・男女共同参画課】

○男女共同参加センター「らぷらす」によるメール相談・LINE 相談

家族、人間関係、生き方などの様々な問題や、配偶者やパートナー恋人などからの暴力やモラルハラスメントに悩む女性のための相談を実施している。電話や面談による相談のほか、令和2年7月よりメール相談を、令和4年5月よりライン相談を開始している。

【子ども家庭課】

○ヤングケアラーコーディネーター業務及び LINE 相談

ヤングケアラーを取り巻く地域の関係機関の支援力強化のため、ヤングケアラー支援のための専門知識を持つ者によるヤングケアラーコーディネーター業務を実施している。また、当事者が空いた時間等に気軽に相談できるよう、LINEを活用した相談窓口を開設している。

○ひとり親支援拠点

令和3年度(2021年度)に定めた母子生活支援施設の支援者のガイドラインにもとづき、施設等に入所しているひとり親家庭だけでなく、広く地域で暮らすひとり親家庭等も含め支えていく地域のひとり親家庭支援拠点を目指し、母子生活支援施設等の機能強化や支援の質の向上を図っている。

【健康づくり課】

○保健師による相談支援

こころとからだの健康相談、妊婦や子育て家庭への育児相談等保健師による相談支援を実施している。

ii) 居場所の提供

(求められる具体的な支援内容)

気軽に立ち寄り支援者や他の女性たちとも交流することができる居場所の提供に取り組む。

(各課の取組み)

【子ども・若者支援課】

○あいりす

身近な居場所：実施内容 小学5年から24歳までの女性のための居場所

○たからばこ

身近な居場所：実施内容 小学5年から高校生世代の居場所

○青少年交流センター

主に 39 歳までの若者がふらっと立ち寄れ、思い思いに過ごすことができる施設。ユースワーカーと呼ばれる職員が若者との対話を通じて、その中で出た悩みや課題に対し、適切な支援先につないだりしている。

【児童課】

○児童館

地域での子育て支援の身近な場所として、仲間づくりや情報交換、相談等のほか、出産前の方も利用できる。また、こどもまつりやキャンプ、創作活動等を通して、小学生・中高生世代の健全育成や居場所づくりにも取り組んでいる。

【子ども家庭課】

○子どもと家庭を支える学習・生活支援の拠点事業まいぷれいす

経済的な理由等で支援を必要とする家庭の中学生のお子さんが、平日や土日の 16 時から 21 時に、安心した空間で、勉強をしたり、ごはんを食べたり、自由に過ごすことができるように居場所を提供し支援する事業

iii) 相談支援

(求められる具体的な支援内容)

「本人中心」の相談支援に取り組む。

(各課の取組み)

【子ども家庭支援課】

○女性相談支援員による女性のあらゆる困りごとの相談

*2(1)③女性相談支援員の現状と課題参照

【健康づくり課】

○予期せぬ妊娠や特定妊婦等への支援

「保健師による相談支援他」「精神科医によるこころの相談」により実施

【人権・男女共同参画課】

○男女共同参加センター「らぷらす」による女性のための悩みごと・DV 相談 【再掲】

【工業・ものづくり・雇用促進課】

○せたがや若者サポートステーション(国事業)

一般就労になじまず支援が必要な若者、就職氷河期世代の方を対象に、相談、集中訓練、仕事講話、職場体験、定着・ステップアップ事業等を実施

【生活福祉課】

○メルクマールせたがや

世田谷若者総合支援センターにおける生きづらさを抱えた方やその家族の相談支援

【障害保健福祉課】

○地域障害者相談支援センター「ぽーと」

年齢や障害種別を問わず、区内在住の障害者、障害児及びその家族、関係者等からの相談に応じ、必要な情報提供・助言を行う。

○発達障害相談・療育センター「げんき」

発達障害者(自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの発達障害のある方)、またはその疑いがある方を対象に、相談や療育等を行う。

○ぴあさぼ「みつけばハウス」

発達凸凹のある人たちが、さまざまなワークショップを通じて、生きるヒントになる「ナニか」を見つける場所として、2016 年からオープン。

【障害保健福祉課・保健福祉課】

○発達コーディネーターによる個別的継続支援

ご本人の特性やこれまでの情報などを整理し、必要な支援が受けられるよう専門の相談員(心理職)がコーディネートを行う。

【子ども・若者支援課】

○せたホッと

世田谷区に在住・在学・在勤の 18 歳未満の子どもの権利をまもり、救済する機関で、世田谷区の子どもの関わる悩みや心配ごとなどをサポートしている。相談は、電話・メール・手紙・FAX・面接で行っている。

【子ども家庭課】

○地域のひとり親家庭支援拠点での休日相談事業

母子生活支援施設の多機能化の一環として、妊娠期から子どもが高校生世代になるまで切れ目なく支援するために、地域のひとり親家庭等に対する相談支援や情報提供等を離婚検討の段階から実施。

【児童相談支援課】

○せたエール

児童養護施設や里親などの元を巣立った若者が気軽に立ち寄れる居場所で、予約制の個別相談も行っている。

【保健福祉政策課】

○福祉の相談窓口

区内28地区のまちづくりセンターに、あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)と社

会福祉協議会地区事務局が入り、「福祉の相談窓口」を設置している。

この三者が連携して様々な相談を受けており、福祉の相談窓口だけでは解決できない専門的な相談は担当組織や専門機関に引継ぎ、適切な支援が受けられるよう対応している。

【障害者地域生活課】

○障害者就労支援センター「しごとねっと」

主に精神障害のある方で、就労を希望している、または就労中の方の相談や支援を行う。

○すきっぷ就労相談室

主に知的障害のある方で、就労を希望している、または就労中の方の相談や支援を行う。

○ゆに（UNI）

主に知的な遅れを伴わない発達障害のある方で、就労を希望している、または就労中の方の相談や支援を行う。

【健康推進課】

○精神保健相談員による相談支援

健康づくり課、保健福祉課の保健師とともに関わりが困難な事例に対して支援を行う。

iv) 一時保護

（求められる具体的な支援内容）

緊急時など支援対象者の状況に応じて本人同意に基づく一時保護を行う。

（各課の取組み）

女性相談支援センターの利用	【子ども家庭支援課】
世田谷区緊急一時保護事業 ※	【子ども家庭課】【子ども家庭支援課】
民間団体との連携によるシェルターを活用	【子ども家庭支援課】
救護施設、更生施設、宿所提供施設・宿泊所	【生活支援課】
障害者施設・高齢者施設での一時保護	【保健福祉課】
児童相談所による子どもの一時保護	【児童相談所】

※緊急に保護を要する母子や単身女性を一時的に指定施設へ入所させて必要な保護、相談、指導等の応急的措置を行う。

V) 被害回復支援

（求められる具体的な支援内容）

生活の中での被害回復に中長期的に寄り添い続ける支援を行う。

（各課の取組み）

【健康づくり課】

○保健師による支援

こころの健康相談

○精神科医による心の相談(配偶者暴力相談支援センター機能)

こころの健康相談

【子ども家庭支援課】

○女性相談支援員によるフォロー面接

【人権・男女共同参画課】

○男女共同参加センター「らぷらす」による女性のための悩みごと・DV相談【再掲】

○犯罪被害者支援

犯罪被害者等支援相談員が、犯罪被害等により生じた不安や問題などの話を伺い、必要な情報を提供しながら支援し、支援が受けられる担当課や支援機関へ紹介や連絡調整を行う。必要に応じて、警察署や裁判所など犯罪被害にかかる手続き、病院などへの付き添いを行う。

【子ども家庭課】

○母子生活支援施設による支援

未婚や離婚・死別などの配偶者のいない女性や、DV、児童虐待、夫からの遺棄、夫の行方不明・拘置などにより実質的に夫婦としての共同生活が難しい状況にあり、養育すべき児童を有している世帯を保護するとともに、自立の促進のために生活を支援し、あわせて退所後も相談その他の支援を行う施設。

VI)生活の場を共にすることによる支援

(求められる具体的な支援)

サポート下において被害からの心身の健康の回復や日常生活を取り戻す支援を行う。

(各課の取組み)

【子ども家庭支援課】

○女性相談支援員による相談支援(再掲)

○女性自立支援施設(都)における支援の実施

＊2(1)②女性自立支援の現状と課題参照

○民間施設との連携

ステップハウス事業を実施する民間団体と連携して支援を実施する。

【子ども家庭課】

○母子生活支援施設入所支援(再掲)

VII)同伴児童等への支援

(求められる具体的な支援内容)

学習支援や心的外傷へのケアや相談支援、保護者が養育を十分に行えない場合の支援を行う。

(各課の取組み)

【児童相談所】

○一時保護所での心理的ケアや学習支援

- ・一時保護児童には心理司が必ずついて対応し一時保護所の心理司とも連携して対応している。
- ・一時保護所内で学習の時間を確保し、子どもの能力に沿って支援している。学習指導専門員を配置し、学校への通学ができない状況でも一時保護所内での学習強化に向け、学校との連携を強化している。
- ・一時保護中、危険がないなど一定の要件を満たしている子は現在も行事等に参加できるよう支援しているが、更に学校に安定的に登校できる体制作りを現在検討中。

【子ども家庭支援課】

○子ども相談担当による支援

女性相談支援員と連携し、子どもについての相談を行う。心理士による見立てや保護者・子どもへの助言を行う。保護者・子どもの状況によっては、児童相談所へ対応を依頼する。

○緊急保育(保育課との連携)

入院や出産等で昼間緊急に保育を必要とするとき、区立保育園等で保育する。

○医療機関との連携

要保護児童対策協議会として、医療機関への連携を依頼、必要に応じ個別ケース検討会議等を実施する。

○母子生活支援施設における心理的ケアや学習支援

【子ども家庭課】

○ひとり親家庭等への子どもの学習支援(かるがもスタディールーム)

学習習慣の定着や勉強の苦手意識の克服を目的としたひとり親家庭等の小中学生を対象にした学習支援

○子どもと家庭を支える学習・生活支援の拠点事業「まいぷれいす」(再掲)

VIII) 自立支援/生活支援/日中活動の支援/居住支援

(求められる具体的な支援内容)

支援調整会議の場も活用し、医学・心理的支援、生活支援、日中活動支援、居住支援を行う。

(各課の取組み)

◆医学的又は心理的支援

【子ども家庭支援課】

○女性相談支援員による相談支援・病院同行など

女性相談支援員による相談支援を実施し、必要に応じて病院同行なども行っている。

【健康づくり課】

○保健師による相談支援

こころとからだの健康相談、妊婦や子育て家庭への育児相談等を実施。

【健康推進課】

○精神保健相談員による相談支援(再掲)

【障害保健福祉課】

○発達障害相談・療育センター「げんき」

発達障害者（自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの発達障害のある方）、またはその疑いがある方を対象に、相談や療育等を行う。

○発達コーディネーターによる個別的継続支援

ご本人の特性やこれまでの情報などを整理し、必要な支援が受けられるよう専門の相談員（心理職）がコーディネートを行う。

◆就労支援

【工業・ものづくり・雇用促進課】

○三茶おしごとカフェ（R60SETAGAYA-含む）※産業振興公社事業

国のハローワーク窓口を併設した仕事探しを総合的に支援する相談窓口。キャリアカウンセリング、職業紹介、起業等多様な働き方の提案、求人開拓等を実施。また、シニアマッチング事業 R60-SETAGAYA-を実施。

○せたがや若者サポートステーション（国事業）（再掲）

○世田谷で働こう！就職応援プログラム

区内企業での正規雇用を目指す求職者のキャリアチェンジの取組みとともに、企業と出会う機会を数多く設けマッチングにつなげる事業

○世田谷 IT カレッジ（区内 IT 企業株式会社セックとの連携事業）

IT 系職種での就業を目指す求職中または非正規雇用で就業中の若年者を対象とし、メンターによるオンラインサポートのある e ラーニングプログラム

○女性デジタルカレッジ（都と共催事業）

育児や介護等の事情を抱える女性が平日等の昼間に短時間で受講可能な訓練（託児サービスあり）

○（公社）世田谷区シルバー人材センター

高齢者のための臨時的・短期的・軽作業の仕事を民間、家庭、公共団体から請負、委任の形で引き受け、会員に提供。

【子ども家庭支援課・生活支援課】

○母子・父子自立支援プログラムに基づく自立支援

よりよい仕事に就きたい、職業訓令を受けたい方に、希望や経験を聞いた上で、母子・父子自立支援プログラム策定員がハローワークと連携して就業を支援する。

○母子家庭および父子家庭高等職業訓練給付金事業

受講期間中の生活の負担を軽減し就業に有利な資格の取得促進のため、給付金を支給する。

○母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業

就業に必要な教育訓練講座を受講したとき、経費に一部を支給する。

【障害者地域生活課】

○障害者就労支援センター「しごとねっと」

主に精神障害のある方で、就労を希望している、または就労中の方の相談や支援を行う。

○すきっぷ就労相談室

主に知的障害のある方で、就労を希望している、または就労中の方の相談や支援を行う。

○ゆに(UNI)

主に知的な遅れを伴わない発達障害のある方で、就労を希望している、または就労中の方の相談や支援を行う

◆住宅支援

【居住支援課】

○お部屋探しサポート

高齢者、障害者、ひとり親世帯などの住宅確保要配慮者に対し、区と協定を結んだ不動産店団体の協力により、民間賃貸住宅の空き室情報を提供する事業

○ひとり親世帯家賃低廉化補助事業

18歳未満の子を養育するひとり親世帯の方が本制度の対象住宅に転居する場合に、区が賃貸人(家主等)に家賃の一部を補助することにより、入居者の家賃負担額を減額し、ひとり親世帯の居住の安定と福祉の向上を図る制度。

◆日中活動の支援

【障害保健福祉課】

○ぴあさぼ「みつけばハウス」

発達凸凹のある人たちが、さまざまなワークショップを通じて、生きるヒントになる「ナニか」をみつける場所として、2016年からオープン。

◆生活支援

【生活福祉課】

○世田谷区生活困窮者自立相談支援センター「ぷらっとホーム世田谷」(国事業)

「生活に困っている」「就職したい」「債務などの支払いや家計面で困っている」など経済的な問題と合わせて、生活上の様々な困りごとを抱えた方の相談窓口で専門の相談員による相談

【子ども家庭課】

○ひとり親家庭への支援養育費相談会・養育費の取り決めに関する公正証書等の作成支援、母子・父子自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練などの就労に向けた支援、離婚前後の親支援講座などの離婚直後から生活安定に向けた支援、ひとり親家庭支援拠点(R6年後半～)等

IX)アフターケア

(具体的な支援内容)

地域生活の移行に際し、孤立しないよう地域での生活再建を支える。

【子ども家庭支援課】

○女性相談支援員によるフォロー面接

一時保護解除後に地域で生活を開始後もフォロー面接により自立後の生活の安定を図る。

【子ども家庭課】

○母子生活支援施設によるアフターケア(再掲)

【児童相談支援課】

○せたエールによるアフターケア(再掲)

＊)若年女性への支援

国の基本方針には項目は設けられていないが、東京都の基本計画においては、日本有数の繁華街を複数抱える東京ならではの若年女性への対策として掲げている。

【人権・男女共同参画課】

○男女共同参加センター「らぷらす」によるメール相談・LINE 相談(再掲)

【子ども家庭支援課】

○予期せぬ妊娠や特定妊婦等への支援を女性相談支援員と子ども相談担当、保健師と連携して実施している。

○女性相談支援員による相談支援

家族からの暴力や、自宅に帰れないなどの事情のある若年女性からの相談に応じ、一時保護などの支援を実施する。

【児童相談所・子ども家庭支援課】

○18歳到達時の支援の連携

児童相談所や子ども家庭支援課子ども相談担当において支援していた女子児童が18歳に到達し、支援の継続が必要な場合には、子ども家庭支援課女性相談支援員と連携して支援を継続する。

【健康づくり課】

○保健師による予期せぬ妊娠や特定妊婦等への支援を実施する。

【健康推進課】

○思春期世代に向けたたりプロダクティブヘルス・ライツ周知、啓発。

思春期世代が自分のからだや性への悩みを抱え込むことなく、性と生殖に関する健康や権利についての正しい知識を持ち、自身の生涯にわたる心身の健康を意識させる講座の実施、パンフレットの作成

【子ども・若者支援課】

○身近な居場所「あいりす」

小学5年から24歳までの女性のための居場所

【児童相談所】

○18歳到達時の支援の連携(再掲)

支援の体制

(具体的な内容)

3機関(女性相談支援センター、女性自立支援施設、女性相談支援員)の連携体制、及び民間団体との連携、関係機関(福祉、保健医療、子育て、教育その他)他分野を含めた連携。連携強化により早期に円滑な支援を行うため関係者を集めて組織する「支援調整会議」を設ける。(市区町村:努力義務)

(現状)

・福祉分野においては、既に相談者の状況に応じて、適切な関係機関と連携支援しているが、住まいや就労支援などの場では、相談者の背景による経済的な課題や活動制限などにより支援に苦慮する実態がある。

・DV 被害者については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」を根拠とする、関係団体・関係機関で組織する「DV 防止ネットワーク全区協議会」及び「DV 被害者支援団体連絡会」を実施している。DV 被害以外の困難な問題を抱える女性に関する支援調整会議は実施していない。

教育・啓発

(具体的な内容)

相談窓口の周知及び、女性支援施策に関する教育・啓発・広報等の実施。
性暴力被害等に関する教育・啓発等。

(現状)

【人権・男女共同参画課】【教育委員会】

○デートDV 防止

・デートDV リーフレットを作成し、教育委員会と協働し中学2年生に配布。

【人権・男女共同参画課】【子ども家庭支援課】

○配偶者暴力防止

・配偶者暴力防止センター相談先カード・リーフレットを作成し、子ども家庭支援課を中心に配布している。

○女性支援施策の普及啓発

・男女共同参画センターにおける、各種講座やイベント及び情報提供

【健康推進課】【教育指導課】【児童課】

○思春期世代に向けたリプロダクティブ・ヘルス／ライツ周知・啓発

思春期世代が自分のからだや性への悩みを抱え込むことなく、性と生殖に関する健康や権利についての正しい知識を持ち、自身の生涯にわたる心身の健康を意識させる講座の実施及び啓発資料の配布⇒2年間で全中学校にて実施

人材育成

(具体的な内容)

研修を実施し、女性相談支援員を始めとする支援にかかわる職員の専門的知識の習得及び資質の向上を図る。

(現状)

【子ども家庭支援課／人権・男女共同参画課】東京都主催研修への参加

【子ども家庭支援課】新規横転者研修、勉強会を実施

【人権・男女共同参画課】DV 相談に関する事例検討会を実施

【子ども家庭課】母子生活支援施設職員に対する研修

【児童相談支援課】子ども家庭支援センター新任・横転者研修

② 関係各課等における女性支援事例の状況

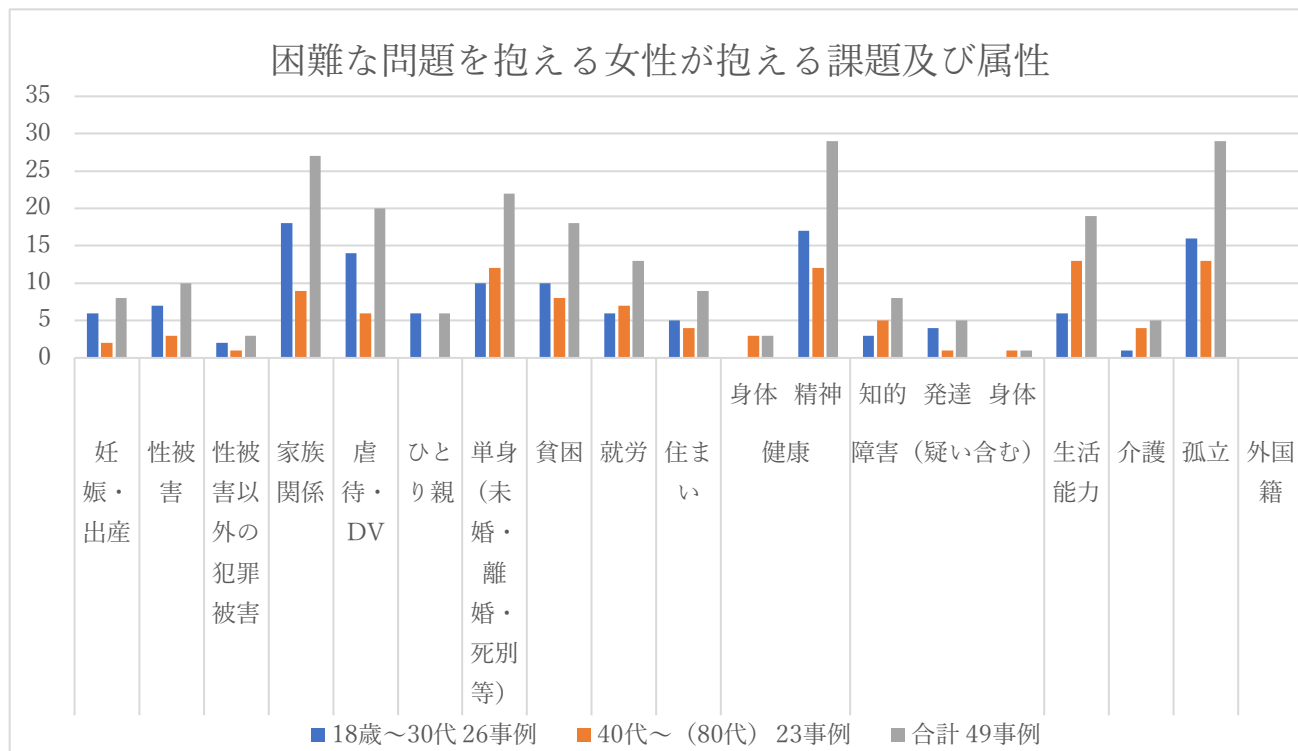
区における女性からの相談の現状から課題を明らかにするため、検討会において、女性相談の窓口のみでなく、検討会の各課及び関係事業所に対応している女性からの相談の内、支援が困難だった事例や、早期に支援ができていたらと感じた事例などを挙げ、年代ごとに課題を分類しました。（事例提供数 49 事例 8課6事業所）

「支援が困難だった事例や、早期に支援ができたらと感じた事例」と限定して抽出していることから、相談の全体像をとらえるものにはなっておりませんが、課題と今後必要となる支援策の検討の材料としました。

年齢にかかわらず上位を占めている課題が孤立、精神疾患(疑いも含む)となっています。18歳から30代では、家族関係が2番目に多く、40代以降では、生活能力の課題、単身が多くを占めています。

また、18歳から30代の26事例の内の7事例、3割弱が何らかの性被害に遭っているという状況でした。（複数選択）

		妊娠・出産	性被害	性被害以外の犯罪被害	家族関係	虐待・DV	ひとり親	単身(未婚・離婚・死別等)	貧困	就労	住まい	健康		障害(疑い含む)			生活能力	介護	孤立	外国籍
												身体	精神	知的	発達	身体				
18才～30代	26事例	6	7	2	18	14	6	10	10	6	5	0	17	3	4	0	6	1	16	0
40代～(80代)	23事例	2	3	1	9	6	0	12	8	7	4	3	12	5	1	1	13	4	13	0
合計	49事例	8	10	3	27	20	6	22	18	13	9	3	29	8	5	1	19	5	29	0



【課題】

国の基本方針で求められている支援の内容・体制等における区の現状及び区における女性の支援の現状を通しては以下のような課題が上げられます。

- ① 福祉所管においては、多様な課題に連携して支援している実態がある一方、住宅や就労などの所管においても複雑な背景を持つ女性への支援が必要な状況があり、多様な関係機関が連携を強化し一体的に包括的な支援を行う必要があります。
- ② 男女問わず実施している各種施策についても各所管において女性支援に関する理解を深め、女性特有の困難さに着目し、支援を行うことが重要です。
- ③ 障害、高齢、生活困窮、児童福祉等福祉施策に関わる場合は、主訴を入口に既存の相談機関で対応を行っているが、若年女性や中年層単身の女性など、困難な問題を抱えていても相談の窓口が届きづらく、重篤な状況になってから関わりが始まっている状況があり、相談につながりにくい層への対応策を検討する必要があります。
- ④ 性暴力や性犯罪被害、性的虐待等の性被害の、予防的対策のため、若年女性に向けて、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの周知・啓発の充実を図るとともに、敷居の低い身近な地域での相談支援や居場所の提供が必要です。
- ⑤ DV相談を受ける女性相談支援員が、安全に相談業務に携わり、DV被害者が避難する場合に相手方の追跡を防止する等の配慮のため、女性相談支援員及び窓口について明確な周知をしてこなかったこともあり、相談窓口及びその機能の周知方法に工夫が求められます。
周知にあたっては、女性支援の対象が、子どものいない単身者や日本語を母語としていない外国人の方が、対象であることが伝わるような周知の方法が必要です。
- ⑥ 行政機関だけでは、支援が行き届かない事例に関しては、独自の支援を実施しており、柔軟性のある支援や知見を持った民間団体との連携により包括的な支援を実施する必要があります。
- ⑦ 複雑化・多様化した課題に対応する女性相談支援員等の専門的知見の習得や資質の向上を図り、女性相談支援員等が多様な相談者の意思を尊重しながら支援ができる体制等のあり方を検討する必要があります。

事例 4 【軽度の知的障害のある女性の支援】

20代女性。幼少期に母親の養育困難で、兄と共に児童養護施設に措置される。父親は不明。その後、施設や学校で粗暴な行動が頻発し、入退院を繰り返す。施設入所中に愛の手帳を取得。18歳で措置期間が終了になるが、ひとり暮らしは困難なため、グループホームへの入居となる。

日中は近隣の福祉作業所に通い始め、順調に障害福祉のサービスを受けながら安定した生活を送れると思われた。しかし、手紙のやりとりだけであった母親と頻繁に連絡を取り合うようになり、グループホームでの順調な生活が狂い始める。本人が母親の家に遊びに行きたいと言い出し、何十年ぶりに母親と再会した。実際に会った母親は、本人が思い描いていた母親像ではなく、本人は「二度と行かない」と言っていたが、その後もやりとりは続き、再び、母親の元へ。そのまま、母親と暮らすつもりでいたが、母親と口論になった際、母親から叩かれたと言い、グループホームに戻ってくる。その後は、母親と連絡は取っていない。

グループホームでの生活に戻っても、精神的に不安定になると問題行動がみられ、門限を過ぎてもグループホームに戻ってこない日もあった。そんな中、SNSで知り合った不特定多数の男性と性的な関係をもってしまう。本人は「さみしかった」と話す。本人には、妊娠のリスクがあること、自分の身は自分で守る必要もあることを伝え注意を促した。

現在は、ひとり暮らしをしたいという目標があるため、そこに向けてモチベーションが持てるよう励ましながら支援をしている。しかし、本人の気持ちに寄り添いながら支援をしても、根底に愛着形成の未熟さがあり、本人の心の寂しさや不安を払拭することは簡単ではなく、支援の難しさを感じている。

(総合支所 保健福祉課 障害支援担当による支援)

事例 5 【自殺未遂によりつながった若年女性】

20代。単身女性。原家族は、両親、5歳違いの兄。幼少期から、父より暴力があり、中学卒業とともに家出し、風俗業などを転々として生活してきた。

区の把握契機は、入院医療機関からの紹介によるものであった。パートナーに自分以外にも交際している女性がいることを知り、自分以外の女性と関係を解消させたいと、パートナーに金を貸したが、その後もパートナーが女性との関係継続していることに不満を持ち、パートナー宅で飲酒とともに処方薬100錠を内服。大学病院に救急搬送され、治療後すぐに帰宅。自殺をほのめかす写真をパートナーに送り、パートナーが110通報し、自傷他害の恐れありと判断されて都内の精神科に措置入院となった。

精神保健福祉士が本人と初回面接し、退院後の治療や生活について相談した。本人は治療については「生命保険に加入できなくなるので精神科の通院はしたくない」生活については「以前働いていた風俗店からいつ来てもいいと言われているから大丈夫」と訴えた。本人との関係構築を目的に、月1回定期面接をすることを約束し退院となった。

定期面接では約束の時間は守れないことは多かったが、面接した際には「パートナーと縁を切りたいが、貸していた金を返してほしい」「眠れないので睡眠剤がほしいがお金がないので精神科に行けない。どうしたらいいか」など自分の気持ちを話したり、支援者に相談できる関係になってきていた。

定期面接の中で新しいパートナーができたと報告があり「パートナーの夢の実現のために自分も協力したい」「パートナーの借金の保証人になり、パートナーに自分の給与を渡している」「パートナーと口論になり、殴られることもある」「自分に一緒にいてくれるからつなぎとめておきたい」と話があり、今後の生活について一緒に考えていこうと伝えていた。

しかし、突然本人より「パートナーがみつけてきた社員寮もある会社（風俗店）に転居が決定した」と一報が入った後、本人連絡がつかない状況になり、他区への転居を確認した。

（世田谷保健所 健康推進課による支援）

(4) 民間団体等の活動状況

連携の具体的な方法や、今後の取組みの参考に区内及び先進的取組みを実施している都内民間団体等の視察等を実施しました。

視察先の選定にあたっては、一時保護後に自立に向けた中長期的な支援を実施するステップハウスや若年女性支援の場が不足しているのではないかと仮定しステップハウスや居場所の支援実施している団体を中心に実施しました。

① 民間団体等視察先

視察先については、以下になります。

各団体等の詳細については、ホームページ等で確認ください。

NPO 法人人ぐにたち夢ファーム Jikka 視察（国立市）

Jikka-yume.com

民間団体「わくわくシニアシングルス」聞き取り

<http://seniorsingies.webnode.jp/>

認定 NPO 法人ピッコラーレによる活動発表

<https://home.piccolare.org/>

NPO 法人コミュニティネットワーク・ウエーブ視察（世田谷区）

<https://www.ngo-npo.org/wave/>

NPO 法人レナセール・女性とともに歩む会視察（世田谷区）

*内閣府NPOホームページ <https://www.npo-homepage.go.jp/npopotal/detail>

公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパン「わたカフェ」視察（豊島区）

<https://www.watacafe.jp>

豊島区「すずらんスマイルプロジェクト」ヒアリング（豊島区）

<https://www.city.toshima.lg.jp/suzuran/smaile>

公益財団法人日本キリスト教婦人矯風会「女性の家 HELP」視察

<https://kyoufukai.jp>

NPO 法人せたがや福祉サポートセンター（リンク）視察（世田谷区）

<https://setagaya-npolink.jp/>

② 視察等状況まとめ

【官民連携の方法について】

国立市と連携して「女性パーソナルサポート事業」を委託事業として実施しているNPO法人Jikkaは、女性支援のノウハウを持った民間団体として事業の設計の段階から行政の実施する検討会のメンバーとして関わっていました。また、豊島区内で若年女性の居場所や相談事業を実施している公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパン「わたカフェ」は、自主財源により、若年女性支援に関わる先駆的な取組みを実施しており、豊島区が組織横断的な若年女性支援「すずらんスマイルプロジェクト」とは、生きづらさを抱える若年女性をつなぐ、つなげる「すずらん・ネット会議」を通して連携・共同しています。

【民間団体の専門性について】

NPO 法人レナセール及び婦人矯風会「女性の家 HELP」では、多様な外国語での対応が可能です。また、助産師が中心となり、妊娠にまつわるすべての相談に寄り添う「妊娠葛藤相談」の実施や、居場所のない妊婦が安心して過ごすことのできる住居等を提供している認定 NPO 法人ピッコラーレなど専門性の高い事業を実施している団体がありました。

【既存の制度にはない事業の実施】

一時保護の施設は、公的なものも含め既存のものがありますが、「ステップハウス」と言われる、一時保護から自立に向けて中期的な支援が可能な施設は、子どもを伴う場合は、「母子自立支援施設」がありますが、単身の場合でも利用可能な施設を運営している団体として、NPO 法人コミュニティネットワーク・ウエーブと NPO 法人レナセールがあります。視察の中で、ステップハウスの空き情報を女性相談支援員と共有する方法を提案し試行が始まっています。

また、「わくわくシニアシングルス」では、いままでは相談先のなかった中高年単身女性が、自助グループを組織し活動しており、困難な状況を実態調査に基づき発信していました。

公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパン「わたカフェ」では、今まで相談につながりにくかった若年女性の安心できる居場所づくりに取り組み、そこでは、社会福祉士、心理士、助産師の専門相談が受けられるようになっています。

【地域づくり等地域に根差した事業の実施】

また、地域で安心して生活をしていくための、地域のつながりと居場所づくりをしている団体があります。NPO 法人コミュニティネットワーク・ウエーブでは、ステップハウスや相談事業のみでなく、介護事業や地域福祉事業を柱に活動を行い、地域交流事業にも力を入れていました。NPO 法人せたがや福祉サポートセンター(リンク)は、地域ネットワークの構築と居場所づくりによる支え合いのまちづくりの活動を通じて、中高年単身女性の抱える課題と不安を聞き取り、ボランティアで人の役に立つ活動を入り口に地域とつながるきっかけをつくるなど幅広い活動を背景に支援を実施していました。

③ 今後について

視察等を通じて、先駆的に必要な支援を独自に実施している民間団体の状況を把握してきました。今後も、地域で活動している団体等の状況を集め、視察等により地域で活動する団体の発掘と連携に努め、困難を抱えた女性の希望に沿う支援につなげられるよう支援のネットワークを作っていくことが必要であると考えています。

コラム3 自助グループ「わくわくシニアシングلز」の活動

【活動内容】

- ・2015年 将来不安を抱える中高年シングル女性が東京を中心に集まった自助グループ。
- ・交流カフェ開催。年金・介護・住居等この時代を生き抜く不安材料は多々あるが、繋がれば知恵もわいてくる。そういう思いで集まる。
- ・会員交流、必要な情報を得るセミナーを行う共に、中高年女性の困難・貧困が政治から「置き去り」にされている現状を憂い、実態調査や政党・国会議員に要望書を届ける活動をしている。

2022年 第2回中高年シングル女性の生活状況実態調査

2023年11月10日 「東京都困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」策定にあたっての要望書を東京都に提出

【インタビュー・2022年生活実態調査より】

- ・困難女性支援法が議員立法で出たときは、私たちは喜んだ。行政に相談に行けない状況がある。母子家庭であった時までは縁があったけれど、卒業したら、一切何もなくて、あとは自己責任。どこにも相談の行き場がなかった。
- ・今まで相談に行けなかった、足が向かなかった困難を抱える女性が、この法律が成立したことで、未来への希望をもって相談にアクセスすることは、容易に想像できること、その状況に対応できるセンターであり相談員である必要がある。
- ・2022年度調査には、40歳以上2,345人以上が回答。それぞれの世代が直面する困難が浮き彫りにされた。

*中高年シングル女性の雇用・収入は厳しい。

*コロナ禍・円安による物価高騰

*低収入・生活苦の中、重い住居費負担

*就労支援を受けたことがない人が6割

*悩みは病気・介護・仕事等多岐にわたる。

*65歳以上の高齢者一月額10万円年金に満たない人が半数超

*40代・50代氷河期世代のシングル女子

・必要なことは、情報と人のつながり



3 今後の取組み

(1) 基本的な考え方

本人の意思を尊重した支援

- ・法の基本理念にそって、困難な問題を抱える女性の人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とし、「本人の意思を尊重した支援」を実施します。

様々な状況にある困難な問題を抱える女性を支援

- ・法が定義する状況(性的な被害、家庭の状況、地域社会生活との関係性その他の様々な事情により日常生活または社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(その恐れのある女性を含む。))にあてはまる女性であれば、年齢、障害の有無、国籍等を問わず、関係各課と連携して支援を実施します。
- ・障害により情報取得やコミュニケーションに配慮が必要な方に対する周知や情報提供について、当事者の意向を尊重した合理的配慮を提供するとともに、これまで以上に丁寧に対応していきます。
- ・日本語を母語としていない外国人の方に対して、周知や情報提供に配慮するとともに、関係課と連携して寄り添った支援をしていきます。
- ・性自認が女性であるトランスジェンダーの方については、国の基本的な方針にのっとり、トランスジェンダーであることに起因する人権侵害・差別により直面する困難に配慮し、その状況や相談内容を踏まえ、関係機関等とも連携して、可能な支援を検討します。

庁内各課・関係機関・民間団体等の連携強化

- ・様々な困難を抱えた女性に必要な支援を包括的に提供できるよう、庁内連携はもとより、関係機関や、専門性や柔軟性をもって先駆的に女性の支援を実践してきた民間団体等との連携をより強化します。

支援につながりにくい層への早期支援

- ・これまで、女性相談窓口や福祉的支援につながりにくかった若年女性や40代から50代の中年層単身(*)などの層も含め、困難な問題を抱えた、またそのおそれのある方が早期に相談や支援につながることを目的に、庁内や関係機関に女性の抱える困難さに対する理解が広まるよう周知するとともに、居場所等の創出や相談者が「自分が相談してもいいのだ。」と思える相談窓口の改善を図ります。

*単身：離婚・未婚・死別を含め配偶者が不在で、18歳未満の子がいない状況とする。

相談機能の強化

- ・女性相談支援員は、引き続き、支援対象者にとって最も身近な、支援の端緒となる相談機能を果たすとともに、困難な問題を抱える女性の支援に必要となりうる児童福祉、ひとり親福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活保護など保健福祉センター各課及び関係各課・機関と連

携し、各総合支所において支援を行います。

・また、女性相談支援員が、「本人の意思を尊重した支援」を実践し、意思決定を支援する「寄り添った支援」が可能となるよう職員育成に努め、女性相談支援員のあり方を、専門職としての会計年度任用職員の配置等を含め検討していきます。

基本的な方針から基本計画の策定へ

・令和7年4月より令和9年3月末までの2か年は、本基本的な方針に基づき支援に取り組むとともに、課題別の新たな取り組みや残された課題について検討を継続し、令和9年3月策定予定の第三次男女共同参画プランにおいて計画として内包し、取り組みを推進していきます。

(2) 全庁的推進体制の構築

女性をとりまく複雑化・多様化・複合化が進む課題に対応するため、法を踏まえ、女性相談支援員を入口とした庁内連携体制の強化と、関係機関や民間団体等との連携・協働による、包括的支援を行う体制の強化に取り組みます。

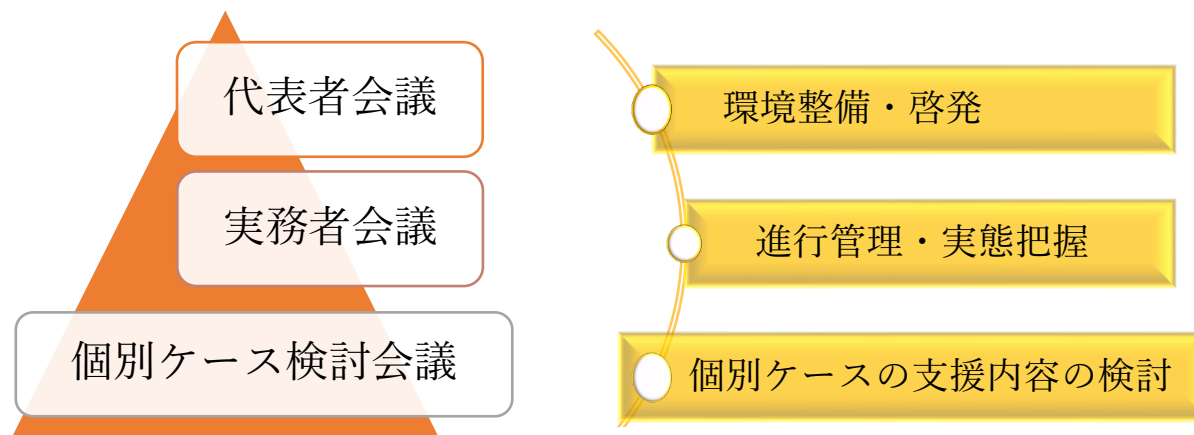
① 支援調整会議(法15条)の設置【新規】

法15条に定める「支援調整会議」を設置し、庁内及び民間団体との協働を強化します。

支援調整会議とは、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために、行政の関係機関と民間の団体が、必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行う会議体です。

法で守秘義務が定められているため、複合的な課題を抱えた相談について、民間団体を含めた複数の関係機関で情報共有しながら支援方針を検討することも可能です。

法で定める役割に応じて【代表者会議】【実務者会議】【個別ケース検討会議】の3層の会議体を新たに構築し実施します。



【代表者会議】

i 目的

- ・支援調整会議の構成機関等の代表者による会議。
- ・実際の担当者で構成される実務者会議や個別ケース検討会議が円滑に運営されるための環境整備に関する協議を行う。

- 困難な問題を抱える女性への支援に関する地域の仕組み全体の確認と検証、支援の実施体制の評価
- 実務者会議や個別ケース検討会議における支援調整会議の活動状況及び評価
- 困難な問題を抱える女性への支援に関する啓発

ii 実施体制

DV 防止ネットワーク全区協議会【既存】及び DV 被害者支援団体連絡会【既存】を代表者会議に位置付けて構成メンバーや実施内容を DV 被害者のみでなく困難な問題を抱えた女性への支援に拡大して実施する。対象者の拡大に合わせ名称を変更する。

III 構成メンバー

(仮称)DV 防止及び困難な問題を抱えた女性支援全区協議会

関係所管、東京都女性相談センター、警察、法曹界、医師会、民生・児童委員、人権擁護委員、民間団体等

(仮称)DV 防止及び困難な問題を抱えた女性支援団体連絡会

民間団体、東京都女性相談支援センター、警察、子ども家庭支援課等

【実務者会議】

i 目的

- 個別ケース全体の定期的なフォロー、主担当機関の確認、支援方針の確認等
- 個別ケース検討会議で課題となっている点の更なる検討
- 地域における困難な問題を抱える女性の実態把握や、支援を行っているケースの総合的な把握

ii 実施体制

人権・男女共同参画課に配置された DV 相談支援相談員が各支所の子ども家庭支援課を月2回程度巡回し、DV 相談ケースの共有と検討を実施している DV ケース相談会【既存】を実務者会議に位置付け、女性相談支援が把握した DV 被害者のみでなく困難な問題を抱えた女性への支援に拡大して実施する。対象者の拡大に合わせ相談会及び DV 支援相談員の名称を変更する。

III 構成メンバー

子ども家庭支援課女性相談支援員、子ども家庭支援課長、
人権・男女共同参加課 DV 支援相談員

【個別ケース検討会議】

i 目的

個別の支援対象者について、直接関わりを有している担当者や、今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者により、当該支援対象者に関する支援内容等を検討する。

- 関係機関等が現に対応している事例についての、危険度や緊急度の判断
- 支援方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有
- ケースの主担当機関と主たる支援機関の決定
- 実際の支援、支援方法、支援スケジュールの検討

ii 実施体制

女性相談支援員発信の個別ケース検討会議【新規】を実施する。

なお、相談者の状況に鑑み、別途、重層的支援会議(社会福祉法)【既存】や要対協個別ケース検討会議(児童福祉法)【既存】等も活用し、当該女性に関する情報の交換及び支援の内容の協議を行う。

III 構成メンバー

支援に関わる関係所管、民間団体、関係者、本人等

*個別ケース検討会議で検討する場合には、法で守秘義務が課せられていることを参加者と共有します。とはいえ、女性支援の現場では、DV 避難の最中で追跡の恐れがある場合など、安全確保が最重要な局面があります。女性支援の個別ケース検討会議は開催時期など配慮が必要になります。

コラム4 個別ケース検討会議で変わることに

今までも女性相談支援員は、必要に応じて課内各課や民間事業所と連絡をとりながら支援してきました。

また、他法に基づく各種ケース会議に女性相談支援員の立場で参加しています。

他法に基づく会議では、当事者ではなく「〇〇の母」「〇〇の妻」「〇〇の子」として家族の関係性の中で登場します。

今後、女性相談支援員の発信により守秘義務が課せられた個別ケース検討会議を実施することで、当事者女性を真ん中に据えて、相談者である女性を囲む支援者が一同に会し、検討することができるようになります。

② 女性相談支援員と区立男女共同参画センター「らぷらす」の連携

女性相談の中心を担う窓口は、子ども家庭支援課の女性相談支援員による女性相談と「らぷらす」による女性のための悩み事相談・DV 相談があります。どちらの女性相談窓口も、パートナーによるDVに関する相談や家族問題、生活の相談など多岐にわたっています。相談の内容により、相談者の意思を尊重しながら必要に応じて各種相談窓口につなぐなど支援を実施しています。

女性相談支援員と「らぷらす」では、双方の機能に合わせて、特にDV相談における相談者を相互につないできました。

今後は、DV 被害者に関わらず、相談者の多様化するニーズに応えていくため、相談員同士の連絡会を開催するなど、双方の連携体制を強化してまいります。

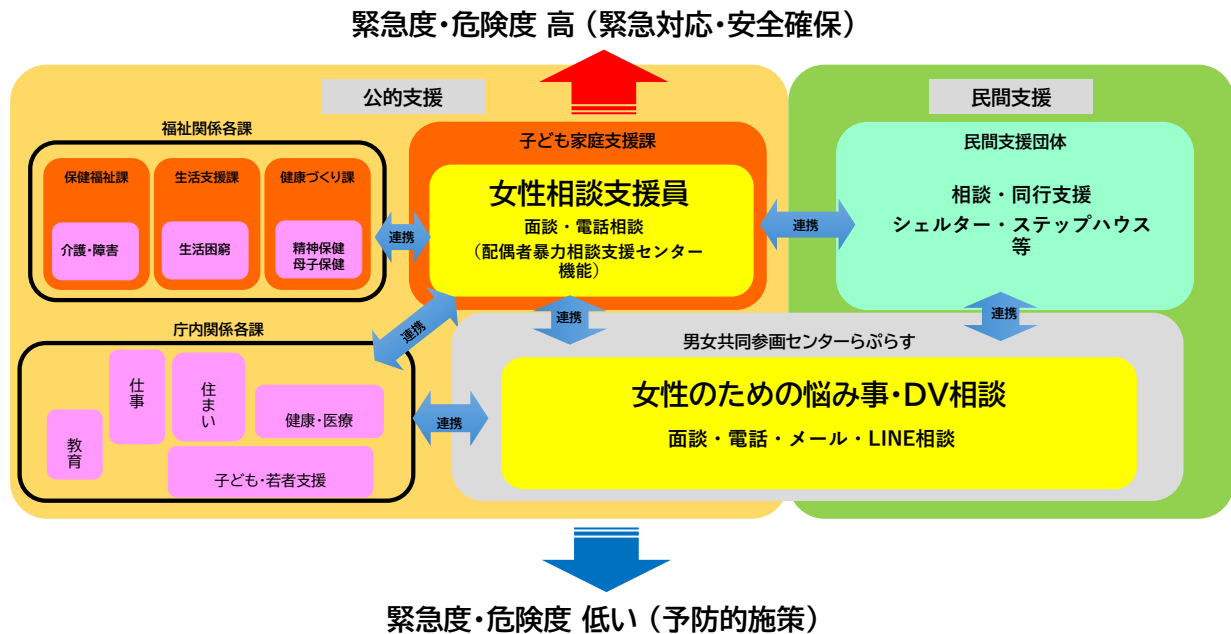
また、双方の役割を明確化して庁内関係機関や区民にわかりやすく周知するよう検討します。

③ 福祉関係各課・庁内関係所管との連携

福祉関係各課や庁内関係各課に相談や手続きに来所される女性の中にもまた、背景に女性ならではの困難な問題を抱えている場合があります。

相談の入口がどこであっても、女性特有の悩みをキャッチした場合は、女性相談支援につながるよう、庁内各課に法や女性相談について周知していきます。

困難女性支援にかかる支援体制イメージ図



④ 関係機関等との連携

区が新設する支援調整会議等で警察署や医師会、東京都等関係機関との情報共有や課題共有を行い、連携を強化します。

東京都との連絡会等を通して、都の女性相談支援センター及び女性自立支援施設についての改善策について提案していきます。

⑤ 民間団体等との連携

国の基本的な方針では、行政機関と民間団体は双方の特色を尊重し、補完しあいながら対等な立場で協働して支援していくことと示しています。

行政の女性相談は、相談者に必要な行政・福祉サービスを効果的につなぐ役割を担い、東京都女性相談支援センターをはじめとした相談機関や民間団体との連携、調整を行いながら、包括的な支援を提供します。また、法に則した事務処理等を実施します。

民間団体における女性支援は、その独自性、柔軟性、迅速性により、各団体の専門的な特性を生かした支援を実施しています。行政への窓口につながるにはハードルが高い方がつながるなど相談者の発見の場になっています。

女性の抱える困難さは多岐に渡り行政機関だけでは、支援が行き届かない場合があり、専門性や柔軟性をもって先駆的に実践している民間団体と緊密に連携して包括的な支援を実施します。

⑥ 人材育成

女性相談支援員は常勤職員と会計年度任用職員が配置されています。常勤職員は異動による配置換えがあるため、相談の質の担保のための人材育成が必要です。

また、対象者が抱える課題は複雑化・多様化・複合化しているため、支援者には、多様な分野の幅広い知識が求められています。

そのために、国や都が実施する専門的な研修に積極的に参加するほか、区の実情にそった実践的な研修を実施します。

i 国の育成プログラムをもとに都が実施する研修への積極的な参加

厚生労働省は法の施行にともない、女性相談支援員の育成は重要な課題であることから、女性相談支援員の研修のプログラムを策定しました。

東京都では、「女性相談支援業務研修カリキュラム検討ワーキンググループ」を設置し、区市の女性相談支援員、女性自立支援施設職員、民間団体職員、東京都女性相談支援センター職員をはじめとする支援者向けに新たな「女性相談支援業務研修カリキュラム」を検討し、新研修カリキュラムでは、特に経験年数の浅い職員へ配慮した段階的かつ実践的な研修体系を構築し、専門的知識や相談支援技術を習得する研修を充実し、継続的な学びの機会を提供することとしています。

令和6年度は、新研修カリキュラムの一部を先行して、モデル研修として11月より実施します。

女性相談支援員及び DV 支援相談員の積極的な研修参加により職員の学びの機会を確保し、資質の向上に努めます。

ii 区の研修プログラムの充実

現在、子ども家庭支援課の女性相談支援員 21 名のうち、14 名は経験年数が 3 年に満たない相談員となります。事務職の新規採用職員が配置される事あり、前述の通り、有資格者も多くない状況から、支援力向上に向けた、人材育成は不可欠です。

○子ども家庭支援センター主催の、「新任横転者研修」の内容の強化

若年女性支援を実施している民間支援団体などを講師とし、専門性向上に向けた研修プログラムを導入するなど内容の充実を図ります。

○子ども家庭支援課担当者会の研修内容の充実

外部講師による研修や民間支援団体への見学を通して相談員の知識の向上を図ります。

○人権・男女参画課主催の事例検討会の事例拡大

事例検討会における事例を DV 被害者から「困難な問題を抱える女性」全般に拡大し事例検討会を実施します

○DV ケース相談会の充実

DV 支援に限定することなく、困難女性支援全般のバックアップを実施します。

また、DV 相談支援相談員が、各支所月 2 回程度巡回し、ケースの共有や検討を実施している「DV ケース相談会」を支援調整会議の「実務者会議」に位置付け、困難な問題を抱えた女性全般のケースの進行管理や実態把握を行っていきます。

機能に合わせて、DV 相談支援相談員の名称等の見直しを実施します。

(3) 課題別の新たな取組み

課題別に、以下の 3 つの部会を立ち上げ、具体的な取組みを検討しています。

女性相談窓口改善部会	中年層単身女性支援部会	若年女性支援部会
- 子ども家庭支援課 - 人権男女共同参画課 - 男女共同参画センターらぶらす	- 子ども家庭支援課 - 人権・男女共同参画課 - 男女共同参画センターらぶらす - 工業・ものづくり・雇用促進課 - 生活福祉課（ぷらっとホーム世田谷） - 健康づくり課 - 保健福祉課	- 子ども家庭支援課 - 人権男女共同参画課 - 男女共同参画センターらぶらす - 児童相談所 - 健康づくり課 - 保健福祉課 - 生活支援課 - 生活福祉課（メルクマール世田谷） - 健康推進課 - 子ども・若者支援課 - 子ども家庭課

① 女性相談窓口の改善と周知

- ・すべての支所の窓口で、女性の相談のサインを設置します。
- ・ホームページの女性の相談の相談内容を具体的な記載に変更します。
- ・厚生労働省のポータルサイト女性相談事業ホームページ「あなたのミカタ」に掲載し、広く周知します。
- ・若い世代などにも情報が届くことを目的に、定期的に、女性の相談について区公式 SNS で配信します。
- ・若年女性の集う場（児童館・青少年センター・メルクマール・あいりす・大学等）で、若年女性の困難な状況に気づく立場にある支援員や相談員に女性の相談について周知し、早期対応につなげます。

② 女性性に起因する女性の困難さへの支援

- ・予期せぬ妊娠や性暴力など、女性性に起因する女性の困難さについて、思春期の頃から知識を持つことは大変重要です。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの知識が必要な層に届くよう男女共同参画センター「らぶらす」において、若年女性に向けリプロダクティブ・ヘルス／ライツなどの情報を提供する企画を実施し、支援の必要な女性を相談や居場所につないでいきます。
- ・緊急避妊薬が必要な女性に届くよう、令和 7 年 4 月施行予定の犯罪被害者支援条例に基づく犯罪被害者支援と連携して性犯罪被害にあった女性に、寄り添った支援が届くよう取り組みます。

③ 居場所や住まい等の創出と連携による支援

- ・若年女性や、中年層単身女性など、相談窓口につながりにくい層が、情報や相談支援につながることで孤立や孤独を予防することを目的に、民間団体との連携等も視野に居場所等の創出などに取り組みます。

- ・地域社会において安定的な生活を営むための住まいの確保に向けて、引き続き関係機関と協議をしていきます。

【若年女性】

- ・子ども・若者支援課において、主に高校生世代から青年期(15歳から30歳程度以下)を対象とした若年女性が、気軽に立ち寄り安心して過ごせる「居場所」の運営団体を補助事業により支援します。
- ・一人で自由に過ごしたり、飲み物や軽食・生活用品の提供や、専門のスタッフに、人間関係や不安なこと、身体のこと、性に関することなど気になることを気軽に相談ができる環境を整えます。
- ・利用者の状況に応じて相談機関等につなぐとともに、困難な問題を抱えた事例には、女性の相談・支援と協働して支援を実施します。

【中年層単身女性】

- ・男女共同参画センター「らぷらす」において、中年層単身女性を対象とした事業を実施し、必要な情報の提供や仲間づくりを支援します。
- ・事業に参加された方が、地域とつながることを目的に、地域の団体と連携して支援します。
- ・就労支援の現場と福祉所管、及び「らぷらす」で実施する事業に来所された方を、相互にたないで支援できるよう連携を強化します。

④ 民間団体等との協働した支援

- ・ケースワークや支援調整会議を通して連携体制を深め、それぞれの特性を生かしつつ補完し合いながら支援を実施します。
- ・包括的な支援のために、更に必要な支援ニーズのほか、民間団体の実施する支援メニューや運営体制を把握し、民間団体との協働方法について引き続き検討していきます。
- ・若年女性の支援においては、民間団体と区がそれぞれの分野や立場において役割を分担しながら、協働する場面をより多く持っていく必要があります。先駆的に、民間団体と協働で事業を進めている他自治体との情報共有なども、積極的に進めていきます。

4 主な相談窓口

【各総合支所 子ども家庭支援課 女性相談】

- 世田谷総合支所 子ども家庭支援課 03-5432-2915
- 北沢総合支所 子ども家庭支援課 03-6804-7525
- 玉川総合支所 子ども家庭支援課 03-3702-1189
- 砧総合支所 子ども家庭支援課 03-3482-1344
- 烏山総合支所 子ども家庭支援課 03-3326-6155

【世田谷区立男女共同参画センターらぷらす 女性のための悩みごと・DV 相談】

03-6804-0815

<https://lin.ee/O4Tkguq>

Laplace-mail-soudan1@kshowa.or.jp

【東京都女性相談支援センター】

03-5261-3110

【東京都配偶者暴力相談支援センター(東京ウィメンズプラザ)】

03-5467-2455(一般相談)

03-5467-1721 (DV 専用ダイヤル)

【女性は一とふる LINE@東京】

【性被害・性暴力の相談窓口】

●世田谷区犯罪被害者等相談窓口

月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時

相談専用電話(直通) 03-6304-3766 Fax 03-6304-3701

●東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター(SARC 東京)

性暴力や性犯罪の相談を 24 時間 365 日受付

性暴力救援ダイヤル NaNa 24 時間ホットライン 03-5577-3899

※相談を受け付けているほか、病院(被害後72時間以内)・警察への付き添い、精神的ケア・弁護士の紹介などをワンストップで行っている。

●【子ども・保護者専用】

性被害相談ホットライン

0120-333-891(東京都内・無料) 03-6811-0850(東京都外・有料)

児童相談所 189

性犯罪相談電話(警察)「ハートさん」 #8103

こどもの人権 110 番 0120-007-110

- 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター全国共通番号
#8891 (NTT ひかり電話の場合)0120-8891-77

- (警察)性犯罪被害者相談電話共通番号
#8103(最寄りの性犯罪相談電話窓口につながる)

- 性暴力に関する SNS 相談(内閣府)
「キュアタイム」Cure time

- にんしん SOS 東京 (妊娠葛藤相談)
電話で相談 03-4285-9870 年中無休16:00~24:00(受付23時まで)
チャットでの相談 ピッコラーレのホームページ参照
土 13:00~15:00 20:00~22:00
月・水 20:00~22:00

面会・同行支援、関係施設や協力団体への紹介も行っている
医療・福祉系国家資格保持者で構成された相談チームが対応

- 弁護士による犯罪被害者相談 (弁護士会犯罪被害者支援センター)
東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会が共同して実施している
受付時間: 月~金 11:00~16:00 (祝祭日・年末除く)
・電話相談 03-3581-6666 弁護士が直接、電話に対応します。
料金:電話相談は1件の被害につき1回となり、時間は30分以内が目安で無料。
・面接相談:電話相談後、必要に応じて弁護士による面接相談を行っている。
料金:初回(1時間程度)は無料、相談を継続する場合は、2回目以降30分 5,500 円(税込)
所在地:東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館

(参考)

- ・男性のための性暴力被害ホットライン(相談員は全て男性です)
0120-213-533 相談日時 毎週 土曜日 19:00~21:00
性犯罪相談電話(警察)「ハートさん」 #8103
- ・男の子と保護者のための性暴力被害ホットライン
0120-210-109 相談日時:毎週 金・土曜日 16:00~21:00
児童相談所 189
性犯罪相談電話(警察)「ハートさん」 #8103
こどもの人権 110 番 0120-007-110

コラム5 性犯罪・性暴力被害を相談されたら

～ 世田谷区犯罪被害者等相談員から

- 被害にあったのは、被害者が悪いからではありません。性暴力は人権侵害であり、人間としての尊厳を脅かし、被害者の性的自己決定権を奪う行為で、いかなる環境下でも被害の責任はすべて加害者にあると認識しておきます。
- 電話や面接で話されたこと、これまで1人で抱えてこられたこと、そのままを受け止める、理解しようと思って聴く。疑わない、決めつけない、話すまで待つ、無理に聞かないなど丁寧に耳を傾けましょう。
- 被害者の意思を尊重しましょう。被害者が話したくなった時に、話を聴き一緒に考える準備はできている。と伝えましょう。
- 被害者が経験する混乱や辛さなどは、暴力の被害であり、100%被害者の問題ではないことを伝え「あなたが悪いのではない」と、伝えましょう。
- 安全な感覚を取り戻し、日常の生活に少しずつ戻していくために、こころのケアをできるだけ早く受診する方が回復も早いといわれています。できることを信頼できる人に話を聴いてもらったり、必要があれば病院に行ったりカウンセリングなど一緒に行ってもらったりなど、一人だけで頑張らなくて大丈夫と伝えましょう。
- サポートを受ける権利、そんな時こそ、じっくりとあなたの回復のために時間をかける必要がある。周囲の人に理解してもらうのは難しい時間がかかる。
- 「事件からこれくらい時間が経ったからもう大丈夫」という、目安はありません。辛いのは現実です。

人権・男女共同参画課

資料

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

発令 : 令和4年5月25日 号外法律第52号

最終改正 : 令和4年6月17日 号外法律第68号

改正内容 : 令和4年6月15日 号外法律第66号[令和6年4月1日]

○困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

〔令和四年五月二十五日号外法律第五十二号〕

〔総理・総務・法務・財務・厚生労働大臣署名〕

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律をここに公布する。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等（第七条・第八条）

第三章 女性相談支援センターによる支援等（第九条—第十五条）

第四章 雑則（第十六条—第二十二条）

第五章 罰則（第二十三条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

（関連施策の活用）

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

（緊密な連携）

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

- 4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等

(女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

- 2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。
3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。
一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。
5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

第十一条 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項（第四号から第六号までを除く。）並びに第二十二條第一項及び第二項第一号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。

- 2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二條第二項第二号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。
3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。

- 2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。
3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊

重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

- 2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

（民生委員等の協力）

第十四条 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

（支援調整会議）

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

- 2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

- 3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

- 5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

- 6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

（教育及び啓発）

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵（かん）養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進）

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

（人材の確保等）

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市町村の支弁）

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

一 女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

- 2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

- 3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

（都道府県等の補助）

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

- 2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

（国の負担及び補助）

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支

援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。)

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日

三 附則第三十五条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の公布の日のいずれか遅い日

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日

(検討)

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

(売春防止法の一部改正)

第四条 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(補導処分に付された者に係る措置)

第五条 政府は、前条の規定による改正前の売春防止法（以下「旧売春防止法」という。）第十七条の規定により補導処分に付された者であって、施行日前に婦人補導院（附則第十条の規定による廃止前の婦人補導院法（昭和三十二年法律第十七号。附則第十一条において「旧婦人補導院法」という。）第一条第一項に規定する婦人補導院をいう。以下同じ。）から退院し、又は旧売春防止法第三十条の規定により補導処分の執行を受け終わったものとされた者以外のものが、施行日以後において必要に応じてこの法律に基づく支援を受けることができるよう、その者に対する当該支援に関する情報の提供、関係機関の連携を図るための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

第六条 前条の者であって施行日前に婦人補導院に収容されたものについては、この法律の施行の時に刑の執行猶予の期間を経過したものとみなす。

2 旧売春防止法第五条の罪と他の罪とにつき懲役又は禁錮に処せられ、旧売春防止法第十七条の規定により補導処分に付された者については、刑法（明治四十年法律第四十五号）第五十四条第一項の規定により旧売春防止法第五条の罪の刑によって処断された場合を除き、前項の規定を適用しない。

第七条 施行日前に婦人補導院から退院した者及び旧売春防止法第三十条の規定により補導処分の執行を受け終わったものとされた者に係る更生緊急保護（更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第八十五条第一項に規定する更生緊急保護をいう。次項において同じ。）及び刑執行終了者等に対する援助（刑法等の一部を改正する法律第六条の規定による改正後の更生保護法第八十八条の二に規定する援助をいう。同項において同じ。）については、なお従前の例による。ただし、更生保護法第八十六条第三項の規定は、適用しない。

2 前条第一項に規定する者に係る更生緊急保護及び刑執行終了者等に対する援助については、前項に規定する者の例による。

(婦人相談所に関する経過措置等)

第八条 この法律の施行の際現に存する旧売春防止法第三十四条第一項に規定する婦人相談所は、女性相談支援センターとみなす。この場合において、この法律の施行の際現に行われている同条第三項第三号の一時保護及びその委託は、第九条第七項の規定により行われる同条第三項第二号の一時保護及びその委託とみなす。

2 この法律の施行後に行われる女性相談支援員の任用に当たっては、この法律の施行の際現に旧売春防止法第三十五条第一項又は第二項の規定により婦人相談員を委嘱されている者については、第十一条第三項に規定する人材として、その登用に特に配慮しなければならない。

3 この法律の施行の際現に存する旧売春防止法第三十六条に規定する婦人保護施設は、女性自立支援施設とみなす。この場合において、この法律の施行の際現に行われている同条の収容保護及びその委託は、第十二条第二項の規定により行われる自立支援及びその委託とみなす。

(旧売春防止法に規定する費用に関する経過措置)

第九条 施行日前に行われ、又は行われるべきであった旧売春防止法第三十八条に規定する費用についての都道府県及び市の支弁並びに国の負担及び補助並びに旧売春防止法第三十九条に規定する費用についての都道府県の補助については、なお従前の例による。

(婦人補導院法の廃止)

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措

置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(地方自治法の一部改正)

第十二条 地方自治法の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(児童福祉法の一部改正)

第十三条 児童福祉法の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(地方財政法及びストーカー行為等の規制等に関する法律の一部改正)

第十四条 次に掲げる法律の規定中「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改める。

一 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第十条第十号

二 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第九条第一項

(公職選挙法及び日本国憲法の改正手続に関する法律の一部改正)

第十五条 次に掲げる法律の規定中「、少年鑑別所若しくは婦人補導院」を「若しくは少年鑑別所」に改める。

一 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十八条の二第一項第三号

二 日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）第六十条第一項第三号

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正)

第十六条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(電波法の一部改正)

第十七条 電波法（昭和二十五年法律第三百十一号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(社会福祉法の一部改正)

第十八条 社会福祉法の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(出入国管理及び難民認定法の一部改正)

第十九条 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(麻薬及び向精神薬取締法等の一部改正)

第二十条 次に掲げる法律の規定中「、少年鑑別所及び婦人補導院」を「及び少年鑑別所」に改める。

一 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十八条の五

二 矯正医官の兼業の特例等に関する法律（平成二十七年法律第六十二号）第二条第一号

三 再犯の防止等の推進に関する法律（平成二十八年法律第百四号）第三条第二項

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第二十一条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(矯正医官修学資金貸与法の一部改正)

第二十二条 矯正医官修学資金貸与法（昭和三十六年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(激甚(じん)災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)

第二十三条 激甚(じん)災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(母子及び父子並びに寡婦福祉法の一部改正)

第二十四条 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(児童手当法の一部改正)

第二十五条 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(行政手続法及び行政不服審査法の一部改正)

第二十六条 次に掲げる法律の規定中「、少年鑑別所又は婦人補導院」を「又は少年鑑別所」に改める。

一 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三条第一項第八号

二 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第七条第一項第九号

(更生保護事業法の一部改正)

第二十七条 更生保護事業法の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(更生保護事業法の一部改正に伴う経過措置)

第二十八条 施行日前に婦人補導院に収容された者については、施行日以後は、更生保護事業法第二条第五項に規定する被保護者とみなす。

(児童虐待の防止等に関する法律の一部改正)

第二十九条 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正)

第三十条 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(更生保護法の一部改正)

第三十一条 更生保護法の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(更生保護法の一部改正に伴う調整規定)

第三十二条 施行日が刑法等の一部を改正する法律附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日以後である場合には、前

条のうち更生保護法第十六条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする改正規定中「第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号」とあるのは、「第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号」とする。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の一部改正）

第三十三条 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（児童福祉法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三十四条 児童福祉法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（刑法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三十五条 刑法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部改正）

第三十六条 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（法務省設置法の一部改正）

第三十七条 法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和四年六月一五日法律第六六号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。〔後略〕

（罰則に関する経過措置）

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

〔令和四年六月一七日法律第六八号抄〕

（罰則の適用等に関する経過措置）

第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）及びこの法律（以下「刑法等一部改正法等」という。）の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑（刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。）に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする拘留とする。

（裁判の効力とその執行に関する経過措置）

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（人の資格に関する経過措置）

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（経過措置の政令への委任）

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和四年六月一七日法律第六八号抄〕

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法〔刑法等の一部を改正する法律＝令和四年六月法律第六七号〕施行日〔令和七年六月一日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

二 〔略〕

世田谷区困難な問題を抱える女性への支援のあり方検討会設置要綱

令和6年5月24日 6世人男女第66号

(目的及び設置)

1 条 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）に基づく区の対応について、外部委員の専門家とともに区における困難な問題を抱える女性への支援の方針、支援施策等を検討するため、世田谷区困難な問題を抱える女性への支援のあり方検討会（以下「検討会」という。）を設置する

(所掌事項)

第2条 検討会は、区が策定する方針や支援施策について、意見、助言、提案等を行う。

(組織)

第3条 検討会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年以内とし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長・副座長)

第5条 検討会に座長・副座長を置き、座長・副座長は外部委員をもって充てる。

2 座長は、検討会委員を代表し、会務を総理する。

(会議)

第6条 検討会は、座長が招集する。

(関係者の出席)

第7条 検討会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(作業部会)

第8条 検討会は、第2条に掲げる事項について、実務的な検討をするため、作業部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 検討会の庶務は、生活文化政策部人権・男女共同参画課において処理する。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月24日から施行する。

別表（第3条関係）

委員	総合支所保健福祉センター生活支援課長（代表）
委員	総合支所保健福祉センター保健福祉課長（代表）
委員	総合支所保健福祉センター健康づくり課長（代表）
委員	総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課長（代表）
委員	政策経営部政策企画課長
委員	生活文化政策部人権・男女共同参画課長
委員	経済産業部工業・ものづくり・雇用促進課長
委員	保健福祉政策部生活福祉課長
委員	高齢福祉部高齢福祉課長
委員	障害福祉部障害施策推進課長
委員	子ども・若者部子ども・若者支援課長
委員	子ども・若者部子ども家庭課長
委員	子ども・若者部児童相談支援課長
委員	児童相談所児童相談課長
委員	世田谷保健所健康推進課長
委員	都市整備政策部居住支援課長
委員	教育委員会事務局教育指導課副参事（学校経営・教育支援担当）
委員	外部委員（学識経験者）3名以内

困難な問題を抱える女性への支援のあり方検討会名簿

※敬称略

座長	東京都立大学名誉教授	江原 由美子
副座長	東京都立大学准教授	杉田 真衣
副座長	お茶の水女子大学准教授	脇田 彩
	北沢総合支所保健福祉センター長(生活支援課長)	三浦 与英
	玉川総合支所保健福祉センター保健福祉課長	伊藤 美和子
	世田谷総合支所保健福祉センター健康づくり課長	成瀬 浩
	政策経営部政策企画課長	小泉 輝嘉
	経済産業部工業・ものづくり・雇用促進課長	佐藤 智和
	保健福祉政策部生活福祉課長	石川 裕一
	高齢福祉部高齢福祉課長	佐藤 秀和
	障害福祉部障害施策推進課長	宮川 善章
	子ども・若者部子ども・若者支援課長	嶋津 武則
	子ども・若者部子ども家庭課長	瀬川 卓良
	子ども・若者部児童相談支援課長	石山 智子
	児童相談所副所長	工藤 木綿子
	世田谷保健所健康推進課長	真鍋 太一
	都市整備政策部居住支援課長	竹内 誠
	学校教育部教育指導課副参事	赤司 祐介
	世田谷区立男女共同参画センターらぷらす館長	阪口 さゆみ
事務局	生活文化政策部長	渡邊 謙吉
	生活文化政策部人権・男女共同参画課長	宮本 千穂
	生活文化政策部人権・男女共同参画課 人権・男女共同参画担当係長	高橋 薫
	北沢総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課長	藤原 彰子
	北沢総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課 子ども家庭支援センター係長	大竹 雅子

基本的な方針策定にかかる経過等(令和6年5月～令和7年2月)

○困難な問題を抱える女性への支援あり方検討会、作業部会

【検討会】

- 第1回 5月31日 新法、都計画、調査研究機構研究、検討会について
- 第2回 7月29日 作業部会・視察報告、支援調整会議ほか課題について
- 第3回 9月20日 テーマ別作業部会、視察報告、基本的な方針構成案について
- 第4回 11月29日 基本的な方針案について

【作業部会】

- 全体会 第1回 6月12日、第2回 6月28日
- テーマ別 女性相談窓口改善部会 11月13日
- 中年層単身支援部会 9月19日、11月27日
- 若年女性支援部会 12月16日、1月10日(予定)

○審議会等

- 6月4日 第1回男女共同参画・多文化共生推進審議会 報告
- 7月17日 DV防止ネットワーク代表者会議 報告
- 8月8日 第1回男女共同参画推進部会 報告
- 10月17日 第2回男女共同参画・多文化共生推進審議会 報告
- 2月26日 第3回男女共同参画・多文化共生推進審議会 報告 (予定)

○民間団体視察等実施状況

- 6月25日 NPO 法人くにたち夢ファーム Jikka 視察
- 7月 3日 民間団体「わくわくシニアシングルス」聞き取り
- 7月17日 認定 NPO 法人ピッコラーレによる活動発表
- 8月 6日 NPO 法人コミュニティネットワーク・ウエーブ視察
- 9月11日 NPO 法人レナセール・女性とともに歩む会視察
- 10月 9日 公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパン「わたカフェ」視察
- 10月 9日 豊島区「すずらんスマイルプロジェクト」ヒアリング
- 10月18日 公益財団法人日本キリスト教婦人矯風会「女性の家 HELP」視察
- 11月20日 NPO 法人せたがや福祉サポートセンター視察
- 1月10日 NPO 法人 BOND プロジェクト (予定)

○イベント報告

- 11月13日 一般財団法人日本女性財団主催、東京都共催
東京リアルプラットフォーム連絡会
テーマ:「女性支援新法」制定により何が変わって何が起きているのか
世田谷区より報告
:「困難な問題を抱える女性の現状と支援」
砧総合支所子ども家庭支援課長 虎谷彰子

コラム6 なぜ、困難な「女性」への支援なのか

【本方針の検討にあたり、庁内検討会や作業部会で実際にあった意見です。】

- ✓ 「困難を抱えた人は男女問わずいるのになぜ女性限定なのか。」
 - 「女性であるが故の困難さとして、まず、性暴力や性的虐待、性的搾取などの性的被害に、より遭遇しやすい状況におかれていること。男性も性的被害にあいますが、妊娠はしません。次に、非正規雇用率が高く、不安定な就労状況や経済困窮に陥りやすい状況にあることがあげられます。」
 - 「性別を問わず実施されている支援策も、女性特有の困難さに目を向けた時に、見直してみる必要があるのではないのでしょうか。」

「第二次男女共同参画プラン後期計画に対するご意見・課題等」への実施状況				
基本目標		基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性活躍推進		
プラン課題 1 固定的な性別役割分担意識の解消				
ご意見・課題等			検討状況	
1	取組み名称	男性の男女共同参画への意識向上にかかる取組みの拡充	今後の取組み	令和6年度は、らぶらすにおいて、以下の事業を実施する。 〔男女共同参画講座〕 ・区民と企画する男女共同参画らぶらすゼミ ・父と子どもを対象とした、父子で楽しめるワークショップ ・シングルファーザーを対象とした講座 ・男性のための男性の生きづらさについて考える講座 〔図書・資料を活用した講座〕 ・親子で楽しむシネマサロン
			実施内容	〔男女共同参画講座〕 ・男女共同参画らぶらすゼミ 1回目10/20 参加31人、2回目2025/3/9に実施を予定 ・父と子どもで楽しめるワークショップ 8/25に実施参加者8組18人 ・シングルファーザーを対象とした講座＆交流会 7/28に実施予定であったが、申込が1組だったため、交流会の実施が困難と判断し不実施、2回目2025/3/15に実施を予定 ・男性の生きづらさ講座 7/27に実施 参加14人、2回目10/19、3回目2025/1/11に実施 〔図書・資料を活用した講座〕 ・親子で楽しむシネマサロン 1回目：7/14に実施 参加者27人。2回目：9/14に実施 参加者数32人
2	取組み名称	教育分野への働きかけ (学校への出前講座等による理解促進、周知・啓発)	今後の取組み	引き続き、「固定的な性別役割分担意識」の解消に向け、幼少期からジェンダーバイアスに囚われない視点を身に付けるため、らぶらすの学校出前講座等を活用しながら、働きかけを行う。
			実施内容	申込7校、実施5校：小学校4校、中学校1校 内訳： 対象小学校児童向け4校、小学校保護者・教職員向け1校、中学校生徒向け2校 内容：性的マイノリティ理解・多様性理解等（内容未定もあるため等としました）
プラン課題 2 女性の活躍推進と政策・方針決定過程への女性の参画促進				
ご意見・課題等			検討状況	
1	取組み名称	社会のあらゆる分野の活動への女性が参加する機会の確保	今後の取組み	女性がこれまでの制約を取り除いて、より活発に社会の中軸を担えるよう、「ジェンダー主流化」と「参加と協働」を一体的に進めることで、住民自治を一層推進し、持続可能で豊かな地域社会の構築につなげる。
			実施内容	
2	取組み名称	庁内の管理監督職への昇任意欲向上	今後の取組み	・庁内誌の発行やセミナー開催等により、引き続き、意欲向上を図っていく。
			実施内容	人事課、研修担当課、人権・男女共同参画課共催で他自治体の女性管理職を講師として招き、女性職員の活躍推進に向けたセミナーを開催11/15
プラン課題 3 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援				
ご意見・課題等			検討状況	
1	取組み名称	女性への就労支援	今後の取組み	令和6年度は、らぶらすにおいて、以下の事業を実施する。 〔女性のための就労・起業等支援講座〕 ・産休・育休中の女性向け復職セミナー ・ライフステージに合わせた女性の生き方と仕事を考える講座 ・女性のための起業ファーストステップ講座 ・起業ミニメッセ 11/23・24 ・先進事業者表彰の実施 11/23
			実施内容	・産休・育休中の女性向け復職セミナー 2025/2/1に実施を予定 ・ライフステージに合わせた女性の生き方と仕事を考える講座 2025/1/18、1/25に実施を予定 ・女性のための起業ファーストステップ講座 6/7、6/21、6/28、7/5に実施 参加者数 延べ72人 ・応募事業者にヒアリング、アンケートを行い、評定委員会を開催。 ・起業ミニメッセ 11/23・24に実施 出展者41、来場者数 延べ2,689人
2	取組み名称	女性の就労支援にかかる情報発信	今後の取組み	「女性のための働き方サポート相談」の相談者や、女性のための就労・起業等支援講座参加者に『「働きたい」「働く」女性を応援するガイドブック』を配布する。
			実施内容	区内関係機関に働き方サポート相談のチラシを配架（7月、12月）、らぶらすホームページ掲載・更新
3	取組み名称	女性の就労にかかる課題と方策の検討	今後の取組み	—
			実施内容	

「第二次男女共同参画プラン後期計画に対するご意見・課題等」への実施状況				
基本目標		基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの着実な推進		
プラン課題 4 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発				
ご意見・課題等			検討状況	
1	取組み名称	区民向け情報発信	今後の取組み	・ワーク・ライフ・バランスイベント等を引き続き実施する。 ・新たに区民向け啓発冊子の作成を検討する。
			実施内容	区内実施されるイベントに出展し、来場者にワークライフバランスの啓発を予定。
2	取組み名称	区内事業者への働きかけ	今後の取組み	・引き続き、「男女共同参画先進事業者表彰」を実施して、次年度に向けて、受賞に対する更なる付加価値を検討し、インセンティブを創出し、内容の充実を図る。 ・事業者向けリーフレットを活用し、らぶらす事業として「事業者向け講座」を新たに実施する。
			実施内容	事象者向け講座 7/17に実施 申込6人、参加者3人 先進事業者表彰の実施（2事業者を表彰） 11/23 事業者向けリーフレット11月配布開始
プラン課題 6 防災・地域活動等への参画促進				
ご意見・課題等			検討状況	
1	取組み名称	防災・災害分野との連携	今後の取組み	令和6年度は、らぶらすにおいて、災害対策課との共催で以下の事業を実施する。 ・女性の視点で考える防災・減災講座 2025/3月に実施予定
			実施内容	・2025年に女性防災コーディネーターと男女共同参画の視点を取り入れた防災講座の実施を予定。

「第二次男女共同参画プラン後期計画に対するご意見・課題等」への実施状況				
基本目標		基本目標Ⅲ 暴力やハラスメントのない社会の構築		
プラン課題 7 配偶者等からの暴力（DV）の防止と被害者支援の充実				
ご意見・課題等			検討状況	
1	取組み名称	DVに関する理解促進及び相談ツールの検討	今後の取組み	・引き続き、相談先リーフレット等の配布を行うとともに、らぶらすにおける講座等を活用しながら、DVに関する認知のきっかけづくりを行っていく。
			実施内容	・困難女性支援法の施行に伴い、リーフレットの相談先名称変更を実施した。
2	取組み名称	男性DV被害者に対する相談体制の拡充	今後の取組み	・らぶらすで実施する男性向け事業を拡充するため「電話相談」に「LINEやメールによる相談」を追加検討中。 ・男性の生きづらさに関する事業の拡充、研修室やオープンスペースを男性にも利用してもらえるよう積極的に開放していく予定。
			実施内容	・らぶらすの男性電話相談の相談員等が、面接相談を実施することで、相談事実証明の発行ができる体制を整えた。 ・令和7年1月17日より男性LINE相談を開始した。
3	取組み名称	警察との連携	今後の取組み	・DV被害者支援団体連絡会及び研修会の内容や開催形態を検討し、連携を強化する。
			実施内容	・DV防止ネットワーク代表者会議（7/17）を困難な問題を抱える女性への支援に関する法律をテーマに実施し、情報共有を図った。
4	取組み名称	DV被害者の自立に向けた支援	今後の取組み	・地域の社会資源を活用しながら、「地域で暮らし続ける」DV被害者を地域で支える体制を整備していく。
			実施内容	・「困難な問題を抱える女性への支援あり方検討会」における検討内容を踏まえ、庁内・庁外の連携体制を強化する。 ・区内民間事業者の視察を実施し、ステップハウスの空き情報を子ども家庭支援課に情報提供する仕組みを試行し入所につなげ連携を強化した。 ・同行警備2回、同行支援1回実施。
5	取組み名称	発災時のDV被害者支援の体制強化	今後の取組み	らぶらすにおいて、災害対策課との共催で以下の事業を実施する中で、DV被害者の視点も取り入れる。 ・女性の視点で考える防災・減災講座【再掲】2025/3月に実施予定
			実施内容	災対課と連携し、関係所管と課題の共有を進める。
6	取組み名称	加害者更生プログラム	今後の取組み	国の実施状況等情報収集を行い、効果的な実施方法や被害者の安心・安全の確保など様々な視点で検証する。
			実施内容	国の実施状況等情報収集を行い、効果的な実施方法や被害者の安心・安全の確保など様々な視点で検証する。

プラン課題 8 性犯罪・性暴力の防止と被害者支援の充実				
ご意見・課題等			検討状況	
1	取組み名称	「性犯罪被害者への支援と性犯罪防止の充実を求める陳情（令和4年10月受理）」への対応	今後の取組み	（仮称）世田谷区犯罪被害者等支援条例に基づき策定する運用方針にて、性犯罪被害者への緊急的な支援を盛り込んだ。今後、具体的な支援策について関係各所と調整していく。
			実施内容	（仮称）世田谷区犯罪被害者等支援条例に基づき策定する運用方針にて、性犯罪被害者への緊急的な支援を盛り込んだ。
2	取組み名称	世田谷区議会からの「刑法の性犯罪規定の見直しに関する意見書」への対応	今後の取組み	国や都の動向を注視していくとともに、条例制定後も（仮称）世田谷区犯罪被害者等支援検討委員会を継続し、検討していく。
			実施内容	条例制定後も（仮称）世田谷区犯罪被害者等支援検討委員会を継続し、検討していく予定である。
3	取組み名称	性的被害への区の対応（相談場所やピアサポートなど民間団体との連携）	今後の取組み	区の相談窓口を強化するとともに、他機関との連携も引き続き検討していく。
			実施内容	（仮称）世田谷区犯罪被害者等支援条例に基づき策定する運用方針にて、性犯罪被害者への緊急的な支援を盛り込んだ。
4	取組み名称	「性同意」にかかる周知・啓発	今後の取組み	引き続き、らぶらすの「デートDV防止」にかかる出前講座を活用しながら、周知・啓発を図る。
			実施内容	・引き続き、らぶらすの「デートDV防止」にかかる出前講座を活用しながら、周知・啓発を図った。 ・「デートDV防止」チラシの中の表現を教育指導要領に基づき変更し、区内の区立及び私立中学校に配布した。（区立30校 私立19校 国立2校）
5	取組み名称	性犯罪・性暴力被害者への緊急避妊薬の無償提供	今後の取組み	（仮称）世田谷区犯罪被害者等支援条例に基づき策定する運用方針にて、性犯罪被害者への緊急的な支援を盛り込んだ。今後、具体的な支援策について関係各所と調整していく。
			実施内容	（仮称）世田谷区犯罪被害者等支援条例に基づき策定する運用方針にて、性犯罪被害者への緊急的な支援を盛り込んだ。
プラン課題 9 暴力を容認しない意識づくり				
ご意見・課題等			検討状況	
1	取組み名称	ハラスメント、性暴力やDV等の暴力を容認しない意識の醸成	今後の取組み	・らぶらすの「デートDV防止」にかかる出前講座を活用しながら、「被害者にならないため」の啓発に加え、「被害者にも加害者にならないため」の啓発周知・啓発を図る。
			実施内容	・らぶらすの「デートDV防止」にかかる出前講座を活用しながら、「被害者にならないため」の啓発に加え、「被害者にも加害者にならないため」の啓発周知・啓発を図った。 ・昨年に引き続き、内閣府が実施する「女性に対する暴力防止に関する運動」暴力根絶と被害者の早期発見・早期支援について普及啓発を行った。（令和6年11月1日～31日）
2	取組み名称	ハラスメントを見逃さない取組み	今後の取組み	関係所管と連携し、研修等通じ周知啓発を行う。
			実施内容	職場におけるハラスメント講座をすでに実施している関係機関と連携し、講座内で男女共同参画の視点でのハラスメント防止の必要性を周知する。
3	取組み名称	その場に居合わせた周囲の人が状況に応じた行動をとることで、犯行の抑止、被害の軽減につなげる「第三者による介入（アクティブ・バイスタンダー）」を増やす取組み	今後の取組み	らぶらすの「男性の生きづらさ講座」において、「第三者による介入（アクティブ・バイスタンダー）」を取り上げる。差別やハラスメントの場面に遭遇した際、第三者として被害者を援護できるように、差別を差別だと認識できる知識と、適切な介入の仕方についての講座を実施する。
			実施内容	男性の生きづらさ講座の中で、実施。 7/27に実施 参加者14人。2回目2024/10/19に実施 参加者1人、3回目2025/1/11に実施 参加者6人

「第二次男女共同参画プラン後期計画に対するご意見・課題等」への実施状況				
基本目標		基本目標Ⅳ 多様性を認め合い、尊厳をもって生きることができる社会の構築		
プラン課題 10 性差に応じたことと身体・健康支援				
ご意見・課題等			検討状況	
1	取組み名称	性に対する正しい理解の促進	今後の取組み	小学4～6年生向けに、「多様性を学ぶリーフレット」を作成中。特別支援学級を含めた児童へ配布を行う予定。 性的マイノリティへの理解促進のために基礎的な内容の講座を予定
			実施内容	性的マイノリティ理解基礎講座 2025/3月に2回連続講座を実施予定
プラン課題 12 性的マイノリティ等多様な性への理解促進と支援				
ご意見・課題等			検討状況	
1	取組み名称	区内事業者への働きかけ	今後の取組み	事業者向けリーフレットを活用し、らぶらす事業として「事業者向け講座」を新たに実施する。【再掲】
			実施内容	事業者向け講座で、リーフレットを基に、講義を実施した。 実施日7/17 申込6人、参加者3人
2	取組み名称	教育分野への働きかけ (学校への出前講座等による理解促進、周知・啓発)	今後の取組み	・小学4～6年生向けに、「多様性を学ぶリーフレット」を作成中。特別支援学級を含めた児童へ配布を行う予定。【再掲】 ・小学生向けに、性的マイノリティへの理解をすすめるための出前講座を行う。【再掲】
			実施内容	申込7校、実施5校：小学校4校、中学校1校(1/20現在) 内訳： 対象小学校児童向け4校、小学校保護者・教職員向け1校、中学校生徒向け2校 内容：性的マイノリティ理解・多様性理解等（内容未定もあるため等としました）
3	取組み名称	庁内における連携	今後の取組み	・就労に関し、安心して相談できるよう、就労支援機関との連携、周知・啓発を行う。
			実施内容	
4	取組み名称	庁内におけるLGBTQ理解促進	今後の取組み	・庁内ALLYを創出するため、有志による勉強会やワークショップ等を開催する。 ・庁内におけるLGBTQの方への対応にあたっては、性自認で対応できるよう、周知や体制の整備を行う。 ・職員が差別的な対応をすることがないよう、自分自身のバイアスに気付き、ファシリテーション・対話能力を向上させるような、実行性のある研修を検討する。
			実施内容	性的マイノリティ理解促進研修を実施した。(令和6年12月)
5	取組み名称	区内事業者の同性パートナーのいる職員処遇の平等、LGBTQへのハラスメント禁止規程の整備に向けた取組み (特にらぶらす運営事業者をはじめとする区立施設運営受託事業者から、区との契約事業者、外郭団体等)	今後の取組み	・区内事業者の性的マイノリティに関する理解・取組みにできることから着手できるようなガイドラインの策定について引き続き、検討する。
			実施内容	(仮称)性の多様性に関する事業者の取組みガイドライン策定に向け、区内事業者等とワークショップを開催した。
6	取組み名称	パートナーシップ・ファミリーシップ制度の対象とならない、法律婚できない人(事実婚)の困りごとへの対応	今後の取組み	・(法律婚やパートナーシップの当事者と比して)関係性の理解や権利・義務において、どのような違いや生きづらさ、困難があるのか研究する。 ・法に抵触しない範囲で、ファミリーシップだけでなく事実婚も、家族や保護者として取り扱うよう、各事業の内容に応じた検討を働きかける。
			実施内容	
7	取組み名称	LGBT理解増進法施行に伴う周知・啓発	今後の取組み	・LGBT理解増進法施行の機会を捉え、社会情勢等を十分に考慮しながら、支援の必要性や「世田谷区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取組み」等に関する周知・啓発を行う。
			実施内容	

「第二次男女共同参画プラン後期計画に対するご意見・課題等」への実施状況				
基本目標		推進体制 男女共同参画社会の実現に向けた方策		
方策 1 男女共同参画センター「らぶらす」の機能の拡充				
ご意見・課題等			検討状況	
1	取組み名称	より多くの方が安心して、気軽に利用できる施設運営	今後の取組み	・令和6年度も引き続き、自習室として研修室を開放する。平常時は午後・夜間、土・日・祝及び、夏休み等の長期休暇期間は、空室があれば午前から利用できるように整えていく。 ・同様に、子ども室の開放も継続する。
			実施内容	自習室：通常は、午後夜間の時間帯で、空き研修室を利用して実施。長期休暇期間中は、空きがある場合に限るが午前から実施する。その他、3階の活動コーナー・情報交流コーナー、ライブラリーの中に設けた読書コーナーも学習での利用を認める。また、子ども室も同様に、空いている時間帯を開放する。
2	取組み名称	区民・団体・事業者等の参加、参画、協働の推進	今後の取組み	・ニーズに応じ、区内小中学校や大学等に出席講座を実施するとともに、区内企業向けのらぶらす出席講座を実施する。 ・引き続き、区民企画協働事業の実施、活動支援等を行う。 ・区民を主体とした男女共同参画基礎講座の実施 ・らぶらすサポーターの拡充 ・地域における活動団体や大学生への学習支援
			実施内容	・出席講座は、前述のとおり。 ・区民企画協働事業は、応募10団体の内、書類審査・公開プロポーズ・二次審査を経て採択された4団体と9月から2月の間に順次実施予定。 ・らぶらすサポーターと企画した、区民が考える男女共同参画基礎講座（らぶらすゼミ）を10月に実施。参加者 延べ31人（講座：17人、トーク：14人）次回は、2025/3月に実施予定。
3	取組み名称	地域ネットワーク構築	今後の取組み	・令和6年度も引き続き、らぶらす運営協議会を開催する。
			実施内容	・運営協議会を6/20、9/25、12/12に実施。2024年度は、年4回を予定しており、次の開催は3/6を予定。
4	取組み名称	広報、普及啓発	今後の取組み	・引き続き、らぶらすノベルティを作成し、区内外で行われるイベントに出展し、来場者にらぶらすリーフレットとともに配布する。 ・相談リーフレットを作成し、関係機関に配布する。
			実施内容	・らぶらすの紹介ツールとして、施設紹介リーフレットを活用。 ・HPをリニューアルし、講座の申込フォームを新設することで、申込の簡便化を図った。 ・2023年度に開設したSNSインスタグラムを広報に積極的に活用。 ・区内外で実施する祭り等イベントに参加し、WLBに関する簡単なアンケートを実施している。リーフレットやチラシと共にノベルティを配布し、らぶらすの周知啓発を図る。 ・らぶらすのサインをリニューアル。ビル横の案内サインは、遠くからでも目立つように仕立て直した。
5	取組み名称	公平・公正・中立性を担保した事業運営	今後の取組み	・令和5年度の「離婚をめぐる法律・制度活用講座」において、講義の中で不適切な行為を助長するような内容が含まれていた等の指摘を真摯に受け止め、今後の講座の選定・講義内容の設定、講師の選定等に当たって十分に考慮し、より良い講座運営に努める。
			実施内容	オンライン講座として、男女ともに考えるDVと離婚をめぐる法律講座～パートナーとの関係で悩んでいる方へ～を実施した。

方策2 区職員の男女共同参画の推進				
ご意見・課題等			検討状況	
1	取組み名称	庁内における情報発信や意見交換の場の創出	今後の取組み	・にじいろ通信、職員セルフチェックを引き続き実施する。 ・庁内若手職員を中心とした意見交換の場を創出する。
			実施内容	
2	取組み名称	障害者の自立生活など区政全般におけるジェンダーの視点	今後の取組み	・複合化した問題が何かを明らかにし、適切な支援の取組みにつなげていくことで、ジェンダー主流化を推進する。 ・あらゆる分野における事業の計画・実施・評価検証等のそれぞれのプロセスにおいて、性別による不平等が持続しないようジェンダー主流化を実践していく。 ・管理職がジェンダー主流化の理解を深め、職場において具体的に推進していけるよう、考え方や進め方に関する手引きを作成する。 ・ジェンダー主流化の実践に向けて、領域分野とジェンダー双方に理解のある専門家の活用を検討する。
			実施内容	
方策3 推進体制の整備・強化				
ご意見・課題等			検討状況	
1	取組み名称	苦情処理委員会の相談件数の少なさ、周知不足	今後の取組み	・申立てやプロセス等、利用しやすい制度になるよう、検討を行う。
			実施内容	
2	取組み名称	地域における男女共同参画の推進及びネットワークの構築	今後の取組み	引き続き、タウンミーティングを開催し、持続性の高い取組みを目指すのと同時に、地域単位での活動にも幅を広げ、地域型の事業も検討する。
			実施内容	
3	取組み名称	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行に向けた庁内体制の整備	今後の取組み	・国の基本方針と東京都の基本計画に基づき、区の基本的な方針を策定するとともに、支援策の現状を可視化し、庁内関係部署と連携して包括的な支援の提供を目指す。 ・都の基本計画を踏まえながら、区としてすべき支援策を検討する。 ・関係所管に学識経験者を交えた「困難な問題を抱える女性への支援あり方検討会」を設置し検討を行う。
			実施内容	・「困難な問題を抱える女性への支援あり方検討会」の実施。 (第1回 5/31 第2回 7/29 第3回 9/20 第4回11/29) ・作業部会の実施 全体会 第1回 6月12日、第2回 6月28日 テーマ別 女性相談窓口改善部会 11月13日 中年層単身支援部会 9月19日、11月27日 若年女性支援部会 12月16日、1月10日
4	取組み名称	若年女性の居場所づくり、早期発見・早期支援の仕組みづくり	今後の取組み	・「困難な問題を抱える女性への支援あり方検討会」において、若年女子支援についても検討する。 ・令和6年度、らぶらすにて若年女性カフェを開催。
			実施内容	年度後半に、若年女性カフェの実施を予定。
5	取組み名称	各種助成事業の積極的な活用	今後の取組み	引き続き、地域女性活躍推進交付金、民間団体支援強化・推進事業を始めとする各種助成事業を活用する。
			実施内容	
6	取組み名称	基本計画の成果指標と男女共同参画プランの多岐にわたる施策との関連性の分析	今後の取組み	・11月に実施予定の、男女共同参画に関する区民意識・実態調査に向けて、引き続き設問の検討を進める。
			実施内容	

次の一歩へ、つながる相談・居場所
世田谷区立男女共同参画センターらぶらす

男性相談

無料/匿名（ニックネーム）での相談可/秘密厳守

第1・3金曜日、第2・4土曜日/18～21時/予約不要

月4回

第1・3金曜

第2・4土曜

2025年
1月17日(金)
より

LINE相談がはじまります

人間関係（家庭、職場、配偶者、恋人等）、DV、
性の問題、孤独、喪失、心のモヤモヤ、生き方……

日ごろ困っていること、身近な人にも話しづらいことについて話して、気持ちを整理してみませんか。



男性の相談員が
対応いたします

お話をうかがいます。
お気軽にご相談ください。

電話で
相談

03-6805-2120

LINEで
相談



LINE 友だち追加

アカウント名：らぶらすLINE相談@世田谷区
<https://lin.ee/kaM6Iha>

相談時間内に先着順で相談をお受けいたします。
順番が来るまでにお待ちいただく場合がございます。
急いで相談したい場合は、電話相談もご利用ください。

お問い合わせ

世田谷区立男女共同参画センターらぶらす

〒154-0004

世田谷区太子堂1-12-40 グレート王寿ビル3～5階

電話 03-6450-8510 FAX 03-6450-8511

らぶらすHP <https://laplace-setagaya.net/>

2025.1



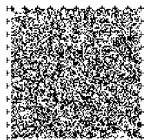
電車】東急田園都市線・世田谷線「三軒茶屋」駅下車徒歩7分
バス】東急バス・小田急バス「昭和女子大」下車

小田急バス（駒沢陸橋～北沢タウンホール）「三軒茶屋」下車
※駐輪場のご利用を希望される方は、らぶらすまでお問合せください

Find Your Reiwa Model

持続可能な
経営戦略としての
令和モデル

～様々な経営課題を
解決する鍵～



様々な経営課題を 解決する鍵

物価高騰、深刻な人手不足など企業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。
このような状況を打破し、目の前にある課題を解決していくためには、『男女共同参画を柱とした経営戦略』が鍵になります。

■ 事業者が取り組むこと

「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」の第6条(事業者の責務)では、事業活動及び事業所運営において、男女共同参画及び多文化共生社会の形成に向けた必要な措置を講じるよう努めることが規定されています。
世田谷区では、区や区民だけでなく、事業者も一体となり、男女共同参画や多文化共生を推進していくことを目指しています。

■ 男女共同参画の視点が重要

世田谷区が実施した調査では、多くの事業者が今後の課題として1番に「人手不足」を挙げています。従業員の定着や優秀な人材の確保等のためには、男女共同参画の視点が重要になっています。

『今後の経営上の課題』



持続可能な 経営戦略としての 令和モデル

ハラスメントの防止

職場において、パワー・セクシャル・マタニティー・SOGIハラスメントのほか、近年ではカスタマーハラスメントも増えており、従業員への悪影響、会社への不利益影響が発生しています。
ハラスメント防止は事業者の義務であり、防止対策を取ることは、従業員が安心・安全に働ける職場づくりにつながり、従業員の定着や事業所のイメージの向上が図られます。

具体的な取組みとしては、
・就業規則等に各種ハラスメント禁止を明記
・ハラスメントに関する研修、講習等の実施
・ポスター、リーフレット、手引き等の啓発資料の配布、掲示
・事業所内外に相談窓口、苦情処理機関等の設置
・実態把握のためのアンケート調査
などが挙げられます。

従業員の 定着



優秀な
人材の確保

持続可能な 経営

労働生産性の
向上
・
コスト削減

多様性の尊重

多様性とは、さまざまな社会、異なる性的指向など、それぞれの人々が持つ多様なバックグラウンドのことを指します。個性や価値観を互いに認め合ったうえで、それぞれの活躍できる取組みが求められています。
事業者が積極的に取り組むことにより、多数派の意見に多様な視点を加え、新しいアイデアを生み出す効果が生まれています。

具体的な取組みとしては、
・LGBTQへの理解を深める研修の実施
・就業規則等に同性パートナーの処遇
SOGIハラスメント禁止等を明記
・LGBTQを含むジェンダー平等に向けた人事、給与、福利厚生制度の構築
・性別に応じた制服や服装規定などの撤廃
などが挙げられます。



企業イメージの向上



女性活躍推進

女性の活躍を推進し、女性が働きやすい環境を整えたり、女性管理職を増やすことで、会社の成長やイメージアップが期待できます。
そのためには、男女の採用・昇進が公平に行われること、賃金格差をなくしていくことが重要です。

具体的な取組みとしては、
・積極的な女性の採用、管理職等への登用
・キャリアアップのための研修実施
・個別キャリアプランニングの実施
・保育サービス補助
などが挙げられます。



仕事と家庭の両立支援

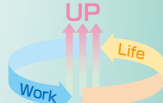
従業員が育児や介護などのライフイベントに際して、仕事を辞めたり、キャリアを中断することなく長く働き続けるためには、事業所内でのサポートが不可欠です。
近年では、経営や人事の方針として位置付けたり、相談窓口を設置する事業所も増えてきています。

具体的な取組みとしては、
・育児・介護休業、休暇制度(子の看護休暇、介護休暇等)の利用促進や充実
・育児短時間制度の導入
・育児復帰支援プランの策定
・フレックスタイム制、時差出勤、在宅勤務など柔軟な働き方の充実
・情報提供や学習支援などの復職支援の充実
などが挙げられます。



ワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)とは、
・やりがいや充実感を感じながら働き
・健康で豊かな生活のための時間が確保でき
・家庭や地域社会などにおいても人生の段階に応じて多様な生き方が選択実現できること
を指します。事業所では、従業員の心身の健康を維持する労働環境をすることとして、例えば働きながら子育てができる環境づくりや、介護などライフステージに応じた働き方や価値観への対応が求められます。



具体的な取組みとしては、
・業務の見直しによる業務効率化や長時間労働の削減
・計画的な年休取得の促進
・新たな休暇制度の創設(アニバーサリー休暇制度、配偶者出産休暇、年次有給休暇の積立制度等)
・男性の育児参加の促進
などが挙げられます。



株式会社ハッピースパイラル

https://kids.seconds.jp



代表 飯田 昌之 創業 2005年2月 社員数 16名
業種 衣料品・ブランド品のリユース店運営 TEL 03-6805-7170
所在地 世田谷区瀬田1-22-19
瀬田モントビル1F



受賞コメント

今回の受賞、本当にうれしく思います。この賞のことは、何年前から知っていたのですが、弊社こそ値するのでは?と思い、思い切って応募してみました。多くのかたの協力もございまして、受賞することができました。今回の受賞を、スタッフ全員で、やってきたことの確認と更なる更新の機会にできればと考えております。



代表取締役
飯田 昌之さん
Masayuki Iida

弊社は、この取組を意識してきた訳ではないのですが、子供服リユースが主という業種、既婚女性の力が必要な職場でした。その為、既婚女性の働きやすい環境は併せて整備できました。幸い、私も子育て真っ盛りでしたので、気持ち解るつもりでした。会社には、まだまだ課題はあります。ゆとりをもって、欲張らず、経営できたらと思います。また、社会に目を向けると、子育て社会は、学校スケジュールと共に、平日と土日がかくつきりしています。サービス業が好きな人達が、出産後も働ける丁度良い職場(土日を中心に休めるサービス業)として、モデルケースになればと考えております。



子供服査定リーダー
古舘 しのぶさん
Shinobu Furutate

現在小3の子どもがおります。子どもが2歳になる少し前に、前職のアパレル企業から転職しました。職種は変われど扱う品は同じ洋服だったので、自分の持つ知識を活かしつつ、「ブランド子供服」という新たなジャンルの知識を得られることを楽しみながら働いています。また、リユースを通して売りたい人、買いたい人の橋渡しをし、双方の満足を得られることはこの職種の魅力だと感じています。子どもの急病時など休みも柔軟に対応いただき、社内には同じように子育て中の方が多いので、お互いの事情を理解し合いながら働ける環境であることは、何よりありがたいです。



レディース部門査定リーダー
下條 麗美花さん
Remika Shimojo

子持ちシングルマザー。入社して6年目です。前職も同業種でアルバイトで働いていましたが、子供が小学校入学するにあたり自分も正社員で働きたいと思い入社しました。福利厚生はもちろん、子育て世代への配慮が魅力で入社を決め今に至ります。仕事優先ではなく、育児や家庭の事、プライベート等、理解のある会社で感謝しております。なににより自分の"好き"を仕事にできて続けられていることに感謝でいっぱいです。今後もその感謝を、自分のチカラを会社に貢献して返していけるよう精進したいと日々思っております。働くことが楽しい会社です。

表彰理由

風通しの良い職場、社員の勤務時間内に仕事を終えるというワークライフバランス意識

- 社員募集の段階で、販売員、査定員、ネット登録(在宅勤務)と、自分の働き方にあった職務に応募が可能なお組を取り入れている。
- 社員の要望に応じて、時短勤務などを取り入れている。時短勤務による心理的効果についても考慮し、仕事と家庭のどちらも円満にするための環境を整えている。雇用形態について、社員から契約へと、自分の生活に合わせて移行するなど、幅広い働き方の変化に柔軟に対応している。
- 社員自身の希望する販売という職種の中で、子育て中の社員が多いということを考慮しながら、土日は月数回の出勤に留めている。また、土日勤務希望の社員を募集することによって、双方にとって良い働き方の組み合わせを構築し、かつ個々に適した働き方を受け入れている。

令和6年度
世田谷区

先進事業者表彰 受賞事業者紹介



未来が 変わる
誰もが いきいきと
働ける職場 を目指して

男女共同参画の 視点を取り入れた
取り組みを行っている 事業者を紹介します。
身近なところから取 組んでみませんか?

株式会社アンプインテリアデザイン

https://anp-interior.com



代表 小早川 梓 創業 2013年7月 社員数 6名、アルバイト3名
業種 オーダー家具のデザイン施工・内装設計・内装工事 TEL 03-6379-8675
所在地 東京都世田谷区八幡山1-9-17



受賞コメント

アンプインテリアデザインは、オーダー家具のデザイン施工・インテリアデザインの他、内装設計・内装工事も行なっております。デザイン会社という業務とともに、建設業という側面を持っております。私たちの仕事は、女性だけでは成り立ちません。女性も男性も同じように活躍できる会社を目指してきました。今では、性別、年齢、国籍を超えて、様々な夢やキャリアを持つ社員が活躍しています。社員みんなが支え合いながら、チームとして成長できる組織を目指しています。これからも、誰もが働きやすく、やりがいを持って仕事に臨むことができ、毎日が楽しく感じることのできる職場環境を作っていきたいと思っています。



代表取締役
小早川 梓さん
Azusa Kobayakawa

11年前の創業当時、女性が働きやすい会社を作りたいと目標に掲げてきました。ここまで多くの社員と働く中で、女性はもちろん、男性も同じように、自由な働き方を求めていると感じました。それぞれに夢やキャリアアップなど、様々な未来を思い描いていて、それを一緒に実現していけるような会社でありたいと思っています。今では、女性だけに特化せず、女性も男性も分け隔てなく、同じように活躍できる環境を作りたいと考えています。社員とのコミュニケーションは特に大切に、こまめに一人一人と対話する時間を設け、たくさん話を聞き、それぞれのライフステージやライフスタイルに合わせた労働環境を整備できるように心がけています。



マネージャー
山本 茜さん
Akane Yamamoto

入社当初はパートタイム従業員として採用されました。建築関係の業界では、女性で主婦という立場だと、事務補佐など限られた仕事しか任されてもらえない企業も多い中、現場での手元作業や設計補佐から事務処理まで、いろいろな仕事を経験させてもらい、今では正社員として働いています。自分の興味のある仕事を体験させてもらえることは、仕事への意欲に繋がっていると感じています。本人のやる気を育ててくれる会社だと日々感じていますので、期待に応えられるように、他の従業員と一緒に会社を盛り上げていきたいと思っています。



設計チームリーダー
西村 萌さん
Megumi Nishimura

大学卒業後、新卒で入社して今年で5年目になり、現在は設計チームのリーダーを任されています。昨年より、夫の転勤で2年間北海道に移住することになりましたが、現在もフルリモートにて勤務を続けております。初めはフルリモートでの勤務に不安もありましたが、現在は家庭と仕事を両立しながら安心して仕事が続けられています。ライフステージが変わっても、その時に一番働きやすい勤務形態を模索していただき、離れた場所でも働き続けられる環境に感謝しています。今後も家庭と仕事を両立しながらキャリアアップに励みたいと思います。

表彰理由

代表自身が仕事と家庭の両立の難しさを経験し、誰もが働きやすい職場を確立

- 顧問社労士と契約をし、休暇や働き方の方針について決めている。代表自身がインテリア会社に勤めていた時、帰宅が遅く子どもとの時間が取れなかった経験を活かし、完全フレックス制度を導入している。また、長く働いてもらうため副業も可とし、在宅勤務も認めるなど、その都度顧問社労士と相談の上勤務形態を調整している。就業規則を定めている。
- パートから正規雇用へ昇格した社員を、幹部社員研修に参加させ、管理職のスキルを磨いてもらう取り組みをしている。
- 社員からの要望や意見を、一人ひとりと時間をかけてヒアリングをしている。従業員の不安解消のため、1on1ミーティングを2か月に1度実施し、困っている事、仕事に対しての考え、将来のことなどを聞き仕事に反映させている。自分の夢を持った男性社員は、夜間の専門学校に通っているため、社員になることをあきらめていたが、完全フレックスでの働き方を提案し、仕事と学校を両立させながら、正社員として登用している。
- 経営方針発表会には、自分の夢をかなえるため退職した社員や、退職後も外注委託という形でかかわっている社員が多く参加し、良好な関係を続けている。
- ライフイベントによる働き方の形態の自由度が高く、希望者には週休3日を導入している。

皆さまの1歩をサポートします

※文字の色を世田谷区(ブルー)、東京都(オレンジ)、国(グリーン)で示しています。 ※本紙掲載の情報は3月時点の情報のため、変更となる場合があります。

■世田谷区及び(公財)世田谷区産業振興公社の取組み

男女共同参画・制度活用講座

男女共同参画の基礎的な知識や男女共同参画を踏まえた経営戦略、活用できる制度について、講座を実施しています。講座の情報は世田谷区立男女共同参画センターらぶらすのHPに掲載します。

【問い合わせ先】
世田谷区立男女共同参画センターらぶらす 03-6450-8510



セクシュアル・マイノリティのための世田谷にじいろひろば電話相談

セクシュアル・マイノリティについての電話相談です。職場での困りごと等の相談に応じます。
毎月 第1・3金曜日 午後2時～5時
第2・4金曜日 午後6時～9時(12月28日～1月4日を除く)

【相談先】
世田谷区立男女共同参画センターらぶらす 03-6805-5875

経営者及び人事・採用担当者向けセミナー

経営者、人事・採用担当者向けに、採用の秘訣や、知っておくべき改正労働法について等をお伝えするセミナーを開催しています。経験豊富な講師が、多種多様なテーマで、皆様の悩みや疑問にお応えします。

【問い合わせ先】
三茶おしごとカフェ 03-3411-6604



人材採用のサポート

区内企業様向けに、求人票の公開、採用イベントを開催することが可能です。また、三茶おしごとカフェに利用登録された求職者の方から、採用条件にマッチした方をご紹介します。

【問い合わせ先】
三茶おしごとカフェ 03-3411-6604



社会保険・労働相談

社会保険労務士が、労務等についてのご相談を行っています。
月～土曜(祝・休日・年末年始を除く) 午前9時～午後8時 1回あたり1時間程度、年度内に3回までご相談いただけます。
担当する相談員を調整させていただくため、10日前までにお申し込みください。
※火曜、金曜(三茶おしごとカフェ)、第1日曜日(烏山区民センター)は午後1時～5時まで予約不要で相談いただけます。

【問い合わせ先】
三茶おしごとカフェ 03-3411-6604



総合経営相談・経営支援コーディネーター伴走支援初回相談

販路開拓、業態転換、経営改善、広報、マーケティング、各種補助金などの情報収集など、経営に関する様々な相談を公社相談ブースにて、1時間無料で中小企業診断士に相談いただけます。
月～金曜(祝・休日・年末年始を除く) 午後1時～午後4時(事前予約制)

【申し込み先】
公益財団法人 世田谷区産業振興公社 経営支援・雇用係 03-3411-6613



中小事業所向けハラスメント相談窓口外部委託サービス(有料)

社内にハラスメント相談窓口を設置することが難しい世田谷区内の中小事業者を支援するため、外部窓口を有料で提供するサービスです。中小企業法人または個人事業主が申し込み契約(有料)していただきます。

【申し込み先】
公益財団法人 世田谷区産業振興公社 経営支援・雇用係 03-3411-6613



■東京都や国の取組み

TOKYO「働き方改革、ワーク・ライフ・バランス」相談窓口等(東京都働き方改革促進事業)

社会保険労務士などの相談員による相談、講座、専門家の派遣等を行います。

【問い合わせ先】0120-388-038



Tokyo LGBT相談 専門電話相談(事業者の方向け)

性的マイノリティの方々が働きやすい環境づくり等の取組みを支援するため、電話相談を行っています。

【問い合わせ先】050-3138-4011



東京働き方改革推進支援センター

労務管理・企業経営等の専門家による電話相談や企業訪問相談、出張相談会やセミナー等を実施しています。

【問い合わせ先】東京働き方改革推進支援センター:0120-232-865



中小企業育児・介護休業等推進支援事業(厚生労働省)

両立支援の専門家が育休復帰支援プランや介護支援プランの導入についての無料サポートやセミナーを開催しています。

【問い合わせ先】育児・介護支援事務局:03-5542-1740



総合労働相談コーナー(厚生労働省)

労働条件、採用・募集等を含めた労働問題に関する相談を行っています。

【問い合わせ先】厚生労働省 東京労働局 総合労働相談コーナー



両立支援等助成金、業務改善助成金等、各種助成金(厚生労働省)

仕事と家庭の両立に関する助成金等、各種助成金について情報を掲載しています。

【問い合わせ先】厚生労働省 東京労働局



■その他の事業

社労士110番・無料電話相談(東京都社会保険労務士会)

年金、健康保険、育児、介護、雇用保険、助成金、労災保険、安全衛生、労働関係等のお悩みについて、社会保険労務士が相談に応じます。

【問い合わせ先】03-5289-8844



総合労働相談所(東京都社会保険労務士会)

賃金、労働時間、労働条件、退職勧奨、解雇、求職・復職、ハラスメント、労災、雇用保険、社会保険等のお悩みについて、社会保険労務士が相談に応じます。

【問い合わせ先】03-5289-8833



■情報掲載サイトのご紹介

事業者向け情報掲載ページ

らぶらすの講座情報や区の取組みを掲載しています。



東京都生活文化スポーツ局ホームページ

ライフ・ワーク・バランス等に関する情報を掲載。



東京都女性活躍推進ポータルサイト

女性活躍推進の取組みに関する情報を掲載。



TOKYOはたらくネット

事業者及び従業員向けに就労・雇用等に関する情報を掲載。



TOKYOノーハラ企業支援ナビ

事業者及び従業員向けにハラスメント防止の支援情報を掲載。



性的マイノリティに関する企業向けポータルサイト

東京都が実施する制度や企業向けの情報を掲載。



「仕事と生活の調和」推進サイト(内閣府)

仕事と生活の調和の推進に向けた取組事例、イベント等の情報を掲載。



両立支援のひろば(厚生労働省)

仕事と家庭の両立の取組みを支援する情報を掲載。



多様な働き方の実現応援サイト(厚生労働省)

多様な働き方を実現するための情報を掲載。



働き方・休み方改善ポータルサイト(厚生労働省)

従業員の働き方・休み方の見直し・改善のための情報を掲載。



あかるい職場応援団(厚生労働省)

職場内におけるハラスメント等の予防・解決に向けた情報を掲載。



女性応援ポータルサイト(内閣府)

女性のライフステージに応じた施策に関する情報を掲載。



表彰・認定制度を活用してPRしましょう!

世田谷区では、「男女共同参画先進事業者表彰」、東京都では、「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業制度」、国では「優良企業認定(えるぼし認定・プラチナえるぼし認定)」を実施しています。こうした表彰・認定制度を活用することで、会社のイメージUPや優秀な人材の確保につながるとともに、表彰や認定への申込を通じて、事業所内の環境整備にもつながっていきます。

女性活躍推進法に基づく『一般事業主行動計画』とは?

『一般事業主行動計画』とは、企業が自社の女性活躍に関する状況把握と課題分析を行い、それを踏まえた行動計画を策定するものです。
令和4年4月1日からは、一般事業主行動計画の策定・届出義務及び自社の女性活躍に関する情報公表の義務の対象が、**常時雇用する労働者が301人以上の事業主だけでなく、101人以上300人以下の事業主に拡大**されました。行動計画の策定を通じ、職場環境が改善されることにより、従業員の意欲向上や人材の定着を高めるなど、メリットがあります。東京都や国の制度を活用しながら、策定してみませんか?

Find Your Reiwa Model

世田谷区生活文化政策部
人権・男女共同参画課

TEL.03-6304-3453
FAX.03-6304-3710

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There is no handwriting or other markings on the paper.